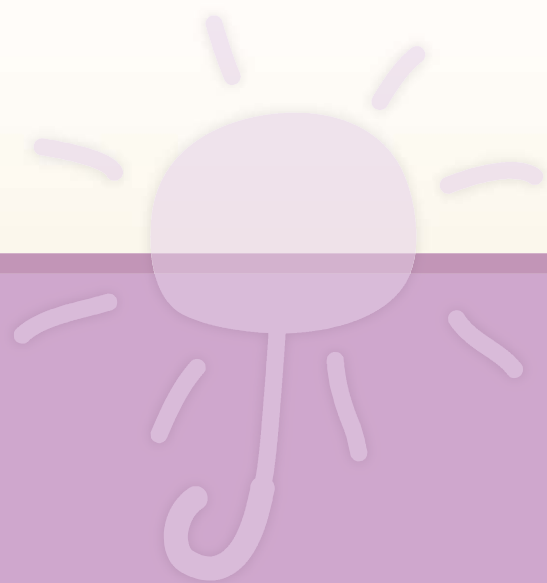


# 法テラス白書

平成28年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著





# 法テラス白書

平成28年度版

日本司法支援センター 編著

# 法テラス 運営理念

## 使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

## 心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

## 行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

## 法テラス白書（平成28年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、平成18年4月に設立され、今日に至るまで、情報提供を始め民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策、さらに、東日本大震災法律援助などの業務を展開してまいりました。

業務開始から10年目となった平成28年度は、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）における情報提供件数は累計338万件に達し、民事法律扶助業務における法律相談援助件数は累計250万件を超え、援助件数も累計100万件を突破しました。これらの数値は、法テラスが国民の皆様にとって身近な相談窓口として定着してきていることの表れであると思っております。

さて、平成28年6月には、被疑者段階における国選弁護の対象を勾留された全事件に拡大することなどを内容とする刑事訴訟法の一部改正法が公布されたほか、総合法律支援法の一部改正法が公布されました。この改正総合法律支援法では、法テラスの業務として、新たに、大規模災害の被災者に対する無料法律相談援助（以下「被災者法律相談援助」という。）のほか、認知機能が十分でない高齢者・障がい者等（以下「特定援助対象者」という。）や、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助等が追加されました。

このうち、被災者法律相談援助に関する部分は、平成28年7月1日に他の改正条項に先行して施行され、平成28年熊本地震に適用されました。本白書のTOPICでも触れていますが、法テラスでは同日から熊本地震の被災者の方々に対する資力を問わない無料法律相談を開始し、その件数は平成28年度中に約1万件に達しました。

未施行となっていた特定援助対象者及びDV等被害者に対する資力を問わない法律相談援助等に関する部分の施行日は平成30年1月24日であり、これら法律相談援助が実施されることで、高齢化社会や、深刻な被害に進展するおそれの大きいDV、ストーカー、児童虐待などの問題に対応して、法的援助を求めにくい方々がより司法へアクセスしやすくなることが期待されています。法テラスでは、現在、円滑な施行に向けて関係機関と連携しつつ、対応体制を整えているところであり、また、平成30年6月までに施行予定の、先に述べました被疑者国選弁護対象事件拡大にも十全に対応できるよう準備を進めているところです。

このように、法テラスの果たすべき役割は年々拡大しておりますが、職員は一丸となってこれらの業務に取り組み、国民の皆様の御期待に応えてまいりたいと考えております。

この法テラス白書を御一読いただくことで、関係機関を始めとして広く国民の皆様に法テラスの活動を深く知っていただければ幸いです。併せて、今後とも、法テラスに対する一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 宮 崎 誠

# 目次

法テラス運営理念	2	2. 民事法律扶助業務	
法テラス白書(平成28年度版)の発刊に寄せて	3	2-1 平成28年度における業務の概況	43
■法テラスの概要	8	(1) 総合法律支援法の改正による新たな援助	43
(1) 設立	8	(2) 業務開始以来の相談援助累計件数が250万件を、 援助決定累計件数が100万件を突破	43
(2) 組織	8	2-2 業務の概要	44
(3) 主な業務	9	2-3 業務の状況	45
(4) 事務所	10	2-4 契約弁護士・司法書士数の推移	46
(5) 予算・決算の概要	12	2-5 法律相談援助を受けた人の属性	47
■主な業務の概況	13	2-6 法律相談援助の状況	48
■法テラスのあゆみ	14	2-7 代理援助・書類作成援助を受けた人 の属性	49
これまでのあゆみ	14	2-8 代理援助の状況	51
平成28年度の主な出来事	16	2-9 書類作成援助の状況	53
■法テラスの12年間のあゆみ	17	2-10 立替金の償還(返済)	54
TOPIC 平成28年(2016年)熊本地震への 対応	20	(1) 償還	54
		(2) 立替金の免除	54
		2-11 不服申立てと再審査申立て	55
1. 情報提供業務		3. 国選弁護等関連業務	
1-1 平成28年度における業務の概況	27	3-1 平成28年度における業務の概況	78
(1) 情報提供利用者の利便性の向上		3-2 国選弁護関連業務	79
— メール問合せフォーム・FAQの整備 —	27	(1) 業務の概要	79
(2) 多言語での情報提供		(2) 国選弁護制度	79
— ベトナム語による問合せが可能に —	27	(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結	81
(3) 法教育の取組		(4) 国選弁護人候補の指名通知	82
— 法テラス設立10周年記念法教育イベントの開催 —	27	(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定	85
(4) 品質向上のための取組		(6) 国選算定基準の改正	87
— ミステリーコール、研修等 —	28	3-3 国選付添関連業務	88
1-2 業務の概要	29	(1) 業務の概要	88
1-3 問合せ件数	30	(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定	90
(1) サポートダイヤル	30	4. 常勤弁護士に関する業務	
(2) 地方事務所	31	4-1 平成28年度における業務の概況	96
1-4 問合せの傾向	32	(1) 常勤弁護士とは	96
(1) サポートダイヤル	32	(2) 司法ソーシャルワークに関する取組	96
(2) 地方事務所	35	(3) 被災地への常勤弁護士の派遣	96
1-5 認知媒体(サポートダイヤル、地方事務所)	36	(4) 常勤弁護士の資質の向上等に関する 法テラスの責務の明確化	96
1-6 利用者の地域分布	38	4-2 業務の概要	97
(1) サポートダイヤル	38	4-3 常勤弁護士の配置	97
(2) 地方事務所	39	(1) 配置	97
1-7 紹介先関係機関(サポートダイヤル、 地方事務所)	40	(2) 司法修習直後の者からの採用	99
1-8 法教育	41	4-4 常勤弁護士の確保	100

4-5 司法過疎地域事務所の設置	101	8. その他	
4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備	102	8-1 組織	137
(1) 実務研修	102	(1) 本部と地方事務所の組織	137
(2) 裁判員裁判弁護士技術研究室・常勤弁護士 業務支援室	106	(2) 事務所	138
(3) その他の環境整備	106	(3) 根拠法	141
		(4) 主務大臣	141
		(5) 資本金	141
		(6) 役員状況	141
		(7) 職員状況	141
<b>5. 犯罪被害者支援業務</b>		8-2 法テラスの認知状況	142
5-1 平成28年度における業務の概況	107	(1) 認知状況の推移	142
(1) DV、ストーカー及び児童虐待の被害者を 対象とする法律相談業務の開始に向けて	107	(2) 性別・年代別認知度	144
(2) 犯罪被害者支援業務の充実	107	(3) 認知経路	144
(3) 研修等の実施	107	8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声	146
5-2 犯罪被害者支援業務	108	8-4 審査委員会	151
(1) 犯罪被害者支援業務等の概要	108	(1) 審査委員会とは	151
(2) サポートダイヤル(犯罪被害者支援ダイヤル)	109	(2) 審査委員会の審議事項	152
(3) 地方事務所	114	8-5 顧問会議	153
5-3 被害者国選弁護関連業務	118	(1) 設立の趣旨	153
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための 国選弁護制度	118	(2) 顧問会議メンバー	153
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況	119	(3) 顧問会議の開催状況	153
5-4 被害者参加旅費等支給業務	121	8-6 地方協議会	154
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要	121	開催の目的、状況	154
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績	122		
		法テラスの刊行物	160
<b>6. 震災法律援助業務</b>			
6-1 業務の概要	123		
(1) 被災者の実情に寄り添う支援	123		
(2) 法テラス震災特例法の延長	124		
6-2 業務の状況	124		
6-3 震災法律援助契約弁護士・司法書士数 の推移	127		
6-4 被災地出張所における専門士業に よる「よろず相談」	128		
6-5 震災 法テラスダイヤル	130		
<b>7. 受託業務</b>			
7-1 業務の概要	131		
(1) 中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得 支援業務	131		
(2) 日本弁護士連合会委託援助業務	132		

# 資料目次

## TOPIC 平成28年（2016年）熊本地震への対応

資料1	被災者法律相談援助の月ごとの実績	23
資料2	被災者法律相談援助の分野別実績	23
資料3	被災者法律相談援助の実施場所ごとの実績	24
資料4	熊本地震 問合せ件数の推移	24
資料5	熊本地震 問合せ分野別内訳	25
資料6	法テラス熊本での平成28年1月から7月までの法律相談件数の推移	26

## 1. 情報提供業務

資料1-1	情報提供業務の流れ	29
資料1-2	サポートダイヤル問合せ件数の推移	30
資料1-3	サポートダイヤル問合せ件数	30
資料1-4	地方事務所問合せ件数の推移	31
資料1-5	サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移	32
資料1-6	平成28年度サポートダイヤル利用者男女比	33
資料1-7	平成28年度サポートダイヤル利用者年代別内訳	33
資料1-8	平成28年度サポートダイヤル利用者の年代ごとの男女比	33
資料1-9	平成28年度サポートダイヤルにおける問合せ分野ごとの男女比（上位30分野）	34
資料1-10	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	35
資料1-11	サポートダイヤル認知媒体内訳の推移	36
資料1-12	地方事務所認知媒体内訳の推移	36
資料1-13	平成28年度サポートダイヤル認知媒体ごとの男女比	37
資料1-14	平成28年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数	38
資料1-15	人口1万人あたりの平成28年度サポートダイヤル利用件数（都道府県別）	38
資料1-16	平成28年度地方事務所ごとの問合せ件数（電話・面談の合計数）	39
資料1-17	人口1万人あたりの平成28年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）	39
資料1-18	平成28年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳	40
資料1-19	平成28年度地方事務所紹介先関係機関内訳	40
資料1-20	法テラス設立10周年記念シンポジウム開催内容	41

## 2. 民事法律扶助業務

資料2-1	民事法律扶助の手続（全体の流れ）	44
資料2-2	法律相談援助件数の推移	45
資料2-3	援助件数の推移	45
資料2-4	契約弁護士数の推移	46
資料2-5	契約司法書士数の推移	46
資料2-6	平成28年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代	47
資料2-7	法律相談援助の事件別内訳の推移	48

資料2-8	法律相談費の推移	48
資料2-9	平成28年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代	49
資料2-10	代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）の推移	50
資料2-11	代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付受給状況	50
資料2-12	代理援助の事件別内訳の推移	51
資料2-13	代理援助立替金実績の推移	51
資料2-14	代理援助事件の結果別内訳の推移	52
資料2-15	書類作成援助の事件別内訳の推移	53
資料2-16	書類作成援助立替金実績の推移	53
資料2-17	立替金償還実績の推移	54
資料2-18	立替金償還免除実績の推移	54
資料2-19	不服申立てと再審査申立ての件数の推移	55
付表2-1	平成28年度援助決定件数等状況（地方事務所別）	56
付表2-2	平成28年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）	57
付表2-3	平成28年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）	58
付表2-4	平成28年度代理援助事件の結果別内訳（地方事務所別）	59
付表2-5	平成28年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）	60
付表2-6	平成28年度不服申立てと再審査申立て（結果別内訳）（地方事務所別）	61
付表2-7	法律相談援助件数の推移（地方事務所別）	62
付表2-8	援助決定件数の推移（地方事務所別）	63
付表2-9	契約弁護士数の推移（地方事務所別）	64
付表2-10	契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）	66
付表2-11	契約司法書士数の推移（地方事務所別）	68
付表2-12	契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）	70
付表2-13	法律相談費の推移（地方事務所別）	72
付表2-14	代理援助立替金実績の推移（地方事務所別）	74
付表2-15	書類作成援助立替金実績の推移（地方事務所別）	76

## 3. 国選弁護等関連業務

資料3-1	国選弁護関連業務の概要	79
資料3-2	被疑事件のうち国選弁護人が付された割合	80
資料3-3	通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合	80
資料3-4	刑事事件の流れと国選弁護制度	80
資料3-5	被疑者国選弁護事件の対象範囲	81
資料3-6	国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移	82
資料3-7	被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名をした割合	83
資料3-8	被疑者国選弁護事件受理件数の推移	84
資料3-9	被告人国選弁護事件受理件数の推移	84
資料3-10	被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬	85

資料3-11	被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬	86
資料3-12	裁判員裁判事件の基礎報酬	86
資料3-13	被告人国選弁護事件の公判加算報酬	86
資料3-14	少年事件の流れと国選付添制度	88
資料3-15	国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移	89
資料3-16	国選付添事件受理件数の推移	89
資料3-17	一般保護事件のうち国選付添人が付された割合	90
資料3-18	国選付添人の基礎報酬	91
資料3-19	実質審理期日に対する加算報酬	91
付表3-1	国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）	92
付表3-2	国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）	93
付表3-3	国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）	94
付表3-4	国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）	95

## 4.常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧	98
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移	99
資料4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移	101
資料4-4	常勤弁護士に対する実務研修実施状況	103

## 5.犯罪被害者支援業務

資料5-1	犯罪被害者支援業務の概要	108
資料5-2	弁護士費用等に関する援助制度	109
資料5-3	犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移	110
資料5-4	犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せ内容の内訳の推移	111
資料5-5	平成28年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先	112
資料5-6	犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移	113
資料5-7	地方事務所に対応した問合せ内容の内訳の推移	114
資料5-8	平成28年度地方事務所に対応した問合せに対する紹介先	115
資料5-9	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	116
資料5-10	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	116
資料5-11	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の年度別及び月平均件数の推移	117
資料5-12	平成28年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳	117
資料5-13	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ	118
資料5-14	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	119

資料5-15	選定請求件数及び罪名内訳	120
資料5-16	通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）	120
資料5-17	被害者参加旅費等の支給の流れ	121
資料5-18	被害者参加旅費等支給業務実績の推移	122

## 6.震災法律援助業務

資料6-1	震災法律援助業務と民事法律扶助業務の比較	124
資料6-2	震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助の件数の推移	125
資料6-3	平成28年度震災法律相談援助の事件別内訳	126
資料6-4	平成28年度震災代理援助の事件別内訳	126
資料6-5	震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助契約司法書士数の推移	127
資料6-6	被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移	128
資料6-7	震災法テラスダイヤル問合せ内訳の推移	130

## 7.受託業務

資料7-1	平成28年度申込受理件数（本部取扱い）	131
資料7-2	日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	132
資料7-3	平成28年度申込受理件数（地方事務所別）	134
資料7-4	事業種別申込受理件数の推移	135
資料7-5	年度別事業種別受託業務援助費用	136

## 8.その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図	137
資料8-2	法テラス全国事務所所在地	138
資料8-3	法テラスの認知度の推移	142
資料8-4	法テラスの名称認知度と業務認知度の推移	143
資料8-5	平成28年度法テラスの認知状況の内訳	144
資料8-6	認知者の認知経路の推移	145
資料8-7	苦情等受付件数の推移	146
資料8-8	平成28年度苦情等受付件数の推移	147
資料8-9	平成28年度対象別苦情内訳	147
資料8-10	平成28年度業務別苦情内訳	147
資料8-11	平成28年度苦情等取扱結果	148
資料8-12	日本司法支援センター審査委員会委員名簿	151
資料8-13	審査委員会議決の内訳	152
資料8-14	平成28年度地方協議会開催一覧	154



# ■ 法テラスの概要

## (1) 設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会の意見書を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

当時、日本の社会は、いわゆる「事前規制型社会」（主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動や利害を調整する社会）からいわゆる「事後救済型社会」（国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果、紛争や利害対立が生じた場合については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る社会）へと変わりつつあり、法テラスは、そうした社会の変化に対応して「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指し設立されたものである。

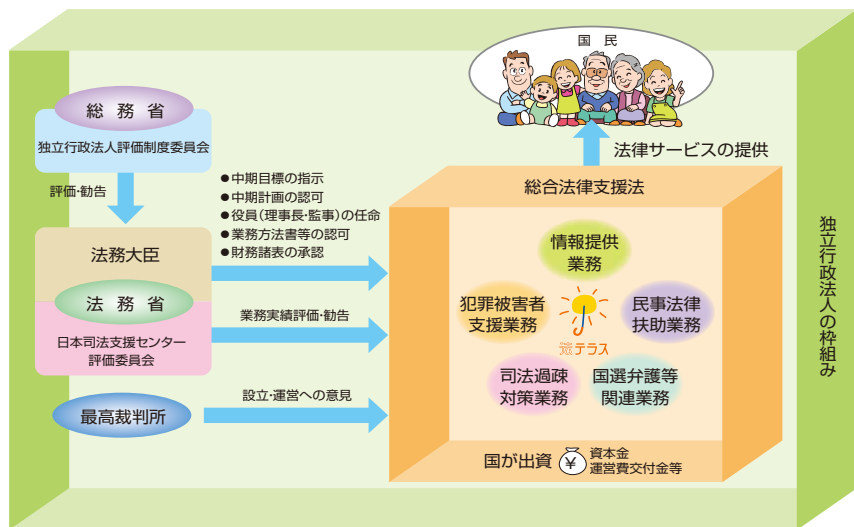
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下、「サポートダイヤル」という。）で業務を開始した。

## (2) 組織


法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



## 通称「法テラス」

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

## (3) 主な業務

法テラスの行う主な業務は、①総合法律支援法第30条第1項、②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）（平成24年4月1日施行）等において次のように規定されている。

### ①総合法律支援法第30条第1項の業務（本来業務）

#### ア 情報提供業務【27ページ：情報提供業務 参照】

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

#### イ 民事法律扶助業務【43ページ：民事法律扶助業務 参照】

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障がい者等に対する資力を問わない法律相談等（未施行）、大規模災害の被災者に対する無料法律相談（平成28年7月1日施行）の業務が追加された。

#### ウ 国選弁護等関連業務【78ページ：国選弁護等関連業務 参照】

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件に拡大された（未施行）。

#### エ 司法過疎対策業務【96ページ：常勤弁護士に関する業務 参照】

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

#### オ 犯罪被害者支援業務【107ページ：犯罪被害者支援業務 参照】

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。また、刑事裁判

に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談の業務が追加された（未施行）。

### 司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスでは、地方自治体・福祉機関等の職員（福祉職）と法律専門職である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」を推進している。

そこで、例えば福祉職からの要請を受けて高齢者・障がい者に対する出張法律相談を実施するほか、地方自治体・福祉機関の施設を巡回して法律相談を行うなど、司法ソーシャルワークを実践するための仕組みの整備・拡充を進めている。

### ②法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務 【123ページ：震災法律援助業務 参照】

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、民事事件やADR等の手続に関する弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

### ③総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務 【131ページ：受託業務 参照】

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

## （4）事務所

法テラスは、本部（東京）のほか、全国111か所に事務所を設置している（平成29年3月31日現在）。事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

### ①地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行うすべての業務を行う。

### ②支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の業務を管轄するため、全国

11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

### ③出張所

東京に3か所（上野、池袋、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所（宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、福島に2か所（二本松、ふたば）、岩手に2か所（大槌、気仙））を設置。

### ④地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。平成29年3月31日時点で39か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（35か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（4か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所  都道府県庁所在地（47か所）のほか、北海道に3か所（函館、旭川、釧路）	全国に11か所  多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、川越（埼玉）、松戸（千葉）、沼津・浜松（静岡）、三河（愛知）、阪神・姫路（兵庫）、北九州（福岡）	東京に3か所 大阪に1か所 宮城に3か所（震災対応） 岩手に2か所（震災対応） 福島に2か所（震災対応）  上野・池袋・八王子（東京）、堺（大阪）、南三陸・山元・東松島（宮城）、大槌・気仙（岩手）、二本松・ふたば（福島）	35か所  江差・八雲（函館）、八戸・むつ・鱒ヶ沢（青森）、鹿角（秋田）、宮古（岩手）、会津若松（福島）、秩父（埼玉）、牛久（茨城）、下田（静岡）、佐渡（新潟）、可児・中津川（岐阜）、魚津（富山）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、須崎・安芸・中村（高知）、奄岐・五島・対馬・平戸・雲仙（長崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、延岡（宮崎）、高森（熊本）、宮古島（沖縄）	4か所  熊谷（埼玉）、下妻（茨城）、松本（長野）、佐世保（長崎）

## (5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

### 法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運営費交付金	12,836	15,507	15,206	15,117	15,396
国選弁護人確保業務等委託費	15,686	16,429	16,110	16,067	15,478
合計	28,522	31,936	31,316	31,184	30,874
<b>対前年伸び率</b>	△ 10.44	11.97	△ 1.94	△ 0.42	△ 0.99

(注) 平成 25 年度の運営費交付金が前年度よりも大幅に減少した要因は、未使用の運営費交付金を平成 25 年度の収入金として計上していることなどによる。

### 法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
<b>収 入</b>					
運営費交付金	16,147	12,836	15,507	15,206	15,117
事業収入（民事法律扶助償還金等）	10,853	10,663	10,737	10,958	11,469
補助金等収入	65	79	68	69	69
受託事業収入	17,465	17,446	18,079	17,230	17,411
その他事業外収入	3,789	5,676	532	1,064	1,119
計	48,319	46,701	44,923	44,526	45,185
<b>支 出</b>					
民事法律扶助等事業経費	17,914	17,666	17,815	18,337	-
受託事業経費（国選弁護人確保事業）	15,405	15,200	16,066	15,458	-
受託事業経費（日本弁護士連合会等委託事業）	2,060	2,246	2,012	1,772	-
その他人件費等経費（受託事業に係るものを除く）	7,397	8,083	8,046	7,911	-
事業経費（注2）	-	-	-	-	32,319
一般管理費（注2）	-	-	-	-	3,503
人件費（注2）	-	-	-	-	7,911
計	42,776	43,195	43,939	43,477	43,733

(注1) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、平成 28 年度より支出の区分を見直している。

収入	支出
運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの
事業収入	民事法律扶助の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など
補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金
受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの
その他事業外収入	講演料など事業外の収入
	民事法律扶助等事業経費
	民事法律扶助業務の立替金など
	受託事業経費
	受託業務の実施に係る経費
	その他人件費等経費
	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	事業経費
	民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など
	一般管理費
	事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	人件費
	給与、賞与及び法定福利費など

## ■ 主な業務の概況

平成24年度から5事業年度における各業務の概況は次のとおりである。

業 務	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>情報提供業務</b>					
サポートダイヤルへの問合せ件数・電話	308,825 件	298,889 件	307,756 件	295,600 件	322,595 件
サポートダイヤルへの問合せ件数・メール	18,934 件	14,599 件	22,982 件	22,920 件	27,004 件
サポートダイヤル問合せ件数・合計	327,759 件	313,488 件	330,738 件	318,520 件	349,599 件
地方事務所問合せ件数	210,432 件	209,093 件	198,692 件	202,987 件	204,837 件
<b>民事法律扶助業務</b>					
受任予定契約弁護士数	17,863 人	19,159 人	20,176 人	21,033 人	21,885 人
受託予定契約司法書士数	6,355 人	6,714 人	6,897 人	7,128 人	7,193 人
法律相談援助件数	271,554 件	273,594 件	282,369 件	286,602 件	298,220 件
代理援助件数	105,019 件	104,489 件	103,214 件	107,358 件	108,583 件
書類作成援助件数	5,441 件	4,620 件	3,982 件	3,993 件	3,877 件
<b>国選弁護等関連業務</b>					
国選弁護人契約弁護士数	22,550 人	24,055 人	25,218 人	26,370 人	27,667 人
被疑者国選事件受理件数	73,664 件	72,118 件	70,939 件	70,393 件	66,579 件
被告人国選事件受理件数	63,695 件	60,269 件	59,816 件	59,504 件	56,388 件
国選付添人契約弁護士数	8,703 人	9,637 人	12,512 人	13,409 人	14,272 人
国選付添事件受理件数	419 件	445 件	2,955 件	3,698 件	3,427 件
<b>常勤弁護士に関する業務</b>					
常勤弁護士の配置数	239 人	246 人	252 人	250 人	232 人
司法過疎地域事務所の設置数	32 件	33 件	34 件	35 件	35 件
<b>犯罪被害者支援業務</b>					
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	11,048 件	11,321 件	13,137 件	13,056 件	12,014 件
地方事務所受付件数	15,582 件	14,081 件	12,695 件	13,380 件	13,825 件
精通弁護士紹介件数	1,013 件	1,330 件	1,491 件	1,603 件	1,677 件
被害者参加旅費等請求件数	-	939 件	2,578 件	2,594 件	2,912 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	3,335 人	3,700 人	4,122 人	4,449 人	4,709 人
国選被害者参加弁護士選定請求件数	302 件	383 件	451 件	521 件	511 件
※被害者参加旅費等支給業務は平成25年12月から開始					
<b>震災法律援助業務</b>					
震災法律援助契約弁護士数	2,387 人	2,681 人	3,173 人	3,043 人	3,134 人
震災法律援助契約司法書士数	1,017 人	1,124 人	1,168 人	1,192 人	1,205 人
法律相談援助件数	42,981 件	48,418 件	51,542 件	54,575 件	52,995 件
代理援助件数	2,699 件	2,267 件	1,802 件	2,126 件	471 件
書類作成援助件数	8 件	13 件	9 件	43 件	31 件
<b>受託業務</b>					
中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務援助申込件数	5 件	4 件	0 件	0 件	0 件
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数(全援助合計)	23,160 件	25,313 件	24,096 件	22,316 件	22,444 件

## これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任） 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日弁連委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	9月-12月	法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査（路上生活者も調査対象に含む）を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始

平成23年 3月11日	東日本大震災発生。仙台コールセンターの受電を打ち切り。東京のコールセンターのみで受電業務を行う。
4月4日	仙台コールセンター、受電業務を再開
4月10日	梶谷剛理事長就任
7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
11月1日	「震災 法テラスダイヤル」（東日本大震災被災者向けのフリーダイヤル）開始
12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年 2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
4月2日	全国の法テラス地方事務所で震災特例法による法律援助事業を開始
9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
11月-12月	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年 1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計200万件突破
3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
4月1日	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣 多言語情報提供サービスを開始
10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数1万件を突破
12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年 2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
4月10日	宮崎誠理事長就任
6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年 3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年 2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破



# 平成28年度の主な出来事



平成28年4月10日

**法テラス設立10周年**

4月14日

**熊本地震発生**

5月14日

**「震災 法テラスダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に**

⇒熊本地震への対応の詳細はP20.『TOPIC 平成28（2016）年熊本地震への対応』へ

5月27日

**改正総合法律支援法成立**

総合法律支援法の一部を改正する法律が成立し、同年6月3日に公布。

以下の4つの内容が追加された。

- 1 認知機能が十分でない方に対する援助の拡充
- 2 大規模災害の被災者に対する法律相談援助の創設
- 3 DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助の創設
- 4 常勤弁護士の資質の向上等に関する法テラスの責務の明確化

7月1日

**熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始**

熊本地震の発生を受け、改正総合法律支援法の「大規模災害の被災者に対する法律相談援助」に関する部分を先行して施行。

9月30日

**法テラス設立10周年記念**

**「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」実施**

10周年を記念し、高齢者・障がいがある方を対象とした無料電話相談会を実施。

法テラスの常勤弁護士が高齢者・障がいがある方やそのご家族、福祉機関職員等の支援者からの問合せ142件に対応した。

<b>高齢者・障がい者のための 全国一斉110番</b>	
<small>いつでもどこでもお電話でも、法律相談を受けることができる社会の実現を目指して誕生した法テラス。 今年10周年を迎えるのを記念し、高齢者や障がいがある方のための相談会を開催いたします。 この機会に、ぜひご利用ください。</small>	
<b>日時</b>	平成28年9月30日(金)10時～16時
<b>電話</b>	0503383-5347
<b>相談内容</b>	成年後見・遺言・贈与・信託・遺産分割・労働・消費者被害など
<b>対象</b>	高齢者・障がいがある方、そのご家族や、地域包括支援センターの職員やケアマネジャー、生活保護のケースワーカー、民事法律相談センターで相談を受けている高齢者・障がいがある方限定です。

10月20日

**法テラス設立10周年記念シンポジウム（札幌）**

**「法テラス劇場～おとなのための法教育2016～」開催**

11月26日

**法テラス設立10周年記念シンポジウム（大阪）**

**「第10回法テラス寄席」開催**

⇒シンポジウムに関する詳細はP41.『1-8 法教育』へ

平成29年1月

**民事法律扶助 援助件数100万件突破**

民事法律扶助の援助件数（代理援助・書類作成援助）が、業務を開始した平成18年10月2日から累計で100万件を突破した。

# 法テラスの12年間のおゆみ



法テラス常務理事 田中晴雄

## 第1期中期計画期間（平成18年4月10日～平成22年3月31日）

日本司法支援センター（法テラス）は、長年にわたる司法制度改革に関する議論を経て、平成18年4月、大きな期待を背負って設立された。しかし、法人設立前から組織・業務の大きな骨格は決まっていたものの、細部の制度設計は未了であったことから、設立後の道のは平坦なものではなかった。

とりわけ、法務省所管の法テラスが国選弁護等関連業務を担うことに関しては、当初、一部の弁護士会の会員から強い懸念・警戒感を持たれており、すべての地方事務所で予定した国選業務を開始できるか不安視されていた。最終的には、関係者の努力により、国選弁護人候補者を迅速に指名通知する体制を整えることができたが、その前途は多難であった。その象徴は、国選弁護事件の報酬問題である。

国選弁護人の報酬及び費用の基準は、法テラスの設立前に行われた数回にわたる日弁連主催の「国選弁護シンポジウム」における議論の到達点を踏まえ、日弁連とも十分に協議を重ねた上で決定されたものである。報酬及び費用の算定に関し、報酬決定における法テラスの裁量を排除し、「弁護人の労力を反映させた客観的基準」「手続の類型に応じた基準設定」「費用の明確化」という基本的な考え方が採用されたことは、日弁連の強い要望の反映であった。ところが、その報酬基準の運用を開始したところ、不都合な部分が少なくないことが明らかになり、報酬基準の改定を繰り返すことになったばかりか、現場からは、法テラスに対して報酬基準には根拠規定のない「裁量的な加算」を求める声が多く寄せられた。しかし、一度決まった制度を変更することは容易なことではなく、国選報酬基準に関する課題は、現在に至るも迷走気味である。

また、法テラスの認知度の低迷は、常に悩みの種であった。法テラスが社会のセーフティーネットとして重要な役割を果たしていることについては、揺るぎのない確信があるが、「名前だけは知っている」という人がいくら増えても、法テラスの利用には結びつかない。名称認知度を高めることはもとより、業務認知度を高めるために様々な工夫をしてきたが、今なお決定打に欠けている。

## 第2期中期計画期間（平成22年4月1日～平成26年3月31日）

法テラス設立から4年経過後にはじまった第2期中期計画期間は、大きな変化が連続した時代であった。

まず、法テラスが自らの意思で行った大変革は、業務開始時には外部に委託していたコールセンターの運営を自主運営化したことである。法テラスは公的資金で運営されている法人であるため、大型の契約案件については、入札によって契約先を決める必要がある。しかし、数年ごとにコールセンターの運営委託先が交替するのでは、業務の中で培ったノウハウが散逸し、質の高いサービスの提供を安定的に続けることができない。また、一般的なコールセンターは、地方都市にあることが多いため、賃料や人件費の高い東京都内で法テラスのコールセンターを委託していることについては、批判が絶えなかった。そこで、2回目の委託契約が終了する段階で、意を決してコールセンターを自主運営化し、かつ地方都市への移転も併せて行った。その後、様々な苦難はあったが、その運営を外部に委託していた時代と比較すると、業務内容の自由度が高まり、法テラス全体の業務の在り方を見直す際の選択肢が増えている。

次に、法テラスが社会の要請を肌で感じ、最優先で対応したのは、平成23年3月11日の東日本大震災後の被災者支援業務である。被災者向けの情報提供を充実させたほか、7ヶ所の被災地出張所を開設して無料法律相談等を実施したり、相談スペースを備えた車両を被災地で巡回させるなど、様々な支援活動を行った。また、法テラスが実施した『被災地のニーズ調査』により、法的な問題を抱えているにもかかわらず、そのような法的問題の存在を自覚していない方が大勢いることを明確に意識した。この調査結果は、その後、法的問題の存在自体に気付いていない方には、こちらから出向き、その方々に寄り添い、その方が抱えている複合的な問題に解決の道筋を付けるための活動（司法ソーシャルワーク）を、法テラスの重要な業務と位置付ける契機となった。

また、第2期中期計画の期間中に、最初24名からスタートしたスタッフ弁護士は約10倍に増え、その一部は、被災地で発生する法律問題の解決を支援するため、被災地自治体からの要請を受けて、被災地自治体にその職員として派遣された。スタッフ弁護士の熱心な活動は、弁護士の新たな活動領域の拡大にも寄与していることを実感する。

### 第3期中期計画期間（平成26年4月1日～平成30年3月31日）

第3期中期計画の時代になると、国家財政が極めて厳しい状況にあることもあって、法テラスは、設立時には予想しなかった厳しい財政状況に置かれることとなり、心を痛めた。この時期には、人事制度の改革や、民事法律扶助業務の標準化・平準化など、業務改革にも積極的に取り組み、予算の効率的な執行を心掛けながら、力強い業務執行体制の確立を目指してきた。

また、①刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護事件の対象事件のさらなる拡大、②総合法律支援法の改正に伴うDV・ストーカー被害者、虐待を受けた児童、認知機能が不十分な高齢者・障がい者に対する「資力を問わない法律相談」の実施、③全面更新する各種システムの運用開始に向けた準備など、喫緊の課題は、今なお山積している。

### 法テラスのさらなる進化に期待する

このように法テラスの12年間は大きな変化の連続であったが、この間に、ネット上には法律関連情報が氾濫する時代になった。12年前と比較すると隔世の感がある。しかし、このように便利な時代になっても、法的な問題を抱えていることを自覚していない方は多いし、複合的な問題を解決するために役立つ情報やサービスは社会の隅々までは行き渡っていない。法テラスが「身近で頼りがいのあるサービスの提供」をその言葉どおりに実現するまでには、さらなる奮闘努力が必要である。

今後、これまでの12年間の経験を糧にし、法テラスが、より一層のサービスの充実に向けて進化を続けることに期待している。

（平成29年8月14日記）

---

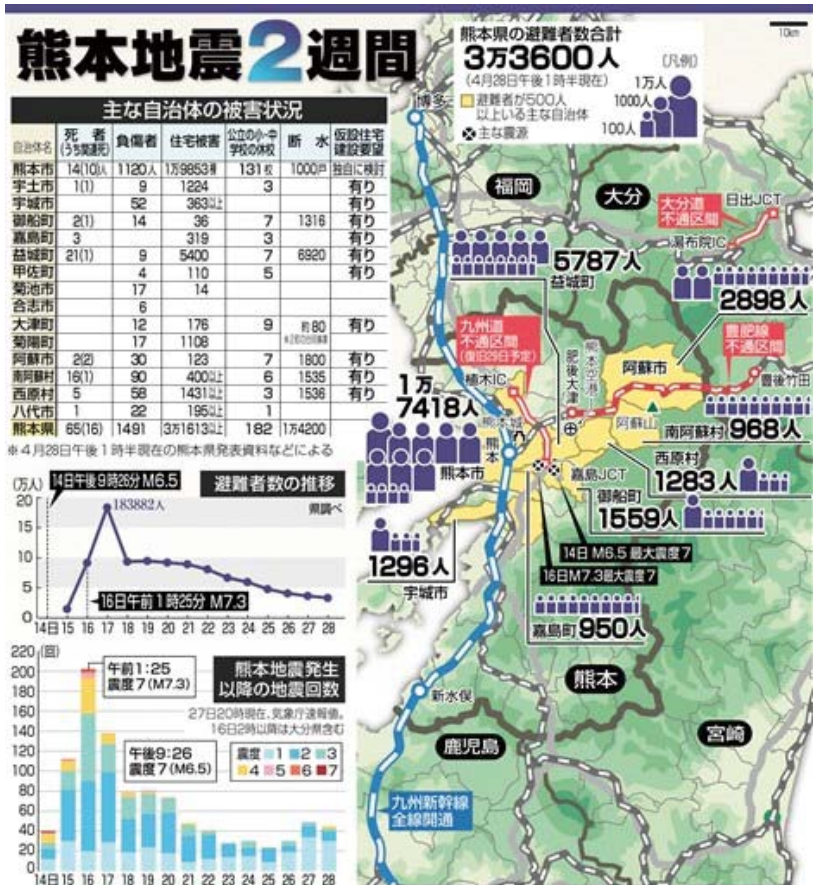
#### 筆者の経歴

昭和62年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成16年4月	日本弁護士連合会事務次長
平成18年4月	法テラス事務局次長（第二事業部担当）
平成21年1月	同 本部事務局長
平成23年1月	同 常勤弁護士総合企画部長
平成25年4月	同 常務理事

田中晴雄常務理事は、法テラスの発足準備に日本弁護士連合会から参画し、そのまま法テラスに加わって平成18年4月の設立以来、一貫して本部事務局幹部・役員の職を務めてきました。平成29年9月末をもって常務理事を退任することとなったのを機に、共に歩んできた法テラスの12年間を振り返る一文を寄稿していただきました。（「法テラス白書」編集担当）

# TOPIC 平成28年（2016年）熊本地震への対応

昨年、熊本地方を襲った「平成28年（2016年）熊本地震」（以下、「熊本地震」という。）では、4月14日に熊本県益城町で、同月16日に益城町と西原村でそれぞれ最大震度7を記録した。震度7は、気象庁の震度階級で最も大きく、同一地域で2度も震度7を観測したのは観測史上初めてであった。この地震は、熊本県内だけではなく、隣接する大分県、福岡県、宮崎県にも家屋の一部破損や死傷者を出すなどの被害をもたらした。地震発生から2週間で、益城町の死者は21名、住宅の被害は5,400棟、避難者数は5,787人となった。また、地震発生直後、電気・水道・ガス等のライフラインは広範囲で寸断したが、その大部分は4月中旬に復旧した。消防庁の発表によると、平成29年4月時点での熊本地震による人的被害は2,981名（死者228名、負傷者2,753名）、住宅の被害は全壊8,697棟を含む198,636棟であり、熊本県内の避難者は最も多いときには18万人を超えた（注）。このように熊本地震は、多くの尊い命を奪い、そこに住む人々の生活を一変させた。



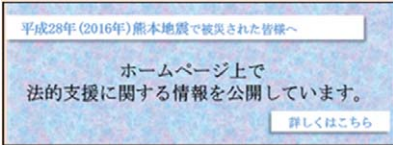

熊本日日新聞社提供資料  
「熊本地震発生から2週間の被害状況等」

法テラスの熊本地震への対応で、特筆すべきは改正総合法律支援法に盛り込まれた新たな業務である「被災者法律相談援助」を初めて実施したことである。この業務の内容と、熊本地震被災者への援助実績は後述する。

発災時には同改正法はまだ国会で法案審議中であったため、従来から法テラスが行ってきた情報提供と民事法律扶助制度による法律相談で被災者援助を行った。前者は「2 法テラス・サポートダイヤルにおける取組」に、後者は「3 民事法律扶助制度による法律相談」に詳述する。

(注) 消防庁応急対策室 平成29年4月13日公表資料「熊本県熊本地方を震源とする地震（第101報）」参照。

# 熊本地震発生から被災者法律相談援助終了までの流れ

平成28年4月	
14日	熊本県上益城郡御船町の地下11Kmを震源とするM6.5の地震発生。熊本県益城町で、震度7を観測。
16日	熊本県上益城郡鹿島町の地下12Kmを震源とするM7.3の地震発生。熊本県益城町・西原村で、震度7を観測。
17日	熊本県内に855か所、大分県内に311か所の仮設住宅開設。
18日	「熊本地震に関するQ & A」を作成し、法テラスのホームページで公開。 
20日	法テラス熊本の事務所内での法律相談対応を一部再開。
25日	法テラス熊本、法テラス熊本法律事務所、法テラス高森地域事務所が通常業務再開。
平成28年5月	
13日	法テラス・サポートダイヤルで受電した熊本地震に関する問合せを参考に、熊本地震に関連するFAQ 33件を情報提供システムに搭載。
14日	「震災 法テラスダイヤル」にて熊本地震に関する問合せの受付開始。
16日	大分県内の全避難所を閉鎖。(避難者数は最大時12,443名)
27日	改正総合法律支援法が成立。
平成28年7月	
1日	改正総合法律支援法の「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」が先行施行。 政令により熊本地震に同制度が適用され、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助）を開始。  宮崎誠理事長が熊本県庁に蒲島郁夫熊本県知事を訪ね、同日開始した無料法律相談の制度説明などを行い、利用促進を呼びかけ。   <p>平成28年7月3日付熊本日日新聞・朝刊</p>
平成28年11月	
18日	熊本県内の全避難所を閉鎖。(避難者数は最大時183,882名)
平成29年4月	
13日	熊本地震被災者を対象とした被災者法律相談援助終了。

# 1 被災者法律相談援助

## (1) 概要

### ①根拠条文

総合法律支援法第30条1項4号

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。

### ②業務実施までの経緯

- 平成28年4月14日 熊本地震発生
- 平成28年5月27日 改正総合法律支援法成立
- 平成28年6月3日 改正総合法律支援法公布
- 平成28年7月1日 大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度が先行施行  
政令により熊本地震に同制度が適用  
熊本地震被災者を対象とする被災者法律相談援助開始
- 平成29年4月13日 被災者法律相談援助終了

### ③民事法律扶助制度、震災特例法による制度の比較

	被災者法律相談援助	民事法律扶助法律相談援助	震災特例法による法律援助
利用の条件	平成28年4月14日（平成28年熊本地震発生日）に、熊本県内に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方（資力は問わない）	収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である方	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日時点で住居や営業所等があった方（資力は問わない）
相談対象	生活の再建に必要な相談（刑事に関するものを除く）	刑事に関するものを除く	刑事に関するものを除く ※代理援助・書類作成援助にも利用者に有利な条件が定められている（詳細は124ページ資料6-1参照）。

## (2) 実施状況

業務開始以降、法律相談の実施件数は増加傾向で、11月以降は、ほぼ毎月1,000件を超え、10か月弱の実施期間で累計1万件を超えた。

なお、本被災者法律相談援助のほとんどは、援助対象者の多くが居住する地域を管轄する、熊本地方事務所で取り扱った。

### 資料1 被災者法律相談援助の月ごとの実績

(件)

	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月	平成29年 1月	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月	合計
被災者法律相談 援助件数	758	949	980	983	1,019	1,033	978	1,261	1,378	819	10,158
うち、熊本地方 事務所	758	949	979	977	1,017	1,030	978	1,261	1,377	819	10,145

## (3) 相談内容の傾向

相談内容を分野別に見ると、離婚や相続などの家族に関するトラブル、損害賠償請求などの金銭トラブル、借金やローンなどの問題が大きな割合を占めた。

家事事件は、本援助による法律相談を始めた当初から最も大きな割合を占めており、多重債務事件は、地震発生から時間が経過するにつれて増加した。

### 資料2 被災者法律相談援助の分野別実績

(件)

	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月	平成29年 1月	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月	合計	割合
金銭事件	153	175	212	220	246	259	232	291	283	191	2,262	22.3%
不動産事件	179	187	157	126	144	137	111	141	150	113	1,445	14.2%
家事事件	194	336	324	362	336	319	333	418	478	249	3,349	33.0%
労働事件	39	35	36	58	36	45	43	49	61	33	435	4.3%
保全事件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
多重債務事件	142	135	172	145	205	221	200	275	311	177	1,983	19.5%
執行・競売事件	0	3	3	6	3	7	8	11	10	7	58	0.6%
その他	51	78	76	66	49	45	51	76	85	49	626	6.1%
合計	758	949	980	983	1,019	1,033	978	1,261	1,378	819	10,158	100.0%

## (4) 相談を実施した場所の傾向

本被災者法律相談援助の約9割が、指定相談場所（弁護士会や司法書士会等）や、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所といった、法テラスの事務所以外の場所で行われた。

本援助を始めた当初から、巡回相談（弁護士・司法書士が避難所や公共施設を巡回して行う法律相談）を行い、東日本大震災の被災地に配置してあった移動相談車両「法テラス号」も活用した。また、契約弁護士・司法書士事務所での相談を直接予約できるよう、法テラスのホームページ上に契約弁護士・司法書士の事務所の連絡先や業務時間を掲載するなど、被災者が行きやすい場所で法律相談を受けられる



情報も提供した。

本援助開始当初、巡回相談が全体の約18%を占めていたが、時間の経過とともに減少し、契約弁護士・司法書士事務所における法律相談の割合が増加した。

### 資料3 被災者法律相談援助の実施場所ごとの実績

(件)

	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月	平成29年 1月	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月	合計	割合
法テラス事務所	82	118	101	96	109	90	79	161	182	124	1,142	11.2%
契約弁護士・ 司法書士の事務所	281	459	511	546	562	616	561	735	841	486	5,598	55.1%
指定相談場所	260	255	284	272	291	271	312	334	337	202	2,818	27.7%
出張相談	0	3	7	9	5	11	7	5	6	5	58	0.6%
巡回相談	135	114	77	60	52	45	19	26	12	2	542	5.4%
合計	758	949	980	983	1,019	1,033	978	1,261	1,378	819	10,158	100.0%

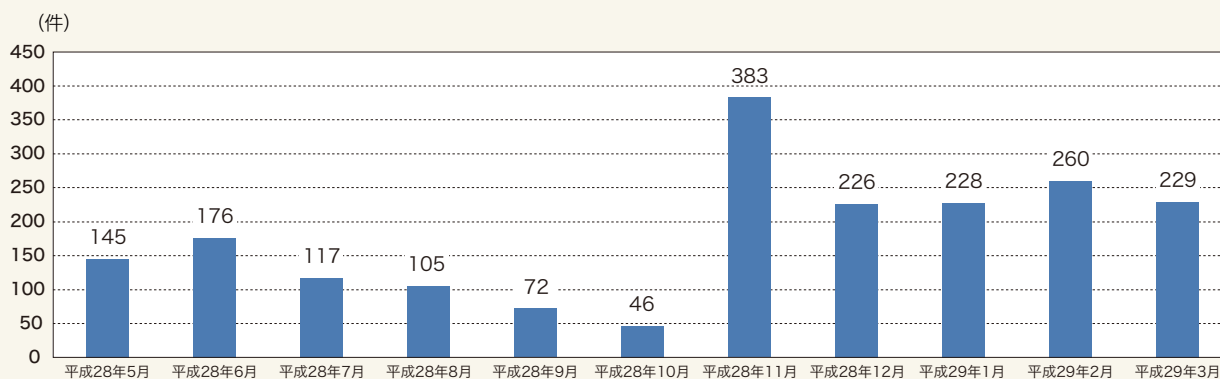
## 2 法テラス・サポートダイヤルにおける取組

法テラスでは平成28年4月18日から、ホームページ上に「平成28年（2016年）熊本地震に関するQ&A」を掲載し、同日からサポートダイヤルにおいて、法テラス熊本への問合せを受電する態勢をとった。また、5月14日からは、東日本大震災の被災者援助のために設けたフリーダイヤルである「震災法テラスダイヤル」で、熊本地震の被災者からの問合せも受け付け始めた。

### (1) 実施件数

熊本地震における問合せ件数の推移は、資料4のとおりである。問合せ件数は、平成28年6月に176件に達し、その後は減少傾向が続いていたが、11月に熊本の各テレビ局にて熊本地震無料法律相談（被災者法律相談援助）のCMを放映した効果で、同月の問合せ件数は383件に達した。

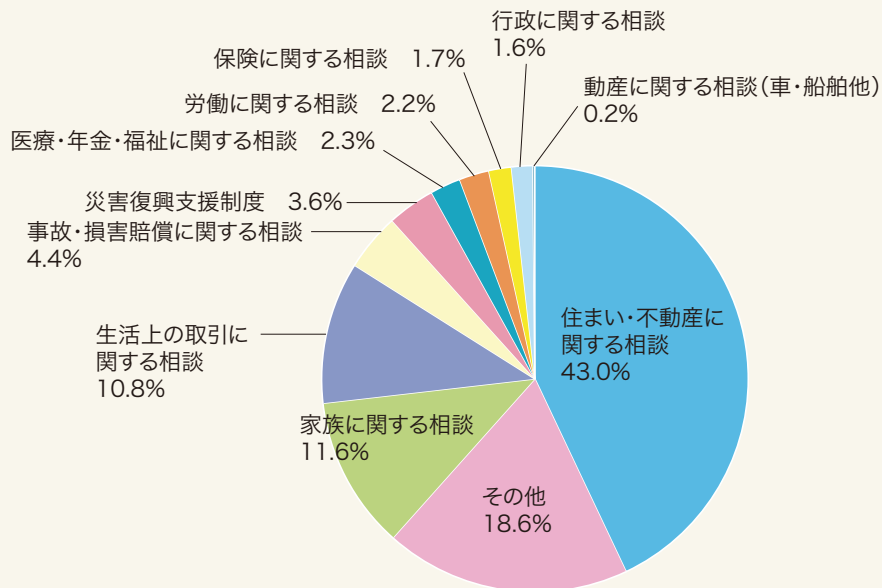
### 資料4 熊本地震 問合せ件数の推移



## (2) 問合せ内容の傾向

熊本地震における問合せの分野別内訳は、資料5のとおりである。問合せの件数で見ると、住まい・不動産に関する相談が最も多く、次いでその他（法テラスの制度に関する問合せ等）、家族に関する相談と続いている。

資料5 熊本地震 問合せ分野別内訳



具体的な問合せ例としては、「賃貸住宅に住んでいるが、震災で、住宅の壁にヒビが入り、一部が使用できなくなった。賃料の減額を請求することはできるか。」「震災の影響で住宅ローンの支払が苦しくなった。どうしたらよいか。」などがある。

## 3 民事法律扶助制度による法律相談

### (1) 事務所相談

熊本県内には法テラスの事務所が全部で3つある。熊本市にある「法テラス熊本」「法テラス熊本法律事務所」、阿蘇郡にある「法テラス高森法律事務所」である。熊本地震発生からしばらくは通常通りの業務を行うことは困難であった。しかし、弁護士会や司法書士会の協力や近隣の法テラスの職員からの応援もあり、法テラス熊本での法律相談は4月20日から一部再開、25日からは3つ全ての事務所で通常業務を再開することができた。

なお、法テラス熊本における法律相談件数は、地震発生後の4、5月には落ち込んでいたが、被災者法律相談援助が始まった7月には前月の2倍近くとなった。

## 資料6

## 法テラス熊本での平成28年1月から7月までの法律相談件数の推移

	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月
民事法律扶助相談援助件数	433	520	558	354	362	506	973

## (2) 熊本県弁護士会との共催による取組

熊本弁護士会との共催により、4月28日から①被災者のニーズを調査するための面談相談、②情報提供としての電話相談を行った。

## 4 法テラス熊本の現場から

以下に、熊本地震発生から約1年間、被災者に最も近い法的支援の拠点として、被災者の生活再建のための法律援助の運営を最前線で担ってきた法テラス熊本の佐藤純子事務局長の声を紹介する。

平成28年熊本地震からまる1年となる前日の平成29年4月13日、法テラスの大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料相談が終了しました。

終了直前、多くの相談希望が寄せられる事態に対応できるよう綿密に打合せを重ねて最終日に備えました。当日は何のトラブルもなく、静かな1日になりました。

思い返せば、最初の地震の翌日に片付けを済ませ一息ついたその28時間後に、まさか「本震」と言われる2度目の大地震を経験するなど夢にも思いませんでした。

職員らもまた被災者でした。避難所から出勤する者、毎朝給水の長蛇の列に並んでから出勤する者と様々な困難な事情を抱えながら、7月1日から始まる、改正総合法律支援法を初適用した被災者法律相談援助開始の準備に追われたのでした。

誰が言うでもなく、「一人が皆のために、皆が一人のために、そして利用者一人一人に丁寧に」を心がけ、自らも被災者だからこそ解る被災者の立場を思い、CMのフレーズにもあった「最後まで見捨てない法テラス」を目指した結果が、1万件を超える被災者相談の数になったのだと思います。

職員らの真摯な対応がもたらした冒頭のとても静かな最終日、そして、翌日から無事に地震前の業務に戻れたことに、心から感謝しています。

さて、被災地では確実に復旧が進んでいますが、本格的な復興に向けてはまだまだ多くの課題が残されています。これからも「最後まで見捨てない法テラス」を目指して、被災者の方々が元の生活に戻るよう微力ながらもお力になればと願っています。

法テラス熊本 佐藤純子

# 1. 情報提供業務



## 1-1 平成28年度における業務の概況

### (1) 情報提供利用者の利便性の向上 —メール問合せフォーム・FAQの整備—

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下、「サポートダイヤル」という。）と地方事務所において、日々多数の問合せに対応しているところである。サポートダイヤルについては、平成28年度に累計問合せ件数（電話・メールの合計）が338万件に到達した。

平成28年度は、スマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置したことにより、メールによる情報提供件数が平成27年度から約4,000件増加した。また、利用者の利便性向上の一環として、平成27年10月から開始した、各地の地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から10秒以内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送する取組を継続実施した。その結果、電話による情報提供件数は、平成27年度から約27,000件増加した。

法テラスでは、様々な問合せに対する確かな情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。また、全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めている。平成28年度は、4月に発生した熊本地震への対応として、FAQを基に新たに「熊本地震に関するQ&A」を緊急作成の上、ホームページ上に掲載し、被災者支援を実施する際においてもFAQを活用した。加えて、10月に施行された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）」につき、消費者庁からの協力依頼、また、関係省庁・機関等からの法改正情報の提供を契機として、FAQの新規作成や関連するFAQの更新を行った。

### (2) 多言語での情報提供 —ベトナム語による問合せが可能に—

日本の法制度や相談窓口に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、平成25年度から、通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを開始した。平成28年度は、これまでの英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に加え、新たにベトナム語を追加し、6か国語での対応が可能となった。平成28年度の問合せ件数は2,496件であり、主な問合せ内容は、家族（離婚、子どもなど）、職場（賃金、解雇など）、金銭の貸し借り等であった。

### (3) 法教育の取組 —法テラス設立10周年記念法教育イベントの開催—

総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中でもつ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要であるとの観点から、平成22年度以降、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

平成28年度は、法テラス設立10周年にあたる年であり、法テラス設立10周年を冠した法教育イベントを多数開催した。本部主催の法テラス設立10周年記念シンポジウムとして、平成28年10月20日に

札幌市、平成28年11月26日に大阪市で法教育イベントを開催した。一般市民向けの法教育イベントとして実績のある「演劇」や「寄席」を活用し、これまで以上に広く一般市民に向けた、より身近で分かりやすい法教育イベントとした。一般市民の参加は、札幌市では254名、大阪市では289名に上った。札幌市においては、「法テラス設立10周年記念シンポジウム 法テラス劇場～おとなのための法教育2016～」を開催し、日常に潜む法的トラブルをテーマとして、演劇や参加者参加型のクイズ、弁護士・司法書士による分かりやすい法解説を展開した。大阪市においては、「法テラス設立10周年記念シンポジウム 第10回法テラス寄席」を開催し、寄席演目の一つ「<sup>おびきゅう</sup>帯久」を題材に、現代の法律によるとどのような問題があるのか、落語家と理事長と常勤弁護士によるトークを活用した分かりやすい法解説を展開した。両シンポジウムにおいては、事前広報だけでなく、上演内容等を撮影した動画・写真等を、法テラスのホームページや法務省が有する動画サイト（YouTube・法務省チャンネル）に掲載するなど、事後にも周知活動を実施し、法教育の社会的意義、法テラスの事業内容を広く社会に啓発した。

また、全国各地の地方事務所においても、一般市民や関係機関に対する法教育活動に取り組んでおり、落語やグループワークを交えたシンポジウム、各種法制度等についての講演会、法テラスの業務説明などを実施している。

#### （4）品質向上のための取組 —ミステリーコール、研修等—

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴の的確な把握やそのための会話技術が必要である。こうした情報提供の際の対応の質を高めるため、平成27年度に実施した第三者による客観的評価結果（専門業者に委託し、相談者を装って架電し職員の電話対応を評価する「ミステリーコール」）を継続して活用し、電話対応等に関する対処方法についてフィードバックを実施した。特に、評価結果の良かった対応の音声ログを活用したフィードバックを実施することにより、研修の効果を高めた。さらに、サポートダイヤルや地方事務所での評価結果を踏まえた事例研修を実施し、対応の質の向上に向けた取組を実践した。

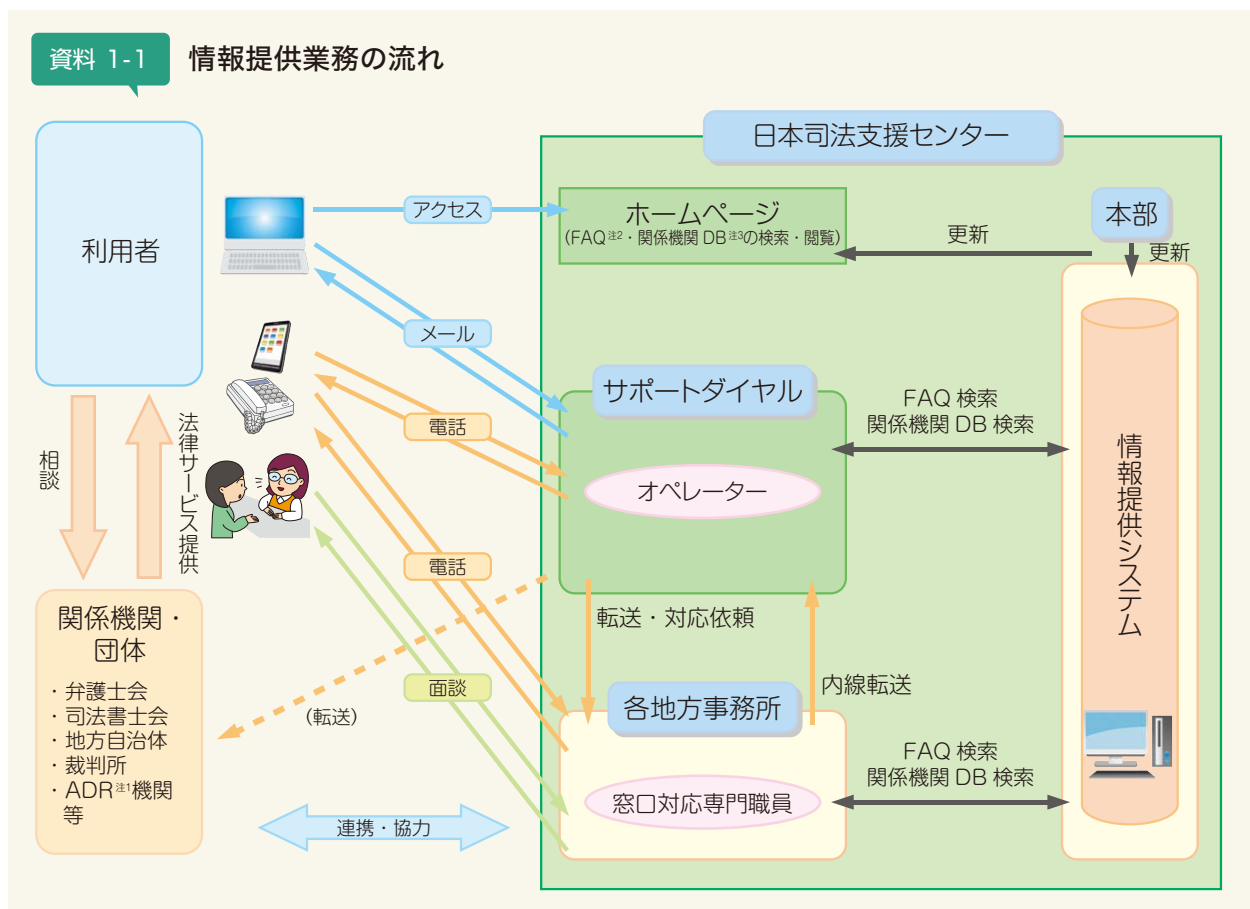
また、第三者による客観的評価で指摘されている「主訴の的確な把握」の改善及び関係機関・FAQデータベースからの適切な情報抽出スキルの向上を目的として、オペレーター等の自習用教材となる事例集を作成し、これを活用した研修を実施するなど、対応の質の向上に向けた取組を実践した。事例集は、全職員が共有することで、法テラス全体の情報提供業務の質の向上にも役立てた。

サポートダイヤルでは、関係機関の業務に関する理解を深めるために、各機関から講師を招いてオペレーター研修を行っている。平成28年度は、インターネット上での違法・有害情報に関する相談窓口である違法・有害情報相談センターから講師を招いて研修を行った。

地方事務所の窓口対応専門職員については、仙台市、福岡市において研修を開催し、常勤弁護士による法制度に関する講義や、サポートダイヤルのスーパーバイザーを講師としたロールプレイなどを通じて、更なる実務能力向上を図った。各地方事務所においても、独自に勉強会や関係機関が開催する会議・研修会等に参加するなどしている。

## 1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に  
 ①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報（法制度情報）及び、  
 ②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体情報）を提供する  
 ものである。利用資格などの制限はないので、広く国民等に開かれた、司法サービスの玄関口といえる。  
 上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、全国各地の  
 地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応しているが、それ以外にも、ホームページやリー  
 フレットなどを利用した一般的な情報提供も行っている（資料1-1）。



(注 1) ADR…裁判外紛争解決手続  
 (注 2) FAQ…よくある質問と答え  
 (注 3) DB…データベース

## 1-3 問合せ件数

### (1) サポートダイヤル

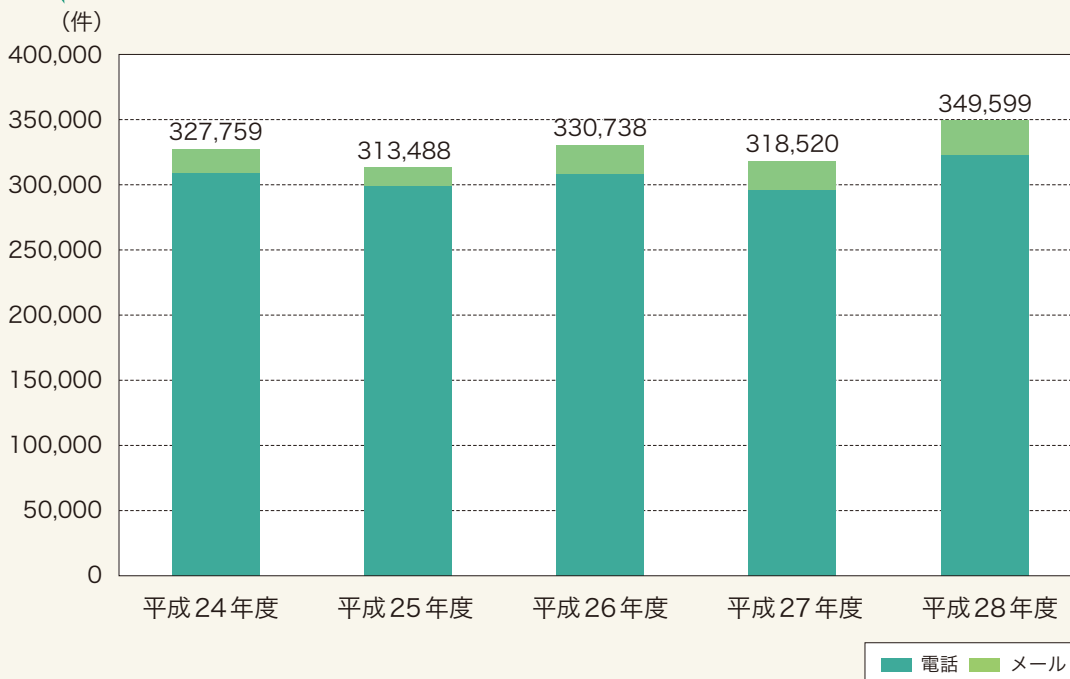
平成18年10月、法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機により親しみを持ってもらうため、コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、お勤めの方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

平成24年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2、1-3のとおりである。平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、スマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置したこともあり、平成28年度は、件数が27,000件に達した。

累計利用件数は、平成28年2月18日に300万件を突破、平成28年度末には約338万件となっている。

資料 1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移



資料 1-3 サポートダイヤル問合せ件数

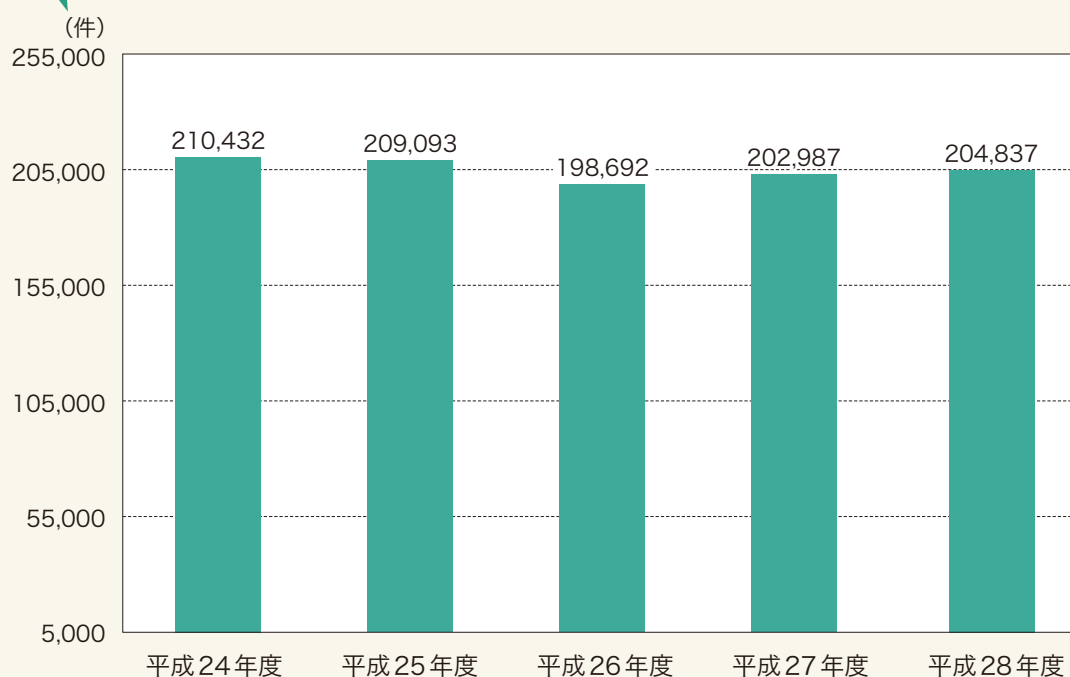
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
電話	308,825	298,889	307,756	295,600	322,595
メール	18,934	14,599	22,982	22,920	27,004
合計	327,759	313,488	330,738	318,520	349,599
前年度比(電話)	96.0%	96.8%	103.0%	96.1%	109.1%
前年度比(メール)	107.9%	77.1%	157.4%	99.7%	117.8%
前年度比(合計)	96.6%	95.6%	105.5%	96.3%	109.8%

## (2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に窓口対応専門職員を配置し、面談と電話による問合せに対応している。窓口対応専門職員は、消費生活相談関係の有資格者、裁判所職員のOBなどが多い。平成24年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は資料1-4のとおりである。

平成25年度以降、問合せ件数は減少傾向を辿っていたが、平成27年度、平成28年度は増加に転じている。

資料 1-4 地方事務所問合せ件数の推移



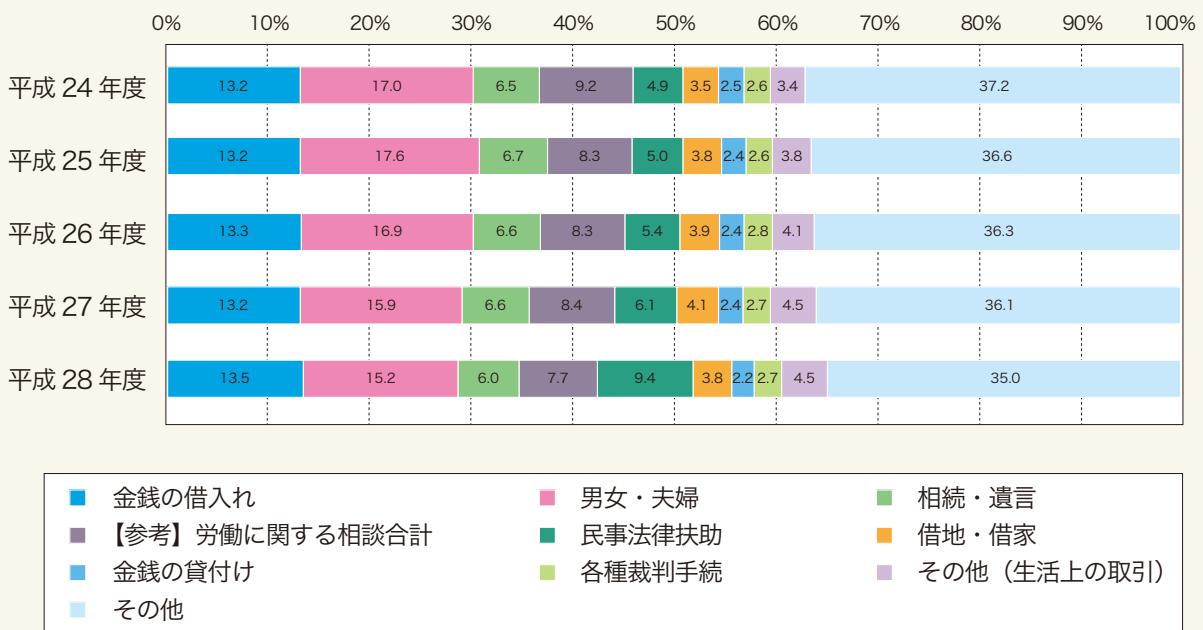


# 1-4 問合せの傾向

## (1) サポートダイヤル

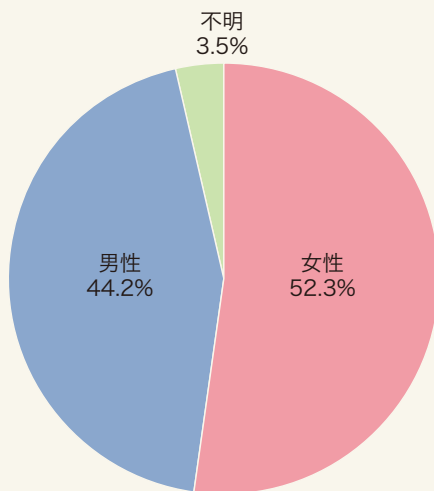
サポートダイヤルにおける平成24年度以降の問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。最も多い問合せ内容は、男女・夫婦（離婚など）であるが、平成25年度以降、減少傾向が続いている。平成22年度まで最も問合せの多かった金銭の借入れ（多重債務）は、平成24年度以降は13%台で推移している。一方で、民事法律扶助に関する問合せが増加傾向を続けており、平成28年度の問合せの割合は、前年度の約1.5倍となっている。

資料1-5 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移

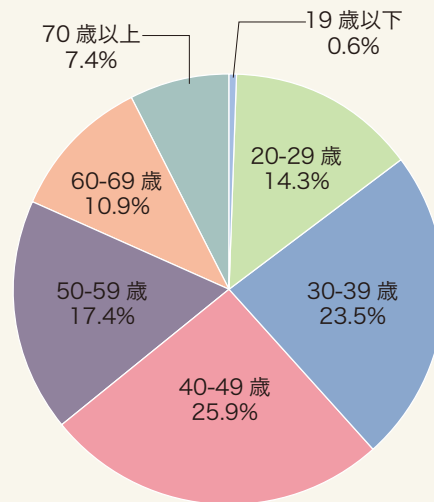


平成28年度におけるサポートダイヤル利用者の男女比は、資料1-6のとおりである。サポートダイヤル利用者の年代別内訳と、各年代の男女比については、資料1-7、1-8のとおりである。30歳代と40歳代の利用者が、全体の約半数を占めている。全ての年代において、男性よりも女性の割合が高い。

資料 1-6 平成28年度サポートダイヤル利用者男女比

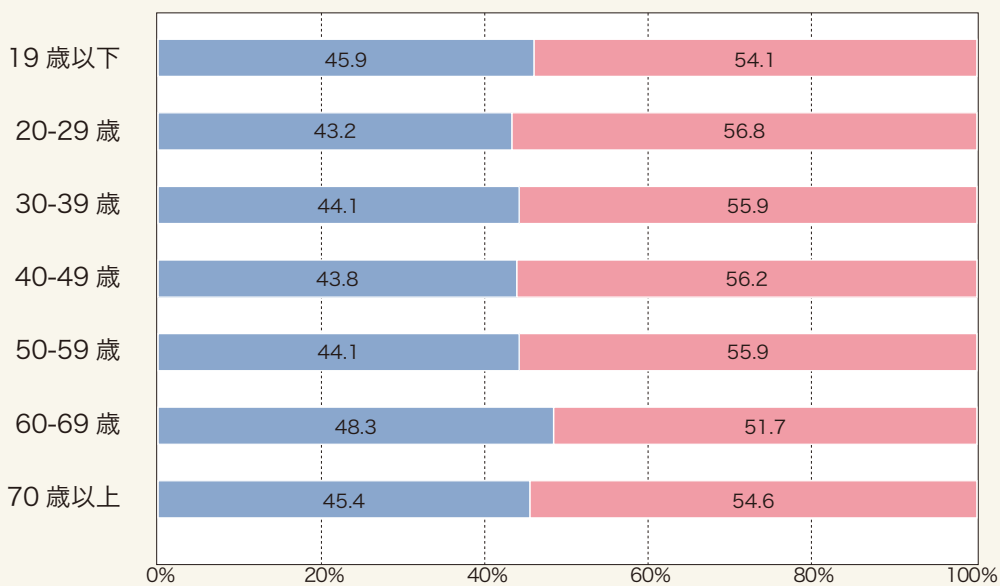


資料 1-7 平成28年度サポートダイヤル利用者年代別内訳



(注) 年代は、任意で聞き取りを行った。

資料 1-8 平成28年度サポートダイヤル利用者の年代ごとの男女比



問合せ分野ごとの男女比は資料1-9のとおりである。女性からの問合せが多い分野は、男女・夫婦、相続・遺言、子ども、家族などである。一方、各種裁判手続、職場、刑事手続のしくみ、貸金・退職金、インターネット取引、犯罪・刑事事件、犯罪の成否などの分野は男性の比率が高くなっている。

資料1-9 平成28年度サポートダイヤルにおける問合せ分野ごとの男女比（上位30分野）

順位	相談分野	件数			割合		
		合計	分野別男女件数		割合	分野別男女比	
			男性	女性		男性	女性
1	男女・夫婦	51,099	14,553	36,546	15.2%	28.5%	71.5%
2	金銭の借り入れ	45,584	24,472	21,112	13.5%	53.7%	46.3%
3	民事法律扶助	31,652	14,242	17,410	9.4%	45.0%	55.0%
4	【参考】労働に関する問合せ合計	26,011	13,488	12,523	7.7%	51.9%	48.1%
5	相続・遺言	20,248	7,147	13,101	6.0%	35.3%	64.7%
6	その他（生活上の取引）	15,094	7,886	7,208	4.5%	52.2%	47.8%
7	借地・借家	12,694	6,158	6,536	3.8%	48.5%	51.5%
8	各種裁判手続	9,109	5,352	3,757	2.7%	58.8%	41.2%
9	金銭の貸し付け	7,444	3,877	3,567	2.2%	52.1%	47.9%
10	高齢者・障害者	6,396	2,438	3,958	1.9%	38.1%	61.9%
11	犯罪被害者	6,261	2,621	3,640	1.9%	41.9%	58.1%
12	定年・退職・解雇	5,563	2,860	2,703	1.6%	51.4%	48.6%
13	その他（職場）	5,454	3,045	2,409	1.6%	55.8%	44.2%
14	損害賠償	5,124	2,769	2,355	1.5%	54.0%	46.0%
15	いじめ・嫌がらせ	4,608	2,073	2,535	1.4%	45.0%	55.0%
16	生活福祉	4,486	2,323	2,163	1.3%	51.8%	48.2%
17	弁護士	4,400	1,975	2,425	1.3%	44.9%	55.1%
18	子ども	4,393	1,310	3,083	1.3%	29.8%	70.2%
19	刑事手続のしくみ	4,021	2,345	1,676	1.2%	58.3%	41.7%
20	その他（法テラス）	4,004	2,097	1,907	1.2%	52.4%	47.6%
21	その他（家族）	3,918	1,249	2,669	1.2%	31.9%	68.1%
22	賃金・退職金	3,808	2,308	1,500	1.1%	60.6%	39.4%
23	その他の法律事務	3,665	1,874	1,791	1.1%	51.1%	48.9%
24	インターネット取引	3,613	2,136	1,477	1.1%	59.1%	40.9%
25	その他（犯罪・刑事事件）	2,940	1,673	1,267	0.9%	56.9%	43.1%
26	情報提供	2,766	1,402	1,364	0.8%	50.7%	49.3%
27	民事上の問題	2,684	1,395	1,289	0.8%	52.0%	48.0%
28	犯罪の成否	2,365	1,385	980	0.7%	58.6%	41.4%
29	熊本地震	2,289	952	1,337	0.7%	41.6%	58.4%
30	その他（人権）	2,283	876	1,407	0.7%	38.4%	61.6%

（注1）「【参考】労働に関する問合せ合計」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。

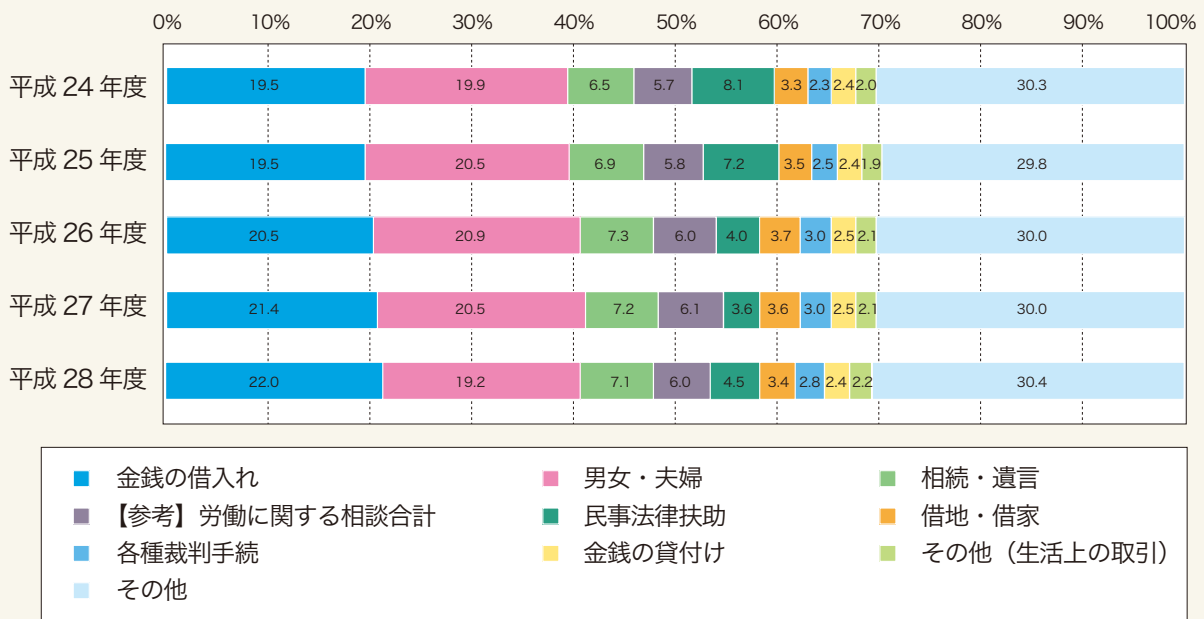
（注2）資料1-6に示した利用者の男女比（男性44.2%、女性52.3%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（54.2%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（62.3%以上）を赤色で表示した。

（注3）「犯罪の成否」とは、ある行為がどのような犯罪に該当する可能性があるかについての問合せである。

## (2) 地方事務所

平成24年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-10のとおりである。平成26年度までは男女・夫婦がわずかに金銭の借入れを上回っていたが、平成27年度以降は再び金銭の借入れが男女・夫婦を上回っている。

資料1-10 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



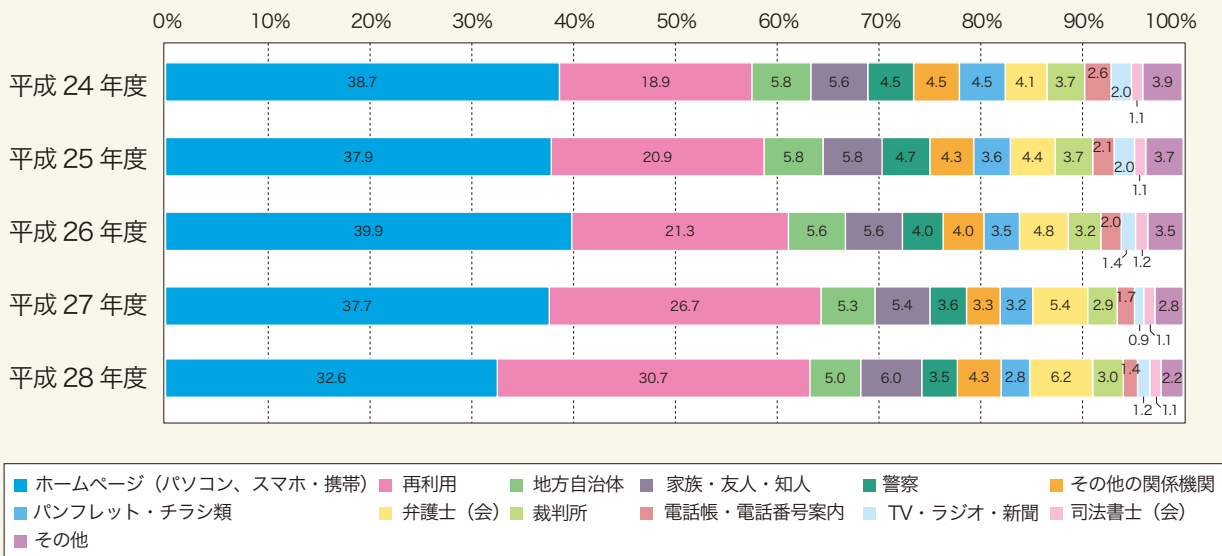
## 1-5 認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）

平成24年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体<sup>(注)</sup>内訳は、資料1-11のとおりである。ホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）の割合が最も高く、次いで、再利用となっており、再利用の割合が年々増加している。

これは、過去に利用された方が、一定期間が経過した後に再度法テラスを利用されたことを示しており、利用者の満足が得られた結果と考えられる。

(注) 認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

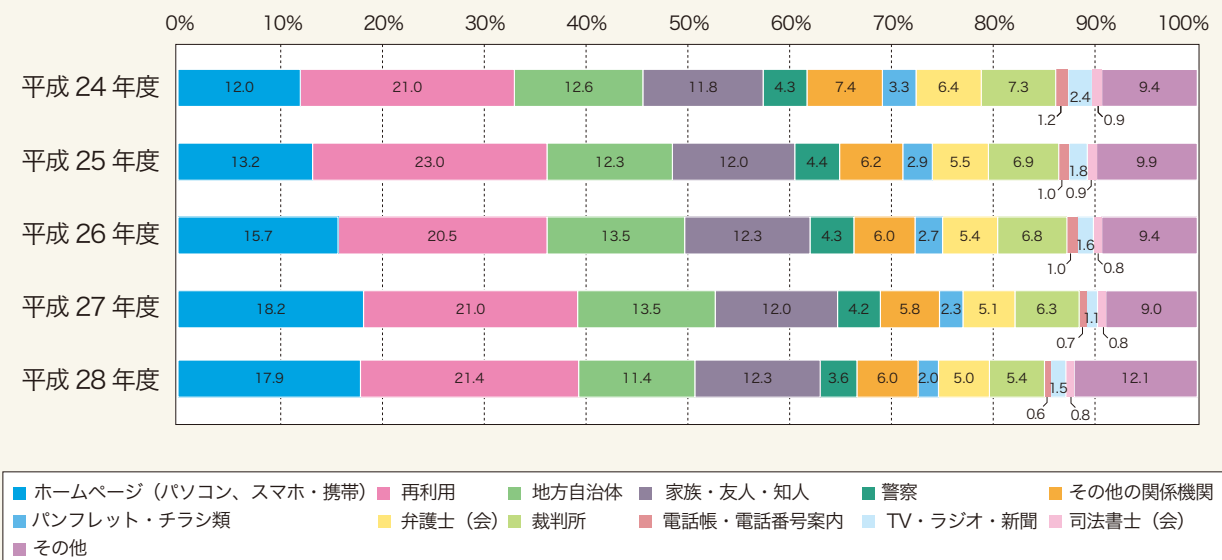
資料1-11 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移



平成24年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体内訳は、資料1-12のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いで、ホームページとなっている。

地方事務所の特色として、地方自治体、弁護士（会）、裁判所などの関係機関から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-12 地方事務所認知媒体内訳の推移



サポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体を男女比で表したものが資料1-13である。主に、地方自治体、タウンページ、広報誌、新聞記事、家族・友人・知人については女性の比率が高く、弁護士（会）、司法書士（会）、パソコンのホームページ、折込チラシ、ラジオCMについては、男性の比率が高い。

また、昨年度に比べ、パソコンのホームページの件数は減少しており、平成28年度は、男女ともにスマートフォン・携帯電話のホームページの件数がパソコンのホームページを上回った。

資料1-13 平成28年度サポートダイヤル認知媒体ごとの男女比

認知媒体	件数			割合		
	合計	媒体別男女件数		割合	媒体別男女比	
		男性	女性		男性	女性
関係機関	54,467	25,425	29,042	23.1%	46.7%	53.3%
地方自治体	11,709	4,227	7,482	5.0%	36.1%	63.9%
警察	8,279	4,101	4,178	3.5%	49.5%	50.5%
その他の関係機関	10,074	4,481	5,593	4.3%	44.5%	55.5%
裁判所	7,143	3,467	3,676	3.0%	48.5%	51.5%
弁護士（会）	14,664	7,610	7,054	6.2%	51.9%	48.1%
司法書士（会）	2,598	1,539	1,059	1.1%	59.2%	40.8%
広報	86,542	39,363	47,179	36.7%	45.5%	54.5%
ホームページ(スマホ・携帯)	48,167	20,486	27,681	20.4%	42.5%	57.5%
ホームページ(パソコン)	28,801	15,228	13,573	12.2%	52.9%	47.1%
パンフレット・リーフレット	4,619	1,765	2,854	2.0%	38.2%	61.8%
タウンページ	2,457	932	1,525	1.0%	37.9%	62.1%
チラシ	744	322	422	0.3%	43.3%	56.7%
広報誌	802	221	581	0.3%	27.6%	72.4%
新聞広告	364	139	225	0.1%	38.2%	61.8%
ポスター	400	169	231	0.2%	42.2%	57.8%
折込チラシ	41	22	19	0.1%	53.7%	46.3%
ラジオCM	147	79	68	0.1%	53.7%	46.3%
報道	2,354	940	1,414	1.0%	39.9%	60.1%
TV報道	1,686	683	1,003	0.7%	40.5%	59.5%
新聞記事	552	201	351	0.2%	36.4%	63.6%
ラジオ報道	116	56	60	0.1%	48.3%	51.7%
その他	92,536	39,941	52,595	39.2%	43.2%	56.8%
再利用	72,363	32,281	40,082	30.7%	44.6%	55.4%
家族・友人・知人	14,184	5,174	9,010	6.0%	36.5%	63.5%
104	812	318	494	0.3%	39.2%	60.8%
その他	5,177	2,168	3,009	2.2%	41.9%	58.1%
合計	235,899	105,669	130,230	100.0%	44.8%	55.2%

(注) 認知媒体は任意で聞き取りを行った。

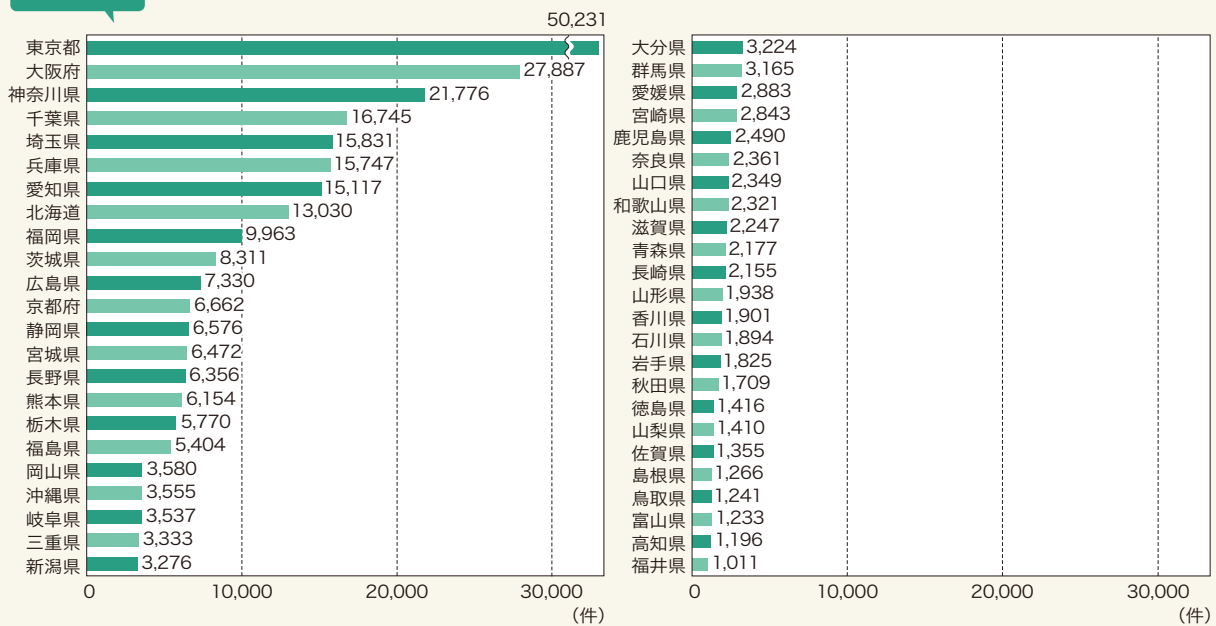
# 1-6 利用者の地域分布

## (1) サポートダイヤル

平成28年度の都道府県別サポートダイヤル利用件数は、資料1-14のとおりである。東京、大阪、神奈川をはじめとする大都市圏での利用が多い。

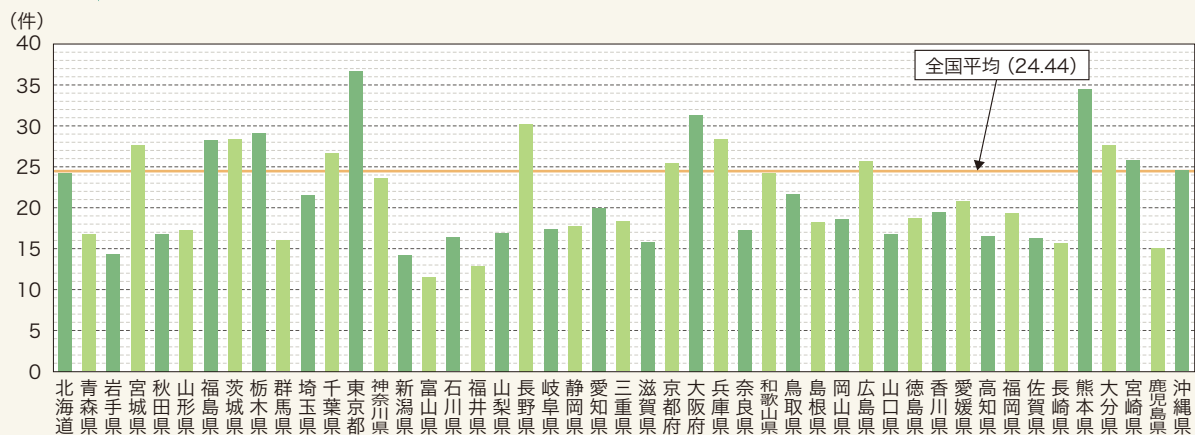
また、人口1万人あたりの利用件数（都道府県別）は、資料1-15のとおりである。これでも東京が突出して多く、次いで熊本、大阪、長野となっている。熊本の利用度が高かったのは、熊本地震被災者の利用が多かったためとみられる。

資料 1-14 平成28年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



(注) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-15 人口1万人あたりの平成28年度サポートダイヤル利用件数（都道府県別）

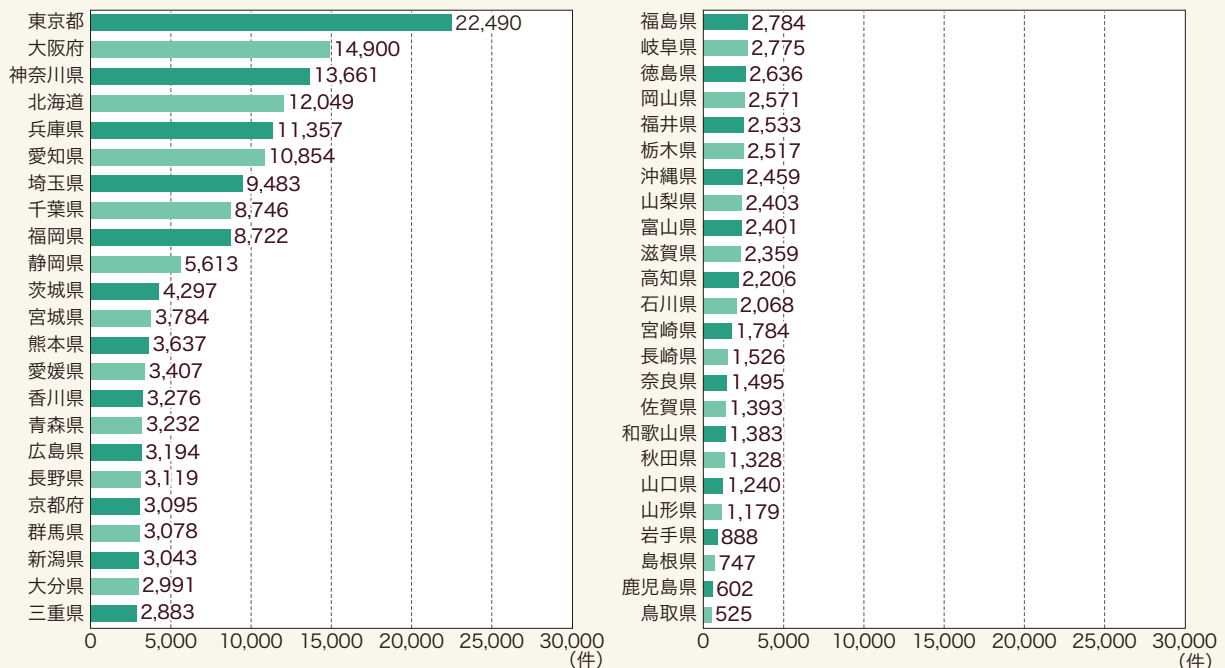


## (2) 地方事務所

平成28年度の地方事務所ごとの問合せ件数は、資料1-16のとおりである。

また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-17のとおりである。徳島、香川、福井、高知といった比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

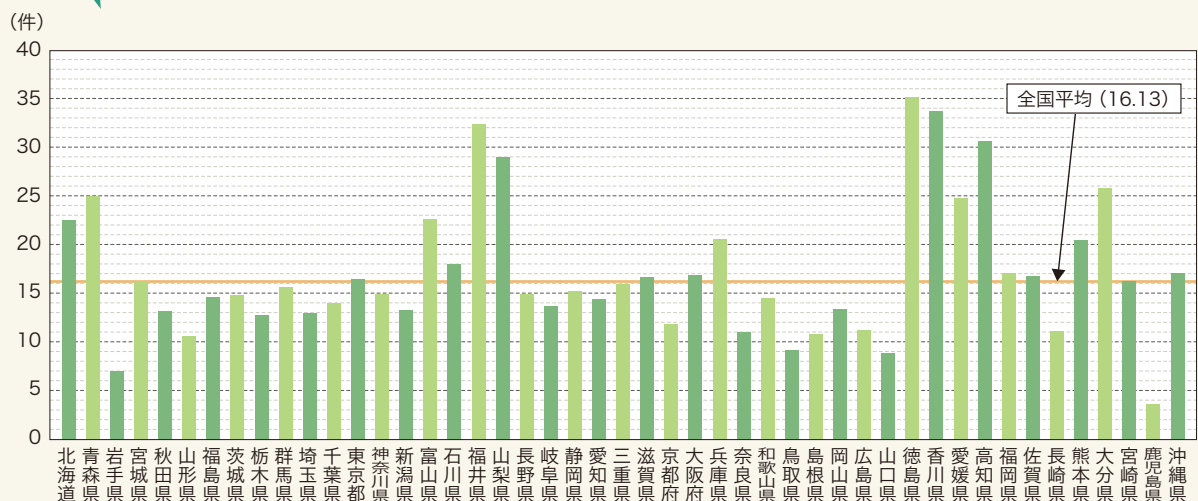
資料 1-16 平成28年度地方事務所ごとの問合せ件数（電話・面談の合計数）



(注 1) 北海道は札幌(5,957)、函館(1,979)、旭川(1,103)、釧路(3,010)の合計。

(注 2) テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-17 人口1万人あたりの平成28年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）



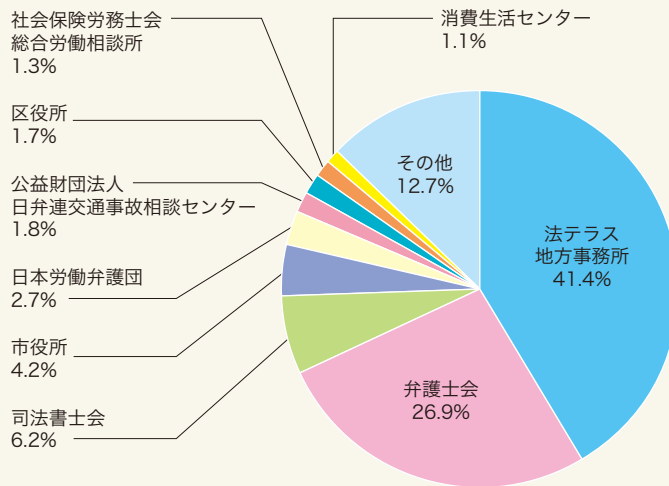
(注) 人口は、総務省統計局の「平成28年10月1日現在推計人口」データを参照した。



## 1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)

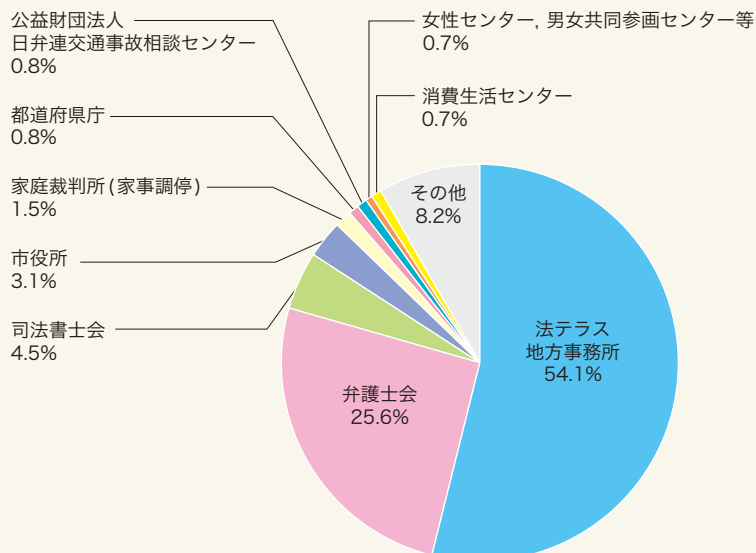
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じて、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索して、所在地や電話番号などを案内する。平成28年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対して、紹介した関係機関の内訳は、資料1-18、1-19のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、申込先として法テラスの地方事務所を案内する。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方自治体、裁判所、社会保険労務士会、男女共同参画センター、消費生活センター等がある。

資料 1-18 平成28年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-19 平成28年度地方事務所紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

## 1-8 法教育

平成28年度は札幌市、大阪市で法テラス設立10周年記念シンポジウムを開催した。内容は資料1-20のとおりである。

### 資料1-20 法テラス設立10周年記念シンポジウム開催内容

	【札幌市】
タイトル	法テラス劇場 ～おとなのための法教育2016～
概要	法律を身近に感じていただくことを目的として、法的トラブルの対処方法を、劇団イナダ組による演劇とクイズを交えながら学ぶ
日時	平成28年10月20日（木）午後6時30分～8時00分
会場	札幌市教育文化会館小ホール
主催	日本司法支援センター（法テラス）
後援	法務省、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、札幌市、札幌市教育委員会、北海道新聞社、HTB北海道テレビ、AIR-G エフエム北海道
開会挨拶	山崎 博（法テラス札幌所長、弁護士）
司会者	北川久仁子氏（株式会社クリエイティブオフィスキュー）
演劇テーマ等	第1幕「ネットが大炎上」～スマホ・SNS篇～ 解説：坂口 唯彦（法テラス札幌副所長、弁護士） 第2幕「意外と知らない交通ルール」～自転車篇～ 解説：道尻 豊（法テラス札幌副所長、弁護士） 第3幕「ウチの親にかぎって」～成年後見・ゴミ屋敷篇～ 解説：岩井 英典（法テラス札幌副所長、司法書士）
作・演出	イナダ氏（劇団イナダ組代表）
演劇	劇団イナダ組

（注）役職、所属は当時



無断使用・転載・複写等を禁止します。

札幌市シンポジウム・法テラス劇場での参加者参加型クイズの様子

【大阪市】	
タイトル	第10回法テラス寄席
概要	法律を身近に感じていただくことを目的として、落語の演目を題材に、内包する法的問題の解説
日時	平成28年11月26日（土）午後2時00分～4時30分
会場	大阪弁護士会館2階ホール
共催	日本司法支援センター（法テラス）、大阪弁護士会
後援	法務省
制作協力	米朝事務所
開会挨拶	高坂 敬三（法テラス大阪所長、弁護士）
司会者	岡本 英子（法テラス大阪副所長、弁護士）
落語演者・演目	桂 南光『京の茶漬』 桂 千朝『帯久』（※法律解説の演目） 桂 小鯛『延陽伯』
法律解説	宮崎 誠（日本司法支援センター理事長） 巽 昌章（法テラス大阪法律事務所代表、スタッフ弁護士）
閉会挨拶	山口 健一氏（大阪弁護士会会長、弁護士）

（注）役職、所属は当時



無断使用・転載・複写等を禁止します。

大阪市シンポジウム・第10回法テラス寄席での法解説の様子

## 2. 民事法律扶助業務



### 2-1 平成28年度における業務の概況

#### (1) 総合法律支援法の改正による新たな援助

平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、特定援助対象者（認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障がい者の方等）や、一定の大規模災害の被災者を対象にした新たな法律相談援助等の業務が追加された。

平成28年4月14日に発生した熊本地震に対応するため、上記改正のうち、被災者法律相談援助（一定の大規模災害の被災者を対象とした無料法律相談）が先行して施行され、同年7月1日から業務を開始した。法テラスでは改正法の成立を見越して、地震発生の直後から、法務省や日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会などの関係機関と協議しながら、迅速に新設された被災者法律相談援助の運用方法等の検討を行った。業務開始後は、法テラスの事務所のほか、避難所や市町村役場、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所等においても法律相談を行い、被災者が身近な場所で法律相談を受けることができるよう努めた。

一方、認知機能が十分でないために、法的トラブルを抱えていることを自覚していない、又は、法的解決が可能であることを自覚していないといった特定援助対象者を対象にした、資力を問わない法律相談援助（ただし、一定の資力がある場合には法律相談費用の負担を求める）や公的給付に係る行政不服申立手続の代理援助・書類作成援助については、施行に向けた準備に取り組み、対象となる方にとって利用しやすい制度になるよう検討を進めている。

#### (2) 業務開始以来の相談援助累計件数が250万件を、援助決定累計件数が100万件を突破

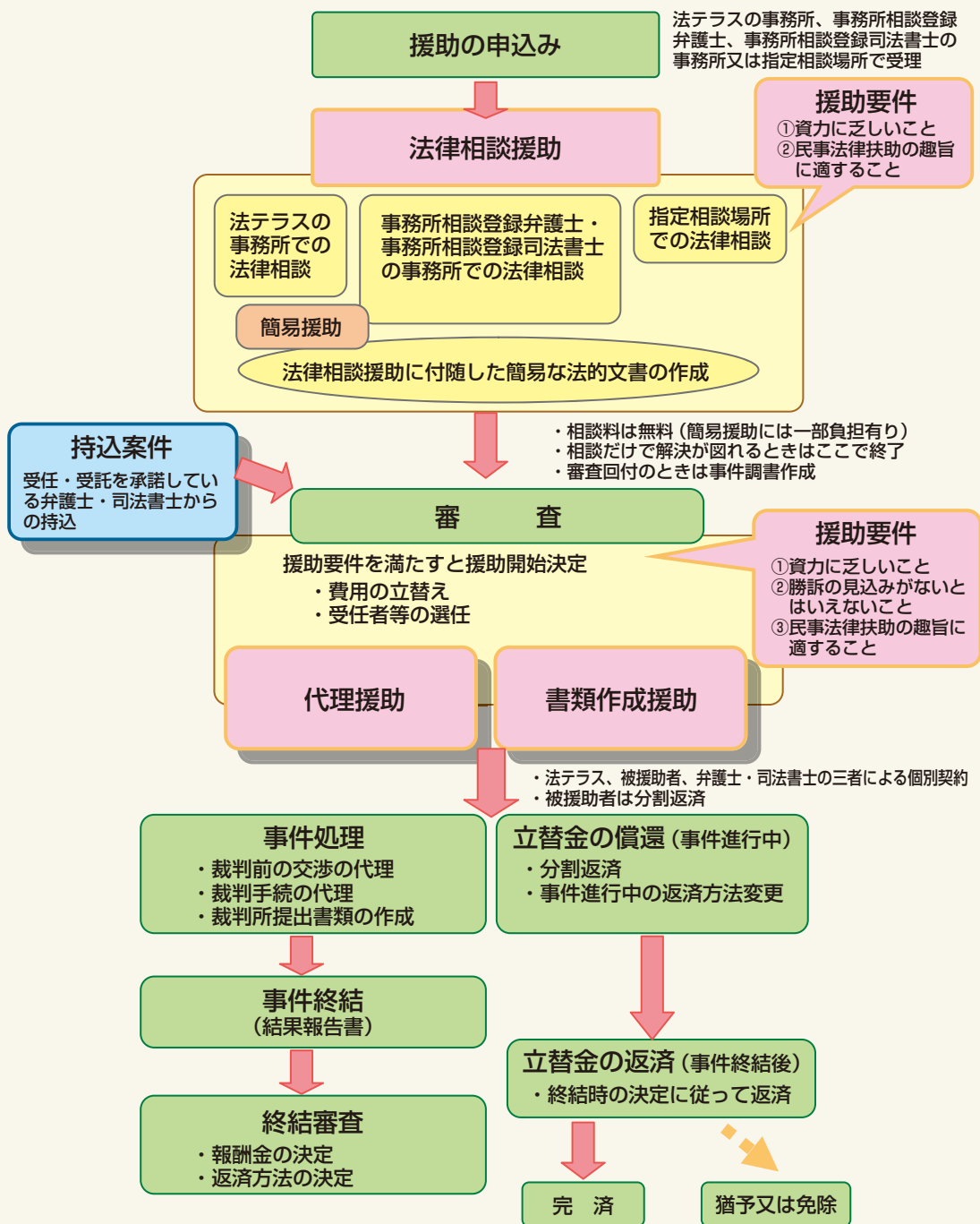
法律相談援助では、福祉事務所や地域包括支援センター、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所といった、法テラスの事務所以外での法律相談の実施や、専門分野に精通した弁護士・司法書士による専門相談の実施など、利用者のニーズに応じた法律相談の実施ができるよう継続的に取り組み、平成28年度の法律相談援助件数は過去最高の29万件を超え、累計件数では250万件を突破した。

また、平成28年度の代理援助や書類作成援助の援助決定件数は、過去2番目に多い11万2千件を超え、累計件数は100万件を突破した。

## 2-2 業務の概要

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等の法的手続を進めるための弁護士費用又は司法書士費用等の立替えを行う（代理援助、書類作成援助）業務である。法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。

資料 2-1 民事法律扶助の手続（全体の流れ）



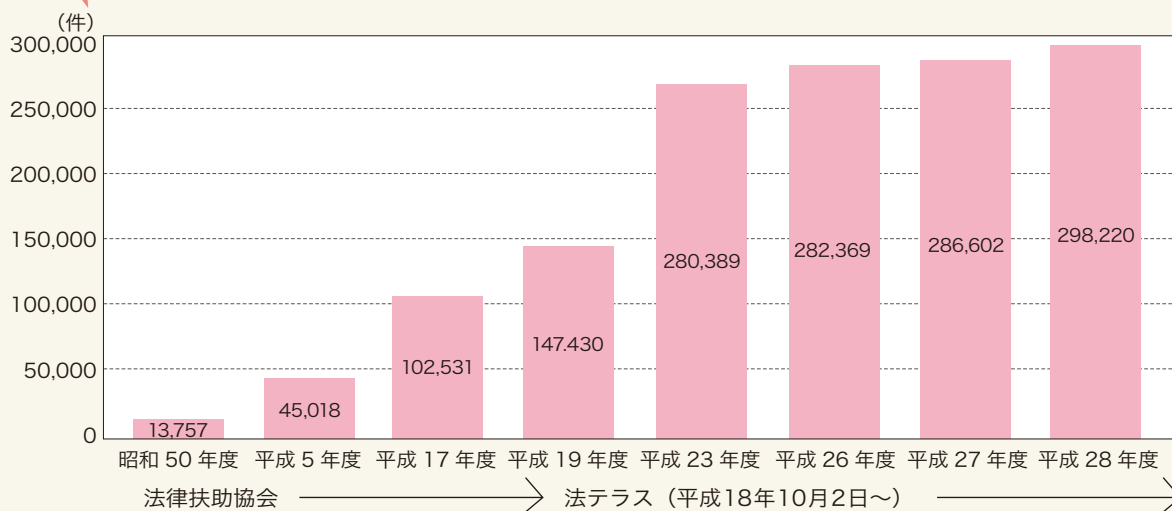
## 2-3 業務の状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に13,757件、平成5年度45,018件、平成17年度102,531件であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増し、以後、平成23年度280,389件、平成26年度282,369件、平成27年度286,602件（前年度比1.5%増）、平成28年度298,220件（同4.1%増）と高い水準で推移している。

平成28年度は昭和50年度と比較して約21.7倍、平成19年度と比較しても2倍を超える件数であり、平成26年度以降、毎年過去最高の件数を更新している。

資料 2-2 法律相談援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-7

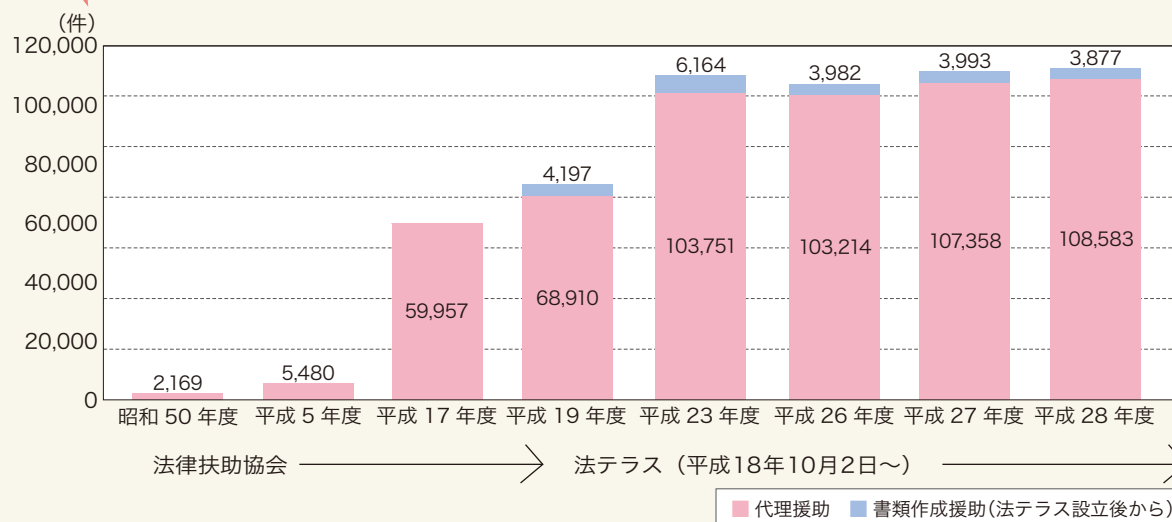


(注) 法律扶助協会のデータは、同協会発行の平成17年度事業報告書に基づく

代理援助、書類作成援助件数の年度ごとの推移は資料2-3のとおりで、平成28年度は、代理援助108,583件（前年度比1.1%増）、書類作成援助3,877件（同2.9%減）であった。両援助を合計した件数は前年度と比較して微増した。

資料 2-3 援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-1 (平成28年度のみ)



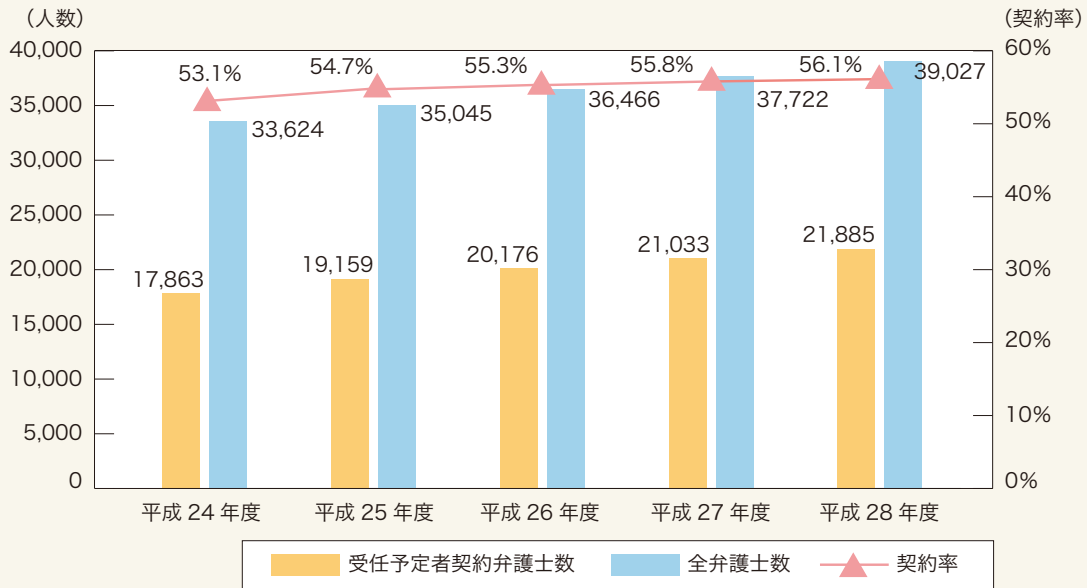
(注) 法律扶助協会のデータは、同協会発行の平成17年度事業報告書に基づく

## 2-4 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。契約弁護士数（援助事件受任予定者契約）は毎年増加しており、平成28年度末には21,885名となった。

資料 2-4 契約弁護士数の推移

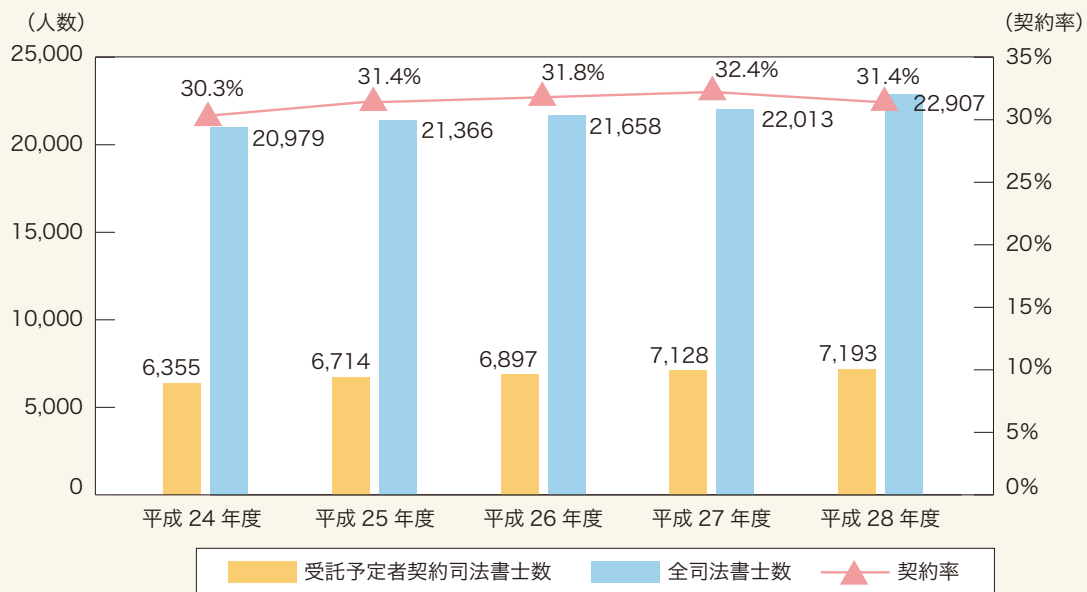
地方事務所別データは 付表 2-9



契約司法書士数（援助事件受託予定者契約）も毎年増加しており、平成28年度末には7,193名となった。

資料 2-5 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-11

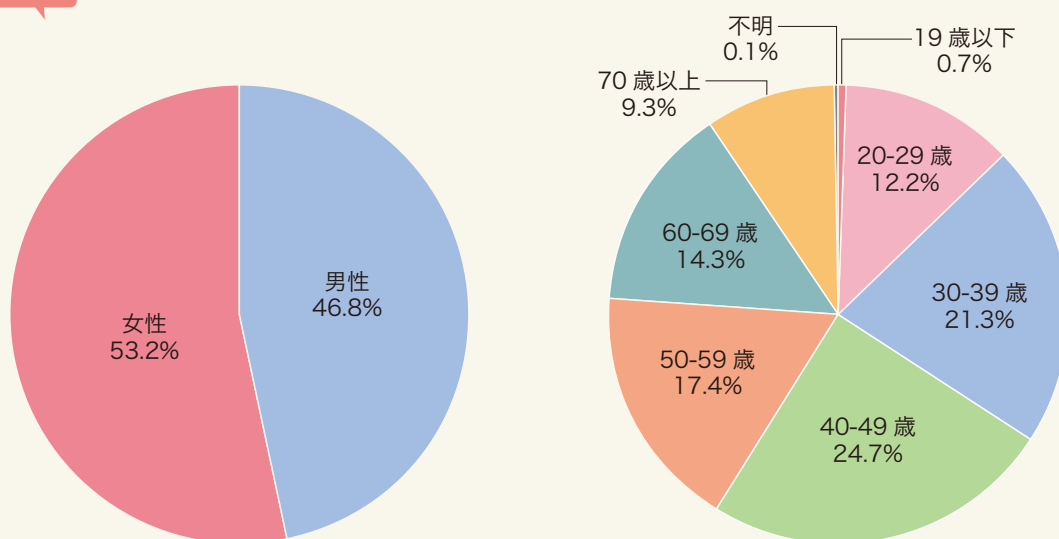


## 2-5 法律相談援助を受けた人の属性

平成28年度に法律相談援助を受けた人は、女性が53.2%、男性が46.8%と、女性の比率が若干高くなっている。

年代別に見ると、40歳代の比率が一番高く、全体の約4分の1を占める。次いで30歳代、50歳代となっている。

資料 2-6 平成28年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代





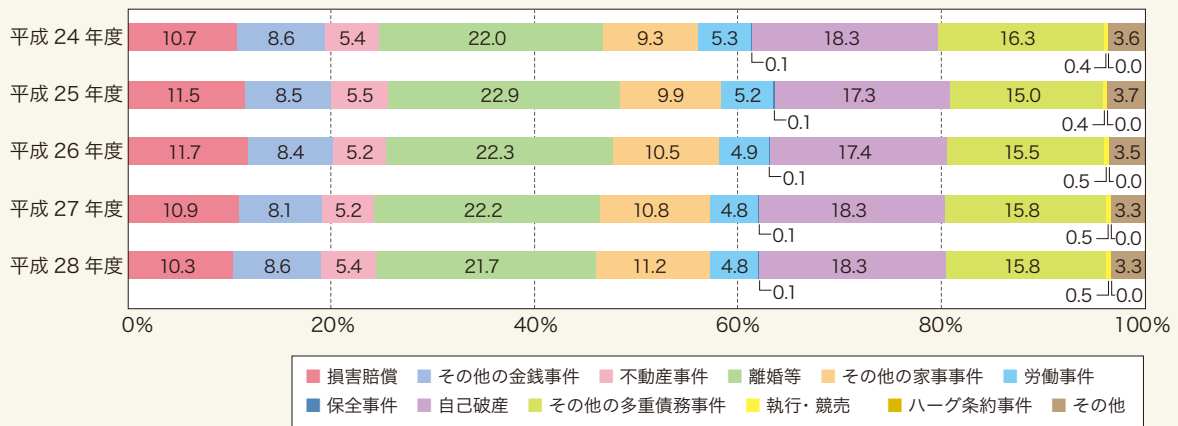
## 2-6 法律相談援助の状況

どのような問題で法律相談を受けたかを見ると、平成28年度は離婚等に関する相談が最も多く、21.7%となっている。

近年、離婚や親子関係などの家事に関する相談が、自己破産や任意整理などの多重債務に関する相談とほぼ同じ割合を占める傾向にある。

資料 2-7 法律相談援助の事件別内訳の推移

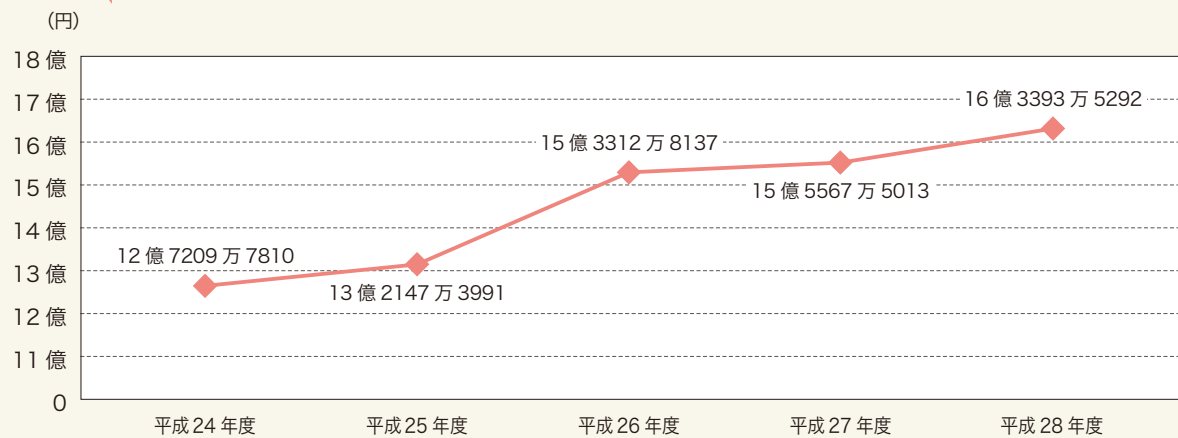
地方事務所別データは 付表 2-2 (平成 28 年度のみ)



法テラス業務開始以降、民事法律扶助の法律相談援助件数の増加に伴い、法テラスから弁護士・司法書士に支払った相談費用は増加しており、平成28年度は、過去最高となる、16億3393万5292円となった。

資料 2-8 法律相談費の推移

地方事務所別データは 付表 2-13



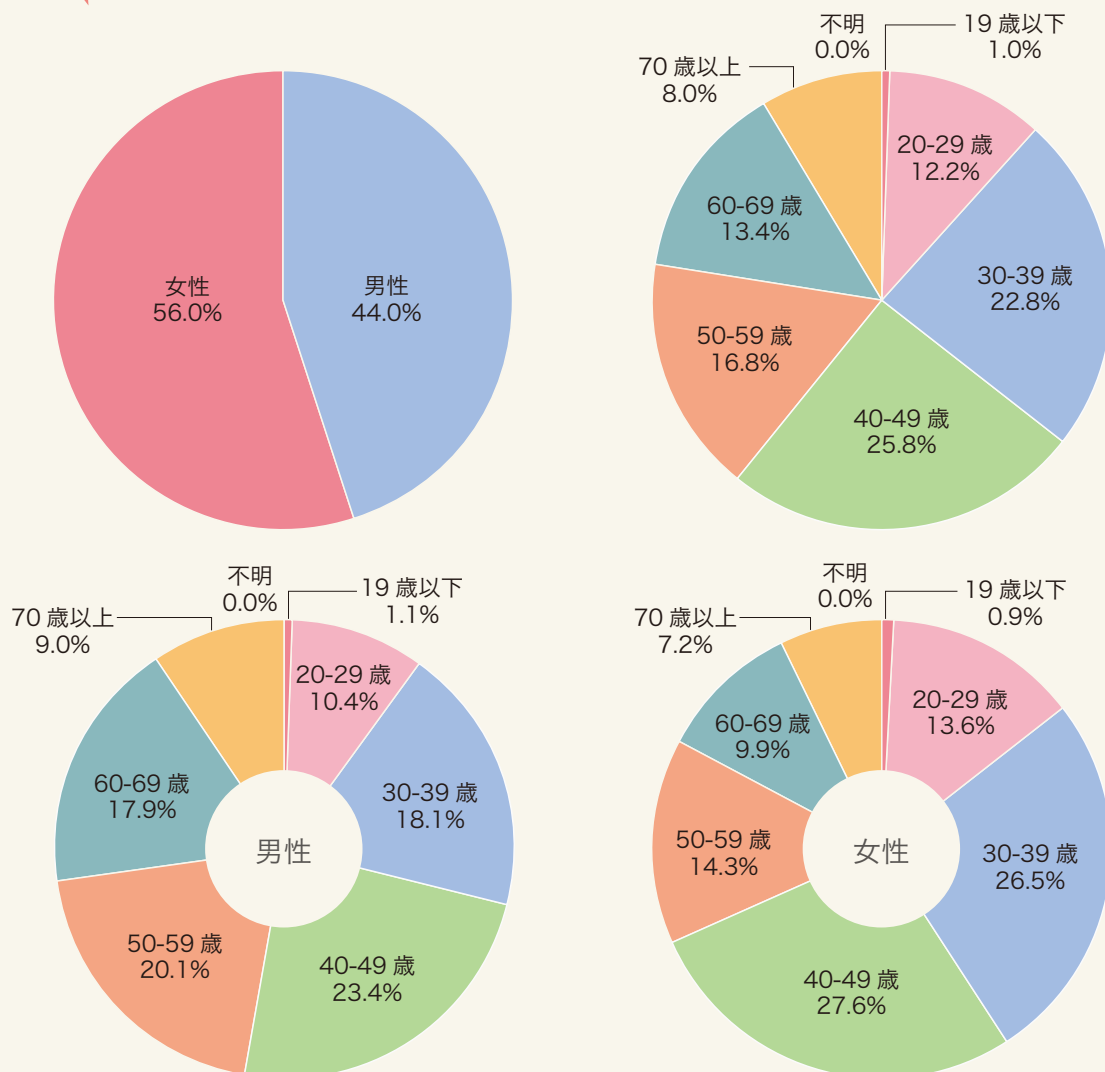
## 2-7 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性

平成28年度に代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が56.0%、男性が44.0%と、女性の比率が若干高くなっており、法律相談援助と同様の傾向を示した。

年代別に見ると、男性、女性とも40歳代が最も多かった。援助を受けた人全体に占める、40歳代以下の比率をみると、男性では53.0%、女性では68.6%になり、女性のほうが、援助を受けた人の年齢層が若い傾向がある。

資料 2-9

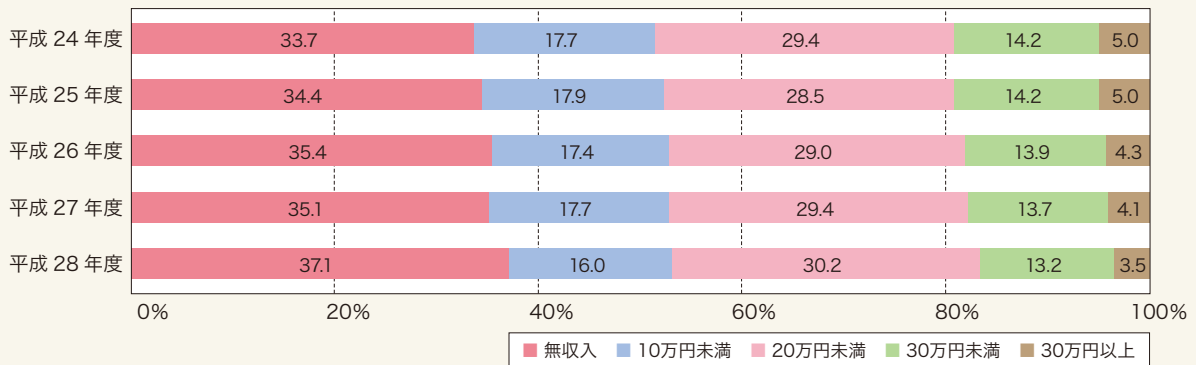
平成28年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代



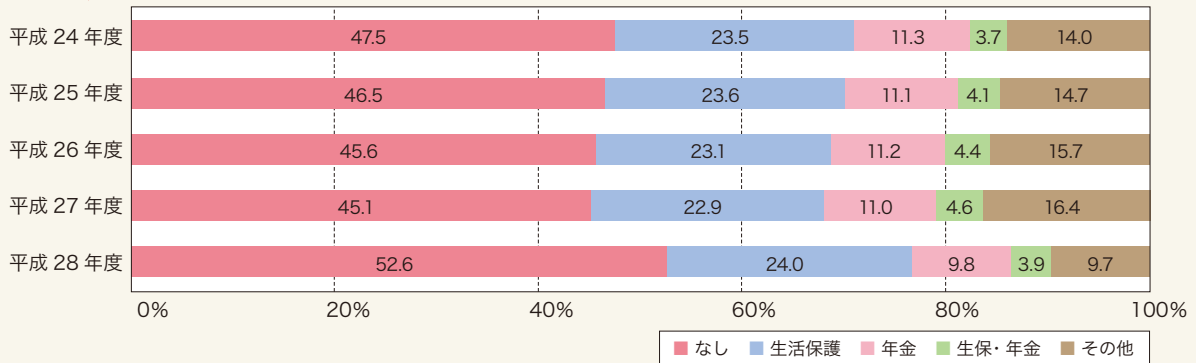
収入については、無収入が37.1%（前年度比2.0ポイント増）で、月収10万円未満の16.0%と合わせると53.1%（同0.3ポイント増）になる。これらの所得水準の方が援助利用者の半数を超える状況は平成24年度以降続いている。

また、援助を受けた方の公的給付の受給の有無及びその内容を見ると、平成27年度までは、なんらかの公的給付を受給している方の割合が増加していたが、平成28年度は減少に転じ、公的給付を受けていない方の利用が50%を超えた。

資料 2-10 代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）の推移



資料 2-11 代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付受給状況



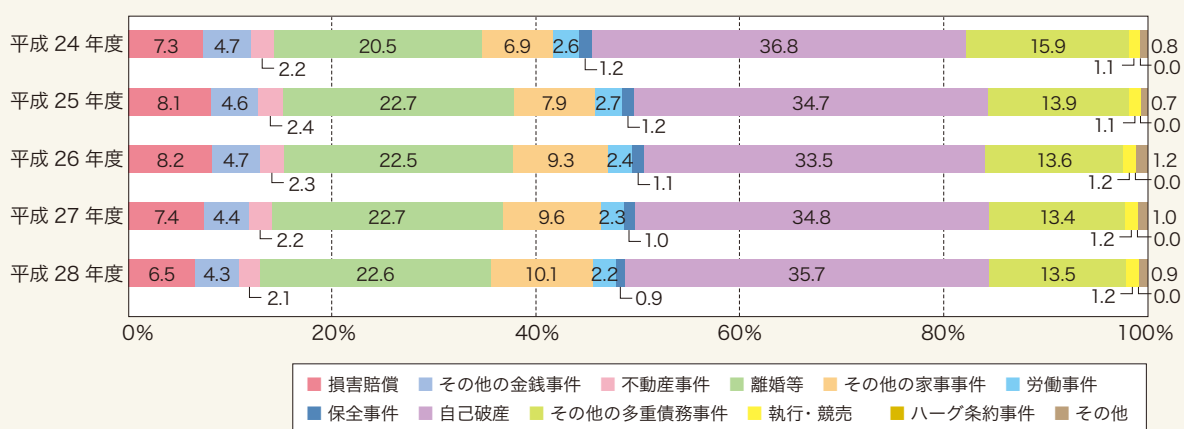
## 2-8 代理援助の状況

代理援助を事件内容別に見ると、依然として自己破産が最も多く、平成28年度は35.7%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると49.2%と約半分を占めているが、平成25年度以降、50%を下回る状態が続いている。

一方で、離婚等請求及び親子関係などその他の家事事件を合わせた家事事件全体の割合は年々増加しており、平成28年度は32.7%となっている。

資料 2-12 代理援助の事件別内訳の推移

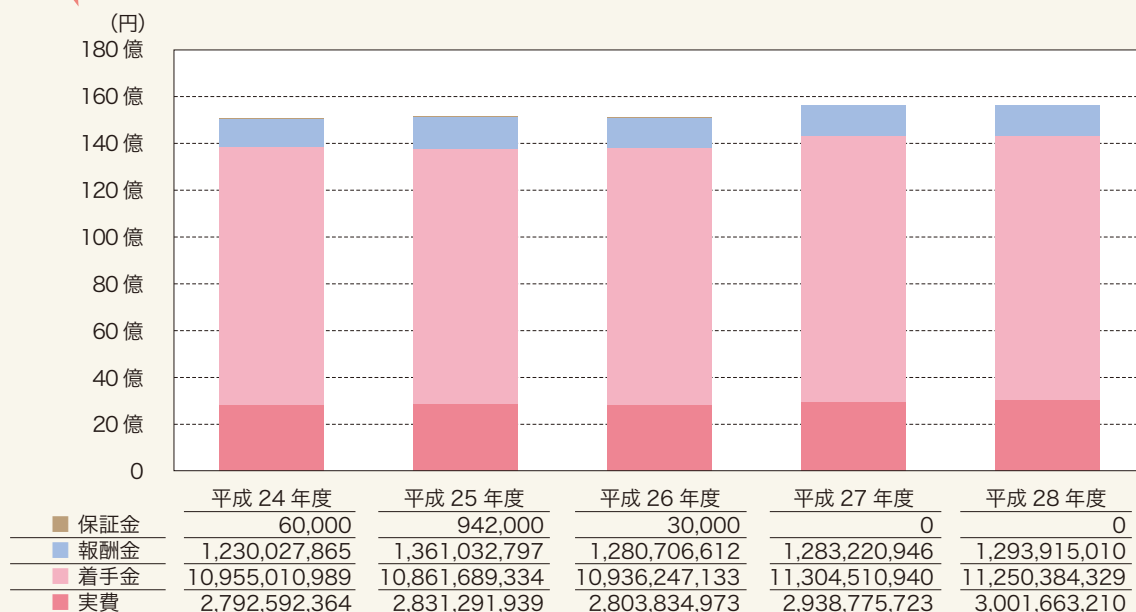
地方事務所別データは 付表 2-3 (平成 28 年度のみ)



代理援助にかかる立替金は着手金、実費、弁護士等への報酬及び保証金から成り、合計で、平成28年度は155億4596万2549円であった。

資料 2-13 代理援助立替金実績の推移

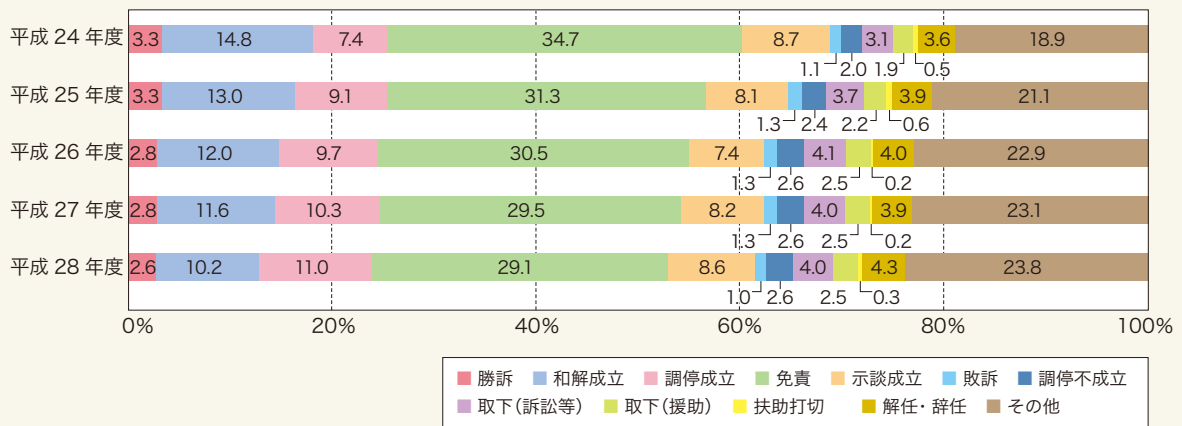
地方事務所別データは 付表 2-14



平成28年度における代理援助事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裏に終了したものが61.5%と多く、敗訴は1.0%、調停不成立は2.6%である。

資料 2-14 代理援助事件の結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-4 (平成 28 年度のみ)

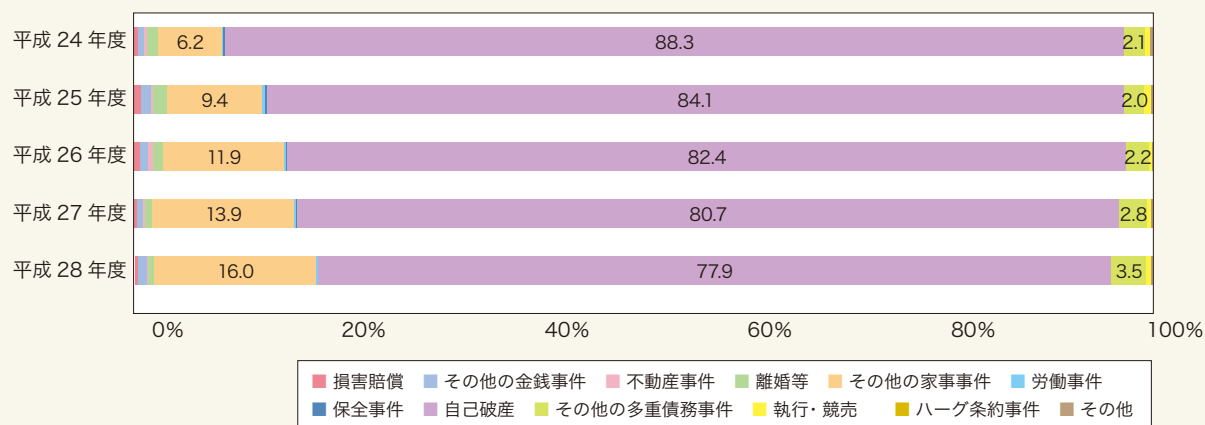


## 2-9 書類作成援助の状況

平成28年度における書類作成援助を事件内容別に見ると、77.9%が自己破産となっている。前年度とほぼ同率で、年々割合は減ってきているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-15 書類作成援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-5 (平成 28 年度のみ)

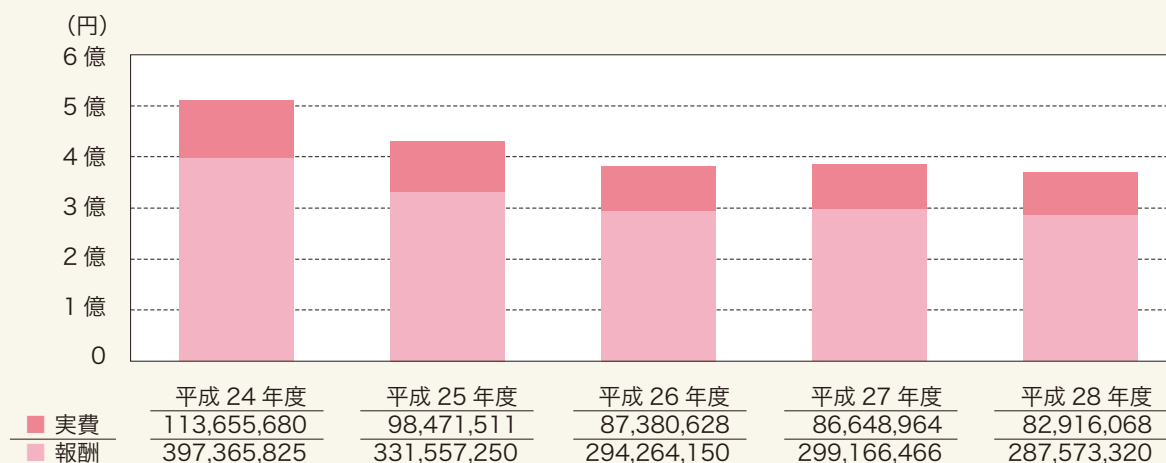


	損害賠償	その他の金銭事件	不動産事件	離婚等	その他の家事事件	労働事件	保全事件	自己破産	その他の多重債務事件	執行・競売	ハーフ条約事件	その他
平成24年度	0.4%	0.6%	0.3%	1.1%	6.2%	0.2%	0.1%	88.3%	2.1%	0.5%	—	0.2%
平成25年度	0.7%	1.0%	0.2%	1.3%	9.4%	0.3%	0.2%	84.1%	2.0%	0.6%	—	0.2%
平成26年度	0.6%	0.8%	0.4%	1.0%	11.9%	0.2%	0.1%	82.4%	2.2%	0.3%	0.0%	0.1%
平成27年度	0.3%	0.6%	0.2%	0.7%	13.9%	0.2%	0.1%	80.7%	2.8%	0.4%	0.0%	0.1%
平成28年度	0.4%	0.8%	0.2%	0.5%	16.0%	0.1%	0.0%	77.9%	3.5%	0.4%	0.0%	0.2%

書類作成援助にかかる立替金は、実費と報酬から成り、合計で、平成28年度は3億7048万9388円であった。

資料 2-16 書類作成援助立替金実績の推移

地方事務所別データは 付表 2-15



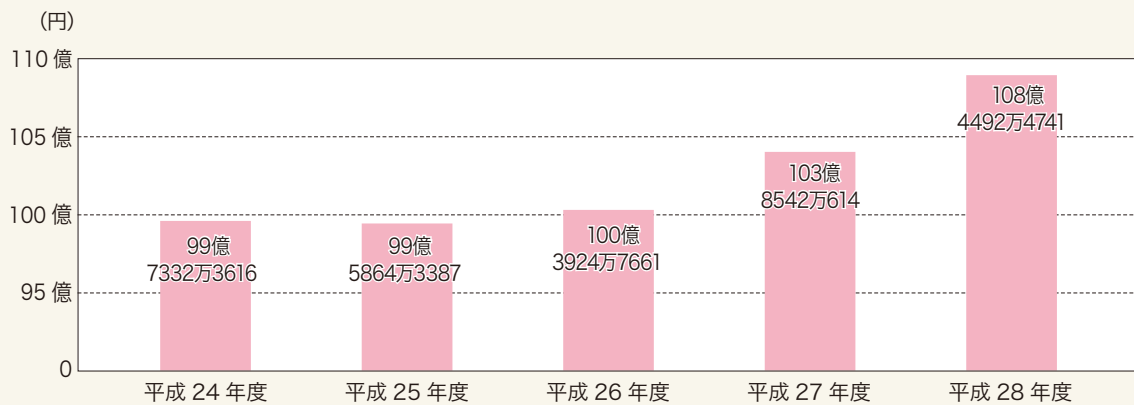
## 2-10 立替金の償還（返済）

### (1) 償還

代理援助、書類作成援助を受けた利用者は、法テラスが立替えた弁護士又は司法書士の費用等を、免除や猶予の決定を受けた場合を除き、法テラスに対し毎月割賦償還（分割返済）する。

立替金償還実績の推移は資料2-17のとおりである。

資料 2-17 立替金償還実績の推移

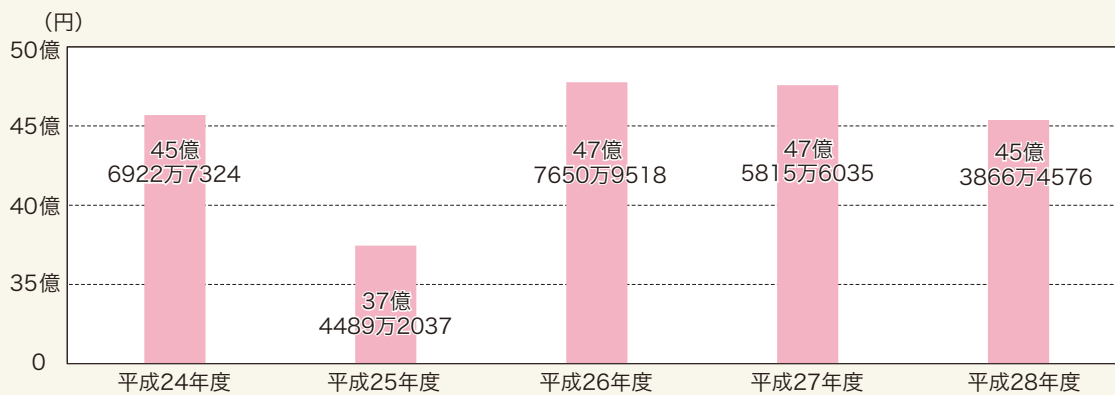


### (2) 立替金の免除

援助を受けた利用者は、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合は、立替金の償還について免除の申請をすることができる。

立替金償還免除実績の推移は、資料2-18のとおりである。

資料 2-18 立替金償還免除実績の推移



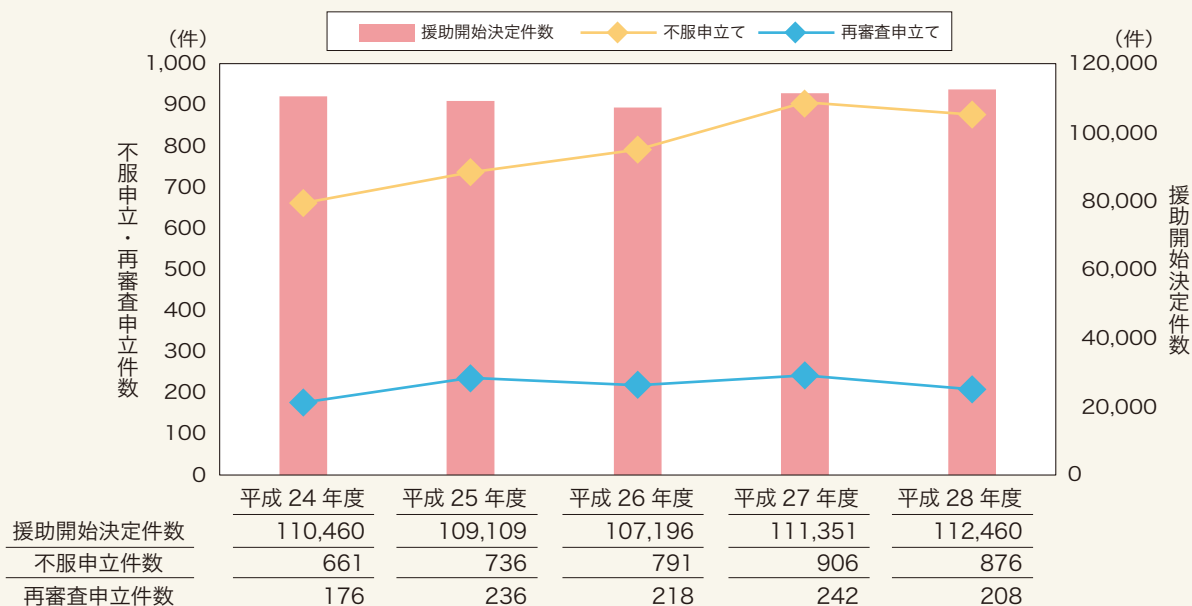
## 2-11 不服申立てと再審査申立て

代理援助又は書類作成援助に関する地方事務所長の決定に不服がある利用者（援助の申込みをした、又は援助を受けた人）、法律相談担当者や受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。この申立てに対する決定にさらに不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査の申立てを行うことができる。

平成28年度の不服申立件数は876件（前年度比3.3%減）、再審査申立件数は208件（同14.0%減）であった。

資料 2-19 不服申立てと再審査申立ての件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-6（平成28年度のみ）





付表 2-1 平成28年度援助決定件数等状況（地方事務所別）

(件)

地方事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期から継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期から継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	26,693	16,663	16,032	27,324	281	170	138	313
神奈川	9,775	6,747	6,755	9,767	256	175	176	255
埼玉	6,107	4,834	4,940	6,001	196	102	146	152
千葉	4,233	3,857	3,410	4,680	63	47	57	53
茨城	1,638	1,537	1,374	1,801	15	14	20	9
栃木	1,202	1,072	1,055	1,219	10	28	19	19
群馬	1,524	1,246	1,186	1,584	61	55	51	65
静岡	2,601	2,175	2,149	2,627	168	166	194	140
山梨	611	544	639	516	6	8	6	8
長野	1,374	1,301	1,136	1,539	65	78	61	82
新潟	1,698	1,646	1,519	1,825	68	51	80	39
大阪	13,574	11,008	10,207	14,375	512	477	453	536
京都	3,001	2,241	2,401	2,841	104	114	103	115
兵庫	4,924	4,352	4,148	5,128	358	373	347	384
奈良	1,471	1,338	1,318	1,491	23	31	26	28
滋賀	1,080	955	920	1,115	60	57	61	56
和歌山	1,049	830	863	1,016	28	23	25	26
愛知	4,819	4,350	4,082	5,087	119	123	125	117
三重	815	754	766	803	45	42	58	29
岐阜	792	908	811	889	18	16	15	19
福井	607	560	537	630	4	6	7	3
石川	1,089	988	990	1,087	17	16	21	12
富山	505	478	475	508	32	15	22	25
広島	2,759	2,338	2,106	2,991	90	106	74	122
山口	833	903	803	933	24	11	23	12
岡山	1,250	1,282	1,251	1,281	96	95	89	102
鳥取	664	645	679	630	9	22	12	19
島根	538	545	486	597	6	10	9	7
福岡	7,186	6,012	5,836	7,362	486	408	433	461
佐賀	1,087	821	889	1,019	30	24	27	27
長崎	1,637	1,063	1,443	1,257	47	47	54	40
大分	901	989	976	914	18	17	20	15
熊本	2,097	1,409	1,466	2,040	91	54	68	77
鹿児島	1,753	1,523	1,703	1,573	117	96	135	78
宮崎	1,961	1,511	1,803	1,669	53	29	49	33
沖縄	1,444	1,287	1,146	1,585	140	152	159	133
宮城	3,382	2,694	2,688	3,388	43	215	51	207
福島	842	995	844	993	20	16	11	25
山形	983	953	916	1,020	15	12	11	16
岩手	1,175	1,115	1,088	1,202	38	46	47	37
秋田	872	906	776	1,002	38	53	39	52
青森	1,205	1,159	1,095	1,269	27	28	19	36
札幌	5,127	4,873	4,288	5,712	111	75	92	94
函館	586	846	799	633	3	10	6	7
旭川	995	859	903	951	25	14	21	18
釧路	1,088	1,155	1,075	1,168	9	7	9	7
香川	454	534	501	487	8	11	12	7
徳島	534	560	527	567	22	25	17	30
高知	477	561	472	566	109	86	113	82
愛媛	761	661	675	747	23	21	31	13
全国合計	133,773	108,583	104,947	137,409	4,207	3,877	3,842	4,242

付表 2-2

## 平成 28 年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーグ条約事件	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	3,790	3,155	6,945	2,793	7,155	4,083	11,238	2,510	28	7,470	4,988	12,458	191	8	2,404	38,575
神奈川	1,417	1,036	2,453	820	3,756	1,609	5,365	665	7	3,815	2,351	6,166	51	0	332	15,859
埼玉	1,064	882	1,946	577	3,149	1,230	4,379	490	3	2,808	1,834	4,642	52	0	282	12,371
千葉	951	671	1,622	540	2,550	1,160	3,710	491	8	2,398	2,242	4,640	21	0	184	11,216
茨城	170	108	278	62	389	157	546	58	1	543	293	836	10	0	21	1,812
栃木	168	122	290	71	442	169	611	100	1	462	418	880	7	0	28	1,988
群馬	274	227	501	96	770	405	1,175	176	4	590	444	1,034	17	0	137	3,140
静岡	833	603	1,436	300	1,905	769	2,674	371	4	1,285	922	2,207	26	0	188	7,206
山梨	243	204	447	103	602	326	928	116	2	559	329	888	4	0	73	2,561
長野	380	453	833	165	1,124	473	1,597	183	3	615	571	1,186	32	0	73	4,072
新潟	449	540	989	179	1,188	661	1,849	184	1	745	932	1,677	18	0	135	5,032
大阪	2,919	2,198	5,117	1,228	4,160	1,962	6,122	1,580	15	5,600	3,747	9,347	114	1	1,065	24,589
京都	790	678	1,468	477	1,426	752	2,178	314	7	1,045	726	1,771	54	0	301	6,570
兵庫	1,370	1,097	2,467	598	2,721	1,227	3,948	528	10	2,647	2,385	5,032	52	4	352	12,991
奈良	432	345	777	172	817	499	1,316	176	3	697	511	1,208	16	0	122	3,790
滋賀	415	283	698	152	813	274	1,087	190	4	373	352	725	22	0	131	3,009
和歌山	300	172	472	94	531	259	790	101	1	451	361	812	8	0	59	2,337
愛知	993	999	1,992	571	2,595	1,174	3,769	630	13	1,640	1,459	3,099	44	0	376	10,494
三重	278	291	569	103	748	301	1,049	118	0	503	402	905	19	0	72	2,835
岐阜	332	272	604	154	928	411	1,339	158	3	553	428	981	7	0	69	3,315
福井	114	135	249	70	369	207	576	63	0	271	250	521	10	0	51	1,540
石川	268	217	485	75	720	338	1,058	118	5	322	322	644	23	0	82	2,490
富山	194	167	361	60	456	205	661	85	0	245	204	449	20	0	65	1,701
広島	828	1,014	1,842	319	1,939	992	2,931	381	5	1,182	1,288	2,470	76	1	416	8,441
山口	318	368	686	145	788	370	1,158	106	5	453	505	958	8	0	109	3,175
岡山	429	354	783	208	963	526	1,489	263	4	375	362	737	26	0	112	3,622
鳥取	239	184	423	115	443	260	703	118	3	361	409	770	14	0	26	2,172
島根	297	204	501	85	514	222	736	71	2	255	282	537	6	0	93	2,031
福岡	1,623	1,272	2,895	725	3,084	1,719	4,803	612	14	2,957	3,079	6,036	64	0	391	15,540
佐賀	342	256	598	89	574	322	896	113	1	569	392	961	18	0	61	2,737
長崎	420	324	744	236	876	689	1,565	177	1	753	681	1,434	39	0	109	4,305
大分	375	348	723	212	934	436	1,370	183	3	618	572	1,190	10	0	88	3,779
熊本	1,414	1,071	2,485	1,488	1,971	1,838	3,809	497	2	455	1,997	2,452	58	0	664	11,455
鹿児島	788	557	1,345	280	1,257	563	1,820	140	3	874	864	1,738	34	0	144	5,504
宮崎	677	494	1,171	254	1,006	640	1,646	248	3	755	1,021	1,776	26	0	109	5,233
沖縄	668	648	1,316	418	1,170	888	2,058	240	12	707	1,185	1,892	25	1	199	6,161
宮城	149	183	332	79	575	274	849	122	5	601	485	1,086	12	0	53	2,538
福島	102	83	185	32	249	121	370	85	0	237	154	391	14	0	12	1,089
山形	255	262	517	108	672	328	1,000	88	4	405	515	920	15	0	34	2,686
岩手	71	49	120	31	215	120	335	33	1	396	166	562	1	0	15	1,098
秋田	316	351	667	146	799	463	1,262	113	0	533	567	1,100	27	0	110	3,425
青森	498	450	948	324	974	687	1,661	179	5	898	833	1,731	15	0	137	5,000
札幌	1,068	860	1,928	526	2,394	1,301	3,695	451	53	2,405	2,398	4,803	57	0	390	11,903
函館	221	245	466	138	490	362	852	84	2	381	416	797	12	0	41	2,392
旭川	280	211	491	101	614	217	831	98	2	351	480	831	16	0	47	2,417
釧路	304	229	533	122	880	441	1,321	128	2	730	613	1,343	15	0	55	3,519
香川	239	219	458	43	475	209	684	87	1	414	290	704	9	0	46	2,032
徳島	226	200	426	105	548	271	819	117	5	283	310	593	5	0	92	2,162
高知	209	167	376	97	463	241	704	64	0	368	390	758	4	0	52	2,055
愛媛	215	186	401	107	392	228	620	114	1	567	402	969	18	0	26	2,256
全国合計	30,715	25,644	56,359	15,993	64,573	33,379	97,952	14,317	262	54,520	47,127	101,647	1,442	15	10,233	298,220
割合	10.3%	8.6%	18.9%	5.4%	21.7%	11.2%	32.9%	4.8%	0.1%	18.3%	15.8%	34.1%	0.5%	0.0%	3.3%	100.0%

付表 2-3 平成 28 年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーグ条約事件	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	961	998	1,959	506	3,480	1,441	4,921	405	148	6,307	2,006	8,313	249	8	154	16,663
神奈川	349	160	509	124	1,654	606	2,260	112	55	2,591	980	3,571	85	0	31	6,747
埼玉	195	119	314	88	1,132	511	1,643	82	57	2,013	522	2,535	73	0	42	4,834
千葉	173	99	272	52	832	331	1,163	68	22	1,737	493	2,230	40	0	10	3,857
茨城	61	56	117	20	289	119	408	30	3	687	251	938	17	0	4	1,537
栃木	54	32	86	13	249	91	340	33	14	410	168	578	5	0	3	1,072
群馬	91	48	139	22	340	123	463	34	9	408	147	555	17	0	7	1,246
静岡	123	85	208	35	567	190	757	40	11	816	272	1,088	22	0	14	2,175
山梨	23	20	43	7	145	43	188	8	3	226	61	287	7	0	1	544
長野	104	56	160	33	321	151	472	30	6	401	172	573	21	0	6	1,301
新潟	106	77	183	27	439	206	645	20	11	514	225	739	15	0	6	1,646
大阪	971	509	1,480	315	2,200	921	3,121	267	110	3,917	1,594	5,511	125	11	68	11,008
京都	144	109	253	76	542	270	812	66	30	758	204	962	25	0	17	2,241
兵庫	350	209	559	110	966	416	1,382	78	31	1,519	579	2,098	51	0	43	4,352
奈良	120	74	194	27	321	176	497	23	9	421	141	562	18	0	8	1,338
滋賀	111	43	154	13	232	119	351	33	7	285	95	380	14	0	3	955
和歌山	112	26	138	15	200	76	276	8	6	277	87	364	13	0	10	830
愛知	244	168	412	87	1,293	563	1,856	124	35	1,190	543	1,733	59	0	44	4,350
三重	53	35	88	13	204	71	275	16	1	262	81	343	12	0	6	754
岐阜	55	26	81	21	272	111	383	18	9	313	72	385	6	0	5	908
福井	39	22	61	7	148	77	225	16	10	162	70	232	9	0	0	560
石川	79	46	125	17	314	147	461	21	10	225	112	337	11	0	6	988
富山	34	22	56	5	145	61	206	9	7	125	57	182	10	0	3	478
広島	186	82	268	33	614	260	874	58	32	753	262	1,015	36	0	22	2,338
山口	58	41	99	15	221	89	310	14	14	309	120	429	15	0	7	903
岡山	79	54	133	25	301	179	480	37	11	382	203	585	5	0	6	1,282
鳥取	38	33	71	17	131	91	222	18	5	189	110	299	11	0	2	645
島根	67	25	92	11	149	49	198	11	6	150	70	220	6	0	1	545
福岡	409	270	679	112	1,198	632	1,830	132	66	2,018	1,051	3,069	71	0	53	6,012
佐賀	75	30	105	5	182	81	263	12	10	324	71	395	19	0	12	821
長崎	63	32	95	8	199	144	343	17	6	428	148	576	13	0	5	1,063
大分	68	38	106	12	246	134	380	21	8	333	109	442	16	0	4	989
熊本	103	61	164	46	331	179	510	31	17	416	194	610	16	0	15	1,409
鹿児島	104	96	200	23	335	168	503	23	10	510	219	729	26	0	9	1,523
宮崎	101	65	166	21	214	159	373	31	20	572	308	880	12	0	8	1,511
沖縄	75	75	150	34	250	200	450	43	17	386	189	575	9	0	9	1,287
宮城	137	141	278	52	679	301	980	73	21	789	454	1,243	31	0	16	2,694
福島	79	33	112	10	308	148	456	31	6	267	80	347	25	0	8	995
山形	76	56	132	17	221	100	321	13	12	268	176	444	8	0	6	953
岩手	47	32	79	19	233	107	340	24	2	488	154	642	5	0	4	1,115
秋田	55	37	92	14	148	88	236	16	11	384	132	516	7	0	14	906
青森	81	36	117	20	186	100	286	15	0	495	205	700	10	0	11	1,159
札幌	313	177	490	105	1,029	423	1,452	95	61	1,858	628	2,486	37	0	147	4,873
函館	44	21	65	21	174	112	286	13	3	312	137	449	5	0	4	846
旭川	63	39	102	18	229	71	300	10	6	239	163	402	14	0	7	859
釧路	61	25	86	14	236	128	364	15	13	453	197	650	9	0	4	1,155
香川	26	20	46	6	103	46	149	10	1	229	81	310	8	0	4	534
徳島	41	24	65	13	154	70	224	15	7	154	70	224	3	0	9	560
高知	48	24	72	10	108	49	157	8	1	226	83	309	1	0	3	561
愛媛	39	21	60	11	107	45	152	18	8	314	91	405	5	0	2	661
全国合計	7,088	4,627	11,715	2,325	24,571	10,973	35,544	2,345	978	38,810	14,637	53,447	1,327	19	883	108,583
割合	6.5%	4.3%	10.8%	2.1%	22.6%	10.1%	32.7%	2.2%	0.9%	35.7%	13.5%	49.2%	1.2%	0.0%	0.9%	100.0%

付表 2-4 平成 28 年度代理援助事件の結果別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停不成立	取下(訴訟等)	取下(援助)	扶助打切	解任・辞任	その他	合計
東京	330	1,563	1,511	4,510	1,489	135	395	425	452	9	917	4,296	16,032
神奈川	120	952	773	2,043	150	51	200	215	175	4	338	1,734	6,755
埼玉	99	560	503	1,590	147	27	127	202	259	0	261	1,165	4,940
千葉	63	300	367	1,187	267	16	78	134	112	17	211	658	3,410
茨城	42	88	132	480	233	15	16	82	36	6	84	160	1,374
栃木	28	120	122	319	108	6	29	66	16	0	56	185	1,055
群馬	41	164	169	286	64	15	42	74	47	36	44	204	1,186
静岡	63	371	236	679	84	32	65	98	51	2	112	356	2,149
山梨	24	36	82	216	59	2	21	26	1	0	33	139	639
長野	27	139	153	290	106	16	23	46	35	0	41	260	1,136
新潟	42	241	235	397	97	10	34	70	34	0	12	347	1,519
大阪	207	811	1,021	3,014	951	91	214	405	309	3	406	2,775	10,207
京都	93	239	286	558	235	45	91	120	34	1	57	642	2,401
兵庫	134	316	469	1,155	483	70	108	124	112	6	175	996	4,148
奈良	45	121	151	365	161	18	42	60	37	0	39	279	1,318
滋賀	28	77	140	233	112	11	23	34	34	0	34	194	920
和歌山	31	82	119	231	73	17	28	41	30	19	16	176	863
愛知	186	302	576	1,002	416	54	173	178	64	2	140	989	4,082
三重	32	62	122	215	81	21	35	34	24	5	17	118	766
岐阜	29	83	109	225	70	10	32	48	15	1	32	157	811
福井	17	54	73	147	55	10	17	18	26	2	3	115	537
石川	26	95	169	198	123	23	32	58	18	1	15	232	990
富山	20	50	89	97	12	10	13	25	21	2	19	117	475
広島	68	250	243	574	103	26	52	112	28	43	36	571	2,106
山口	29	96	93	253	74	12	21	26	5	10	7	177	803
岡山	41	90	158	308	207	24	45	38	33	0	3	304	1,251
鳥取	23	113	83	166	41	6	19	29	1	1	17	180	679
島根	31	94	30	142	34	5	16	18	8	0	12	96	486
福岡	130	468	544	1,574	644	66	163	229	42	1	487	1,488	5,836
佐賀	19	93	77	307	57	9	5	56	25	0	26	215	889
長崎	61	88	117	454	115	20	37	60	31	0	49	411	1,443
大分	43	87	117	335	102	10	10	63	16	1	31	161	976
熊本	42	269	175	376	52	12	36	80	41	0	70	313	1,466
鹿児島	56	137	192	462	220	21	46	99	6	0	75	389	1,703
宮崎	22	145	129	568	247	13	18	63	55	0	95	448	1,803
沖縄	35	112	119	259	135	9	15	64	11	0	41	346	1,146
宮城	54	382	330	533	251	25	84	118	83	7	120	701	2,688
福島	4	114	129	184	27	2	27	46	36	1	26	248	844
山形	40	180	94	249	32	8	23	39	20	2	38	191	916
岩手	17	140	136	396	47	3	20	60	20	7	24	218	1,088
秋田	7	121	46	292	6	6	17	17	7	0	50	207	776
青森	36	68	103	423	152	11	14	31	1	3	30	223	1,095
札幌	73	287	458	1,617	510	41	101	139	162	85	12	803	4,288
函館	17	45	111	270	133	3	14	10	0	1	24	171	799
旭川	27	168	140	208	40	0	20	29	39	24	14	194	903
釧路	8	162	95	348	33	7	24	56	3	1	96	242	1,075
香川	13	44	58	182	43	3	10	11	2	1	14	120	501
徳島	10	47	98	149	53	4	11	34	8	2	8	103	527
高知	28	68	41	155	27	5	20	24	6	0	16	82	472
愛媛	43	44	42	275	89	10	7	17	32	6	29	81	675
全国合計	2,704	10,738	11,565	30,496	9,050	1,066	2,713	4,151	2,663	312	4,512	24,977	104,947
割合	2.6%	10.2%	11.0%	29.1%	8.6%	1.0%	2.6%	4.0%	2.5%	0.3%	4.3%	23.8%	100.0%

付表 2-5 平成 28 年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーク条約事件	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	2	1	3	0	1	25	26	1	1	135	2	137	0	0	2	170
神奈川	1	2	3	0	2	27	29	0	0	137	5	142	1	0	0	175
埼玉	1	0	1	0	0	8	8	0	0	92	1	93	0	0	0	102
千葉	1	0	1	0	0	6	6	0	0	38	2	40	0	0	0	47
茨城	0	0	0	1	0	1	1	0	0	10	2	12	0	0	0	14
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	28	0	0	0	28
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	2	55	0	0	0	55
静岡	0	1	1	1	5	15	20	1	0	140	2	142	1	0	0	166
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7	0	7	0	0	0	8
長野	1	2	3	0	4	3	7	0	0	65	3	68	0	0	0	78
新潟	0	0	0	1	1	23	24	0	0	25	1	26	0	0	0	51
大阪	3	3	6	1	1	114	115	0	0	336	18	354	1	0	0	477
京都	0	0	0	0	0	71	71	0	0	43	0	43	0	0	0	114
兵庫	0	7	7	1	1	125	126	0	0	233	5	238	0	0	1	373
奈良	1	0	1	0	0	6	6	0	0	23	1	24	0	0	0	31
滋賀	0	1	1	1	0	25	25	0	0	29	0	29	1	0	0	57
和歌山	0	1	1	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	0	1	23
愛知	1	0	1	1	0	18	18	0	0	99	4	103	0	0	0	123
三重	0	0	0	0	0	3	3	0	0	35	4	39	0	0	0	42
岐阜	0	0	0	0	0	6	6	0	0	9	1	10	0	0	0	16
福井	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0	6
石川	1	0	1	0	0	3	3	0	0	12	0	12	0	0	0	16
富山	0	0	0	0	0	1	1	0	0	13	1	14	0	0	0	15
広島	0	0	0	0	0	11	11	0	0	93	2	95	0	0	0	106
山口	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	11
岡山	0	0	0	0	1	10	11	0	0	74	10	84	0	0	0	95
鳥取	1	0	1	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	0	0	22
島根	0	1	1	0	0	2	2	0	0	7	0	7	0	0	0	10
福岡	0	0	0	0	0	24	24	1	0	353	28	381	2	0	0	408
佐賀	0	1	1	0	0	1	1	0	0	21	0	21	1	0	0	24
長崎	0	0	0	0	0	4	4	0	0	41	2	43	0	0	0	47
大分	0	2	2	1	1	2	3	0	0	10	1	11	0	0	0	17
熊本	0	3	3	0	0	8	8	0	0	41	0	41	2	0	0	54
鹿児島	0	0	0	0	0	22	22	0	0	73	1	74	0	0	0	96
宮崎	0	3	3	0	2	6	8	0	0	14	1	15	2	0	1	29
沖縄	0	0	0	0	0	8	8	0	0	143	1	144	0	0	0	152
宮城	0	1	1	0	1	4	5	0	0	177	32	209	0	0	0	215
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	16	0	0	0	16
山形	0	0	0	1	0	1	1	0	0	10	0	10	0	0	0	12
岩手	1	0	1	0	0	2	2	0	0	43	0	43	0	0	0	46
秋田	0	1	1	0	0	2	2	0	0	46	1	47	2	0	1	53
青森	1	0	1	0	0	0	0	0	0	26	1	27	0	0	0	28
札幌	0	1	1	0	0	17	17	0	0	57	0	57	0	0	0	75
函館	0	0	0	0	0	1	1	0	0	9	0	9	0	0	0	10
旭川	0	0	0	0	0	1	1	1	0	12	0	12	0	0	0	14
釧路	0	0	0	0	0	2	2	0	0	5	0	5	0	0	0	7
香川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	10	0	10	0	0	0	11
徳島	0	0	0	0	0	2	2	0	0	20	2	22	1	0	0	25
高知	0	0	0	0	0	4	4	0	0	82	0	82	0	0	0	86
愛媛	0	1	1	0	0	5	5	0	0	14	0	14	1	0	0	21
全国合計	16	32	48	9	20	622	642	4	1	3,015	137	3,152	15	0	6	3,877

割合	0.4%	0.8%	1.2%	0.2%	0.5%	16.0%	16.6%	0.1%	0.0%	77.9%	3.5%	81.3%	0.4%	0.0%	0.2%	100.0%
----	------	------	------	------	------	-------	-------	------	------	-------	------	-------	------	------	------	--------

付表 2-6

## 平成 28 年度不服申立てと再審査申立て（結果別内訳）（地方事務所別）

(件)

地 方 事 務 所	前年度 継続 件数	新規 申立 件数	再審査 差戻し 件数	援助開始決定に関するもの						援助終結決定に関するもの						その他の事項に関するもの					
				申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中
					却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下	
東 京	0	76	2	16	1	6	7	2	0	57	1	13	43	0	0	5	0	2	3	0	0
神奈川	10	55	2	11	1	4	6	0	0	52	0	17	33	0	2	4	0	2	0	0	2
埼 玉	3	21	0	3	2	1	0	0	0	20	7	9	0	1	3	1	0	0	1	0	0
千 葉	0	39	0	6	0	2	4	0	0	28	1	12	15	0	0	5	0	5	0	0	0
茨 城	0	11	0	1	0	0	1	0	0	10	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	12	0	3	0	0	3	0	0	7	0	0	7	0	0	2	0	1	0	1	0
群 馬	0	10	0	0	0	0	0	0	0	10	0	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	2	6	0	0	0	0	0	0	0	8	0	3	2	0	3	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	9	0	3	0	1	2	0	0	6	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	3	4	0	2	0	0	0	0	0	0
大 阪	7	63	1	13	0	3	10	0	0	55	3	13	33	1	5	3	0	2	1	0	0
京 都	1	31	2	12	0	7	5	0	0	15	0	6	8	1	0	7	0	3	4	0	0
兵 庫	5	25	0	7	2	1	4	0	0	22	1	13	8	0	0	1	0	0	1	0	0
奈 良	0	13	0	3	0	1	2	0	0	8	0	3	5	0	0	2	0	0	2	0	0
滋 賀	2	4	0	3	0	0	2	0	1	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	16	0	7	0	1	6	0	0	6	0	5	1	0	0	3	0	2	1	0	0
愛 知	1	37	0	2	0	1	1	0	0	36	0	20	14	0	2	0	0	0	0	0	0
三 重	0	10	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	8	0	1	1	0	0	1	0	0
岐 阜	4	18	0	11	1	3	7	0	0	8	0	4	3	0	1	3	0	3	0	0	0
福 井	0	8	0	3	3	0	0	0	0	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	9	0	2	1	1	0	0	0	7	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	13	2	0	0	0	0	0	0	14	0	9	5	0	0	1	0	1	0	0	0
山 口	0	11	0	1	0	1	0	0	0	3	0	0	3	0	0	7	0	6	0	0	1
岡 山	0	20	1	14	0	5	9	0	0	7	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
島 根	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1
福 岡	19	78	0	7	1	0	6	0	0	80	0	28	44	0	8	10	0	3	6	0	1
佐 賀	0	6	0	2	0	0	1	0	1	3	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0
長 崎	1	15	0	2	0	2	0	0	0	13	0	7	6	0	0	1	0	1	0	0	0
大 分	0	15	0	2	0	2	0	0	0	13	0	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	28	0	1	0	0	1	0	0	25	0	13	12	0	0	2	0	0	2	0	0
鹿 児 島	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	32	0	5	2	0	0	0	3	23	6	10	3	0	4	4	4	0	0	0	0
沖 縄	0	25	0	5	0	4	1	0	0	18	0	10	8	0	0	2	0	2	0	0	0
宮 城	7	28	1	10	1	6	3	0	0	26	0	17	7	0	2	0	0	0	0	0	0
福 島	0	7	0	2	0	2	0	0	0	4	0	1	3	0	0	1	0	0	1	0	0
山 形	1	10	0	2	1	1	0	0	0	7	0	6	1	0	0	2	2	0	0	0	0
岩 手	0	12	0	3	0	0	3	0	0	9	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	4	0	1	0	0	1	0	0	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
青 森	0	8	1	1	0	0	1	0	0	6	0	1	4	0	1	2	0	0	1	0	1
札 幌	4	33	0	7	2	3	1	1	0	26	5	4	4	11	2	4	1	1	0	2	0
函 館	0	3	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	4	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0
釧 路	0	5	1	5	0	0	4	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	1	13	0	3	0	2	1	0	0	11	0	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	7	0	2	0	2	0	0	0	3	0	0	3	0	0	2	0	0	2	0	0
全国合計	68	876	13	184	18	62	94	3	7	695	30	275	332	14	44	78	7	35	27	3	6
本部 再審査	62	208	29	70	0	7	45	5	13	189	0	38	120	1	30	11	1	1	8	0	1

付表 2-7 法律相談援助件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
東京	40,449	39,060	38,433	37,135	38,575
神奈川	17,154	16,897	16,345	16,363	15,859
埼玉	11,020	10,979	11,477	11,788	12,371
千葉	10,097	9,328	10,113	10,388	11,216
茨城	2,047	1,959	1,844	1,776	1,812
栃木	2,494	2,157	2,073	1,947	1,988
群馬	2,277	2,315	2,660	2,729	3,140
静岡	6,623	6,928	6,586	6,558	7,206
山梨	2,761	2,662	2,814	2,562	2,561
長野	2,866	3,565	3,681	3,585	4,072
新潟	4,453	4,612	4,386	4,517	5,032
大阪	23,638	23,246	23,854	24,216	24,589
京都	6,854	6,461	6,801	6,844	6,570
兵庫	11,042	10,986	12,466	12,064	12,991
奈良	3,429	3,405	3,717	3,821	3,790
滋賀	2,540	2,797	3,064	3,180	3,009
和歌山	1,762	1,785	2,017	2,149	2,337
愛知	7,823	8,462	9,012	9,441	10,494
三重	2,742	2,731	2,951	2,866	2,835
岐阜	2,842	3,080	3,097	3,491	3,315
福井	1,406	1,531	1,524	1,503	1,540
石川	2,084	2,306	2,481	2,534	2,490
富山	1,231	1,275	1,682	1,498	1,701
広島	7,220	7,363	7,534	8,006	8,441
山口	3,207	3,391	3,170	3,091	3,175
岡山	2,687	2,932	3,097	3,266	3,622
鳥取	1,914	1,913	2,095	2,132	2,172
島根	1,783	1,891	2,058	2,169	2,031
福岡	14,030	14,494	14,680	15,943	15,540
佐賀	2,272	2,589	2,950	2,811	2,737
長崎	4,798	4,803	4,890	4,367	4,305
大分	4,276	3,986	4,017	4,024	3,779
熊本	5,127	5,508	5,577	6,016	11,455
鹿児島	4,612	5,385	5,408	5,547	5,504
宮崎	5,111	5,033	5,258	5,617	5,233
沖縄	5,541	5,585	5,948	6,288	6,161
宮城	2,125	2,206	2,433	2,387	2,538
福島	863	870	928	1,049	1,089
山形	2,375	2,597	2,585	2,646	2,686
岩手	1,060	1,064	1,069	1,102	1,098
秋田	3,005	3,077	3,373	3,342	3,425
青森	3,940	4,055	4,480	5,078	5,000
札幌	10,391	10,312	11,380	12,209	11,903
函館	1,538	2,083	2,437	2,377	2,392
旭川	2,340	2,439	2,482	2,464	2,417
釧路	3,402	3,478	3,311	3,423	3,519
香川	2,090	2,015	1,860	1,980	2,032
徳島	2,128	1,936	2,003	1,986	2,162
高知	2,089	2,051	2,171	2,157	2,055
愛媛	1,996	2,011	2,097	2,170	2,256
全国合計	271,554	273,594	282,369	286,602	298,220

付表 2-8 援助決定件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	前年度比 (倍)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	前年度比 (倍)
東京	17,147	16,078	15,598	15,383	16,833	1.09	18,249	17,101	15,811	15,355	16,170	1.05
神奈川	7,258	7,061	6,889	6,957	6,922	0.99	7,034	6,848	6,599	7,278	6,931	0.95
埼玉	4,694	5,038	4,504	5,050	4,936	0.98	4,733	4,548	5,019	4,540	5,086	1.12
千葉	3,602	3,487	3,550	3,784	3,904	1.03	3,331	3,225	3,339	4,024	3,467	0.86
茨城	1,661	1,543	1,397	1,376	1,551	1.13	1,711	1,672	1,820	1,309	1,394	1.06
栃木	1,254	1,224	1,156	1,112	1,100	0.99	1,194	1,345	1,260	1,172	1,074	0.92
群馬	1,280	1,245	1,285	1,314	1,301	0.99	1,413	1,356	1,365	1,317	1,237	0.94
静岡	2,361	2,367	1,985	2,191	2,341	1.07	2,754	2,609	2,326	2,382	2,343	0.98
山梨	676	653	560	541	552	1.02	654	708	586	554	645	1.16
長野	1,048	1,187	1,321	1,167	1,379	1.18	1,072	1,112	1,151	1,217	1,197	0.98
新潟	1,672	1,727	1,547	1,764	1,697	0.96	1,439	1,753	1,792	1,683	1,599	0.95
大阪	10,194	10,289	10,409	11,312	11,485	1.02	10,272	10,680	10,309	10,459	10,660	1.02
京都	3,042	2,963	2,472	2,576	2,355	0.91	2,781	3,481	2,603	2,451	2,504	1.02
兵庫	4,498	4,506	4,576	4,636	4,725	1.02	4,353	4,852	4,914	5,087	4,495	0.88
奈良	1,466	1,455	1,353	1,374	1,369	1.00	1,303	1,520	1,409	1,324	1,344	1.02
滋賀	864	879	998	1,008	1,012	1.00	762	777	894	971	981	1.01
和歌山	808	745	786	831	853	1.03	929	954	732	765	888	1.16
愛知	3,736	3,852	3,815	4,033	4,473	1.11	3,563	3,522	3,496	3,927	4,207	1.07
三重	882	848	963	878	796	0.91	847	830	858	928	824	0.89
岐阜	880	829	834	884	924	1.05	835	867	928	820	826	1.01
福井	514	512	556	558	566	1.01	512	513	522	577	544	0.94
石川	1,014	1,095	1,131	1,117	1,004	0.90	991	993	1,073	1,141	1,011	0.89
富山	474	440	504	485	493	1.02	489	429	535	481	497	1.03
広島	2,281	2,267	2,168	2,325	2,444	1.05	2,138	2,467	2,114	1,963	2,180	1.11
山口	810	924	888	914	914	1.00	1,092	897	858	886	826	0.93
岡山	1,237	1,159	1,293	1,376	1,377	1.00	1,265	1,203	1,205	1,272	1,340	1.05
鳥取	569	589	719	725	667	0.92	589	573	681	788	691	0.88
島根	506	501	494	575	555	0.97	490	512	450	547	495	0.90
福岡	6,587	6,346	6,222	6,718	6,420	0.96	6,380	5,965	6,475	6,522	6,269	0.96
佐賀	743	864	879	927	845	0.91	680	788	729	884	916	1.04
長崎	1,377	1,267	1,137	1,194	1,110	0.93	1,480	1,269	1,055	1,026	1,497	1.46
大分	1,223	1,095	1,084	1,022	1,006	0.98	1,308	1,268	1,008	1,073	996	0.93
熊本	1,677	1,838	1,772	1,898	1,463	0.77	1,669	1,948	1,765	2,003	1,534	0.77
鹿児島	1,535	1,650	1,607	1,768	1,619	0.92	1,496	1,519	1,585	1,517	1,838	1.21
宮崎	1,680	1,766	1,544	1,793	1,540	0.86	1,614	1,655	1,690	1,821	1,852	1.02
沖縄	1,380	1,305	1,390	1,452	1,439	0.99	1,529	1,261	1,407	1,489	1,305	0.88
宮城	2,625	2,512	2,575	2,746	2,909	1.06	3,491	2,661	2,436	2,598	2,739	1.05
福島	833	827	871	855	1,011	1.18	884	853	807	1,044	855	0.82
山形	1,074	936	912	1,023	965	0.94	1,115	1,162	915	949	927	0.98
岩手	1,041	1,134	1,199	1,136	1,161	1.02	1,058	1,094	1,126	1,183	1,135	0.96
秋田	825	843	895	991	959	0.97	968	882	837	917	815	0.89
青森	1,122	1,179	1,238	1,242	1,187	0.96	1,236	1,111	1,252	1,201	1,114	0.93
札幌	5,148	5,019	5,007	5,113	4,948	0.97	4,755	4,421	4,794	4,846	4,380	0.90
函館	664	675	804	818	856	1.05	661	693	783	806	805	1.00
旭川	1,045	1,021	938	936	873	0.93	1,204	1,011	920	862	924	1.07
釧路	1,218	1,243	1,149	1,188	1,162	0.98	1,305	1,268	1,140	1,128	1,084	0.96
香川	429	407	441	518	545	1.05	397	448	414	466	513	1.10
徳島	564	510	558	557	585	1.05	573	590	568	537	544	1.01
高知	590	622	599	607	647	1.07	639	603	587	583	585	1.00
愛媛	652	587	624	603	682	1.13	684	703	564	548	706	1.29
全国合計	110,460	109,109	107,196	111,351	112,460	1.01	111,921	110,520	107,506	109,221	108,789	1.00



付表 2-9 契約弁護士数の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	契約弁護士数																	
	平成24年度						平成25年度						平成26年度					
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	(参考)単体会員数	受任予定者契約率	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	(参考)単体会員数	受任予定者契約率	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	(参考)単体会員数	受任予定者契約率
東京	3,926	3,485	4,632	3,867	15,679	29.5%	4,274	3,888	5,055	4,219	16,226	31.2%	4,578	4,364	5,413	4,514	16,918	32.0%
神奈川	857	880	944	782	1,355	69.7%	924	943	1,008	844	1,428	70.6%	990	1,015	1,069	907	1,493	71.6%
埼玉	372	438	470	442	674	69.7%	411	481	515	482	725	71.0%	447	513	544	511	757	71.9%
千葉	325	449	467	435	640	73.0%	365	483	502	465	671	74.8%	412	533	548	509	723	75.8%
茨城	175	184	184	184	223	82.5%	195	206	206	205	245	84.1%	213	226	226	224	261	86.6%
栃木	119	136	139	135	188	73.9%	124	142	146	141	197	74.1%	135	153	157	152	209	75.1%
群馬	182	192	198	193	255	77.6%	184	198	208	203	264	78.8%	198	216	224	216	273	82.1%
静岡	307	292	304	277	401	75.8%	341	326	335	304	420	79.8%	359	343	353	321	435	81.1%
山梨	93	93	92	90	107	86.0%	103	103	102	101	117	87.2%	106	106	105	104	118	89.0%
長野	172	184	182	179	213	85.4%	185	198	197	194	228	86.4%	191	204	203	200	236	86.0%
新潟	212	214	215	213	243	88.5%	220	221	222	220	251	88.4%	226	227	227	225	262	86.6%
大阪	2,310	2,414	2,667	1,355	3,998	66.7%	2,502	2,585	2,833	1,487	4,133	68.5%	2,644	2,729	2,962	1,584	4,226	70.1%
京都	500	475	509	465	632	80.5%	529	506	537	488	664	80.9%	554	528	561	509	697	80.5%
兵庫	570	594	605	563	757	79.9%	613	635	645	603	811	79.5%	670	686	693	649	847	81.8%
奈良	129	130	130	124	152	85.5%	136	138	138	131	157	87.9%	141	143	143	135	167	85.6%
滋賀	115	117	117	115	135	86.7%	119	122	122	119	139	87.8%	126	128	128	125	141	90.8%
和歌山	110	114	115	108	131	87.8%	116	121	123	115	140	87.9%	119	122	124	115	141	87.9%
愛知	731	718	960	294	1,615	59.4%	790	804	1,029	339	1,698	60.6%	847	879	1,083	392	1,783	60.7%
三重	114	122	123	110	159	77.4%	128	134	136	117	171	79.5%	132	137	139	121	180	77.2%
岐阜	115	117	121	113	163	74.2%	123	128	133	120	178	74.7%	127	133	138	123	186	74.2%
福井	82	83	83	78	95	87.4%	86	87	87	80	98	88.8%	90	91	91	84	102	89.2%
石川	132	134	134	131	153	87.6%	146	148	149	144	166	89.8%	148	150	150	146	166	90.4%
富山	78	78	79	70	99	79.8%	87	85	86	78	106	81.1%	93	88	90	84	110	81.8%
広島	345	373	392	380	500	78.4%	381	410	426	414	526	81.0%	399	427	441	429	545	80.9%
山口	112	120	115	115	145	79.3%	122	130	125	125	149	83.9%	130	138	133	133	157	84.7%
岡山	271	273	278	271	340	81.8%	287	290	295	288	355	83.1%	297	296	301	295	368	81.8%
鳥取	54	55	54	54	64	84.4%	55	56	55	55	68	80.9%	58	59	58	58	67	86.6%
島根	55	55	55	55	67	82.1%	58	58	58	57	71	81.7%	63	63	63	62	76	82.9%
福岡	725	737	778	730	1,039	74.9%	759	773	814	768	1,090	74.7%	786	805	845	799	1,148	73.6%
佐賀	77	83	82	80	92	89.1%	84	90	90	87	97	92.8%	87	92	94	91	98	95.9%
長崎	131	133	133	130	154	86.4%	138	140	140	137	161	87.0%	133	136	136	133	158	86.1%
大分	114	111	112	112	133	84.2%	120	118	119	119	140	85.0%	128	127	128	128	151	84.8%
熊本	185	182	185	180	230	80.4%	201	198	201	196	244	82.4%	200	203	206	200	256	80.5%
鹿児島	130	132	133	132	175	76.0%	133	136	137	136	184	74.5%	140	143	143	143	189	75.7%
宮崎	100	101	101	102	121	83.5%	105	106	106	107	123	86.2%	109	111	111	111	130	85.4%
沖縄	135	142	142	134	243	58.4%	146	155	156	147	249	62.7%	151	161	162	152	249	65.1%
宮城	305	316	322	283	395	81.5%	322	334	339	301	409	82.9%	341	352	357	322	432	82.6%
福島	147	152	152	151	168	90.5%	155	159	159	158	177	89.8%	166	170	170	169	183	92.9%
山形	80	80	79	78	89	88.8%	84	84	83	82	92	90.2%	87	87	86	85	94	91.5%
岩手	79	81	82	79	92	89.1%	87	88	90	87	99	90.9%	91	91	93	90	103	90.3%
秋田	64	66	67	62	73	91.8%	68	71	72	67	78	92.3%	66	69	70	65	77	90.9%
青森	87	88	88	86	107	82.2%	94	96	96	94	116	82.8%	97	98	98	94	119	82.4%
札幌	475	520	546	520	661	82.6%	507	552	580	556	700	82.9%	522	575	601	578	730	82.3%
函館	39	38	39	39	48	81.3%	40	39	40	40	48	83.3%	42	42	43	43	50	86.0%
旭川	54	62	62	59	69	89.9%	55	62	62	60	68	91.2%	56	63	63	63	69	91.3%
釧路	59	62	62	62	70	88.6%	60	62	63	63	70	90.0%	60	62	63	63	72	87.5%
香川	101	101	100	99	151	66.2%	107	103	106	105	162	65.4%	106	104	107	107	170	62.9%
徳島	73	73	73	73	90	81.1%	73	72	72	72	91	79.1%	71	70	70	70	92	76.1%
高知	65	63	66	54	87	75.9%	66	64	68	56	86	79.1%	71	68	71	61	90	78.9%
愛媛	91	97	95	91	154	61.7%	88	94	93	88	159	58.5%	85	93	92	89	162	56.8%
全国合計	15,879	15,939	17,863	14,534	33,624	53.1%	17,096	17,222	19,159	15,664	35,045	54.7%	18,088	18,419	20,176	16,583	36,466	55.3%

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在。

(注2) 弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料による。

(人)

地 方 事 務 所	契約弁護士数											
	平成27年度						平成28年度					
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	(参考) 単体会 会員数	受任 予定者 契約率	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	(参考) 単体会 会員数	受任 予定者 契約率
東 京	4,812	4,740	5,705	4,785	17,592	32.4%	5,061	5,058	6,001	5,060	18,255	32.9%
神奈川	1,043	1,067	1,121	961	1,532	73.2%	1,096	1,124	1,180	1,024	1,597	73.9%
埼 玉	490	548	579	546	800	72.4%	513	577	603	569	830	72.7%
千 葉	451	568	587	543	750	78.3%	467	580	600	555	775	77.4%
茨 城	215	227	227	223	269	84.4%	222	237	237	232	281	84.3%
栃 木	134	152	156	151	211	73.9%	139	156	160	155	218	73.4%
群 馬	206	227	233	226	278	83.8%	208	233	237	231	279	84.9%
静 岡	370	354	365	332	447	81.7%	392	379	387	351	465	83.2%
山 梨	107	107	106	105	120	88.3%	108	108	107	106	121	88.4%
長 野	201	213	212	208	241	88.0%	201	214	213	209	244	87.3%
新 潟	234	236	235	232	268	87.7%	243	245	245	242	277	88.4%
大 阪	2,784	2,861	3,096	1,652	4,331	71.5%	2,875	2,959	3,184	1,705	4,461	71.4%
京 都	578	558	589	535	733	80.4%	609	587	615	561	754	81.6%
兵 庫	684	697	705	660	874	80.7%	716	735	744	690	914	81.4%
奈 良	141	143	143	134	165	86.7%	146	149	149	141	169	88.2%
滋 賀	123	125	125	121	144	86.8%	125	127	127	121	146	87.0%
和歌山	120	126	127	117	146	87.0%	118	125	126	116	143	88.1%
愛 知	902	959	1,140	438	1,860	61.3%	970	1,027	1,205	491	1,924	62.6%
三 重	135	141	142	125	187	75.9%	140	148	150	128	190	78.9%
岐 阜	133	142	145	129	189	76.7%	140	149	152	135	194	78.4%
福 井	92	92	93	85	103	90.3%	92	92	93	85	103	90.3%
石 川	150	152	152	148	165	92.1%	153	154	153	150	173	88.4%
富 山	93	90	92	86	114	80.7%	101	98	100	93	122	82.0%
広 島	407	434	449	434	560	80.2%	427	456	466	453	578	80.6%
山 口	140	148	142	142	163	87.1%	146	155	149	149	170	87.6%
岡 山	309	308	313	307	381	82.2%	311	309	313	308	397	78.8%
鳥 取	60	61	60	60	66	90.9%	58	59	59	59	64	92.2%
島 根	69	69	69	68	79	87.3%	66	66	66	65	80	82.5%
福 岡	815	840	878	832	1,195	73.5%	852	884	920	871	1,244	74.0%
佐 賀	89	95	97	94	100	97.0%	83	93	96	92	103	93.2%
長 崎	131	133	133	130	156	85.3%	135	136	137	134	163	84.0%
大 分	138	138	139	139	156	89.1%	140	140	142	141	160	88.8%
熊 本	207	210	209	203	266	78.6%	222	219	220	212	273	80.6%
鹿児島	150	154	154	153	197	78.2%	157	162	162	160	207	78.3%
宮 崎	114	116	116	116	136	85.3%	120	122	122	122	142	85.9%
沖 縄	158	168	171	157	254	67.3%	165	176	179	164	264	67.8%
宮 城	351	363	368	334	440	83.6%	362	373	378	346	439	86.1%
福 島	176	179	179	176	194	92.3%	177	182	183	179	198	92.4%
山 形	85	84	84	83	95	88.4%	89	88	88	87	101	87.1%
岩 手	90	91	92	87	100	92.0%	91	92	93	89	104	89.4%
秋 田	68	70	71	66	78	91.0%	69	70	71	67	79	89.9%
青 森	99	101	101	98	117	86.3%	95	97	97	95	120	80.8%
札 幌	518	586	611	588	754	81.0%	532	605	628	601	772	81.3%
函 館	46	45	46	45	53	86.8%	47	46	47	46	55	85.5%
旭 川	60	66	66	65	72	91.7%	64	69	69	68	76	90.8%
釧 路	62	65	66	66	76	86.8%	64	67	68	68	77	88.3%
香 川	102	103	105	105	172	61.0%	110	113	114	114	175	65.1%
徳 島	73	72	71	71	92	77.2%	78	77	76	76	96	79.2%
高 知	71	68	72	62	88	81.8%	73	70	73	63	89	82.0%
愛 媛	88	96	96	92	163	58.9%	91	102	101	97	166	60.8%
全国合計	18,874	19,388	21,033	17,315	37,722	55.8%	19,659	20,289	21,885	18,076	39,027	56.1%

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在。

(注2) 弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料による。

付表 2-10 契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）

地 方 事 務 所	契約弁護士法人数											
	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東 京	46	53	62	50	56	68	79	64	67	80	92	73
神奈川	14	14	15	13	18	19	20	18	20	21	22	20
埼 玉	11	11	11	11	11	12	12	12	14	15	16	14
千 葉	9	9	10	10	10	11	12	11	9	10	11	10
茨 城	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
栃 木	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
群 馬	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
静 岡	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5	5
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3
新 潟	7	7	7	7	7	7	7	7	9	9	9	9
大 阪	55	58	60	45	63	67	69	53	74	78	78	62
京 都	11	12	12	11	10	11	11	10	15	16	16	15
兵 庫	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15
奈 良	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
滋 賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
愛 知	22	25	27	24	23	29	31	26	24	30	32	27
三 重	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
岐 阜	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
福 井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石 川	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	10	10	10	10	14	14	14	14	15	15	15	15
山 口	6	8	8	8	6	8	8	8	7	9	9	9
岡 山	4	4	4	4	7	7	7	7	7	7	7	7
鳥 取	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
島 根	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
福 岡	13	12	13	11	17	17	18	15	22	22	23	20
佐 賀	3	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6
長 崎	5	5	5	5	6	6	6	6	8	8	8	8
大 分	13	12	12	12	13	12	12	12	13	12	12	12
熊 本	4	4	4	4	6	6	6	6	9	10	10	10
鹿児島	11	11	11	11	15	15	15	15	16	16	16	16
宮 崎	10	10	10	10	11	11	11	11	13	13	13	13
沖 縄	0	0	1	1	2	2	3	3	3	3	3	3
宮 城	7	7	7	7	9	9	9	9	10	10	10	10
福 島	7	7	7	7	8	8	8	7	8	8	8	7
山 形	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
岩 手	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2
秋 田	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1
青 森	2	2	2	2	4	4	4	3	4	4	4	3
札 幌	15	16	17	16	18	19	21	19	20	22	24	22
函 館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
旭 川	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
釧 路	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10
香 川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳 島	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	2	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3
全国合計	364	382	400	363	422	453	474	426	479	513	533	479

(注) 契約弁護士法人数は、いずれも各年度末現在。

地方事務所	契約弁護士法人数							
	平成27年度				平成28年度			
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東京	75	91	103	84	83	104	118	94
神奈川	21	23	25	22	22	24	26	23
埼玉	13	15	15	13	14	16	16	14
千葉	10	11	12	10	11	12	13	11
茨城	5	5	5	5	6	7	7	7
栃木	4	4	4	4	4	5	4	4
群馬	7	7	7	7	7	7	7	7
静岡	5	5	5	5	6	6	6	6
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	3	3	3	3	4	4	4	4
新潟	10	10	10	10	10	10	10	10
大阪	76	80	80	64	79	84	84	67
京都	15	16	16	16	17	18	18	18
兵庫	16	16	16	16	21	22	22	22
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	2	2	2	2
和歌山	2	2	2	2	2	2	2	2
愛知	25	31	33	27	30	36	39	32
三重	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	6	6	6	6	6	6	6	6
福井	2	2	2	2	2	2	2	2
石川	4	4	4	4	5	5	5	5
富山	0	0	0	0	1	1	1	1
広島	15	15	15	15	17	17	17	17
山口	7	9	9	9	8	10	10	10
岡山	10	10	10	10	11	11	11	11
鳥取	5	5	5	5	5	5	5	5
島根	2	2	2	2	2	2	2	2
福岡	23	25	25	22	26	28	29	26
佐賀	4	5	5	5	4	5	5	5
長崎	8	8	8	8	9	9	9	9
大分	13	12	12	12	13	13	12	12
熊本	10	11	11	11	10	11	11	11
鹿児島	20	20	20	20	21	21	21	21
宮崎	13	13	13	13	15	15	15	14
沖縄	3	3	3	3	5	5	5	5
宮城	11	11	11	11	11	11	11	10
福島	9	9	9	8	10	10	10	9
山形	4	4	4	4	4	4	4	4
岩手	1	2	2	2	1	2	2	2
秋田	2	2	2	1	2	2	2	1
青森	4	4	4	3	4	4	4	3
札幌	18	20	21	20	18	21	22	21
函館	1	1	1	1	2	2	2	2
旭川	2	2	2	2	3	3	3	2
釧路	10	10	10	10	10	10	10	10
香川	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	5	5	5	5	5	5	5	5
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	3	4	4	4	3	4	4	4
全国合計	505	546	564	509	553	605	625	560

(注) 契約弁護士法人数は、いずれも各年度末現在。

付表 2-11 契約司法書士数の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	契約司法書士数																	
	平成24年度						平成25年度						平成26年度					
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	(参考)単位会員数	受託予定者契約率	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	(参考)単位会員数	受託予定者契約率	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	(参考)単位会員数	受託予定者契約率
東京	425	546	560	584	3,553	16.4%	514	639	655	682	3,663	18.6%	546	636	661	685	3,785	18.1%
神奈川	227	296	308	321	1,035	31.0%	245	315	330	344	1,081	31.8%	266	337	351	362	1,097	33.0%
埼玉	188	229	229	231	813	28.4%	192	241	240	243	829	29.3%	196	248	246	249	843	29.5%
千葉	109	139	142	146	672	21.7%	111	140	143	147	680	21.6%	117	149	151	154	708	21.8%
茨城	59	85	71	73	309	23.6%	71	99	85	89	318	28.0%	74	102	88	94	323	29.1%
栃木	57	75	75	75	223	33.6%	57	76	76	76	224	33.9%	59	79	79	79	230	34.3%
群馬	94	101	100	102	298	34.2%	90	97	96	99	305	32.5%	99	105	104	105	302	34.8%
静岡	100	115	118	121	470	25.7%	103	119	122	123	485	25.4%	113	132	135	136	486	28.0%
山梨	36	36	36	36	126	28.6%	38	38	38	38	127	29.9%	39	39	39	39	131	29.8%
長野	104	128	131	136	370	36.8%	102	129	132	137	376	36.4%	104	132	135	143	382	37.4%
新潟	76	92	91	96	293	32.8%	78	97	96	101	290	34.8%	78	101	100	105	292	36.0%
大阪	465	540	543	549	2,244	24.5%	483	568	570	576	2,278	25.3%	504	600	601	607	2,330	26.1%
京都	178	205	207	210	543	38.7%	191	215	218	221	559	39.5%	199	226	228	231	558	41.4%
兵庫	347	409	405	418	995	42.0%	349	416	411	424	1,019	41.6%	334	401	399	413	1,030	40.1%
奈良	68	73	73	73	210	34.8%	65	71	71	71	217	32.7%	64	70	70	70	216	32.4%
滋賀	60	66	66	67	219	30.6%	65	70	70	71	218	32.6%	65	71	70	72	230	31.3%
和歌山	42	47	48	51	166	30.7%	43	49	49	53	168	31.5%	44	52	52	56	168	33.3%
愛知	270	319	322	331	1,192	27.8%	307	356	357	386	1,221	31.6%	356	407	404	454	1,240	36.6%
三重	81	97	97	97	273	35.5%	83	100	100	100	266	37.6%	82	100	100	100	263	38.0%
岐阜	71	87	82	89	346	25.7%	73	89	86	94	349	26.9%	69	84	82	91	351	25.9%
福井	18	27	26	32	132	24.2%	24	36	35	47	132	35.6%	25	38	37	50	128	39.1%
石川	57	69	70	74	193	38.3%	57	70	71	74	195	37.9%	57	70	71	73	198	36.9%
富山	30	44	48	49	166	29.5%	31	46	50	51	170	30.0%	31	48	52	53	162	32.7%
広島	188	201	198	205	496	41.3%	198	211	208	215	504	42.7%	195	210	207	212	509	41.7%
山口	76	83	82	88	240	36.7%	73	78	78	85	238	35.7%	72	78	79	85	237	35.9%
岡山	102	118	110	114	355	32.1%	113	128	120	124	362	34.3%	116	129	123	126	365	34.5%
鳥取	33	46	39	43	108	39.8%	34	47	40	44	107	41.1%	32	45	38	42	104	40.4%
島根	28	32	32	34	127	26.8%	27	34	34	36	122	29.5%	27	35	35	36	121	29.8%
福岡	287	375	394	405	883	45.9%	295	394	410	421	904	46.6%	295	391	407	417	922	45.2%
佐賀	33	35	35	36	115	31.3%	38	41	41	42	115	36.5%	40	44	43	44	115	38.3%
長崎	49	53	53	55	160	34.4%	54	58	58	60	161	37.3%	54	59	59	62	162	38.3%
大分	49	60	53	60	168	35.7%	52	65	58	65	171	38.0%	51	64	58	64	172	37.2%
熊本	99	120	118	122	319	38.2%	108	130	127	132	325	40.6%	109	133	131	133	322	41.3%
鹿児島	116	127	128	133	315	42.2%	117	129	130	135	321	42.1%	118	134	135	141	319	44.2%
宮崎	60	69	67	68	173	39.3%	63	72	70	71	177	40.1%	62	71	69	70	182	38.5%
沖縄	50	81	83	84	213	39.4%	48	86	88	90	218	41.3%	46	83	85	87	218	39.9%
宮城	88	97	98	98	302	32.5%	88	96	97	97	315	30.8%	87	96	96	97	320	30.3%
福島	99	104	102	105	280	37.5%	101	106	104	107	279	38.4%	107	112	111	114	273	41.8%
山形	63	73	72	74	155	47.7%	61	72	71	73	155	47.1%	60	71	70	73	155	47.1%
岩手	31	34	34	34	149	22.8%	32	35	34	34	156	21.8%	32	35	34	35	152	23.0%
秋田	53	55	56	65	120	54.2%	55	57	58	66	115	57.4%	53	55	56	64	111	57.7%
青森	36	42	43	46	125	36.8%	36	42	43	47	125	37.6%	37	43	44	48	121	39.7%
札幌	171	198	214	218	447	48.8%	167	194	208	212	453	46.8%	170	198	211	216	459	47.1%
函館	14	16	16	17	49	34.7%	14	16	16	17	50	34.0%	13	15	15	16	47	34.0%
旭川	22	30	28	30	69	43.5%	22	30	28	30	65	46.2%	22	27	27	29	67	43.3%
釧路	28	30	30	34	87	39.1%	28	30	30	33	85	38.8%	27	29	29	34	86	39.5%
香川	58	57	58	60	169	35.5%	62	60	61	63	169	37.3%	64	62	63	65	166	39.2%
徳島	30	39	39	42	146	28.8%	29	38	38	40	138	29.0%	26	37	37	39	135	28.9%
高知	67	67	65	67	117	57.3%	64	65	63	65	116	56.0%	65	66	64	66	117	56.4%
愛媛	43	56	56	57	251	22.7%	45	61	61	63	250	25.2%	44	58	58	61	248	24.6%
全国合計	5,135	6,123	6,151	6,355	20,979	30.3%	5,396	6,451	6,475	6,714	21,366	31.4%	5,545	6,607	6,639	6,897	21,658	31.8%

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在。

(注2) 司法書士数（会員数）は、日本司法書士会連合会資料による。

(人)

地 方 事 務 所	契約司法書士数											
	平成27年度						平成28年度					
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	(参考) 単体会 会員数	受託 予定者 契約率	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	(参考) 単体会 会員数	受託 予定者 契約率
東 京	574	661	689	717	3,943	18.2%	591	676	707	736	4,277	17.2%
神奈川	298	371	388	402	1,132	35.5%	322	392	410	422	1,181	35.7%
埼 玉	198	253	251	256	857	29.9%	203	258	257	262	897	29.2%
千 葉	123	151	154	157	725	21.7%	124	154	157	160	763	21.0%
茨 城	75	104	90	96	326	29.4%	75	105	91	96	332	28.9%
栃 木	61	80	80	80	231	34.6%	62	80	81	81	235	34.5%
群 馬	102	108	107	109	298	36.6%	99	104	104	105	300	35.0%
静 岡	111	135	139	140	493	28.4%	112	140	143	144	514	28.0%
山 梨	44	44	44	44	133	33.1%	45	45	45	45	135	33.3%
長 野	105	134	136	145	373	38.9%	106	137	138	147	366	40.2%
新 潟	73	96	95	100	291	34.4%	74	99	97	102	308	33.1%
大 阪	519	630	631	637	2,368	26.9%	517	629	631	640	2,471	25.9%
京 都	201	229	230	234	570	41.1%	206	236	237	241	595	40.5%
兵 庫	347	416	414	429	1,042	41.2%	347	417	418	433	1,075	40.3%
奈 良	64	72	71	72	218	33.0%	64	72	71	72	218	33.0%
滋 賀	67	73	73	77	226	34.1%	66	74	74	79	238	33.2%
和歌山	48	55	55	59	169	34.9%	49	54	55	58	164	35.4%
愛 知	371	428	422	488	1,275	38.3%	378	432	424	493	1,330	37.1%
三 重	83	102	102	102	261	39.1%	80	100	100	100	261	38.3%
岐 阜	68	86	83	93	350	26.6%	66	86	82	92	354	26.0%
福 井	23	37	35	48	124	38.7%	23	37	35	48	126	38.1%
石 川	59	75	77	79	200	39.5%	59	75	77	79	204	38.7%
富 山	31	47	51	52	161	32.3%	31	47	51	52	166	31.3%
広 島	201	215	212	221	518	42.7%	200	214	211	220	532	41.4%
山 口	74	81	81	87	234	37.2%	74	82	82	89	233	38.2%
岡 山	114	128	123	128	365	35.1%	114	127	123	127	383	33.2%
鳥 取	32	45	38	42	102	41.2%	33	46	39	43	100	43.0%
島 根	26	34	34	35	117	29.9%	26	34	34	35	112	31.3%
福 岡	288	394	408	418	939	44.5%	284	391	406	416	973	42.8%
佐 賀	38	43	42	43	120	35.8%	43	48	47	48	123	39.0%
長 崎	54	59	59	62	161	38.5%	52	56	56	60	166	36.1%
大 分	50	61	56	62	174	35.6%	46	55	52	58	172	33.7%
熊 本	108	131	129	132	327	40.4%	102	126	124	128	335	38.2%
鹿児島	117	135	136	142	308	46.1%	118	137	138	145	331	43.8%
宮 崎	64	74	72	73	178	41.0%	64	74	72	73	178	41.0%
沖 縄	45	85	87	89	223	39.9%	45	86	88	90	227	39.6%
宮 城	92	101	101	102	323	31.6%	88	97	97	98	330	29.7%
福 島	108	113	112	115	278	41.4%	106	111	110	113	272	41.5%
山 形	62	72	72	75	159	47.2%	62	71	71	74	156	47.4%
岩 手	35	36	35	36	147	24.5%	35	35	34	34	146	23.3%
秋 田	54	56	57	65	112	58.0%	53	55	56	63	115	54.8%
青 森	35	41	42	46	119	38.7%	36	42	43	47	126	37.3%
札 幌	173	201	214	218	472	46.2%	177	208	222	224	495	45.3%
函 館	13	15	15	16	46	34.8%	10	12	12	13	43	30.2%
旭 川	22	28	28	29	69	42.0%	23	30	30	31	71	43.7%
釧 路	26	28	28	33	84	39.3%	23	25	25	30	84	35.7%
香 川	69	66	67	70	168	41.7%	70	69	70	73	176	41.5%
徳 島	28	39	39	40	133	30.1%	29	40	40	42	141	29.8%
高 知	67	68	66	69	117	59.0%	68	68	66	68	123	55.3%
愛 媛	44	60	60	64	254	25.2%	43	59	59	64	254	25.2%
全国合計	5,684	6,796	6,830	7,128	22,013	32.4%	5,723	6,847	6,892	7,193	22,907	31.4%

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在。

(注2) 司法書士数(会員数)は、日本司法書士会連合会資料による。

付表 2-12 契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）

地 方 事 務 所	契約司法書士法人数											
	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東 京	17	27	30	31	19	29	32	33	21	34	36	37
神奈川	13	18	18	18	15	20	20	20	15	20	20	20
埼 玉	3	5	5	5	4	6	6	6	4	6	6	6
千 葉	2	5	5	5	2	5	6	6	3	6	7	7
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	1	2	2	2	1	2	2	2
静 岡	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
新 潟	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
大 阪	13	18	17	17	16	21	20	20	19	24	23	23
京 都	5	9	9	9	6	10	10	10	6	9	9	9
兵 庫	10	12	12	12	11	13	13	13	11	14	14	14
奈 良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋 賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	12	15	17	17	12	15	17	17	12	15	17	17
三 重	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
岐 阜	4	5	5	5	4	5	5	5	3	4	4	4
福 井	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2
広 島	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
山 口	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
岡 山	3	6	7	7	3	5	6	6	3	5	6	6
鳥 取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	8	10	11	11	9	11	13	13	6	10	12	12
佐 賀	6	7	7	7	6	7	7	7	6	7	7	7
長 崎	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	5	6	6	6	4	5	5	5	4	5	5	5
鹿児島	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
宮 崎	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
沖 縄	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
宮 城	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
福 島	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
札 幌	3	4	4	4	3	4	4	4	2	3	3	3
函 館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香 川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳 島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高 知	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
愛 媛	1	1	2	2	1	1	2	2	3	3	4	4
全国合計	153	197	205	206	167	211	221	222	170	220	229	231

(注) 契約司法書士法人数は、いずれも各年度末現在。

地方事務所	契約司法書士法人数							
	平成27年度				平成28年度			
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東京	21	33	35	36	22	34	38	39
神奈川	15	20	20	20	15	20	20	20
埼玉	4	6	7	7	4	6	7	7
千葉	4	8	9	9	5	9	10	10
茨城	0	1	1	1	0	1	1	1
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	1	2	2	2	3	4	4	5
静岡	5	5	5	5	6	7	7	8
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	5	5	5	5	3	3	3	3
大阪	20	26	25	25	20	27	26	26
京都	6	9	9	10	5	8	8	9
兵庫	7	8	8	8	6	7	7	7
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	2	2	2	3	2	2	2	3
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	12	15	17	17	14	17	19	19
三重	2	2	2	2	2	2	2	2
岐阜	3	4	4	4	3	4	4	4
福井	2	2	2	2	2	2	2	2
石川	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	1	2	2	2	1	2	2	2
広島	9	9	9	9	9	9	9	9
山口	2	2	2	2	3	3	3	3
岡山	4	6	7	7	4	6	8	8
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	6	11	13	13	9	14	16	16
佐賀	5	7	7	7	4	6	6	6
長崎	2	2	2	2	2	2	2	2
大分	1	1	1	1	2	2	2	2
熊本	5	6	6	6	5	6	6	6
鹿児島	3	3	3	3	4	4	4	4
宮崎	2	2	2	2	2	2	2	2
沖縄	2	2	2	2	3	3	3	3
宮城	3	3	3	3	3	3	3	3
福島	1	1	2	2	2	2	3	3
山形	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	2	2	2	2	2	2	2	2
札幌	2	4	4	4	3	5	5	5
函館	1	1	1	1	2	2	2	2
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	1	1	1	1	0	0	0	0
香川	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	3	3	3	3	3	3	3	4
愛媛	3	3	4	4	2	2	3	3
全国合計	173	225	235	238	183	237	250	256

(注) 契約司法書士法人数は、いずれも各年度末現在。



付表 2-13 法律相談費の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	センター相談件数	事務所相談件数	相談件数計	簡易援助件数	金額	センター相談件数	事務所相談件数	相談件数計	簡易援助件数	金額	センター相談件数	事務所相談件数	相談件数計	簡易援助件数	金額
東京	32,874	7,575	40,449	137	202,766,200	30,519	8,541	39,060	110	198,930,050	28,781	9,652	38,433	102	222,166,970
神奈川	10,366	6,788	17,154	51	85,877,950	10,087	6,810	16,897	58	86,991,160	9,817	6,528	16,345	57	95,175,280
埼玉	5,536	5,484	11,020	93	51,120,300	5,171	5,808	10,979	65	52,708,170	5,620	5,857	11,477	79	62,119,950
千葉	5,937	4,160	10,097	47	48,631,800	5,214	4,114	9,328	20	45,621,450	5,426	4,687	10,113	32	55,017,098
茨城	202	1,845	2,047	9	7,338,450	146	1,813	1,959	14	8,704,500	139	1,705	1,844	30	9,213,240
栃木	354	2,140	2,494	13	12,398,400	329	1,828	2,157	17	10,927,500	335	1,738	2,073	14	11,835,180
群馬	1,250	1,027	2,277	5	9,328,200	1,312	1,003	2,315	3	10,703,700	1,518	1,142	2,660	7	13,520,220
静岡	4,360	2,263	6,623	64	24,672,900	4,359	2,569	6,928	51	28,037,630	3,960	2,626	6,586	36	30,361,170
山梨	1,620	1,141	2,761	4	13,422,150	1,410	1,252	2,662	3	13,071,450	1,437	1,377	2,814	23	15,307,050
長野	400	2,466	2,866	30	14,331,450	310	3,255	3,565	24	17,784,900	366	3,315	3,681	25	20,379,870
新潟	1,767	2,686	4,453	32	21,815,850	2,001	2,611	4,612	30	22,641,150	1,913	2,473	4,386	31	24,339,420
大阪	15,682	7,956	23,638	42	121,159,160	14,789	8,457	23,246	49	123,399,300	14,156	9,698	23,854	49	143,533,980
京都	4,502	2,352	6,854	33	31,804,500	4,070	2,391	6,461	27	30,430,450	4,010	2,791	6,801	26	36,668,450
兵庫	5,566	5,476	11,042	84	56,102,550	5,312	5,674	10,986	88	55,961,850	5,364	7,102	12,466	72	69,114,110
奈良	974	2,455	3,429	19	15,219,750	942	2,463	3,405	11	16,319,100	1,007	2,710	3,717	14	20,347,290
滋賀	914	1,626	2,540	17	10,445,400	934	1,863	2,797	25	12,089,700	988	2,076	3,064	24	15,312,810
和歌山	946	816	1,762	2	8,649,900	927	858	1,785	7	8,563,950	1,056	961	2,017	4	10,732,950
愛知	5,598	2,225	7,823	78	36,122,600	5,497	2,965	8,462	65	40,841,011	5,284	3,728	9,012	81	48,907,260
三重	1,159	1,583	2,742	15	14,981,400	1,090	1,641	2,731	24	14,396,550	1,242	1,709	2,951	14	17,097,480
岐阜	2,028	814	2,842	18	7,541,100	2,005	1,075	3,080	17	9,691,650	1,936	1,161	3,097	18	11,497,530
福井	612	794	1,406	1	6,892,200	647	884	1,531	8	7,352,100	652	872	1,524	8	8,403,030
石川	794	1,290	2,084	3	11,183,550	830	1,476	2,306	5	12,382,650	827	1,654	2,481	12	14,644,950
富山	664	567	1,231	3	4,742,850	659	616	1,275	9	5,283,600	707	975	1,682	2	7,795,170
広島	2,859	4,361	7,220	28	33,607,220	2,659	4,704	7,363	32	35,447,520	2,435	5,099	7,534	37	41,725,500
山口	1,239	1,968	3,207	13	14,348,250	1,260	2,131	3,391	21	16,046,100	1,222	1,948	3,170	20	16,673,070
岡山	1,309	1,378	2,687	21	13,604,850	1,423	1,509	2,932	33	14,462,700	1,464	1,633	3,097	31	17,001,360
鳥取	844	1,070	1,914	14	7,406,700	734	1,179	1,913	23	8,267,790	726	1,369	2,095	41	10,032,120
島根	1,033	750	1,783	13	6,285,300	812	1,079	1,891	14	8,333,850	875	1,183	2,058	23	9,528,300
福岡	6,985	7,045	14,030	44	64,588,650	7,375	7,119	14,494	84	70,049,700	7,079	7,601	14,680	86	80,989,200
佐賀	751	1,521	2,272	20	10,648,050	709	1,880	2,589	21	12,724,050	723	2,227	2,950	28	16,205,820
長崎	1,777	3,021	4,798	69	19,150,950	1,769	3,034	4,803	48	19,279,540	1,824	3,066	4,890	73	21,561,240
大分	2,202	2,074	4,276	26	19,769,400	1,986	2,000	3,986	33	18,760,350	1,901	2,116	4,017	25	21,009,930
熊本	1,335	3,792	5,127	39	22,228,500	1,473	4,035	5,508	43	22,813,350	1,498	4,079	5,577	59	28,206,000
鹿児島	989	3,623	4,612	39	20,852,650	1,252	4,133	5,385	50	23,543,900	1,254	4,154	5,408	45	25,934,010
宮崎	1,229	3,882	5,111	68	23,547,300	1,286	3,747	5,033	61	23,395,050	1,279	3,979	5,258	67	27,673,320
沖縄	2,334	3,207	5,541	26	25,035,040	2,349	3,236	5,585	46	25,633,620	2,591	3,357	5,948	40	29,819,785
宮城	418	1,707	2,125	1	7,733,370	445	1,761	2,206	2	12,224,280	490	1,943	2,433	3	15,152,700
福島	122	741	863	4	3,326,880	176	694	870	4	4,401,600	171	757	928	5	5,394,770
山形	616	1,759	2,375	6	11,762,100	712	1,885	2,597	17	13,069,350	670	1,915	2,585	17	14,589,514
岩手	153	907	1,060	2	3,279,360	134	930	1,064	5	4,865,700	124	945	1,069	6	5,724,060
秋田	1,099	1,906	3,005	14	14,824,950	1,063	2,014	3,077	17	15,174,750	1,254	2,119	3,373	22	18,013,140
青森	2,404	1,536	3,940	42	12,986,400	2,536	1,519	4,055	37	14,830,200	2,589	1,891	4,480	52	19,073,100
札幌	37	10,354	10,391	57	54,392,670	31	10,281	10,312	46	54,668,250	408	10,972	11,380	60	67,024,650
函館	1,176	362	1,538	8	4,374,330	1,212	871	2,083	10	7,667,100	1,398	1,039	2,437	12	9,956,700
旭川	582	1,758	2,340	12	11,899,230	511	1,928	2,439	13	12,626,820	524	1,958	2,482	14	14,024,370
釧路	598	2,804	3,402	36	16,294,950	505	2,973	3,478	46	17,420,550	323	2,988	3,311	44	18,767,010
香川	887	1,203	2,090	11	7,929,600	875	1,140	2,015	18	7,781,550	685	1,175	1,860	18	7,379,370
徳島	1,097	1,031	2,128	9	9,990,750	1,066	870	1,936	3	9,489,900	450	1,553	2,003	12	10,734,090
高知	1,069	1,020	2,089	33	7,892,850	1,071	980	2,051	35	7,897,050	1,246	925	2,171	26	8,559,960
愛媛	1,011	985	1,996	11	7,788,900	1,017	994	2,011	14	7,765,800	1,090	1,007	2,097	13	8,884,590
全国合計	140,260	131,294	271,554	1,466	1,272,097,810	135,001	138,593	273,594	1,506	1,321,473,991	132,834	149,535	282,369	1,639	1,533,128,137

(注1) 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

(注2) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談の件数を含む。

地方事務所	平成27年度					平成28年度				
	センター相談件数	事務所相談件数	相談件数計	簡易援助件数	金額	センター相談件数	事務所相談件数	相談件数計	簡易援助件数	金額
東京	26,930	10,205	37,135	107	217,752,260	27,301	11,274	38,575	108	223,634,690
神奈川	9,607	6,756	16,363	55	95,199,320	8,385	7,474	15,859	78	96,582,240
埼玉	5,805	5,983	11,788	69	62,514,720	5,728	6,643	12,371	91	66,957,840
千葉	5,473	4,915	10,388	32	56,013,120	5,829	5,387	11,216	42	60,116,040
茨城	236	1,540	1,776	31	8,402,400	167	1,645	1,812	21	9,561,240
栃木	298	1,649	1,947	8	10,768,680	293	1,695	1,988	9	11,287,080
群馬	1,646	1,083	2,729	2	13,007,520	1,927	1,213	3,140	7	15,071,400
静岡	3,887	2,671	6,558	35	30,246,480	4,413	2,793	7,206	52	33,241,320
山梨	1,332	1,230	2,562	35	13,828,320	1,419	1,142	2,561	44	13,710,600
長野	374	3,211	3,585	30	19,297,440	588	3,484	4,072	40	22,587,120
新潟	2,008	2,509	4,517	23	25,304,400	2,125	2,907	5,032	32	28,273,320
大阪	14,037	10,179	24,216	67	148,362,840	13,881	10,708	24,589	73	150,385,680
京都	3,821	3,023	6,844	36	37,715,760	3,690	2,880	6,570	52	35,883,000
兵庫	5,135	6,929	12,064	56	65,834,450	6,056	6,935	12,991	72	71,755,360
奈良	1,101	2,720	3,821	14	20,948,760	1,096	2,694	3,790	25	20,912,040
滋賀	1,033	2,147	3,180	34	15,810,120	1,026	1,983	3,009	31	15,089,760
和歌山	1,201	948	2,149	6	10,892,880	1,301	1,036	2,337	7	12,258,200
愛知	5,130	4,311	9,441	55	50,720,040	5,905	4,589	10,494	72	56,428,920
三重	1,221	1,645	2,866	12	16,509,960	1,293	1,542	2,835	24	14,980,680
岐阜	2,180	1,311	3,491	13	12,937,320	2,107	1,208	3,315	22	14,094,000
福井	669	834	1,503	9	8,527,050	663	877	1,540	13	8,824,680
石川	862	1,672	2,534	20	15,137,580	777	1,713	2,490	18	14,964,830
富山	676	822	1,498	5	6,966,000	709	992	1,701	19	8,281,440
広島	2,703	5,303	8,006	64	42,316,140	3,204	5,237	8,441	61	45,813,390
山口	1,190	1,901	3,091	19	16,677,360	1,227	1,948	3,175	29	16,045,200
岡山	1,501	1,765	3,266	23	18,150,480	1,581	2,041	3,622	30	20,458,440
鳥取	676	1,456	2,132	44	11,187,780	744	1,428	2,172	17	11,243,880
島根	910	1,259	2,169	15	10,248,713	699	1,332	2,031	23	10,649,773
福岡	7,246	8,697	15,943	117	86,837,400	7,347	8,193	15,540	109	85,415,040
佐賀	654	2,157	2,811	26	15,250,530	716	2,021	2,737	33	15,020,279
長崎	1,923	2,444	4,367	53	17,557,560	1,590	2,715	4,305	60	19,133,280
大分	1,902	2,122	4,024	20	20,991,960	1,681	2,098	3,779	33	20,196,000
熊本	1,734	4,282	6,016	49	31,190,400	4,689	6,766	11,455	76	59,404,320
鹿児島	1,090	4,457	5,547	45	27,789,310	1,070	4,434	5,504	47	27,294,990
宮崎	1,227	4,390	5,617	55	30,044,520	1,219	4,014	5,233	70	27,670,110
沖縄	2,812	3,476	6,288	37	31,864,670	3,140	3,021	6,161	42	30,725,080
宮城	456	1,931	2,387	10	14,468,580	617	1,921	2,538	3	15,332,760
福島	230	819	1,049	8	5,738,040	257	832	1,089	10	5,928,120
山形	717	1,929	2,646	17	14,761,440	713	1,973	2,686	14	15,124,320
岩手	148	954	1,102	5	5,771,520	170	928	1,098	14	5,677,560
秋田	1,351	1,991	3,342	23	16,865,280	1,317	2,108	3,425	28	17,290,800
青森	2,948	2,130	5,078	41	21,871,200	2,672	2,328	5,000	36	23,811,840
札幌	498	11,711	12,209	74	73,483,350	643	11,260	11,903	106	73,125,660
函館	1,304	1,073	2,377	16	9,604,440	1,333	1,059	2,392	22	10,046,160
旭川	520	1,944	2,464	6	14,319,720	556	1,861	2,417	15	14,175,890
釧路	325	3,098	3,423	37	19,383,840	347	3,172	3,519	43	20,070,720
香川	750	1,230	1,980	21	7,869,960	738	1,294	2,032	44	8,522,280
徳島	432	1,554	1,986	10	10,425,240	577	1,585	2,162	11	11,535,480
高知	1,107	1,050	2,157	31	8,895,960	1,003	1,052	2,055	30	9,277,920
愛媛	1,021	1,149	2,170	19	9,412,200	960	1,296	2,256	19	10,064,520
全国合計	132,037	154,565	286,602	1,639	1,555,675,013	137,489	160,731	298,220	1,977	1,633,935,292

(注1) 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

(注2) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談の件数を含む。

付表 2-14 代理援助立替金実績の推移（地方事務所別）

(円)

地 方 事 務 所	平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	481,886,521	1,665,149,579	137,412,069	-20,000	2,284,428,169	477,512,081	1,624,072,005	165,335,338	0	2,266,919,424	467,232,425	1,641,784,505	143,543,119	0	2,252,560,049
神奈川	219,208,168	720,663,610	89,006,210	3,000	1,028,880,988	215,594,947	706,089,375	95,180,972	-23,000	1,016,842,294	191,228,644	710,741,763	94,171,513	0	996,141,920
埼玉	120,736,643	461,776,301	48,066,535	80,000	630,659,479	128,688,477	500,970,997	55,264,041	0	684,923,515	114,409,047	454,313,320	47,684,113	0	616,406,480
千葉	90,709,358	375,036,019	33,008,407	0	498,753,784	93,328,330	351,569,385	29,210,281	0	474,107,996	95,897,389	370,495,216	32,493,392	0	498,885,997
茨城	39,222,020	162,938,874	13,375,155	-18,000	215,518,049	38,386,620	156,869,900	7,406,035	0	202,662,555	32,825,756	145,484,600	8,733,459	0	187,043,815
栃木	32,200,463	132,662,395	14,258,864	0	179,122,722	31,230,095	129,857,235	14,444,059	0	175,531,389	28,865,796	123,440,640	14,562,460	0	166,888,896
群馬	31,127,457	127,955,400	25,876,826	0	184,959,683	27,012,035	120,900,600	19,117,907	0	167,030,542	29,092,264	131,783,342	19,941,752	0	180,817,358
静岡	53,953,661	246,442,451	28,294,809	0	328,690,921	54,115,876	237,146,412	34,165,254	0	325,427,542	46,557,125	205,541,406	26,874,015	0	278,972,546
山梨	17,474,146	72,828,000	9,749,601	0	100,051,747	15,903,319	69,894,050	16,296,132	0	102,093,501	12,834,774	60,701,650	7,519,166	0	81,055,590
長野	24,805,771	107,672,600	18,972,605	0	151,450,976	24,807,985	116,034,500	14,675,077	0	155,517,562	29,819,822	134,779,260	21,679,209	0	186,278,291
新潟	37,580,459	169,022,750	27,275,162	0	233,878,371	42,658,743	172,305,920	34,353,923	0	249,318,586	38,593,920	159,269,240	26,943,587	0	224,806,747
大阪	239,596,304	997,189,195	113,099,605	0	1,349,885,104	258,663,703	998,350,070	120,242,654	0	1,377,256,427	269,971,753	1,043,326,539	118,062,843	0	1,431,361,135
京都	70,258,431	290,860,985	36,121,982	0	397,241,398	72,570,061	283,438,700	47,279,688	0	403,288,449	59,604,501	244,110,361	29,641,385	0	333,356,247
兵庫	103,681,696	432,843,830	49,745,822	0	586,271,348	109,475,009	435,196,065	62,007,194	0	606,678,268	108,865,245	434,768,526	63,593,625	0	607,227,396
奈良	39,247,005	155,358,825	17,288,370	-20,000	211,874,200	40,573,152	151,409,702	22,487,972	0	214,470,826	37,793,980	140,018,225	16,108,829	0	193,921,034
滋賀	20,201,159	81,788,395	10,745,647	0	112,735,201	20,910,265	83,091,650	10,020,852	0	114,022,767	24,581,238	94,441,070	14,470,994	0	133,493,302
和歌山	19,079,304	75,792,249	6,838,512	0	101,710,065	16,641,209	71,502,317	10,889,915	0	99,012,441	18,029,110	76,981,366	7,554,225	0	102,564,701
愛知	99,710,227	380,888,550	55,268,726	0	535,867,503	107,120,083	376,097,699	50,231,537	0	533,449,319	105,863,434	392,791,520	47,830,651	0	546,485,605
三重	22,032,603	91,081,850	15,207,696	0	128,322,149	19,796,213	83,971,210	15,972,702	0	119,740,125	23,326,365	98,074,020	16,579,038	0	138,979,423
岐阜	20,975,504	89,715,363	8,010,708	0	118,701,575	20,909,113	84,719,550	8,209,978	0	113,838,641	21,862,917	91,427,128	13,136,848	0	126,426,893
福井	12,716,751	52,990,600	4,852,970	0	70,560,321	12,442,947	51,216,450	4,455,093	0	68,114,490	14,156,576	57,261,000	7,278,170	0	78,695,746
石川	24,136,889	100,748,000	14,080,624	0	138,965,513	26,815,156	110,947,700	17,889,665	0	155,652,721	28,703,610	117,194,300	18,029,508	0	163,927,418
富山	11,475,796	47,089,450	5,526,150	0	64,091,396	10,552,488	40,517,975	6,425,369	0	57,495,832	11,990,935	49,898,350	6,804,316	0	68,693,601
広島	59,390,030	215,904,228	16,163,557	0	291,457,815	57,816,557	222,669,750	19,768,097	150,000	300,404,404	57,030,677	214,125,480	19,294,720	0	290,450,877
山口	19,730,778	82,957,200	11,650,137	0	114,338,115	21,305,562	93,090,890	12,552,552	0	126,949,004	20,626,210	93,136,130	9,616,977	0	123,379,317
岡山	31,719,742	133,466,250	11,898,018	0	177,084,010	31,355,129	124,554,975	11,272,828	0	167,182,932	31,698,609	134,467,159	11,028,432	0	177,194,200
鳥取	13,860,920	56,113,837	7,302,114	0	77,276,871	14,069,179	61,349,400	7,780,272	0	83,198,651	16,307,879	72,195,484	13,847,350	0	102,350,713
島根	13,802,343	53,908,528	9,567,331	0	77,278,202	14,108,077	53,724,207	9,157,665	0	76,989,949	12,872,397	50,016,409	6,906,437	0	69,795,243
福岡	149,324,181	630,086,335	71,509,223	0	850,919,739	148,205,379	613,728,185	84,792,006	0	846,725,570	166,379,305	607,693,440	67,122,291	0	841,195,036
佐賀	16,754,368	76,051,450	6,442,908	0	99,248,726	19,098,592	85,435,250	7,696,030	0	112,229,872	20,861,144	93,448,005	9,110,596	0	123,419,745
長崎	32,888,719	135,692,820	14,529,682	0	183,111,221	33,091,674	135,081,600	14,355,920	0	182,529,194	28,860,869	115,476,292	11,921,813	0	156,258,974
大分	28,773,386	118,452,925	11,971,446	0	159,197,757	27,042,546	109,605,850	15,022,767	0	151,671,163	27,313,452	113,748,030	9,716,527	0	150,778,009
熊本	40,298,896	166,709,300	19,911,505	0	226,919,701	44,031,082	177,227,250	17,877,285	0	239,135,617	43,036,835	171,211,286	18,132,140	0	232,650,261
鹿児島	33,495,803	145,682,105	18,024,474	0	197,202,382	40,245,709	148,282,525	23,823,615	0	212,351,849	38,794,306	152,407,800	23,995,354	0	215,197,460
宮崎	45,040,875	167,554,425	14,134,891	0	226,730,191	41,578,291	176,605,275	19,987,397	0	238,170,963	38,511,008	165,829,152	24,832,280	0	229,172,440
沖縄	27,748,910	117,172,700	20,729,240	0	165,650,850	29,987,930	123,491,150	24,463,503	0	177,942,583	33,763,492	133,892,460	28,983,463	0	196,639,415
宮城	65,750,827	259,405,848	47,883,628	0	373,040,303	63,643,550	253,254,049	39,109,659	0	356,007,258	65,194,607	270,001,843	36,031,880	0	371,228,330
福島	18,935,736	85,776,542	10,356,437	0	115,068,715	19,844,355	86,856,763	15,375,532	0	122,076,650	20,904,903	91,476,929	10,644,059	0	123,025,891
山形	24,963,115	115,243,875	15,368,551	0	155,575,541	24,475,724	98,881,748	16,569,936	0	139,927,408	22,820,352	98,907,237	14,384,805	0	136,112,394
岩手	25,166,547	107,498,900	11,831,572	0	144,497,019	26,916,148	112,611,950	12,262,877	0	151,790,975	29,672,382	122,406,210	12,934,324	0	165,012,916
秋田	19,943,838	88,764,262	7,655,254	0	116,363,354	22,473,336	88,771,500	10,056,263	0	121,301,099	23,844,484	99,114,730	10,435,181	0	133,194,395
青森	24,209,770	106,270,450	6,735,381	0	137,215,601	26,827,272	119,466,000	7,228,336	0	155,521,608	31,770,058	126,227,270	7,113,423	0	165,110,751
札幌	138,762,793	519,404,575	48,441,647	0	706,609,015	133,865,084	501,668,550	59,439,161	250,000	695,222,795	135,696,310	502,449,696	64,006,010	0	702,152,016
函館	15,223,570	75,226,950	5,375,974	0	95,826,494	15,825,366	75,309,355	7,043,750	0	98,178,471	19,327,286	85,157,220	6,166,724	0	110,651,230
旭川	28,461,363	105,187,709	17,106,893	0	150,755,965	27,080,123	100,514,275	17,884,727	0	145,459,125	23,000,071	96,825,811	16,343,641	30,000	136,199,523
釧路	33,738,560	130,294,840	21,206,469	0	185,239,869	32,400,931	128,545,170	22,864,630	600,000	184,500,731	32,168,538	126,578,120	16,739,153	0	175,485,811
香川	11,080,256	48,085,800	7,258,971	0	66,424,827	9,699,533	45,915,720	7,561,299	0	63,176,552	10,829,034	48,352,200	7,710,210	0	66,891,444
徳島	13,699,749	55,025,869	4,065,086	35,000	72,825,504	12,292,851	50,668,600	5,649,840	-35,000	68,576,291	13,468,045	54,578,192	6,158,277	0	74,204,514
高知	12,058,293	49,319,250	6,035,378	0	67,412,921	13,156,110	54,086,500	5,275,089	0	72,517,699	12,218,857	49,927,670	6,817,488	0	68,964,015
愛媛	15,752,660	71,259,345	4,788,043	0	91,800,048	13,057,942	64,123,380	4,640,923	0	81,822,245	14,687,237	66,969,531	7,476,840	0	89,133,608
全国合計	2,792,592,364	10,955,010,989	1,230,027,865	60,000	14,977,691,218	2,831,291,939	10,861,689,334	1,361,032,797	942,000	15,054,956,070	2,803,834,973	10,936,247,133	1,280,706,612	30,000	15,020,818,718

(注) 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金（常勤弁護士の場合）の合計額である。

(円)

地方事務所	平成27年度					平成28年度				
	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	489,863,300	1,610,881,545	141,924,097	0	2,242,668,942	529,087,825	1,696,569,867	138,313,242	0	2,363,970,934
神奈川	193,675,944	716,379,196	80,133,081	0	990,188,221	187,256,075	700,415,939	81,212,478	0	968,884,492
埼玉	133,924,907	523,333,695	48,022,636	0	705,281,238	129,384,024	497,551,405	58,405,451	0	685,340,880
千葉	109,779,050	394,976,444	37,496,591	0	542,252,085	108,356,078	397,252,800	32,044,449	0	537,653,327
茨城	33,484,805	147,101,246	8,125,271	0	188,711,322	38,206,594	163,389,380	11,770,423	0	213,366,397
栃木	27,687,240	118,541,590	16,445,740	0	162,674,570	28,114,324	112,705,680	14,661,002	0	155,481,006
群馬	28,698,202	135,674,250	14,190,040	0	178,562,492	29,128,712	134,573,079	18,719,258	0	182,421,049
静岡	50,690,388	215,130,858	24,962,568	0	290,783,814	57,755,869	233,695,189	22,788,079	0	314,239,137
山梨	13,534,690	58,274,842	7,083,433	0	78,892,965	13,422,564	59,957,900	8,312,052	0	81,692,516
長野	25,535,450	120,207,420	18,666,618	0	164,409,488	32,661,455	136,743,810	17,823,851	0	187,228,916
新潟	42,834,390	172,061,380	25,682,085	0	240,577,855	44,582,535	168,929,857	23,953,219	0	237,465,611
大阪	287,747,509	1,086,576,191	123,430,715	0	1,497,754,415	286,905,925	1,108,961,468	120,859,110	0	1,516,726,503
京都	64,079,560	257,618,765	28,634,182	0	350,332,507	62,900,304	241,943,075	31,522,456	0	336,365,835
兵庫	109,917,810	435,501,236	52,697,091	0	598,116,137	114,697,557	438,891,813	50,178,737	0	604,768,107
奈良	35,688,723	145,882,175	16,592,952	0	198,163,850	30,800,454	135,821,677	18,063,963	0	184,686,094
滋賀	22,633,968	90,084,160	12,792,682	0	125,510,810	22,125,132	95,390,880	10,436,226	0	127,952,238
和歌山	20,807,108	84,573,460	11,428,608	0	116,809,176	22,378,219	83,529,100	12,330,152	0	118,237,471
愛知	109,609,894	403,340,309	59,845,517	0	572,795,720	115,960,462	438,828,712	60,033,433	0	614,822,607
三重	21,514,696	91,368,760	21,213,227	0	134,096,683	21,823,220	83,284,400	10,271,576	0	115,379,196
岐阜	21,864,136	96,204,299	14,929,103	0	132,997,538	24,693,986	97,232,820	17,866,785	0	139,793,591
福井	13,107,893	57,198,192	7,654,296	0	77,960,381	13,895,420	54,526,480	8,475,465	0	76,897,365
石川	27,957,493	117,139,780	19,986,135	0	165,083,408	25,582,333	100,432,790	13,807,490	0	139,822,613
富山	11,122,866	45,418,420	7,280,758	0	63,822,044	13,688,040	47,776,350	8,087,770	0	69,552,160
広島	59,583,611	231,364,920	19,967,682	0	310,916,213	64,695,243	245,194,346	23,969,918	0	333,859,507
山口	20,841,733	92,903,960	12,304,622	0	126,050,315	21,669,668	95,527,160	12,022,374	0	129,219,202
岡山	33,278,445	137,569,108	13,536,411	0	184,383,964	34,712,368	141,717,544	13,210,550	0	189,640,462
鳥取	17,720,485	75,596,027	9,420,694	0	102,727,206	16,895,211	65,888,120	13,280,531	0	96,063,862
島根	13,982,335	58,827,558	7,758,924	0	80,568,817	14,941,178	56,767,816	7,542,969	0	79,251,963
福岡	178,390,409	654,939,369	68,368,420	0	901,698,198	181,940,234	631,854,877	68,032,671	0	881,827,782
佐賀	23,074,206	100,723,308	8,084,717	0	131,882,231	20,300,130	90,292,751	12,223,844	0	122,816,725
長崎	30,241,759	120,161,986	11,744,584	0	162,148,329	30,316,961	109,313,216	16,993,450	0	156,623,627
大分	25,385,874	107,934,536	7,840,325	0	141,160,735	26,569,337	104,022,720	14,141,955	0	144,734,012
熊本	45,242,790	185,775,530	18,115,494	0	249,133,814	38,407,915	140,669,060	15,943,540	0	195,020,515
鹿児島	41,082,145	169,184,940	23,872,567	0	234,139,652	42,796,496	159,923,636	22,380,649	0	225,100,781
宮崎	46,109,135	193,512,560	21,243,033	0	260,864,728	37,500,908	162,187,057	21,093,824	0	220,781,789
沖縄	31,955,491	140,954,900	21,442,887	0	194,353,278	31,108,181	138,735,140	22,770,718	0	192,614,039
宮城	70,603,924	285,731,266	28,743,322	0	385,078,512	74,994,062	277,523,398	41,770,387	0	394,287,847
福島	20,415,347	89,241,006	15,401,684	0	125,058,037	25,130,713	105,095,980	13,504,876	0	143,731,569
山形	25,993,461	112,711,720	21,172,619	0	159,877,800	25,002,232	105,930,849	19,417,811	0	150,350,892
岩手	26,951,890	118,718,960	17,735,604	0	163,406,454	26,129,244	119,082,400	14,036,519	0	159,248,163
秋田	26,227,032	99,426,175	9,492,227	0	135,145,434	27,328,054	101,158,380	9,786,387	0	138,272,821
青森	35,183,258	133,994,035	12,023,954	0	181,201,247	34,263,562	122,392,300	10,013,642	0	166,669,504
札幌	138,429,983	530,396,340	66,710,686	0	735,537,009	138,794,640	505,882,432	60,731,490	0	705,408,562
函館	20,607,432	83,445,836	9,480,444	0	113,533,712	20,961,077	87,155,660	10,670,484	0	118,787,221
旭川	24,026,810	100,094,869	15,995,227	0	140,116,906	22,273,445	88,413,600	18,288,326	0	128,975,371
釧路	32,172,278	127,466,192	14,668,466	0	174,306,936	33,053,478	118,942,640	13,236,224	0	165,232,342
香川	12,306,863	57,755,148	5,985,538	0	76,047,549	12,789,717	56,212,160	5,510,369	0	74,512,246
徳島	14,799,808	54,026,100	7,683,855	0	76,509,763	14,356,268	56,758,280	8,961,274	0	80,075,822
高知	12,976,875	51,979,056	7,834,534	0	72,790,465	13,961,023	62,117,620	7,251,357	0	83,330,000
愛媛	15,432,322	66,617,322	7,375,000	0	89,424,644	17,364,758	72,220,716	7,192,414	0	96,777,888
全国合計	2,938,775,723	11,304,510,940	1,283,220,946	0	15,526,507,609	3,001,663,210	11,250,384,329	1,293,915,010	0	15,545,962,549

(注) 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

付表 2-15 書類作成援助立替金実績の推移（地方事務所別）

(円)

地方事務所	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	実費	報酬	合計	実費	報酬	合計	実費	報酬	合計
東京	3,557,190	13,677,700	17,234,890	3,400,870	12,531,550	15,932,420	2,689,234	10,062,450	12,751,684
神奈川	6,009,880	19,388,250	25,398,130	4,295,130	15,313,250	19,608,380	3,552,120	12,030,000	15,582,120
埼玉	4,400,380	14,744,625	19,145,005	3,906,780	12,715,125	16,621,905	3,423,748	11,911,350	15,335,098
千葉	2,522,750	9,370,500	11,893,250	2,098,240	8,190,250	10,288,490	1,420,318	5,761,800	7,182,118
茨城	475,740	2,042,250	2,517,990	543,220	2,206,050	2,749,270	283,418	1,104,000	1,387,418
栃木	946,950	1,821,750	2,768,700	908,460	2,616,750	3,525,210	811,990	2,111,400	2,923,390
群馬	988,610	3,465,000	4,453,610	1,435,510	4,761,750	6,197,260	1,409,968	4,484,850	5,894,818
静岡	4,209,500	15,932,750	20,142,250	3,142,310	13,051,500	16,193,810	2,658,165	10,608,650	13,266,815
山梨	355,350	1,123,500	1,478,850	168,580	676,750	845,330	136,000	691,200	827,200
長野	1,596,510	6,688,500	8,285,010	2,211,868	5,785,750	7,997,618	1,601,057	7,286,700	8,887,757
新潟	2,448,745	9,379,125	11,827,870	1,432,324	5,979,750	7,412,074	1,218,842	4,127,400	5,346,242
大阪	10,851,080	38,367,700	49,218,780	10,397,168	33,162,500	43,559,668	10,333,209	35,270,250	45,603,459
京都	3,719,750	11,586,175	15,305,925	3,134,470	10,701,875	13,836,345	3,178,070	8,090,100	11,268,170
兵庫	8,516,650	30,069,875	38,586,525	8,326,226	28,751,750	37,077,976	8,309,880	26,667,500	34,977,380
奈良	1,814,410	4,436,250	6,250,660	1,202,718	2,875,300	4,078,018	393,168	1,714,000	2,107,168
滋賀	1,021,300	4,000,500	5,021,800	944,422	3,656,625	4,601,047	973,384	2,911,100	3,884,484
和歌山	844,480	3,717,000	4,561,480	564,690	2,399,250	2,963,940	720,348	2,740,500	3,460,848
愛知	3,704,040	12,616,500	16,320,540	2,986,075	9,003,750	11,989,825	2,239,862	7,371,300	9,611,162
三重	2,434,345	8,851,500	11,285,845	1,680,510	7,339,500	9,020,010	1,944,014	7,403,000	9,347,014
岐阜	773,450	3,386,250	4,159,700	546,580	2,499,000	3,045,580	259,168	1,209,600	1,468,768
福井	235,290	1,097,250	1,332,540	331,160	1,412,250	1,743,410	129,168	529,200	658,368
石川	880,600	2,656,500	3,537,100	471,450	1,989,750	2,461,200	515,698	1,995,000	2,510,698
富山	485,160	2,220,750	2,705,910	529,290	2,574,750	3,104,040	413,336	1,865,400	2,278,736
広島	3,449,960	10,574,000	14,023,960	2,775,848	7,182,000	9,957,848	3,826,562	6,161,100	9,987,662
山口	929,510	3,546,375	4,475,885	818,610	3,502,000	4,320,610	500,088	2,244,150	2,744,238
岡山	1,487,220	5,271,000	6,758,220	925,870	3,087,000	4,012,870	1,533,882	6,381,000	7,914,882
鳥取	352,290	1,344,000	1,696,290	179,580	740,250	919,830	194,584	950,400	1,144,984
島根	390,470	1,554,000	1,944,470	115,580	446,250	561,830	128,000	622,200	750,200
福岡	10,891,400	39,708,250	50,599,650	9,851,476	33,642,275	43,493,751	9,085,045	28,780,950	37,865,995
佐賀	1,594,120	4,840,500	6,434,620	1,217,770	3,717,000	4,934,770	524,752	2,394,600	2,919,352
長崎	1,222,510	4,137,000	5,359,510	1,047,460	3,950,625	4,998,085	1,380,067	4,092,000	5,472,067
大分	701,030	2,021,250	2,722,280	302,160	1,246,750	1,548,910	308,336	1,306,800	1,615,136
熊本	3,699,510	9,908,750	13,608,260	2,889,249	8,615,250	11,504,499	1,753,144	6,040,800	7,793,944
鹿児島	3,957,560	13,193,250	17,150,810	4,244,752	10,628,625	14,873,377	3,140,250	9,972,300	13,112,550
宮崎	668,160	2,667,000	3,335,160	740,479	2,556,750	3,297,229	352,928	1,517,400	1,870,328
沖縄	6,226,290	25,585,750	31,812,040	4,285,740	15,351,125	19,636,865	3,418,965	13,798,200	17,217,165
宮城	447,320	1,806,000	2,253,320	485,820	1,958,250	2,444,070	314,630	1,384,800	1,699,430
福島	731,610	2,336,250	3,067,860	314,180	1,379,700	1,693,880	468,504	2,043,600	2,512,104
山形	348,580	1,517,250	1,865,830	236,000	1,144,500	1,380,500	336,920	1,451,400	1,788,320
岩手	571,870	2,593,500	3,165,370	797,900	3,528,000	4,325,900	957,304	4,043,700	5,001,004
秋田	1,078,830	3,123,750	4,202,580	733,610	3,113,250	3,846,860	594,324	2,709,900	3,304,224
青森	1,974,050	7,623,000	9,597,050	1,131,804	4,520,250	5,652,054	833,426	2,413,800	3,247,226
札幌	3,774,670	10,480,250	14,254,920	3,557,694	10,647,000	14,204,694	3,670,818	8,883,000	12,553,818
函館	429,870	1,942,500	2,372,370	229,290	1,092,000	1,321,290	150,752	604,800	755,552
旭川	443,030	1,753,500	2,196,530	438,160	1,307,250	1,745,410	345,588	1,298,400	1,643,988
釧路	426,450	1,724,250	2,150,700	324,740	1,176,000	1,500,740	108,584	385,800	494,384
香川	210,870	866,250	1,077,120	395,744	714,000	1,109,744	157,168	691,200	848,368
徳島	482,370	1,848,000	2,330,370	366,450	1,455,750	1,822,200	453,752	1,107,000	1,560,752
高知	3,328,790	11,607,750	14,936,540	3,915,020	10,920,000	14,835,020	3,098,326	11,838,900	14,937,226
愛媛	1,045,180	3,152,250	4,197,430	1,492,474	3,740,625	5,233,099	1,129,764	3,199,200	4,328,964
全国合計	113,655,680	397,365,825	511,021,505	98,471,511	331,557,250	430,028,761	87,380,628	294,264,150	381,644,778

(注) 実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金（常勤弁護士の場合）の合計額である。

(円)

地方事務所	平成27年度			平成28年度		
	実費	報酬	合計	実費	報酬	合計
東京	2,595,714	9,662,880	12,258,594	2,903,106	11,889,000	14,792,106
神奈川	4,076,044	13,037,400	17,113,444	3,387,165	12,670,800	16,057,965
埼玉	2,911,832	9,868,200	12,780,032	1,993,274	7,013,400	9,006,674
千葉	1,431,911	4,386,300	5,818,211	833,306	3,354,600	4,187,906
茨城	316,584	1,503,900	1,820,484	265,002	1,134,000	1,399,002
栃木	464,504	1,231,200	1,695,704	592,718	2,419,200	3,011,918
群馬	1,164,176	4,018,450	5,182,626	1,078,884	4,660,200	5,739,084
静岡	3,432,822	13,305,450	16,738,272	3,366,516	13,000,340	16,366,856
山梨	102,000	475,200	577,200	129,000	631,800	760,800
長野	966,004	4,387,500	5,353,504	1,090,168	5,254,200	6,344,368
新潟	2,115,606	4,568,400	6,684,006	987,670	3,188,400	4,176,070
大阪	11,572,415	41,323,940	52,896,355	10,573,946	34,403,880	44,977,826
京都	2,279,394	7,568,400	9,847,794	2,381,680	7,392,600	9,774,280
兵庫	8,523,200	29,458,100	37,981,300	7,627,232	25,728,300	33,355,532
奈良	459,272	1,144,800	1,604,072	653,008	2,241,000	2,894,008
滋賀	974,008	3,223,800	4,197,808	1,202,560	3,677,400	4,879,960
和歌山	488,020	1,967,760	2,455,780	397,420	1,665,700	2,063,120
愛知	2,171,440	8,611,620	10,783,060	2,587,874	9,328,500	11,916,374
三重	1,459,524	5,383,800	6,843,324	1,027,772	3,564,000	4,591,772
岐阜	117,000	572,400	689,400	243,000	1,128,600	1,371,600
福井	130,584	594,000	724,584	121,168	486,000	607,168
石川	311,752	1,316,400	1,628,152	261,752	1,080,000	1,341,752
富山	248,584	1,233,600	1,482,184	312,754	1,252,800	1,565,554
広島	1,698,090	5,691,300	7,389,390	1,980,842	8,121,600	10,102,442
山口	1,005,382	2,592,000	3,597,382	231,920	847,800	1,079,720
岡山	2,144,740	9,409,506	11,554,246	2,096,424	7,614,000	9,710,424
鳥取	191,752	785,400	977,152	326,834	1,582,200	1,909,034
島根	106,168	432,000	538,168	123,584	507,600	631,184
福岡	10,561,921	33,507,600	44,069,521	11,884,267	32,071,200	43,955,467
佐賀	819,786	2,559,600	3,379,386	582,418	1,787,400	2,369,818
長崎	1,026,004	2,835,000	3,861,004	863,670	3,742,200	4,605,870
大分	279,920	1,031,400	1,311,320	250,084	1,053,000	1,303,084
熊本	2,325,936	7,931,400	10,257,336	957,834	3,535,000	4,492,834
鹿児島	2,533,007	7,673,400	10,206,407	2,606,402	7,268,400	9,874,802
宮崎	314,168	1,420,950	1,735,118	414,000	1,779,300	2,193,300
沖縄	3,650,288	14,320,910	17,971,198	3,462,034	11,812,500	15,274,534
宮城	847,588	3,871,800	4,719,388	4,121,272	18,225,000	22,346,272
福島	334,758	945,000	1,279,758	278,168	1,328,400	1,606,568
山形	148,168	626,400	774,568	177,000	858,600	1,035,600
岩手	715,754	3,256,200	3,971,954	794,004	3,645,000	4,439,004
秋田	1,049,486	4,395,600	5,445,086	1,785,424	4,228,200	6,013,624
青森	544,418	1,571,400	2,115,818	923,788	2,208,600	3,132,388
札幌	3,023,692	6,787,800	9,811,492	1,605,178	5,054,400	6,659,578
函館	106,168	432,000	538,168	173,584	804,600	978,184
旭川	629,256	1,706,400	2,335,656	256,504	939,600	1,196,104
釧路	173,168	653,400	826,568	93,000	437,400	530,400
香川	88,000	399,600	487,600	161,000	820,800	981,800
徳島	360,584	1,733,400	2,093,984	651,586	2,014,200	2,665,786
高知	2,793,280	10,751,100	13,544,380	1,657,104	6,679,800	8,336,904
愛媛	865,092	3,002,400	3,867,492	441,168	1,441,800	1,882,968
全国合計	86,648,964	299,166,466	385,815,430	82,916,068	287,573,320	370,489,388

(注) 実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

## 3. 国選弁護等関連業務



### 3-1 平成28年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発せられた）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物放火等の重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。

法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99%以上は24時間以内に指名通知を行っている。

平成28年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件にさらに拡大されることになった（公布日から2年以内の政令で定める日から施行）。

法テラスでは、今後も迅速な指名通知業務ができるよう、体制整備に努め、上記の対象事件の拡大に対応する。

## 3-2 国選弁護関連業務

### (1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

### (2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

司法統計年報によれば、平成28年に国選弁護人が付された割合は、被疑者国選弁護事件については82.9%（注1）、被告人事件については、地裁事件で84.0%、簡裁事件で94.1%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関して国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

「3-1」で述べたとおり、改正刑事訴訟法が公布された平成28年6月3日から2年以内の、政令で定める施行日以降の被疑者国選弁護の対象は、勾留状の発せられた全ての事件に拡大される

#### 資料 3-1 国選弁護関連業務の概要

##### 契約の締結

国選弁護人契約の締結

国選付添人契約の締結

指名通知用名簿の調製

関係機関（裁判所・弁護士会等）との協議

##### 指名通知

裁判所等からの指名通知請求

弁護士への指名打診

裁判所等への指名通知

裁判所等による選任

担当事件の終了

##### 報酬等算定・支払

弁護士による活動報告書の提出

算定基準に基づき報酬・費用算定

報酬・費用の支払



ことになり、暴行、住居侵入など現行の被疑者国選対象事件より軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が付されることになった。

(注1) 平成28年検察統計年報及び平成28年司法統計年報の数値を基に算出。刑事犯、特別刑法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する国選弁護人が選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

(注2) 平成28年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人が選任された者の数の割合。

**資料 3-2 被疑事件のうち国選弁護人が付された割合**

<被疑者>	勾留状発付数 ①	うち必要的弁護事件数 (推計値)		③/②
		②	うち選任数	
			③	
平成28年	102,089	79,369	65,789	82.9%

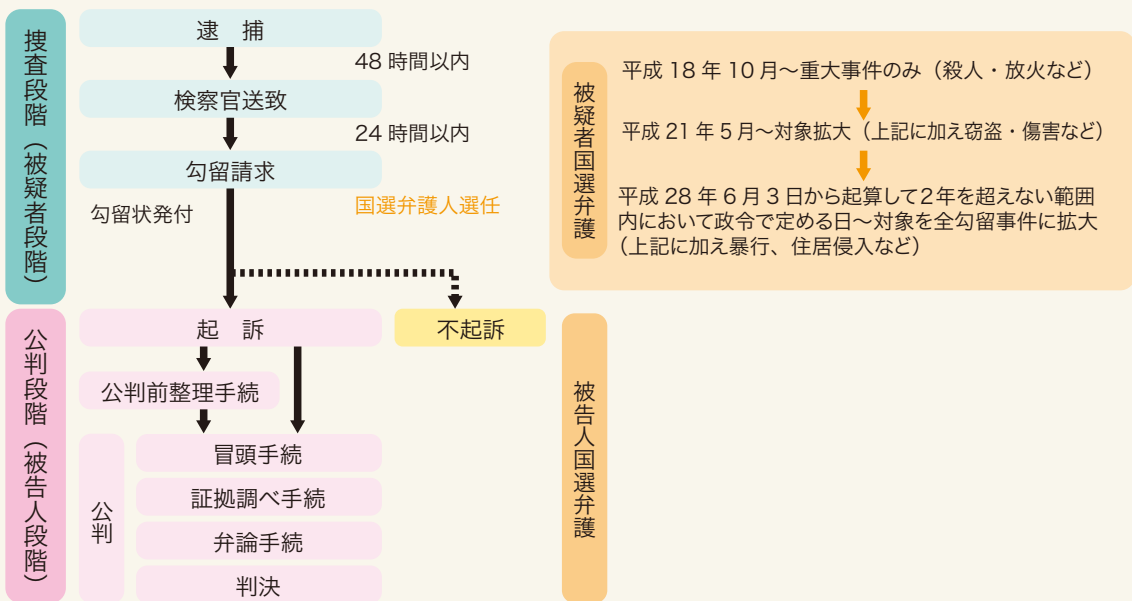
(注)①と②は平成28年検察年報、③は平成28年司法統計年報を基に作成。

**資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合**

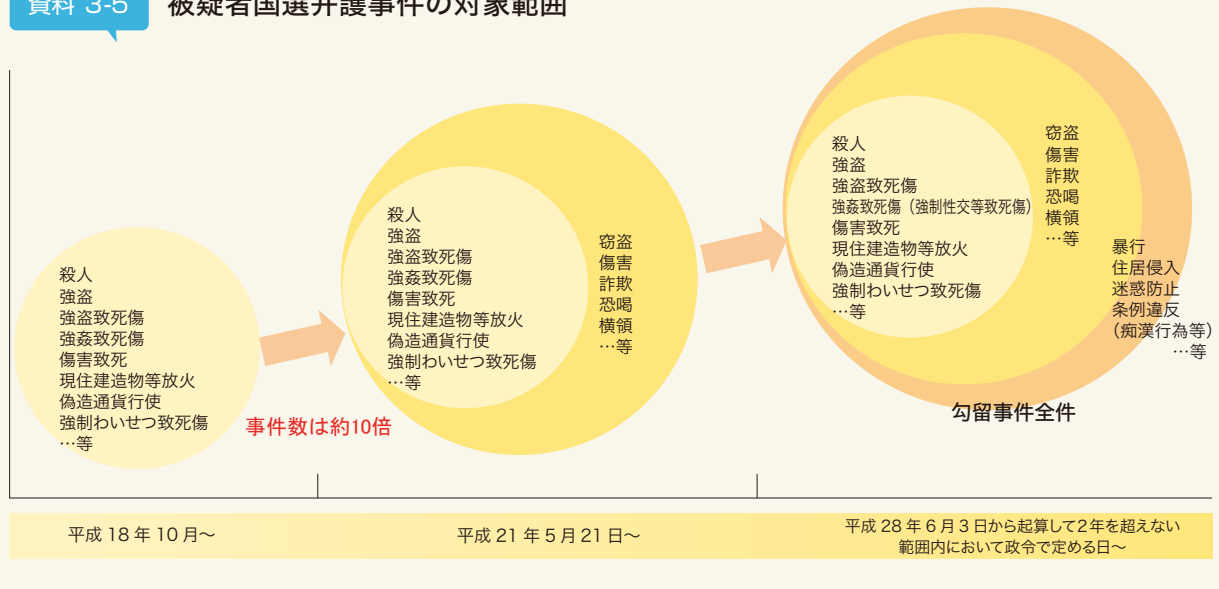
<被告人>		終局総人員 ①	うち弁護人が付いた被告人		③/②
			②	うち国選	
				③	
平成28年	地裁	53,247	53,010	44,529	84.0%
	簡裁	5,856	5,777	5,434	94.1%

(注)①～③はいずれも平成28年司法統計年報を基に作成。

**資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度**



## 資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



## (3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

## ア 契約の種類

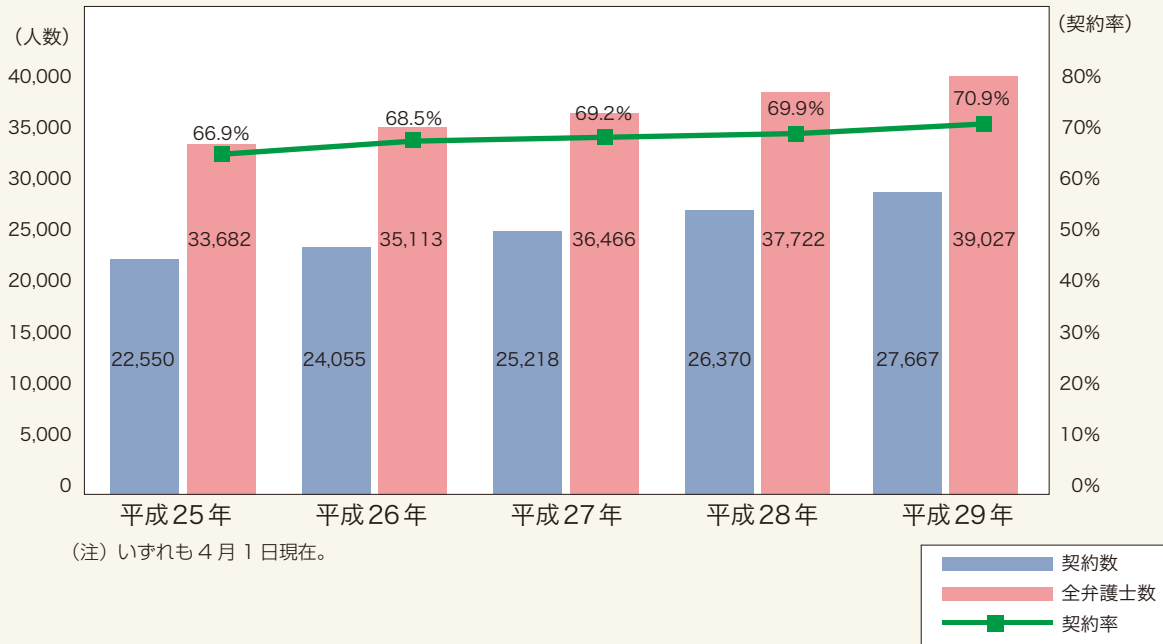
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

## イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成28年6月28日法務大臣認可版が現在の最新版。以下、「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、平成29年4月1日時点で27,667名となっており、これは全国の弁護士数の約71%に当たる。

資料 3-6 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移



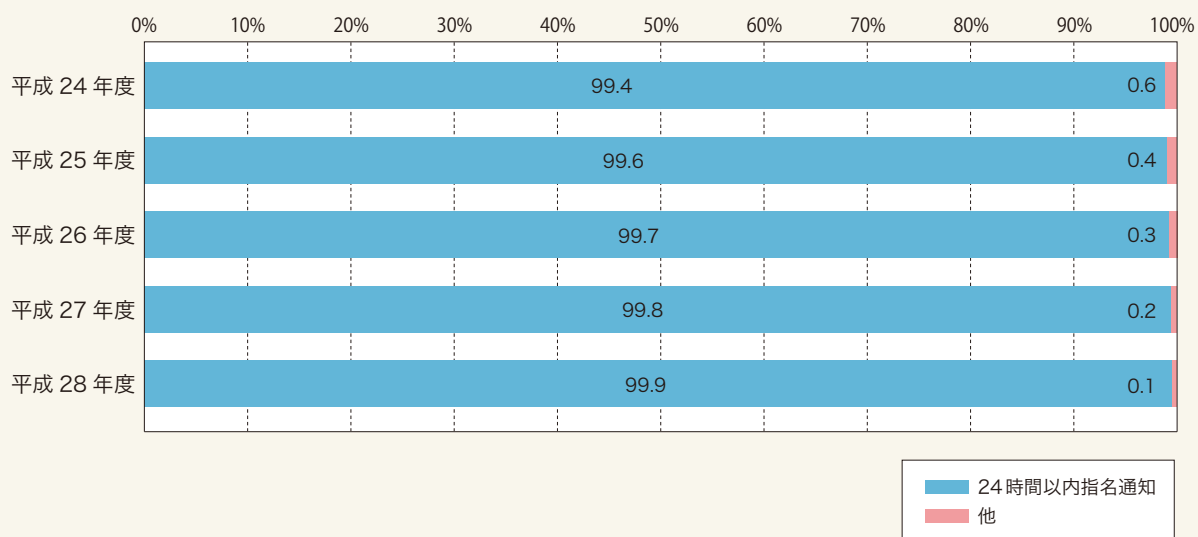
#### (4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実にを行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは具体的には、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、平成28年度においては、99.9%と極めて高い割合となっている。

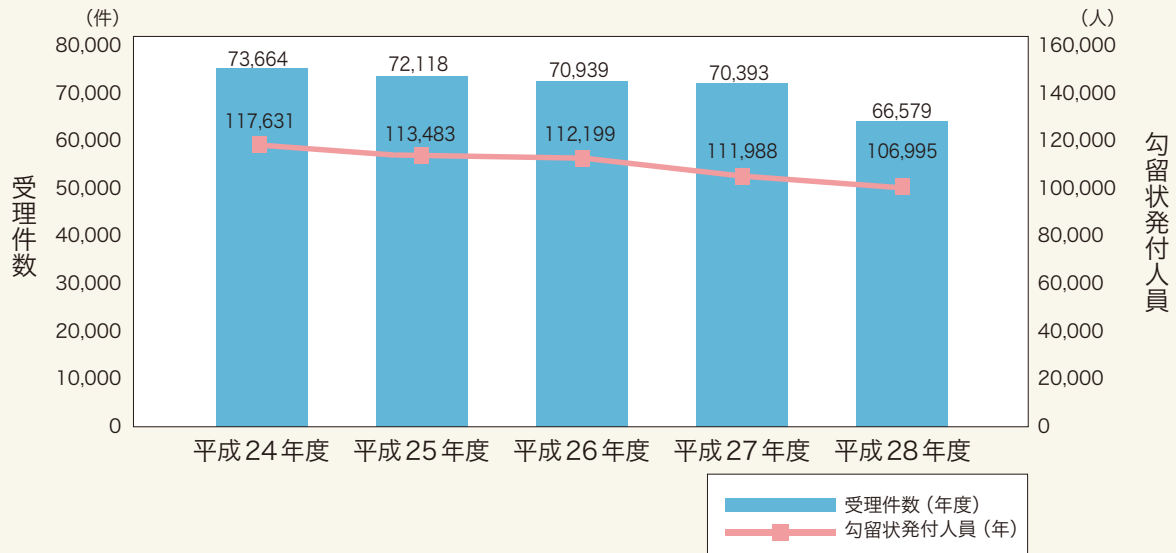
資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合



一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

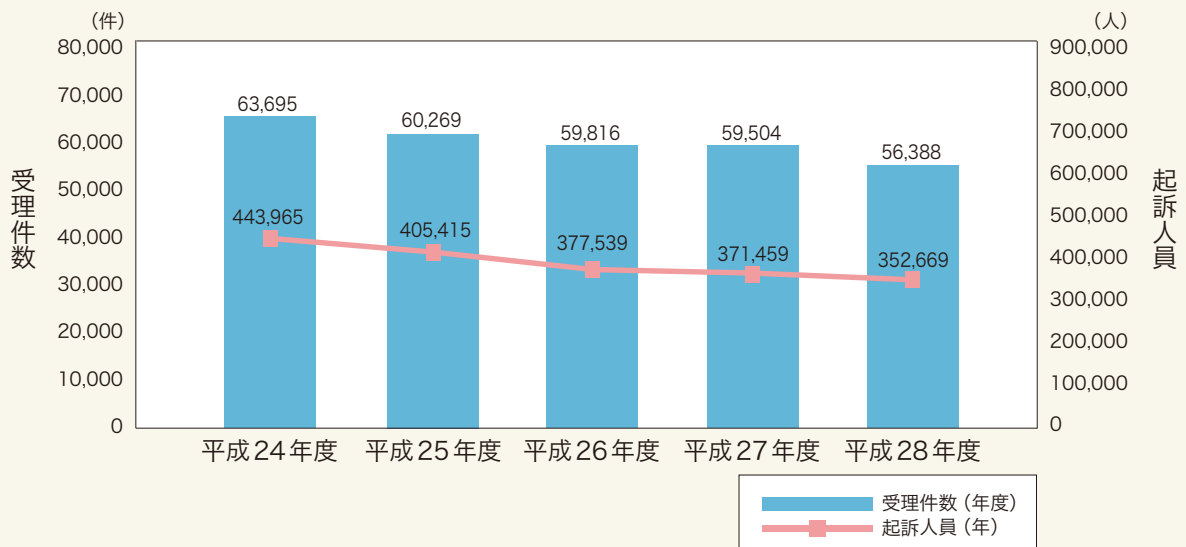
平成28年4月から平成29年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は66,579件、被告人国選弁護は56,388件（合計122,967件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約5,548件、被告人国選弁護は約4,699件（合計約10,247件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約318件、被告人は約260件減少した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



(注) 勾留状発付人員は各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」(全簡裁・全地裁)による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(注) 起訴人員は各年の検察統計年報による(略式起訴人員を含む)。

## (5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

### ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下、「算定基準」という。）に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

### 資料 3-10 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実に対して法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

## 資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

## 資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士2名以上	弁護士1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1裁判員4) 170,000円 (裁判官3裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

## 資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
例：地裁単独	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

## イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる算定基準は、改訂を経るごとに複雑化しており、その適用に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した算定基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する

仕組みにした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額及び内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成28年4月から平成29年3月までの不服申立件数は、合計345件であり、1か月あたり約29件であって、前年度における1か月あたり平均件数約31件に比べて減少した。また、報酬算定に対する不服申立てについて「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して7年目に入った平成28年度は、47件（約13.6%）が地方事務所限りで処理されており、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

## （6）国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとでは、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ① 平成19年4月1日の改正では、示談について、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ② 平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③ 平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④ 平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤ 平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。



## 3-3 国選付添関連業務

### (1) 業務の概要

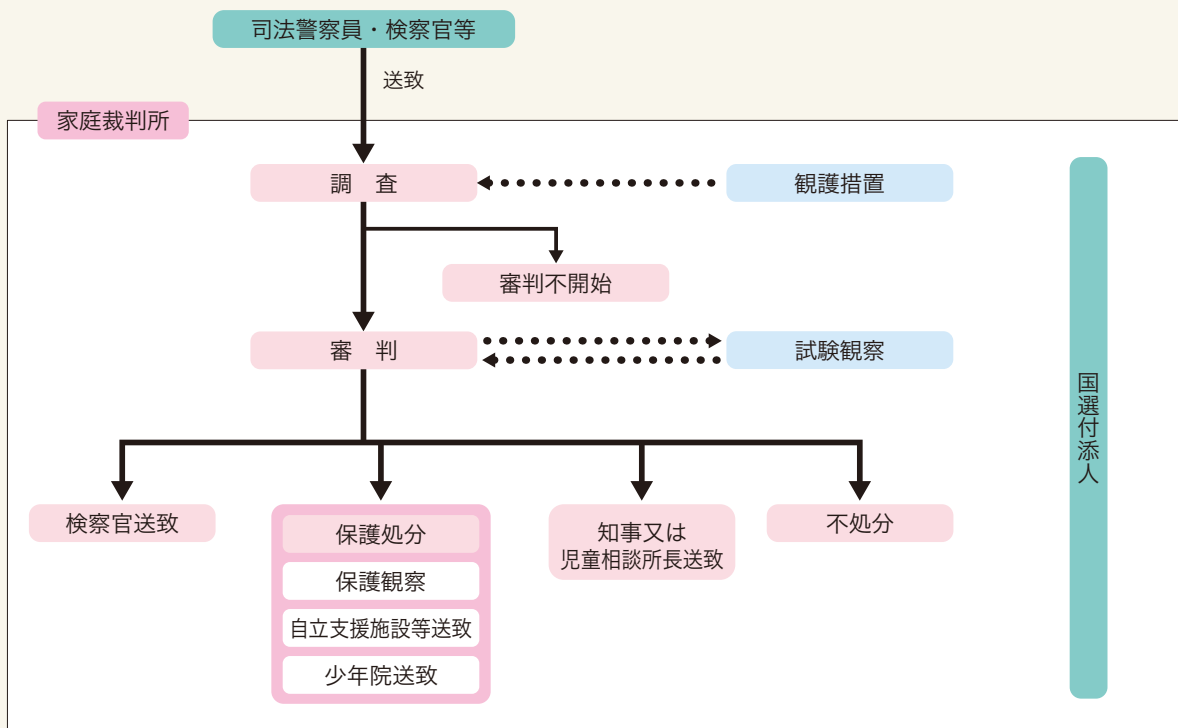
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与と決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされていた（同法第22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象

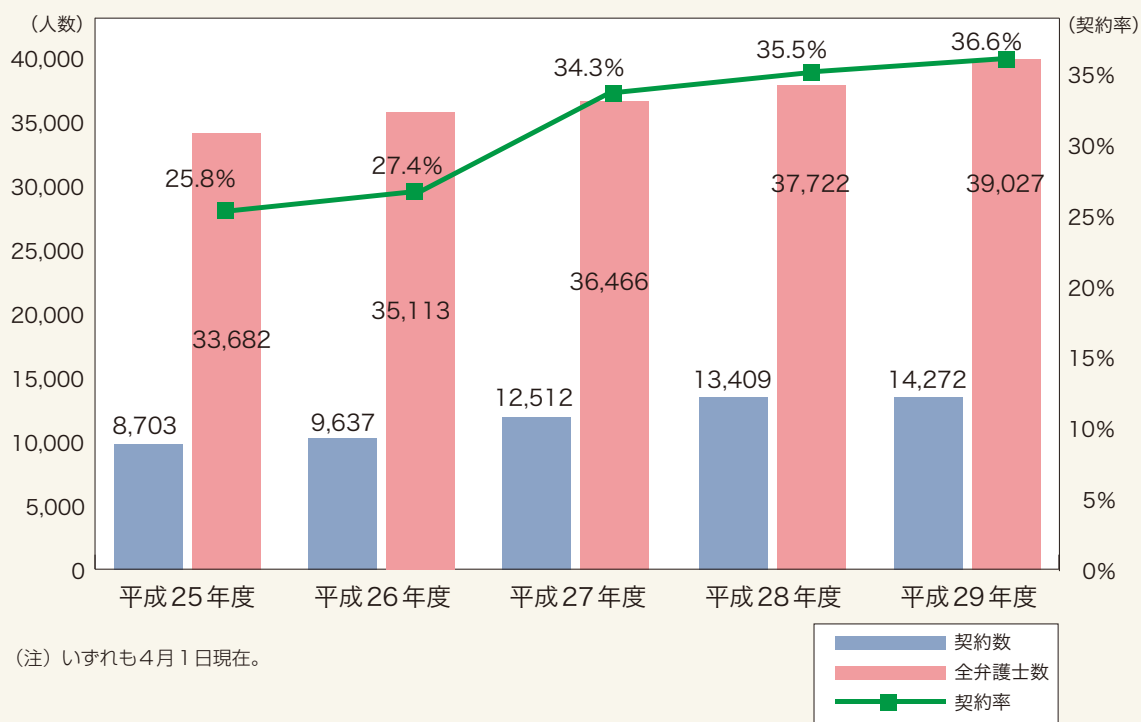
資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



となる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

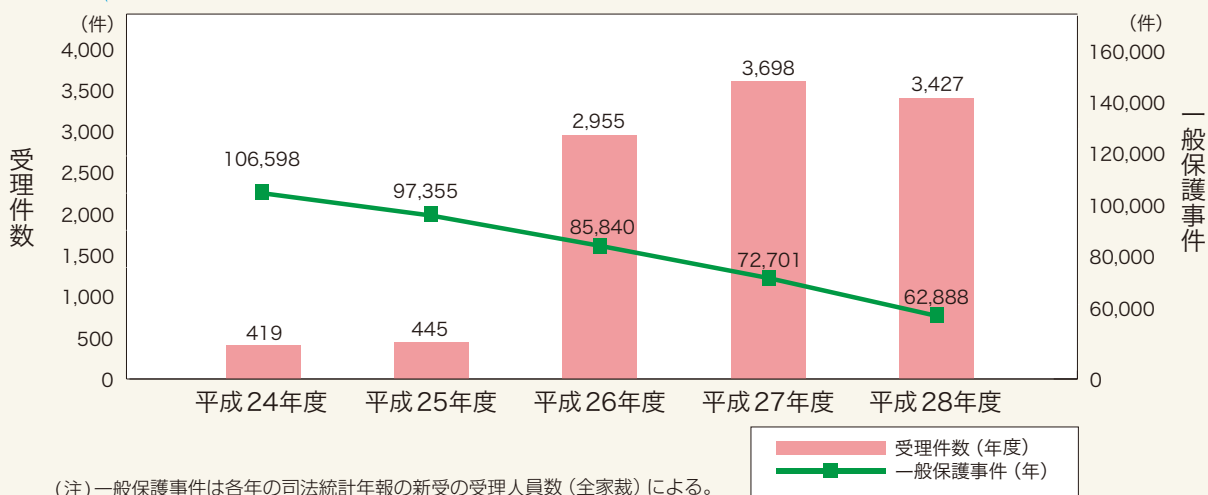
国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎月増加し、平成29年4月1日時点で14,272名となった。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移



平成28年4月から平成29年3月までの国選付添人の受理件数は合計3,427件である。国選付添人の選任率は、終局総人員中11.7%、観護措置人員中51.5%、付添人選任数中55.6%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人が付いた少年		終局総人員中 の選任率 ④／①	観護措置人員 中の選任率 ④／②	付添人選任数 中の選任率 ④／③
			③	うち国選 ④			
平成28年	27,708	6,297	5,838	3,246	11.7%	51.5%	55.6%

(注1) ①②は平成28年司法統計年報を基に作成。③④は最高裁判所の提供値によるもの。

(注2) 国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

## (2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の種類（検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件）に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につさない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理 1 回目	審理 2 回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在			平成28年4月1日現在			平成29年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	8,888	15,717	56.6%	9,524	16,276	58.5%	10,072	16,918	59.5%	10,678	17,592	60.7%	11,220	18,255	61.5%
神奈川	1,063	1,357	78.3%	1,144	1,424	80.3%	1,220	1,493	81.7%	1,291	1,532	84.3%	1,352	1,597	84.7%
埼玉	530	674	78.6%	590	725	81.4%	632	757	83.5%	666	800	83.3%	696	830	83.9%
千葉	535	644	83.1%	570	673	84.7%	618	723	85.5%	660	750	88.0%	681	775	87.9%
茨城	196	222	88.3%	220	249	88.4%	238	261	91.2%	244	269	90.7%	250	281	89.0%
栃木	149	189	78.8%	158	196	80.6%	169	209	80.9%	170	211	80.6%	179	218	82.1%
群馬	216	254	85.0%	229	264	86.7%	241	273	88.3%	248	278	89.2%	252	279	90.3%
静岡	348	401	86.8%	367	421	87.2%	381	435	87.6%	390	447	87.2%	410	465	88.2%
山梨	99	107	92.5%	108	117	92.3%	109	118	92.4%	110	120	91.7%	112	121	92.6%
長野	191	212	90.1%	206	230	89.6%	214	236	90.7%	221	241	91.7%	228	244	93.4%
新潟	217	242	89.7%	226	251	90.0%	237	262	90.5%	241	268	89.9%	251	277	90.6%
大阪	2,285	4,001	57.1%	2,450	4,136	59.2%	2,448	4,226	57.9%	2,565	4,331	59.2%	2,819	4,461	63.2%
京都	495	633	78.2%	523	667	78.4%	552	697	79.2%	584	733	79.7%	609	754	80.8%
兵庫	577	763	75.6%	622	814	76.4%	622	847	73.4%	638	874	73.0%	686	914	75.1%
奈良	136	153	88.9%	143	158	90.5%	152	167	91.0%	149	165	90.3%	156	169	92.3%
滋賀	108	135	80.0%	108	140	77.1%	113	141	80.1%	106	144	73.6%	106	146	72.6%
和歌山	116	130	89.2%	122	141	86.5%	126	141	89.4%	129	146	88.4%	128	143	89.5%
愛知	1,257	1,617	77.7%	1,358	1,701	79.8%	1,458	1,783	81.8%	1,529	1,860	82.2%	1,612	1,924	83.8%
三重	147	159	92.5%	161	172	93.6%	165	180	91.7%	171	187	91.4%	178	190	93.7%
岐阜	137	165	83.0%	155	180	86.1%	157	186	84.4%	163	189	86.2%	166	194	85.6%
福井	83	95	87.4%	86	99	86.9%	89	102	87.3%	92	103	89.3%	94	103	91.3%
石川	143	153	93.5%	157	167	94.0%	160	166	96.4%	162	165	98.2%	165	173	95.4%
富山	89	100	89.0%	94	102	92.2%	91	110	82.7%	95	114	83.3%	106	122	86.9%
広島	376	503	74.8%	405	528	76.7%	424	545	77.8%	427	560	76.3%	441	578	76.3%
山口	128	146	87.7%	130	150	86.7%	139	157	88.5%	140	163	85.9%	145	170	85.3%
岡山	276	338	81.7%	290	354	81.9%	296	368	80.4%	307	381	80.6%	314	397	79.1%
鳥取	65	64	101.6%	66	68	97.1%	64	67	95.5%	65	66	98.5%	64	64	100.0%
島根	61	67	91.0%	66	69	95.7%	68	76	89.5%	75	79	94.9%	73	80	91.3%
福岡	804	1,041	77.2%	808	1,091	74.1%	893	1,148	77.8%	880	1,195	73.6%	960	1,244	77.2%
佐賀	82	93	88.2%	85	95	89.5%	87	98	88.8%	92	100	92.0%	95	103	92.2%
長崎	136	154	88.3%	143	157	91.1%	145	158	91.8%	142	156	91.0%	147	163	90.2%
大分	117	133	88.0%	122	140	87.1%	132	151	87.4%	141	156	90.4%	143	160	89.4%
熊本	188	231	81.4%	204	247	82.6%	213	256	83.2%	222	266	83.5%	230	273	84.2%
鹿児島	171	175	97.7%	179	183	97.8%	181	189	95.8%	190	197	96.4%	195	207	94.2%
宮崎	112	119	94.1%	116	123	94.3%	118	130	90.8%	123	136	90.4%	127	142	89.4%
沖縄	159	243	65.4%	168	248	67.7%	174	249	69.9%	183	254	72.0%	185	264	70.1%
宮城	330	396	83.3%	340	409	83.1%	360	432	83.3%	371	440	84.3%	377	439	85.9%
福島	160	167	95.8%	168	176	95.5%	178	183	97.3%	185	194	95.4%	188	198	94.9%
山形	81	88	92.0%	83	90	92.2%	87	94	92.6%	85	95	89.5%	92	101	91.1%
岩手	85	91	93.4%	92	99	92.9%	96	103	93.2%	96	100	96.0%	98	104	94.2%
秋田	62	73	84.9%	66	78	84.6%	66	77	85.7%	68	78	87.2%	68	79	86.1%
青森	94	107	87.9%	100	118	84.7%	105	119	88.2%	108	117	92.3%	106	120	88.3%
札幌	494	661	74.7%	524	700	74.9%	535	730	73.3%	569	754	75.5%	543	772	70.3%
函館	43	48	89.6%	45	48	93.8%	48	50	96.0%	48	53	90.6%	50	55	90.9%
旭川	62	70	88.6%	62	69	89.9%	64	69	92.8%	67	72	93.1%	71	76	93.4%
釧路	63	70	90.0%	64	70	91.4%	66	72	91.7%	71	76	93.4%	73	77	94.8%
香川	118	150	78.7%	123	163	75.5%	130	170	76.5%	127	172	73.8%	128	175	73.1%
徳島	81	90	90.0%	83	91	91.2%	82	92	89.1%	82	92	89.1%	89	96	92.7%
高知	74	87	85.1%	75	87	86.2%	79	90	87.8%	79	88	89.8%	79	89	88.8%
愛媛	123	154	79.9%	127	159	79.9%	124	162	76.5%	125	163	76.7%	130	166	78.3%
合計	22,550	33,682	66.9%	24,055	35,113	68.5%	25,218	36,466	69.2%	26,370	37,722	69.9%	27,667	39,027	70.9%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移 (地方事務所・支部別)

(件)

地方事務所	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	7,232	8,025	7,248	7,610	7,267	8,222	7,142	7,934	6,881	7,831
多摩	1,975	1,217	1,871	1,216	1,929	1,228	1,935	1,207	1,756	995
神奈川	3,125	2,054	3,023	1,905	2,710	1,757	2,890	1,868	2,563	1,911
川崎	604	366	566	355	569	430	573	373	597	335
小田原	649	375	541	362	512	388	561	352	632	494
埼玉	3,603	2,007	3,611	2,087	3,348	1,924	2,943	2,209	2,982	2,073
川越	648	384	666	451	630	437	656	475	664	440
千葉	3,315	2,323	3,044	2,135	3,187	2,389	3,173	2,488	2,946	2,420
戸	676	545	677	488	670	550	642	372	572	315
茨城	1,385	1,337	1,439	1,392	1,530	1,478	1,561	1,282	1,456	1,182
栃木	1,313	1,766	1,364	1,169	1,291	1,016	1,069	990	1,014	960
群馬	1,393	1,040	1,263	801	1,607	950	1,649	1,048	1,443	887
静岡	700	498	682	434	707	426	645	418	572	402
沼津	809	586	789	548	702	561	777	519	800	472
浜松	739	537	733	591	660	518	722	603	750	561
山梨	441	436	375	365	345	392	364	398	354	364
長野	817	917	864	876	802	776	720	685	622	576
新潟	832	675	948	746	988	763	978	763	943	780
大阪	6,759	7,460	6,094	6,341	5,946	5,895	5,627	5,415	5,474	5,379
京都	1,810	1,273	1,830	1,277	1,775	1,371	1,643	1,216	1,492	1,082
兵庫	1,703	1,182	1,745	1,278	1,599	1,168	1,669	1,244	1,582	1,143
阪神	706	628	671	550	716	508	712	523	740	538
姫路	805	802	863	746	990	733	911	785	807	605
奈良	855	700	835	600	836	565	840	614	802	581
滋賀	925	683	903	707	872	620	792	550	693	528
和歌山	622	599	617	600	621	532	515	504	551	425
愛知	3,170	2,719	3,269	2,721	3,277	2,800	3,585	2,842	3,570	2,537
三河	1,063	904	1,179	803	1,208	905	1,314	888	1,339	781
三重	943	795	854	806	964	740	828	614	769	644
岐阜	770	577	815	643	839	670	916	628	814	584
福井	374	297	411	340	407	330	440	318	416	230
石川	516	498	498	427	473	486	550	518	611	430
富山	297	312	320	224	229	162	274	191	298	215
広島	1,839	1,379	1,838	1,380	1,598	1,315	1,544	1,256	1,498	1,171
山口	732	601	732	549	632	500	634	490	702	549
岡山	1,327	1,034	1,308	1,097	1,110	972	1,009	777	1,011	858
鳥取	301	288	298	315	323	219	232	174	239	181
島根	298	290	329	266	293	296	239	262	270	301
福岡	2,624	2,369	2,493	2,339	2,482	2,264	2,672	2,613	2,383	2,338
北九州	1,017	783	1,011	834	885	916	1,070	1,082	951	893
佐賀	567	456	480	351	491	388	586	435	510	406
長崎	545	556	500	453	491	403	493	444	433	403
大分	463	462	489	432	464	468	440	444	383	348
熊本	1,027	952	888	754	912	629	873	760	686	611
鹿児島	622	584	554	561	699	557	624	485	637	636
宮崎	658	538	621	489	615	462	593	398	519	365
沖縄	1,100	805	1,188	873	1,077	847	1,211	974	1,164	1,043
宮城	1,198	950	1,234	928	1,263	939	1,328	1,032	1,052	1,006
福島	947	746	963	725	1,033	752	975	800	818	739
山形	453	405	397	348	412	327	444	353	462	374
岩手	501	405	475	358	468	386	440	356	411	364
秋田	400	327	326	291	306	284	269	311	338	359
青森	484	436	417	379	354	300	438	368	324	330
札幌	1,749	1,512	1,768	1,605	1,660	1,478	1,605	1,527	1,497	1,379
函館	314	252	277	196	283	206	201	192	162	147
旭川	314	228	265	237	304	298	296	273	264	230
釧路	449	392	401	339	409	368	369	346	353	312
香川	702	897	662	991	684	971	649	841	619	800
徳島	332	320	322	335	324	324	374	381	329	334
高知	383	400	482	457	399	453	374	462	404	441
愛媛	744	811	792	793	762	804	795	834	655	770
合計	73,664	63,695	72,118	60,269	70,939	59,816	70,393	59,504	66,579	56,388

付表 3-3 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方事務所	平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在			平成28年4月1日現在			平成29年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	1,180	15,717	7.5%	1,334	16,276	8.2%	2,330	16,918	13.8%	2,576	17,592	14.6%	2,723	18,255	14.9%
神奈川	522	1,357	38.5%	593	1,424	41.6%	829	1,493	55.5%	893	1,532	58.3%	942	1,597	59.0%
埼玉	229	674	34.0%	265	725	36.6%	381	757	50.3%	427	800	53.4%	458	830	55.2%
千葉	297	644	46.1%	331	673	49.2%	433	723	59.9%	469	750	62.5%	488	775	63.0%
茨城	143	222	64.4%	165	249	66.3%	183	261	70.1%	193	269	71.7%	199	281	70.8%
栃木	90	189	47.6%	100	196	51.0%	122	209	58.4%	127	211	60.2%	134	218	61.5%
群馬	141	254	55.5%	150	264	56.8%	181	273	66.3%	189	278	68.0%	192	279	68.8%
静岡	278	401	69.3%	297	421	70.5%	303	435	69.7%	310	447	69.4%	327	465	70.3%
山梨	71	107	66.4%	81	117	69.2%	83	118	70.3%	87	120	72.5%	89	121	73.6%
長野	125	212	59.0%	141	230	61.3%	165	236	69.9%	172	241	71.4%	180	244	73.8%
新潟	123	242	50.8%	130	251	51.8%	157	262	59.9%	168	268	62.7%	178	277	64.3%
大阪	987	4,001	24.7%	1,142	4,136	27.6%	1,202	4,226	28.4%	1,319	4,331	30.5%	1,500	4,461	33.6%
京都	290	633	45.8%	318	667	47.7%	338	697	48.5%	362	733	49.4%	390	754	51.7%
兵庫	231	763	30.3%	258	814	31.7%	399	847	47.1%	442	874	50.6%	503	914	55.0%
奈良	100	153	65.4%	105	158	66.5%	118	167	70.7%	116	165	70.3%	127	169	75.1%
滋賀	102	135	75.6%	102	140	72.9%	111	141	78.7%	103	144	71.5%	102	146	69.9%
和歌山	59	130	45.4%	74	141	52.5%	87	141	61.7%	94	146	64.4%	91	143	63.6%
愛知	241	1,617	14.9%	262	1,701	15.4%	689	1,783	38.6%	784	1,860	42.2%	867	1,924	45.1%
三重	88	159	55.3%	100	172	58.1%	102	180	56.7%	109	187	58.3%	117	190	61.6%
岐阜	94	165	57.0%	110	180	61.1%	115	186	61.8%	121	189	64.0%	125	194	64.4%
福井	72	95	75.8%	77	99	77.8%	83	102	81.4%	85	103	82.5%	86	103	83.5%
石川	94	153	61.4%	106	167	63.5%	112	166	67.5%	114	165	69.1%	119	173	68.8%
富山	47	100	47.0%	55	102	53.9%	63	110	57.3%	75	114	65.8%	86	122	70.5%
広島	117	503	23.3%	162	528	30.7%	286	545	52.5%	303	560	54.1%	326	578	56.4%
山口	84	146	57.5%	90	150	60.0%	118	157	75.2%	122	163	74.8%	126	170	74.1%
岡山	192	338	56.8%	207	354	58.5%	241	368	65.5%	249	381	65.4%	256	397	64.5%
鳥取	55	64	85.9%	57	68	83.8%	57	67	85.1%	57	66	86.4%	57	64	89.1%
島根	50	67	74.6%	54	69	78.3%	56	76	73.7%	63	79	79.7%	62	80	77.5%
福岡	526	1,041	50.5%	544	1,091	49.9%	663	1,148	57.8%	655	1,195	54.8%	722	1,244	58.0%
佐賀	75	93	80.6%	81	95	85.3%	83	98	84.7%	88	100	88.0%	91	103	88.3%
長崎	116	154	75.3%	120	157	76.4%	129	158	81.6%	128	156	82.1%	133	163	81.6%
大分	72	133	54.1%	75	140	53.6%	89	151	58.9%	100	156	64.1%	104	160	65.0%
熊本	118	231	51.1%	123	247	49.8%	170	256	66.4%	178	266	66.9%	185	273	67.8%
鹿児島	127	175	72.6%	136	183	74.3%	134	189	70.9%	141	197	71.6%	141	207	68.1%
宮崎	97	119	81.5%	101	123	82.1%	103	130	79.2%	112	136	82.4%	117	142	82.4%
沖縄	98	243	40.3%	105	248	42.3%	113	249	45.4%	129	254	50.8%	129	264	48.9%
宮城	204	396	51.5%	215	409	52.6%	274	432	63.4%	291	440	66.1%	298	439	67.9%
福島	112	167	67.1%	123	176	69.9%	149	183	81.4%	154	194	79.4%	161	198	81.3%
山形	69	88	78.4%	72	90	80.0%	76	94	80.9%	74	95	77.9%	80	101	79.2%
岩手	68	91	74.7%	75	99	75.8%	79	103	76.7%	79	100	79.0%	82	104	78.8%
秋田	42	73	57.5%	47	78	60.3%	55	77	71.4%	57	78	73.1%	58	79	73.4%
青森	68	107	63.6%	77	118	65.3%	88	119	73.9%	90	117	76.9%	86	120	71.7%
札幌	405	661	61.3%	438	700	62.6%	467	730	64.0%	496	754	65.8%	503	772	65.2%
函館	40	48	83.3%	42	48	87.5%	45	50	90.0%	45	53	84.9%	47	55	85.5%
旭川	51	70	72.9%	52	69	75.4%	59	69	85.5%	61	72	84.7%	65	76	85.5%
釧路	52	70	74.3%	52	70	74.3%	56	72	77.8%	63	76	82.9%	64	77	83.1%
香川	69	150	46.0%	79	163	48.5%	104	170	61.2%	102	172	59.3%	106	175	60.6%
徳島	76	90	84.4%	78	91	85.7%	78	92	84.8%	79	92	85.9%	86	96	89.6%
高知	51	87	58.6%	62	87	71.3%	63	90	70.0%	63	88	71.6%	64	89	71.9%
愛媛	65	154	42.2%	74	159	46.5%	91	162	56.2%	95	163	58.3%	100	166	60.2%
合計	8,703	33,682	25.8%	9,637	35,113	27.4%	12,512	36,466	34.3%	13,409	37,722	35.5%	14,272	39,027	36.6%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計
東京	30	26	190	266	170
多摩	24	12	112	120	105
神奈川	36	34	124	232	183
川崎	0	6	38	49	39
小田原	6	19	35	57	49
埼玉	30	27	164	187	167
川越	9	1	20	43	46
千葉	33	31	115	161	146
松戸	7	16	24	37	56
茨城	12	6	69	140	106
栃木	18	3	40	27	52
群馬	3	1	68	58	49
静岡	3	1	12	32	20
沼津	2	6	31	29	33
浜松	5	2	22	45	21
山梨	0	6	14	38	22
長野	0	3	29	39	26
新潟	3	8	46	43	44
大阪	48	35	307	399	373
京都	3	6	75	89	81
兵庫	7	4	84	99	111
阪神	1	0	24	32	52
姫路	4	0	35	54	46
奈良	1	4	42	38	29
滋賀	2	0	18	16	25
和歌山	0	2	20	27	24
愛知	31	23	140	152	142
三河	4	11	49	48	73
三重	4	2	53	31	41
岐阜	6	9	31	29	45
福井	1	4	12	13	15
石川	1	3	5	9	19
富山	2	1	11	15	21
広島	4	33	90	66	95
山口	3	3	21	36	23
岡山	13	10	47	67	73
鳥取	1	0	11	9	7
島根	0	3	4	10	12
福岡	7	26	147	164	182
北九州	6	14	66	69	53
佐賀	0	8	33	40	37
長崎	1	1	29	25	29
大分	14	2	6	7	24
熊本	2	1	24	40	25
鹿児島	2	2	21	29	44
宮崎	0	1	23	47	40
沖縄	0	1	75	130	81
宮城	1	1	17	31	41
福島	0	5	31	27	31
山形	3	0	3	7	8
岩手	3	0	11	6	11
秋田	0	2	15	6	9
青森	0	0	13	13	9
札幌	0	8	48	42	32
函館	1	1	19	12	9
旭川	0	0	1	5	12
釧路	0	0	10	15	15
香川	9	1	39	39	33
徳島	12	2	21	28	13
高知	1	3	19	19	8
愛媛	0	5	52	55	40
合計	419	445	2,955	3,698	3,427



## 4. 常勤弁護士に関する業務



### 4-1 平成28年度における業務の概況

#### (1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組にも尽力しており、地域に密着した活動を行う常勤弁護士の役割は、法テラスの基本理念である司法へのアクセシビリティの向上を図る上で、ますます重要になってきている。

#### (2) 司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方自治体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々の抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスでは、このような取組の重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任などを意欲的に行っている常勤弁護士に大きな期待がかかると考え、この事業への取組を充実させてきた。平成28年度における具体的取組としては、平成26年度に策定した司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、常勤弁護士による業務説明会を積極的に開催するなどして関係機関との連携を強化したほか、司法ソーシャルワークにおいて先駆的役割を果たしている常勤弁護士が他の常勤弁護士に1対1でノウハウなどについて個別指導をする実地研修などを行った。

今後も、司法ソーシャルワーク事業の拡充に向けて、さまざまな取組を行っていく予定である。

#### (3) 被災地への常勤弁護士の派遣

平成25年度から、常勤弁護士を東日本大震災の被災地に派遣し、被災地自治体の職員として被災地支援を行う取組を開始しており、平成28年度もこの取組を継続した。

平成28年度の派遣先は、岩手県宮古市、宮城県気仙沼市、東松島市、福島県南相馬市で、自治体の施策に対する法的アドバイスなどを行った。

#### (4) 常勤弁護士の資質の向上等に関する法テラスの責務の明確化

平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、法テラスの職員である常勤弁護士について、その職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずること及びその資質の向上に努めることが法テラスの責務として明記された。

## 4-2 業務の概要

常勤弁護士がその重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるなどの業務を行っている。

## 4-3 常勤弁護士の配置

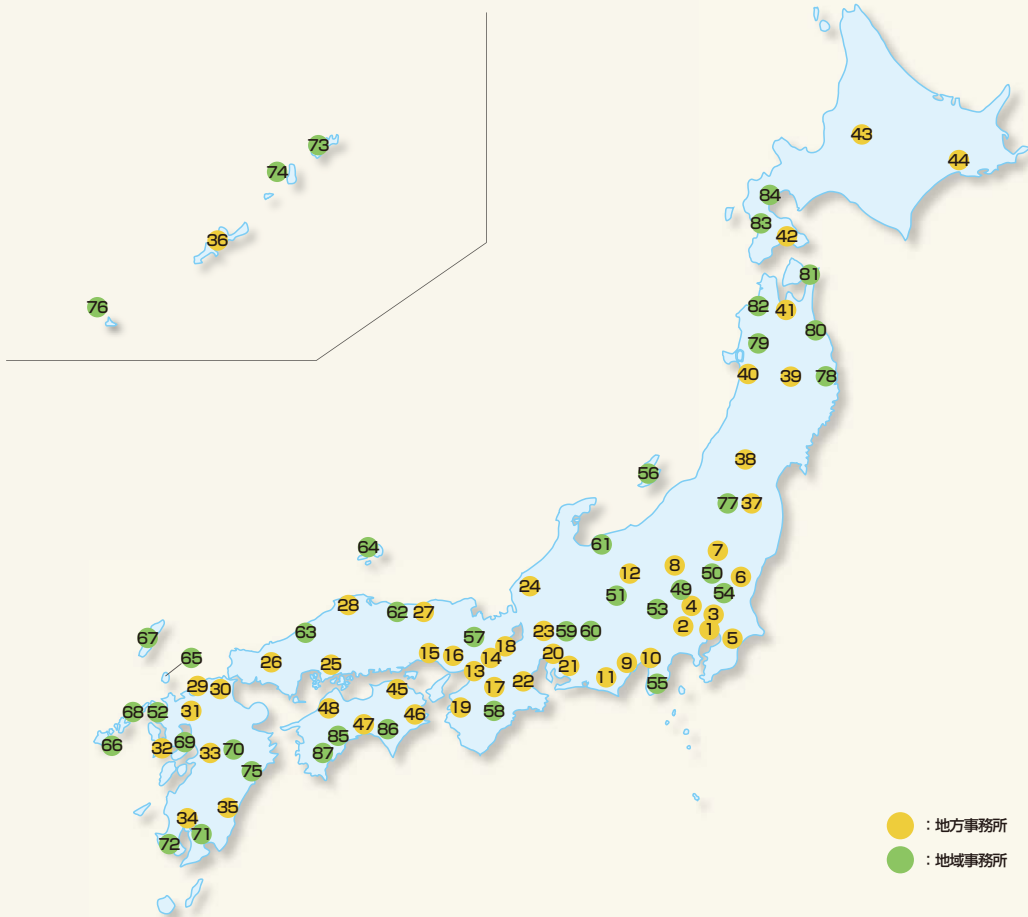
### (1) 配置

常勤弁護士は、平成29年3月31日現在、合計232名となり、資料4-1のとおり、合計87か所の事務所（全国48か所の地方事務所・支部、39か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

各地の法テラスの法律事務所には、それぞれ1名から15名の常勤弁護士が配置されており、全国の配置数の合計は210名である（数字はいずれも平成29年3月31日現在）。

資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧 (平成29年3月31日現在)

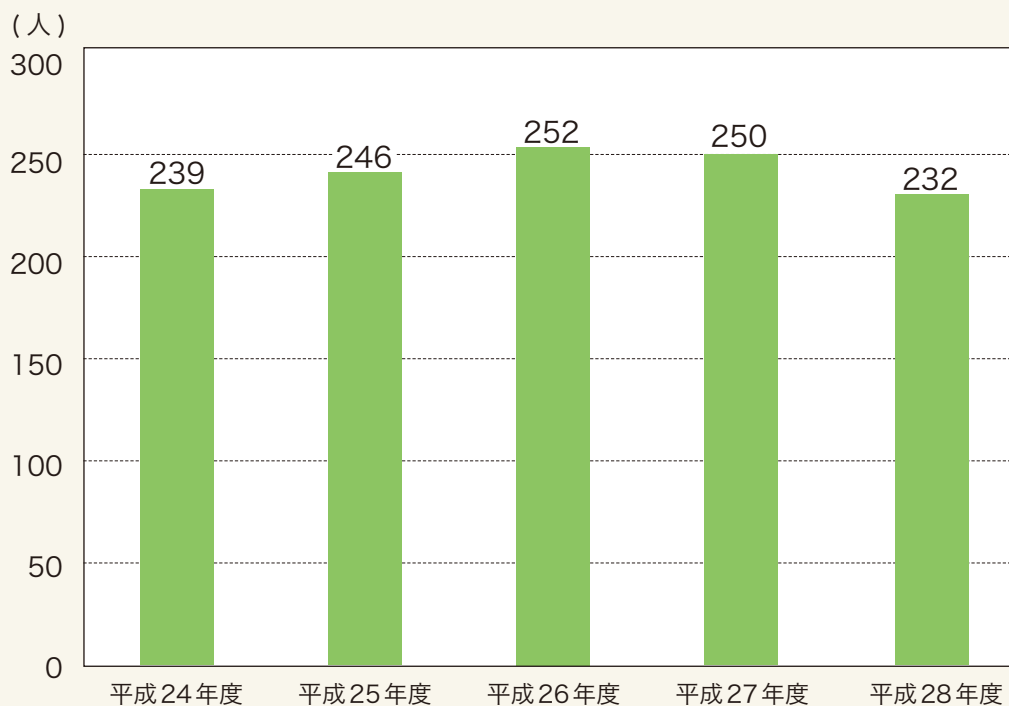


地方事務所 (41か所)・支部 (7か所)			
1	東京地方事務所	22	25 広島地方事務所
2	東京地方事務所多摩支部	5	26 山口地方事務所
3	埼玉地方事務所	8	27 鳥取地方事務所
4	埼玉地方事務所川越支部	4	28 島根地方事務所
5	千葉地方事務所	8	29 福岡地方事務所
6	茨城地方事務所	3	30 福岡地方事務所北九州支部
7	栃木地方事務所	1	31 佐賀地方事務所
8	群馬地方事務所	2	32 長崎地方事務所
9	静岡地方事務所	5	33 熊本地方事務所
10	静岡地方事務所沼津支部	3	34 鹿児島地方事務所
11	静岡地方事務所浜松支部	3	35 宮崎地方事務所
12	長野地方事務所	1	36 沖縄地方事務所
13	大阪地方事務所	5	37 福島地方事務所
14	京都地方事務所	3	38 山形地方事務所
15	兵庫地方事務所	2	39 岩手地方事務所
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	40 秋田地方事務所
17	奈良地方事務所	2	41 青森地方事務所
18	滋賀地方事務所	4	42 函館地方事務所
19	和歌山地方事務所	2	43 旭川地方事務所
20	愛知地方事務所	2	44 釧路地方事務所
21	愛知地方事務所三河支部	5	45 香川地方事務所
22	三重地方事務所	4	46 徳島地方事務所
23	岐阜地方事務所	4	47 高知地方事務所
24	福井地方事務所	1	48 愛媛地方事務所
			3

地域事務所 (39か所)			
49	熊谷地域事務所	3	69 雲仙地域事務所
50	下妻地域事務所	2	70 高森地域事務所
51	松本地域事務所	1	71 鹿屋地域事務所
52	佐世保地域事務所	3	72 指宿地域事務所
53	秩父地域事務所	3	73 奄美地域事務所
54	牛久地域事務所	2	74 徳之島地域事務所
55	下田地域事務所	2	75 延岡地域事務所
56	佐渡地域事務所	2	76 宮古島地域事務所
57	福知山地域事務所	1	77 会津若松地域事務所
58	南和地域事務所	2	78 宮古地域事務所
59	可児地域事務所	3	79 鹿角地域事務所
60	中津川地域事務所	1	80 八戸地域事務所
61	魚津地域事務所	2	81 むつ地域事務所
62	倉吉地域事務所	1	82 鱸ヶ沢地域事務所
63	浜田地域事務所	2	83 江差地域事務所
64	西郷地域事務所	2	84 八雲地域事務所
65	壱岐地域事務所	1	85 須崎地域事務所
66	五島地域事務所	1	86 安芸地域事務所
67	対馬地域事務所	1	87 中村地域事務所
68	平戸地域事務所	1	1

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



## (2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施するものである。

この制度により、平成28年度は21名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

## 4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院生、司法試験合格者などを対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項などを配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報などに関する説明会を実施している。平成28年度には、合計21回にわたり説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士の募集案内を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同案内のURLを常時掲載して周知を図るとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組により、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、早い段階から常勤弁護士への関心を促すために、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内などを配布する広報活動を行うとともに、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入れも実施しており、常勤弁護士などの業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

さらに、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報などを掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

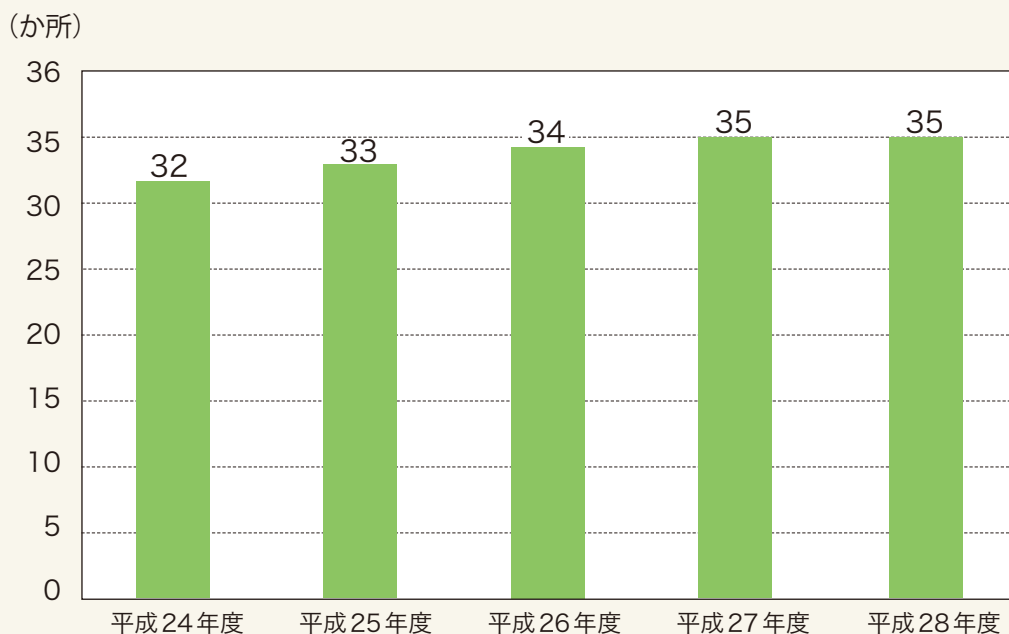
## 4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、また単位弁護士会・地方自治体など地域関係機関の支援体制などを考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに答えている。

## 4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

### (1) 実務研修

#### ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修も実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修である。

また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修や、司法ソーシャルワークを推進するために同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士からノウハウなどを学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施している。

さらに、平成28年度には、常勤弁護士のさらなる資質の向上を図るため、各法律事務所に赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした専門研修を実施した。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事・刑事の基礎的な研修などを実施している。

#### イ その他の研修

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における一括研修だけでは、研鑽を積むことが困難になりつつあることから、全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し、地方の実情に応じた研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省及び厚生労働省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催の研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成29年1月19日～20日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、民事法律扶助業務の手続、国選弁護等業務の手続、スタッフ弁護士の日常業務支援について、ビジネスマナー、電話・来客対応、常勤弁護士の職務、業務上の情報管理について、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス 等
平成28年7月14日～15日 平成29年2月16日～17日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、先輩弁護士の体験談・質疑応答、弁護士倫理 等
平成28年11月18日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計手続、司法ソーシャルワーク入門、法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方～、情報セキュリティ管理、赴任手続 等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成28年4月22日 平成28年9月8日 平成28年12月2日	【裁判員裁判事例研究研修】 情状事件のケース・セオリー、争点整理の意義と予定主張、責任能力と方針決定、専門家証人に対する反対尋問、判決結果の評価、被害感情への対応、事実の争い、障害の位置付け 等
平成28年5月27日 平成29年1月27日	【裁判員裁判専門研修】 尋問の戦略と技術、最終弁論、否認事件における弁護戦略と技術 等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成28年8月18日～19日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、精神的問題を抱える当事者への対応、援助関係における困難について～精神分析と精神医学の視点～、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション 等
平成28年10月27日～28日	【赴任1年目業務研修（民事・刑事）】 労働事件対応、DV事件対応、受任判断、事務所のマネジメント、刑務所対応 等
平成29年2月27日～28日	【赴任4年目専門研修】 民事事例研究、DV事案対応、刑事演習、情報交換（ヒヤリハット事例、赴任地での苦労・工夫） 等
平成29年3月21日～22日	【平成28年度常勤弁護士専門研修（司法と福祉の連携）】 先進的地域の連携状況及び連携事例、当該地域における勉強会へのオブザーバー参加、ディスカッション 等



## 2 ブロック別研修

### (1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック：福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック：函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

### (2) 各ブロックにおける研修内容等

#### 関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成28年4月15日	情状弁護について、生活に困窮している方への支援と刑事司法の入口支援について等
平成28年11月11日	各種依存症の解説及び赤城高原ホスピタルにおける依存症治療等について、依存症治療を受けた経験のある方とのパネルディスカッション等

#### 関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成28年4月8日～9日	社会福祉法人佑啓会ふるさと学舎見学、司法と福祉機関との刑事事件連携に関するパネルディスカッション、障害者刑事弁護における実践型研修等
平成28年10月21日～22日	外国人事件と外国人支援、通訳人から見た弁護活動、児童相談所との連携等

#### 近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成28年4月15日	障害者差別解消法、手話通訳士とスタッフ弁護士（法テラス）との連携の可能性、滋賀で実施した聴覚障害者向け研修に関する報告等
平成28年8月15日	対応困難ケースへの対応について等
平成29年1月17日	再審無罪事件の事件報告等

## 中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成28年5月23日	農地の売買トラブル～農業委員会の許可が得られない場合の攻撃防御～、仮退院中の少年事件等
平成28年7月29日	保佐人として自己破産申立を行った事例、親子関係不存在判明後の既払養育費返還請求の可否等
平成28年11月18日	国家賠償請求事件、人身保護請求（子の引き渡しに関する一連の紛争）、刑事事件での福祉機関との連携等
平成29年2月24日	魚津での3年間の常勤弁護士勤務について、被告人と依存症等

## 中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成28年7月27日	各法律事務所における関係機関との連携状況、島根あさひ社会復帰促進センターの施設見学および講義等
平成28年11月8日～9日	各法律事務所における関係機関との連携状況、裁判官から見た刑事弁護活動について等

## 九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成28年10月6日～7日	社会福祉法人南高愛隣会の見学、相談支援専門員と弁護士の連携について、長崎での障害者支援の取組～長崎障害者司法福祉勉強会報告～等
平成29年2月9日～10日	強制執行の実務、地方における司法ソーシャルワークと法人後見、取調べの可視化と公判前整理手続の実践等

## 北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成28年6月3日～4日	くらしネットみやこ相談室の取組、グループワーク、経験報告等
平成28年11月25日～26日	違法行為をした障害者・高齢者への福祉的支援の実際、活動報告等

## 四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成28年5月13日～14日	香川県における万引き防止対策の取組、事例報告（少年事件、在留特別許可、医療観察、破産事件、民事保全、消費者事件）等
平成28年12月2日～3日	交通事故事件処理の実務、民事扶助、刑事事件等の活動報告・意見交換、四国ブロック常勤弁護士間の経験交流等

## (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOBなどが専門員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・一般刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室ともに、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

## (3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理などを行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を活用できるようにするため、日本弁護士連合会の協力を得て、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士などにもアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加してもらい、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスが行われるようにしている。

# 5. 犯罪被害者支援業務



## 5-1 平成28年度における業務の概況

### (1) DV、ストーカー及び児童虐待の被害者を対象とする法律相談業務の開始に向けて

平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、特定侵害行為（配偶者からの暴力、つきまとい等及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いのある方を対象にした法律相談援助業務が追加された。

改正法の施行により、特定侵害行為の被害者には、資力を問わずに、被害の防止に関して必要な法律相談を実施することができる（ただし、一定の資力がある場合には法律相談費用の負担を求める。）こととなるため、法テラスでは、対象となる方が利用しやすい制度となるよう、弁護士会や警察等関係機関との協議を更に深めるなど、施行に向けた準備に取り組んでいる。

特に、関係省庁の課長等が集まる会議の場を利用した制度説明や、警察を含めた被害者支援連絡協議会等への積極的な参加等、関係機関との連携強化を図るよう努めた。

### (2) 犯罪被害者支援業務の充実

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法等の要請を受け、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者支援業務の体制を整備してきた。支援に関する法制度や関係機関の情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）紹介を業務開始当初から実施しているほか、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等に弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護士制度」に関する業務、平成25年12月からは被害者参加人への旅費等支給など、支援業務を徐々に拡充させ、利用も増加している。また、日本弁護士連合会、各地の弁護士会の協力により、精通弁護士数、被害者参加弁護士契約弁護士数は共に増加傾向である。

このうち、平成25年12月から開始した被害者参加人への旅費等支給業務では裁判所等と密接に連携しながら、平成28年度に請求された2,912件につき、受理からおおむね2週間以内に支給を行うなど、迅速かつ適切な業務の遂行に努めた。同年度の被害者参加人への旅費等支給額は計205万2355円であった。

### (3) 研修等の実施

職員研修では、被害者支援経験の豊かな臨床心理士を講師として招き、犯罪の被害に遭われた方への二次的被害の防止についての実践的な講義を行った。また、支援者に生じる二次受傷（被害者が語る内容や被害者が遭遇した外傷体験を聞くことで、支援する側が精神的に傷つくこと）の予防に関する知識及び対策についての講義も行い、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。

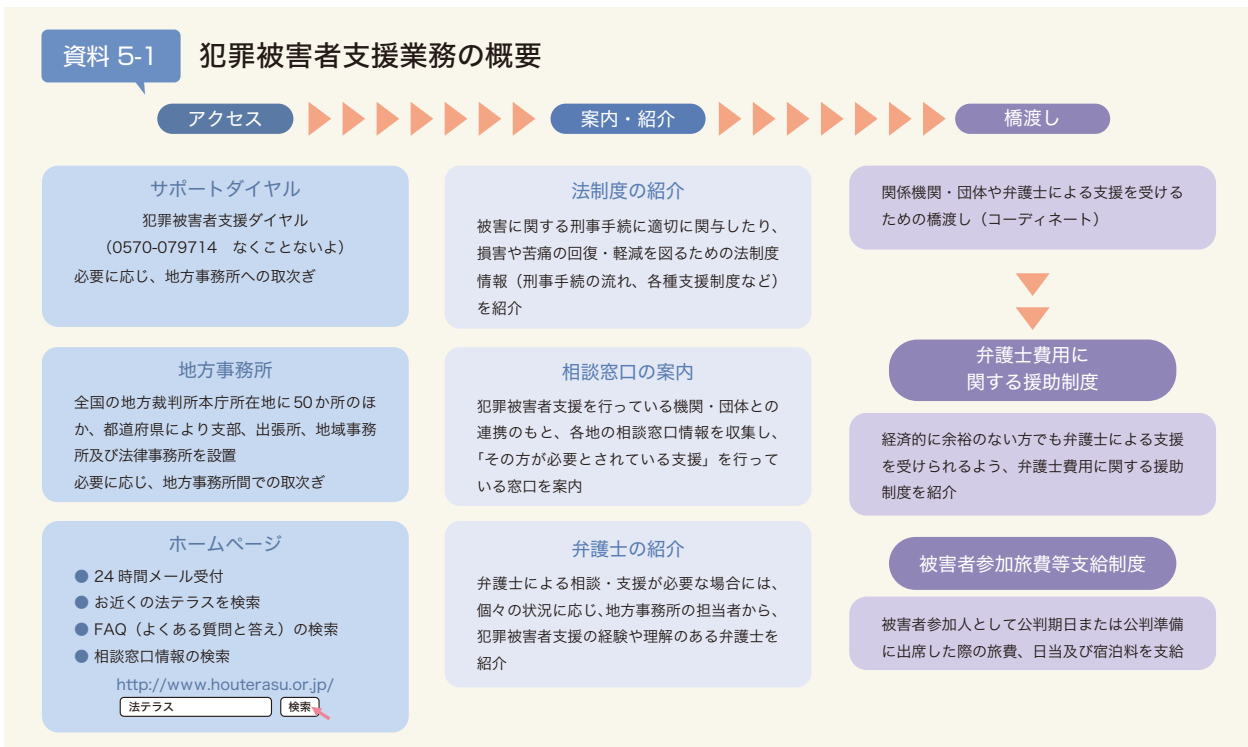
その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう幅広く知識を習得するために、関係機関によって開催される各地の犯罪被害者支援員養成研修や講演会へ積極的に参加することにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上を図るよう努めている。

## 5-2 犯罪被害者支援業務

### (1) 犯罪被害者支援業務等の概要

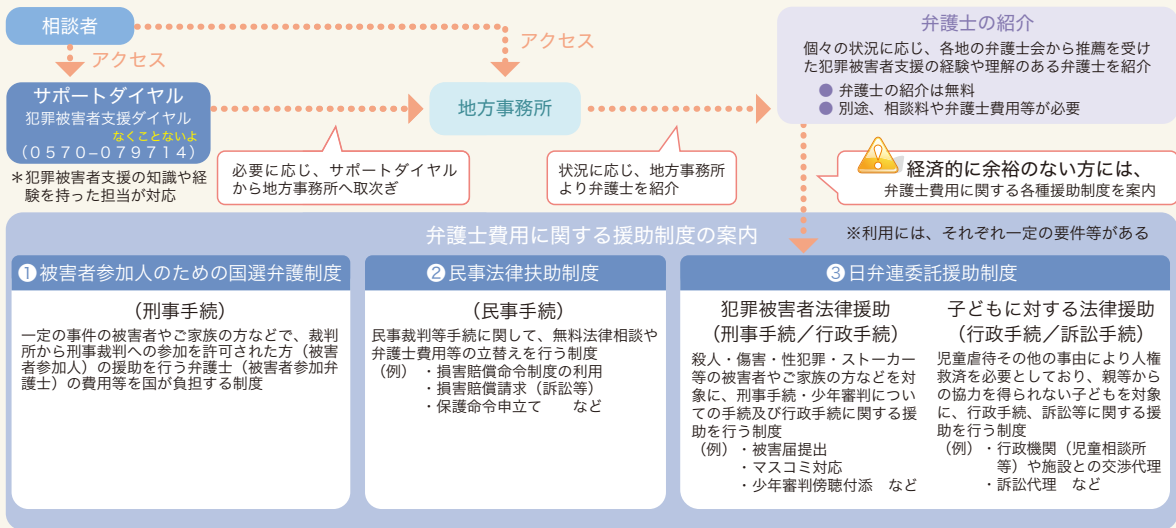
法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- (オ) 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

## 資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



## (2) サポートダイヤル(犯罪被害者支援ダイヤル)

### ア 問合せ件数

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル0570-079714(なくことないよ)」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

年度ごとの問合せ件数は資料5-3のとおりである。業務開始から平成28年度末までの問合せ件数は累計109,783件となり、100,000件を突破した。

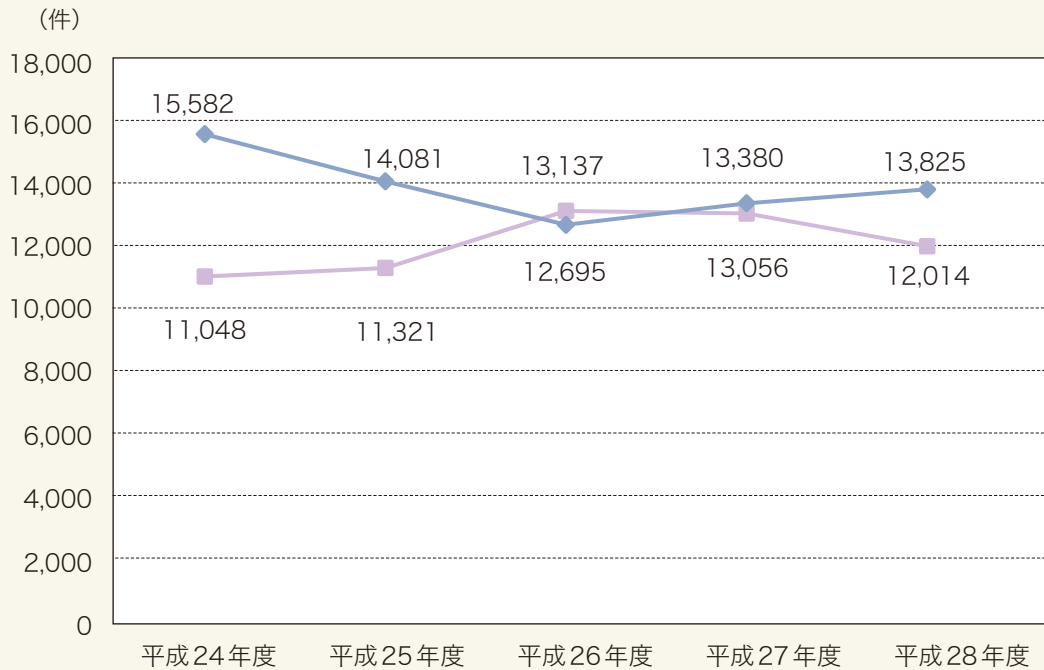
資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移

(件)

問合せ対応実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
犯罪被害者支援ダイヤル	11,048	11,321	13,137	13,056	12,014
地方事務所	15,582	14,081	12,695	13,380	13,825

【参考】 業務開始(平成18年10月)～平成28年度末の問合せ累計(件)

犯罪被害者支援ダイヤル	109,783
地方事務所	132,783



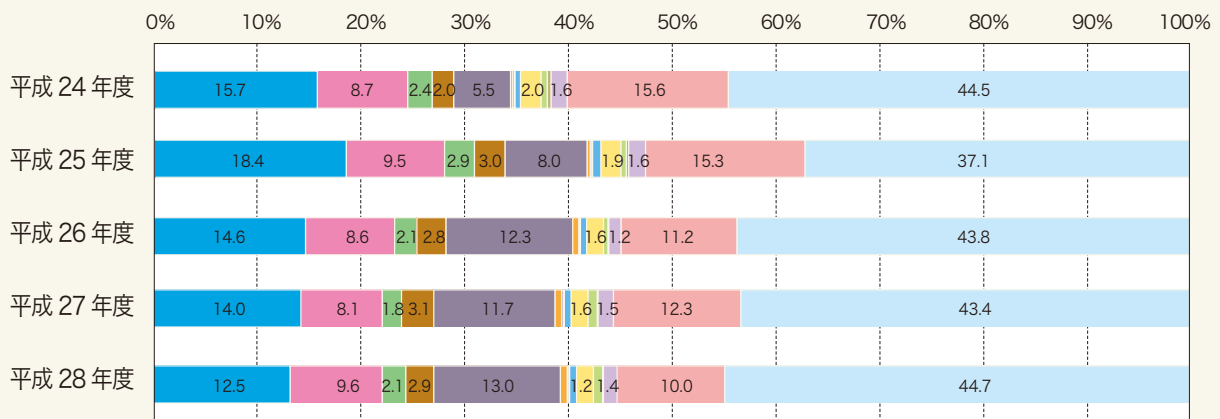
(注) 「地方事務所」の件数は全地方事務所の合計値である。

—■— 地方事務所 —■— 犯罪被害者支援ダイヤル

## イ 問合せ内容

平成28年度における問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。DV被害が初めて生命・身体犯被害の件数を超え、最も大きな割合を占めた。また、架空請求トラブルや高齢者を狙う詐欺など、その他被害の割合はほぼ例年通り4割以上であり、様々な被害に関する問合せに対応している。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せ内容の内訳の推移



- 生命・身体犯被害
- 性被害
- 交通犯罪
- ストーカー
- DV
- 児童虐待
- 高齢者虐待
- 障害者虐待
- いじめ・嫌がらせ(子供・学生)
- いじめ・嫌がらせ(職場)
- セクシャル・ハラスメント
- 民事介入暴力
- 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)
- その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等
- その他(消費者被害等)

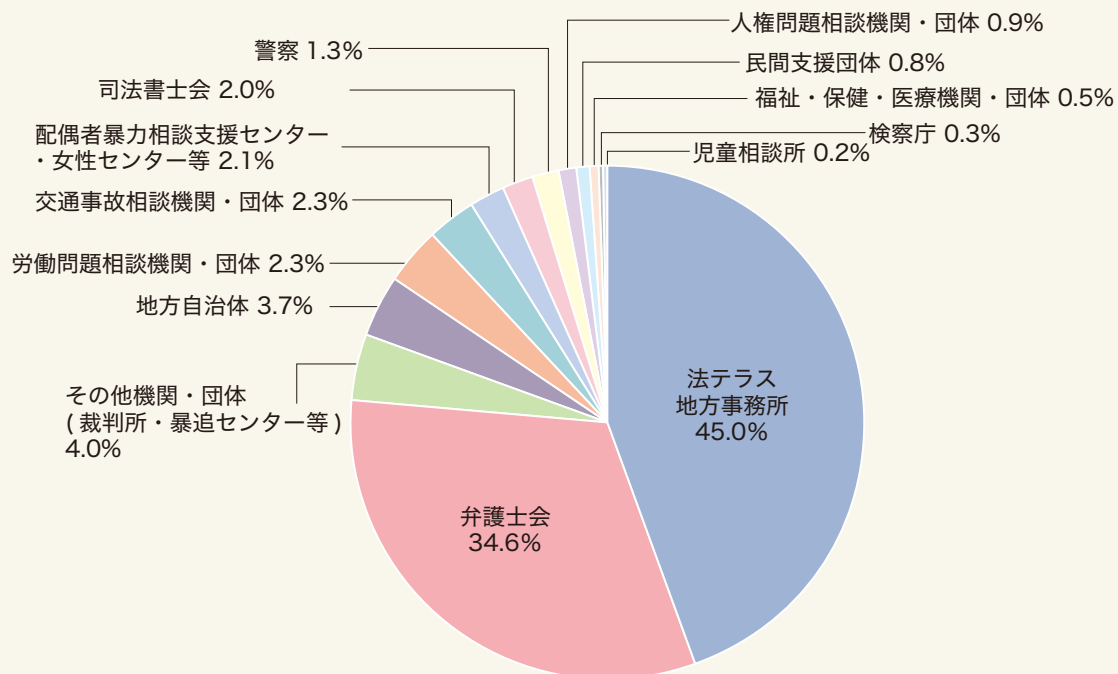
年度	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	0.4%	1.6%	15.6%	44.5%
平成25年度	18.4%	9.5%	2.9%	3.0%	8.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.9%	1.9%	0.5%	0.3%	1.6%	15.3%	37.1%
平成26年度	14.6%	8.6%	2.1%	2.8%	12.3%	0.5%	0.1%	0.1%	0.6%	1.6%	0.4%	0.1%	1.2%	11.2%	43.8%
平成27年度	14.0%	8.1%	1.8%	3.1%	11.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%	1.6%	0.9%	0.0%	1.5%	12.3%	43.4%
平成28年度	12.5%	9.6%	2.1%	2.9%	13.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.6%	1.2%	0.9%	0.1%	1.4%	10.0%	44.7%



## ウ 紹介先

平成28年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が最も多く45.0%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が34.6%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。DV被害については、警察や配偶者暴力相談支援センターを案内するなど、各被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

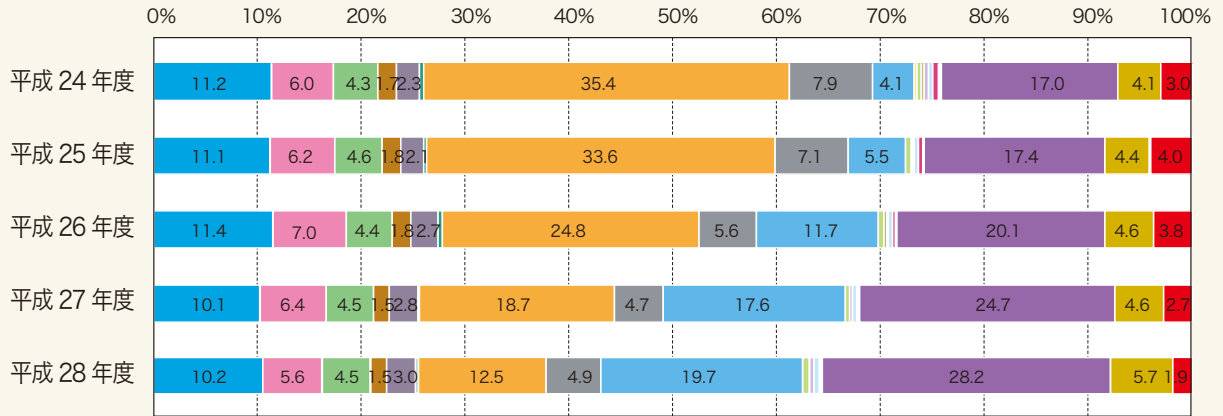
資料5-5 平成28年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先



## エ 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体は、スマートフォン・携帯電話のホームページが19.7%を占め、業務開始以来初めてパソコンのホームページの割合を超えた。また、平成24年度以降、一貫して再利用の割合が増加しており、平成28年度は28.2%となった。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



- 警察
- その他の関係機関
- 地方自治体
- 裁判所
- 弁護士(会)
- 司法書士(会)
- ホームページ(パソコン)
- パンフレット・リーフレット
- ホームページ(スマホ・携帯)
- 新聞広告
- チラシ
- 広報誌
- ポスター
- 折込チラシ
- TV(CM・報道)
- 新聞記事
- ラジオ報道
- 再利用
- 家族・友人・知人
- 104(番号案内)
- その他

認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(パソコン)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(スマホ・携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成24年度	11.2%	6.0%	4.3%	1.7%	2.3%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%
平成25年度	11.1%	6.2%	4.6%	1.8%	2.1%	0.3%	33.6%	7.1%	5.5%	0.1%	0.5%	0.1%
平成26年度	11.4%	7.0%	4.4%	1.8%	2.7%	0.3%	24.8%	5.6%	11.7%	0.0%	0.6%	0.2%
平成27年度	10.1%	6.4%	4.5%	1.5%	2.8%	0.2%	18.7%	4.7%	17.6%	0.0%	0.4%	0.1%
平成28年度	10.2%	5.6%	4.5%	1.5%	3.0%	0.3%	12.5%	4.9%	19.7%	0.1%	0.6%	0.2%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折込チラシ	TV(CM・報道)	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104(番号案内)	その他
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.0%	4.1%	0.1%	3.0%
平成25年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	17.4%	4.4%	0.1%	4.0%
平成26年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	20.1%	4.6%	0.0%	3.8%
平成27年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	24.7%	4.6%	0.1%	2.7%
平成28年度	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	28.2%	5.7%	0.0%	1.9%

### (3) 地方事務所

各地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

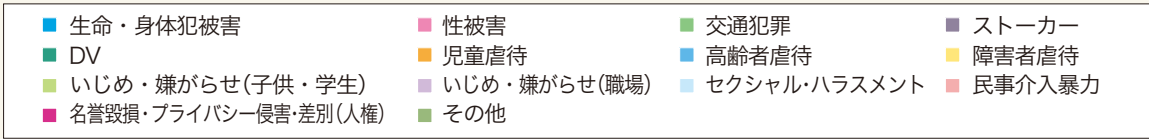
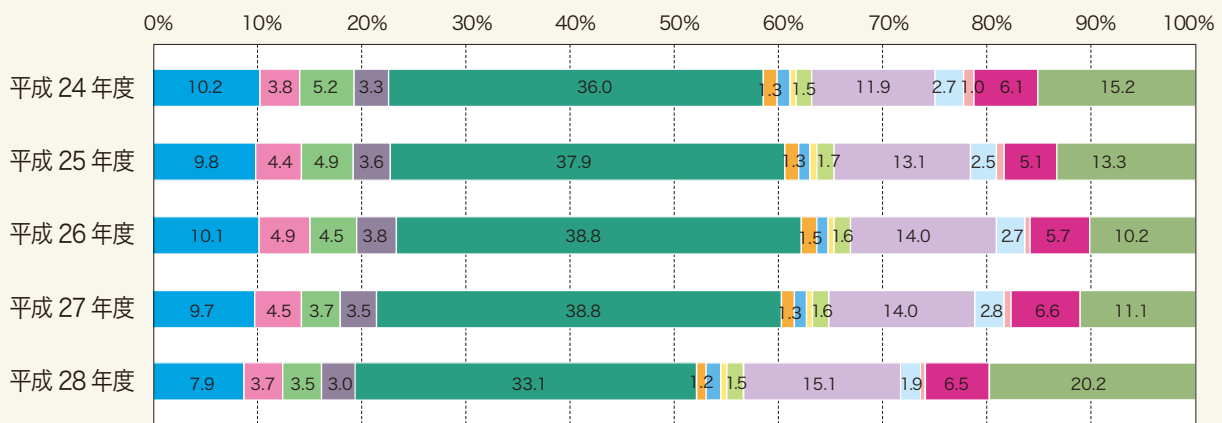
#### ア 問合せ件数

犯罪被害・刑事手続などに関する問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降の問合せ件数は累計132,783件となった。

#### イ 問合せ内容

平成28年度の問合せ内容内訳では、例年同様DVが最も多く、全体の33.1%を占めている。いじめ・嫌がらせ(職場)の割合は業務開始以来、減ることなく推移しており、15.1%となった。

資料5-7 地方事務所に対応した問合せ内容の内訳の推移



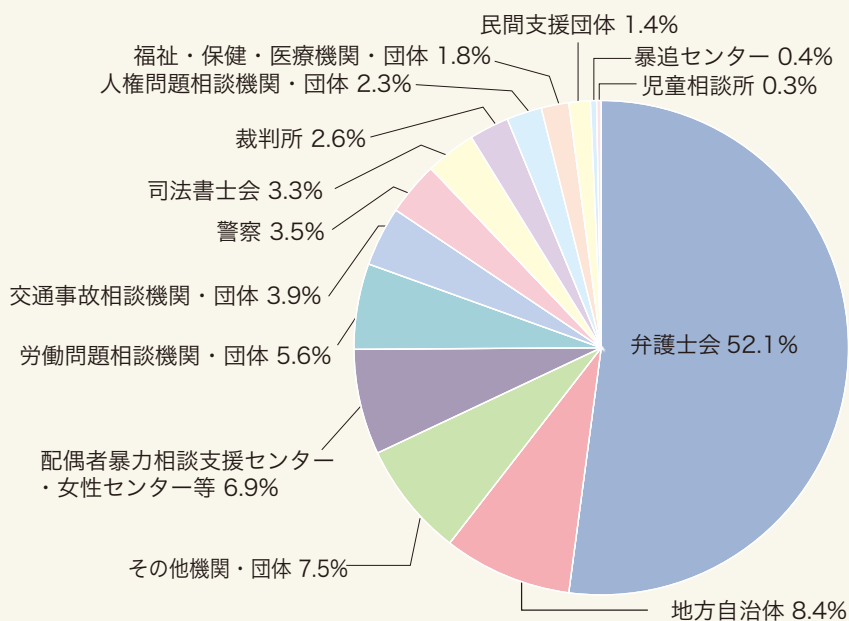
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成24年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%
平成25年度	9.8%	4.4%	4.9%	3.6%	37.9%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	13.1%	2.5%	0.7%	5.1%	13.3%
平成26年度	10.1%	4.9%	4.5%	3.8%	38.8%	1.5%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.7%	0.5%	5.7%	10.2%
平成27年度	9.7%	4.5%	3.7%	3.5%	38.8%	1.3%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.8%	0.7%	6.6%	11.1%
平成28年度	7.9%	3.7%	3.5%	3.0%	33.1%	1.2%	1.3%	0.7%	1.5%	15.1%	1.9%	0.4%	6.5%	20.2%

## ウ 紹介先

平成28年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先は、弁護士会が52.1%と最も多く、過半数を占めている。次いで地方公共団体が8.4%となっている。

資料5-8

平成28年度地方事務所で対応した問合せに対する紹介先



## エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

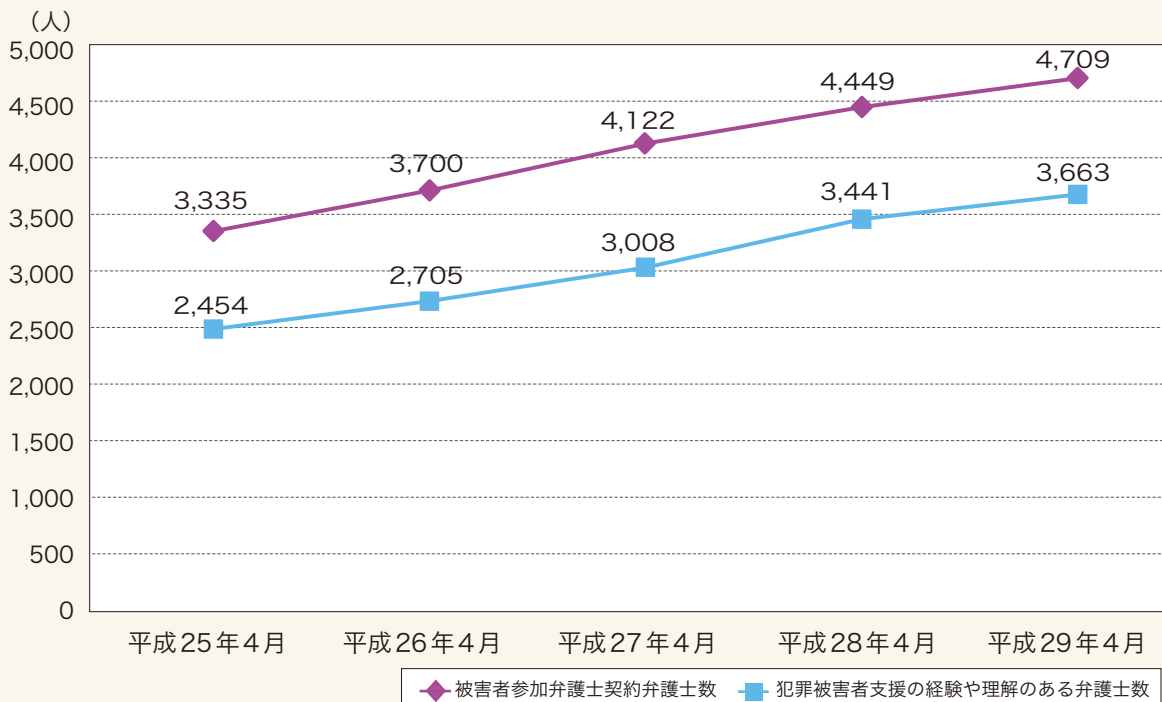
### (ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある精通弁護士の数は、平成29年4月1日現在で3,663名となり、4年連続で前年度比200名以上増加している。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方事務所名	人数					増減数	地方事務所名	人数					増減数
	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成25年4月1日~平成29年4月1日		平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成25年4月1日~平成29年4月1日
東京	228	208	272	322	370	142	岡山	41	50	58	68	33	-8
神奈川	148	145	156	201	204	56	鳥取	21	24	23	23	23	2
埼玉	35	36	37	38	41	6	島根	20	23	28	28	27	7
千葉	92	111	145	86	85	-7	福岡	217	226	223	248	258	41
茨城	54	55	64	77	78	24	佐賀	27	39	40	40	48	21
栃木	42	51	99	62	62	20	長崎	34	40	46	58	59	25
群馬	25	45	47	47	47	22	大分	51	53	60	61	65	14
静岡	77	76	93	103	103	26	熊本	25	25	29	35	35	10
山梨	32	38	37	36	36	4	鹿児島	30	43	43	51	52	22
長野	75	75	75	152	152	77	宮崎	28	28	32	31	32	4
新潟	55	56	63	72	72	17	沖縄	11	35	34	43	42	31
大阪	96	102	53	152	219	123	宮城	31	65	71	77	75	44
京都	107	108	102	150	164	57	福島	25	24	30	37	42	17
兵庫	65	65	87	100	110	45	山形	31	29	47	54	54	23
奈良	44	46	46	33	36	-8	岩手	24	24	26	27	27	3
滋賀	18	19	19	22	22	4	秋田	38	38	39	39	40	2
和歌山	35	34	33	33	41	6	青森	21	24	29	26	45	24
愛知	107	115	134	139	143	36	札幌	91	105	121	142	166	75
三重	31	30	30	57	57	26	函館	18	27	30	29	28	10
岐阜	39	39	41	40	42	3	旭川	16	14	13	13	14	-2
福井	35	36	38	43	42	7	釧路	19	22	23	23	33	14
石川	40	40	43	44	46	6	香川	31	41	43	53	51	20
富山	11	16	17	22	22	11	徳島	35	48	46	53	52	17
広島	19	28	37	41	42	23	高知	20	22	26	33	33	13
山口	16	30	29	29	42	26	愛媛	23	32	51	48	51	28
合計	2,454	2,705	3,008	3,441	3,663	1,209							

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

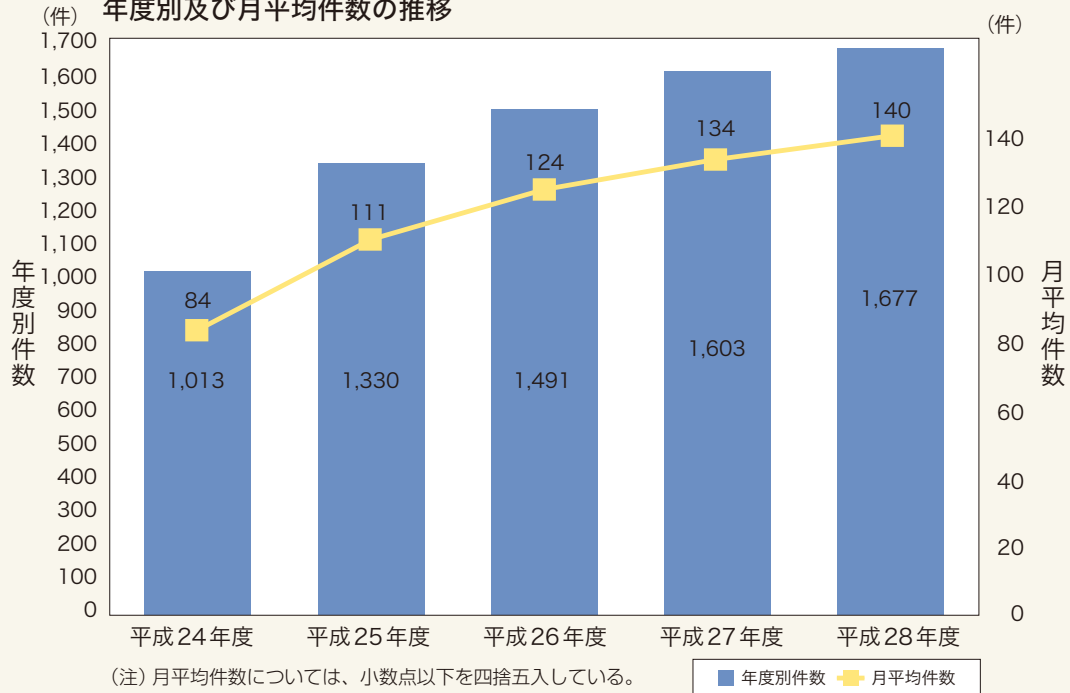


(注) 地方事務所別の契約弁護士数の推移については、後掲【資料5-14】のとおりである。

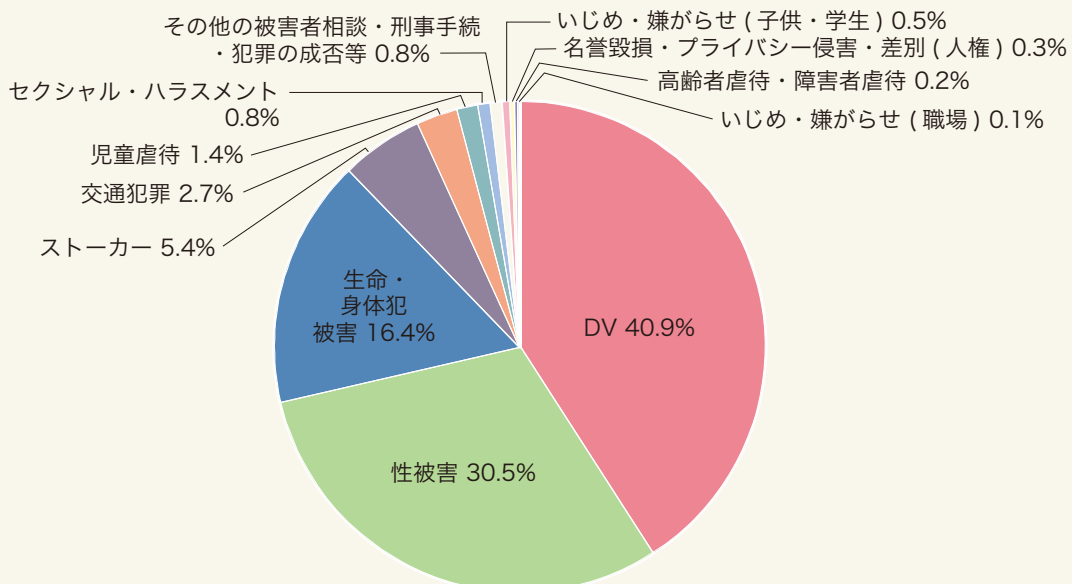
(イ) 弁護士紹介件数

平成28年度の弁護士紹介件数は1,677件となった。平成24年度に1,000件を超え、その後継続して増加しており、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかねばならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、DV、性被害、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の87.8%を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の年度別及び月平均件数の推移



資料5-12 平成28年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



## 5-3 被害者国選弁護関連業務

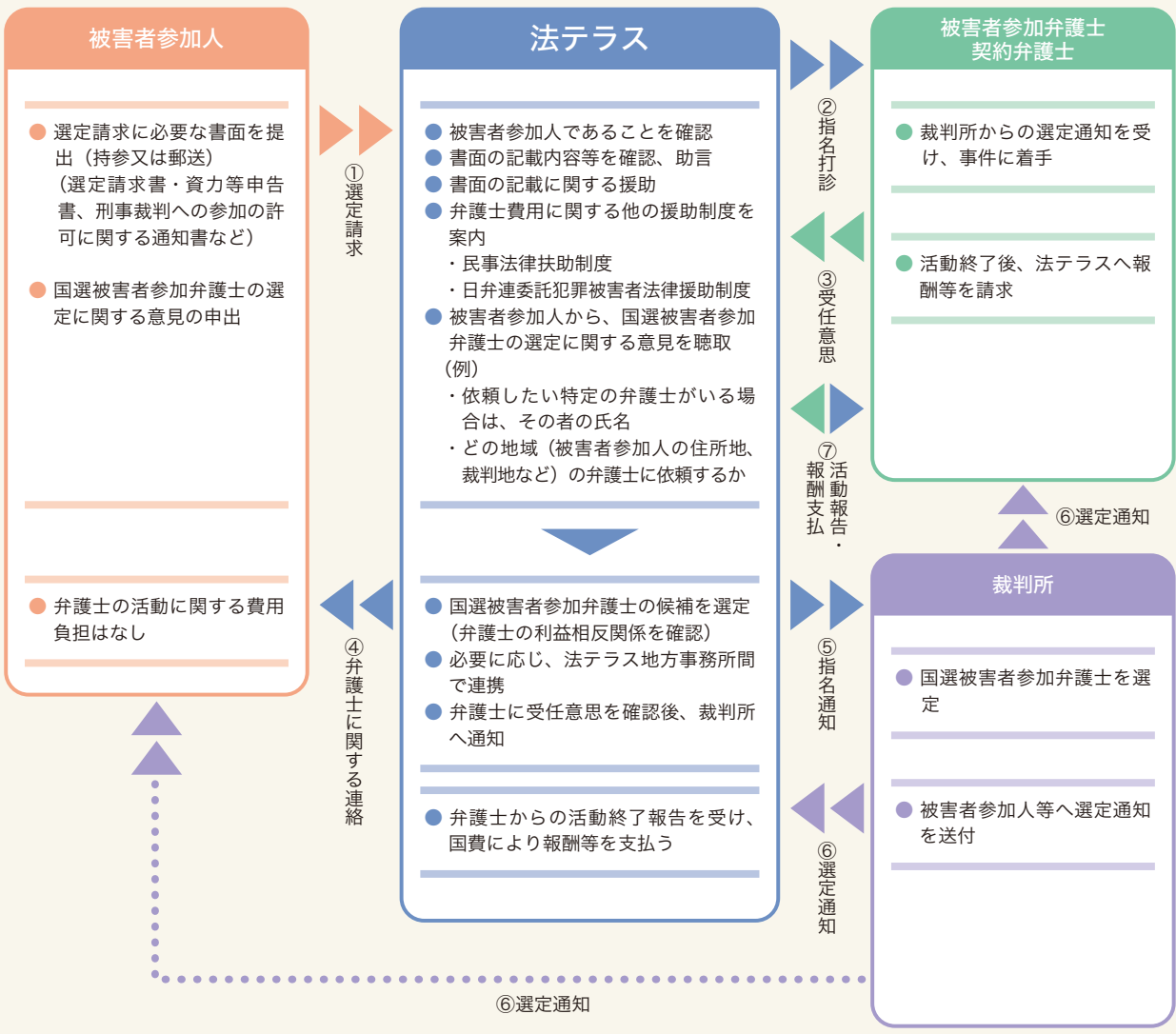
### (1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強制性交等(平成28年度における罪名は強姦)などの罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等(被害者参加人)が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



## (2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

### ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、平成29年4月1日現在で4,709名となった。前年度より260名、被害者参加制度が施行された平成20年度からは計3,162名の増加である。今後、刑事裁判への参加を許可される被害者等の増加も見込まれることから、被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数	地方 事務所名	人数					増減数
	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成25年4月1日～ 平成29年4月1日		平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成25年4月1日～ 平成29年4月1日
東京	363	399	451	494	552	189	岡山	44	53	64	78	72	28
神奈川	149	163	197	219	234	85	鳥取	23	33	43	42	42	19
埼玉	54	56	66	68	71	17	島根	29	29	33	41	42	13
千葉	161	179	226	238	240	79	福岡	191	199	215	246	263	72
茨城	82	111	111	114	131	49	佐賀	50	58	60	59	71	21
栃木	64	68	92	80	74	10	長崎	71	75	81	79	81	10
群馬	52	77	74	74	71	19	大分	58	60	71	75	80	22
静岡	44	48	77	101	91	47	熊本	115	131	135	132	139	24
山梨	34	34	38	39	40	6	鹿児島	33	34	42	49	55	22
長野	92	119	127	135	117	25	宮崎	81	82	87	90	96	15
新潟	83	83	83	107	113	30	沖縄	30	40	42	55	50	20
大阪	134	137	150	168	199	65	宮城	44	74	77	83	81	37
京都	122	141	137	165	178	56	福島	26	32	39	45	50	24
兵庫	82	84	103	113	127	45	山形	37	39	46	43	52	15
奈良	37	42	42	31	34	-3	岩手	36	36	34	34	32	-4
滋賀	30	30	32	36	37	7	秋田	25	26	27	27	26	1
和歌山	34	33	33	33	41	7	青森	24	34	26	26	27	3
愛知	117	122	140	144	152	35	札幌	110	126	141	160	183	73
三重	44	50	50	57	59	15	函館	26	27	30	32	34	8
岐阜	32	31	33	33	35	3	旭川	43	43	48	54	59	16
福井	37	42	47	48	49	12	釧路	39	39	40	45	45	6
石川	39	50	54	53	52	13	香川	29	28	28	24	36	7
富山	19	20	21	27	27	8	徳島	46	43	49	52	52	6
広島	91	112	129	138	145	54	高知	31	32	38	39	38	7
山口	66	65	82	89	95	29	愛媛	32	31	31	35	39	7
合計	3,335	3,700	4,122	4,449	4,709	1,374							

### イ 選定請求状況

平成28年度は511件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から平成29年3月までに受け付けた選定請求は計2,914件となった。過去5年間の罪名内訳を見ると、強姦・強制わいせつ等は毎年度増加を続け、平成28年度は全体の48.7%を占めている。



資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数 (件)						
	合計	(割合)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
殺人(殺人未遂)	293	(13.5%)	67	47	56	66	57
傷害	300	(13.8%)	42	53	61	79	65
傷害致死	113	( 5.2%)	22	15	29	22	25
強姦・強制わいせつ等	968	(44.7%)	109	175	207	228	249
危険運転致死傷	62	( 2.9%)	5	14	12	17	14
業務上過失致死傷	14	( 0.6%)	0	1	5	5	3
重過失致死傷	2	( 0.1%)	0	0	0	0	2
過失運転致死傷等	255	(11.8%)	39	47	37	66	66
逮捕・監禁等	38	( 1.8%)	4	6	9	9	10
略取・誘拐等	9	( 0.4%)	1	2	1	3	2
人身売買	0	( 0.0%)	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	106	( 4.9%)	13	20	30	26	17
その他刑法犯	7	( 0.3%)	0	3	3	0	1
特別法犯	1	( 0.0%)	0	0	1	0	0
合計	2,168	100.0%	302	383	451	521	511

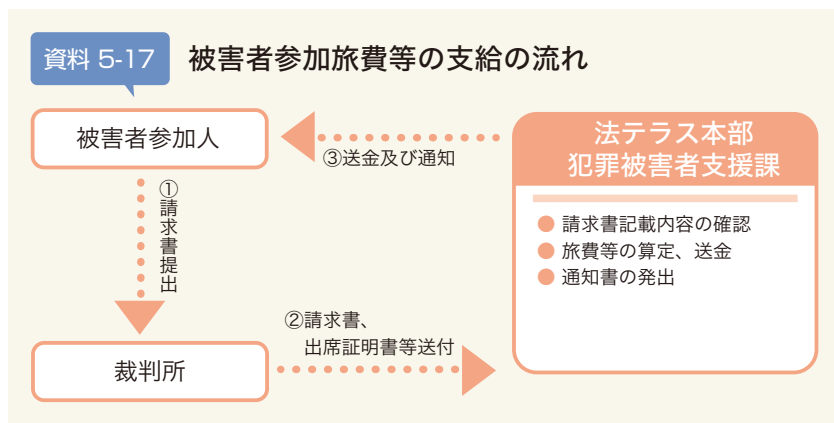
資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と  
国選被害者参加弁護士への委託人員数 (司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	24年	25年	26年	27年	28年	合計(A)	24年	25年	26年	27年	28年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	115	112	101	157	130	615	66	67	55	74	80	342	55.6%
傷害	71	121	106	128	136	562	29	57	51	70	67	274	48.8%
傷害致死	80	90	41	68	92	371	33	41	27	34	48	183	49.3%
強姦・強制わいせつ等	140	188	254	270	290	1,142	90	140	177	179	213	799	70.0%
危険運転致死傷	19	50	34	17	5	125	4	13	9	6	0	32	25.6%
業務上過失致死傷	66	175	45	56	26	368	0	0	4	1	8	13	3.5%
重過失致死傷	3	3	6	2	4	18	0	0	0	0	1	1	5.6%
自動車運転過失致死傷	381	433	467	168	29	1,478	50	60	66	20	5	201	13.6%
逮捕・監禁等	3	10	5	4	6	28	0	3	0	4	3	10	35.7%
略取・誘拐等	7	2	9	16	2	36	4	2	1	14	2	23	63.9%
強盗致死傷・強盗強姦等	55	57	74	62	54	302	32	18	51	44	30	175	57.9%
その他刑法犯	17	7	12	28	18	82	9	3	8	18	10	48	58.5%
道路交通法違反	40	48	43	34	44	209	6	5	9	8	11	39	18.7%
自動車運転過失傷処罰法違反	-	-	26	357	557	940	-	-	2	60	98	160	17.0%
その他特別法犯	3	2	4	10	3	22	1	1	2	1	2	7	31.8%
合計	1,000	1,298	1,227	1,377	1,396	6,298	324	410	462	533	578	2,307	36.6%

## 5-4 被害者参加旅費等支給業務

### (1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

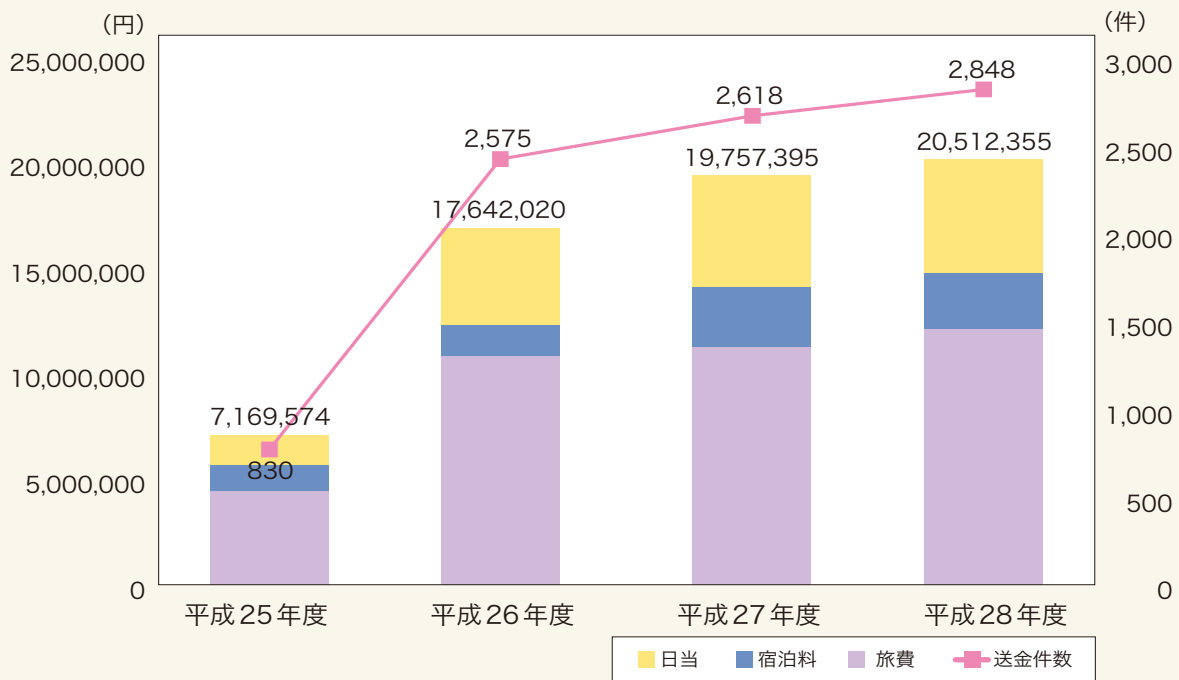
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、本部犯罪被害者支援課において、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。



## (2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

平成28年度は被害者参加人から2,912件の請求を受け、計2051万2355円の旅費等を送金した。制度が施行された平成25年度から、旅費等の送金件数は毎年度増加している。今後も裁判所等との連携のもと、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-18 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
		旅費		日当		宿泊料			
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成25年度	939	830	7,169,574	813	4,469,274	803	1,640,700	63	1,059,600
平成26年度	2,578	2,575	17,642,020	2,529	11,440,220	2,506	4,707,200	91	1,494,600
平成27年度	2,594	2,618	19,757,395	2,526	12,098,595	2,531	4,989,100	121	2,669,700
平成28年度	2,912	2,848	20,512,355	2,771	12,916,455	2,758	5,340,200	126	2,255,700
計	9,023	8,871	65,081,344	8,639	40,924,544	8,598	16,677,200	401	7,479,600

(注) 被害者参加旅費等支給制度は平成25年12月より導入された。

# 6. 震災法律援助業務



## 6-1 業務の概要

### (1) 被災者の実情に寄り添う支援

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地に想像を絶する被害をもたらし、人々から平穏な日常生活を奪った。地震・津波・原発事故は、不動産・二重ローン・相続・損害賠償などの多くの法的問題を引き起こし、被災地の復旧・復興を図り、被災者が健全な生活を取り戻すためには、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

震災後、被災者への法的支援は、主として情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われてきたが、平成24年3月23日、被災者への法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」という。）が成立し、同年4月1日から施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助業務を行うこととなった。

この背景には、震災直後から、被災地の弁護士会等を中心に、被災者は資力要件を満たすものとして一律に民事法律扶助の対象とすべきであるとの要望書が寄せられたことや、避難所での巡回相談において、現場から、資力の確認に必要な家族の人数や資産の有無を、それらを失った者も多い被災者に問うことについて疑義が呈されたことがあった。また、民事法律扶助制度による費用の立替えは、裁判手続を対象とするため、原子力損害賠償紛争解決センターや、個人版私的整理ガイドラインの利用など、被災者の法的問題の早期解決のために設けられた手続が対象とならず、その不都合が指摘されていた。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、既存の民事法律扶助制度に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなっている。具体的には、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること、などが特色である。

資料 6-1 震災法律援助業務と民事法律扶助業務の比較

	震災法律援助業務	民事法律扶助業務
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日時点で住居や営業所等があった方	収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下である方
無料法律相談の対象	刑事に関するものを除く	刑事に関するものを除く
弁護士・司法書士による「代理」の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>■震災に起因する事件の以下の手続</li> <li>・民事、家事、行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む）</li> <li>・ADR機関の手続</li> <li>・行政不服審査などの行政手続</li> </ul>	民事、家事、行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む）
弁護士・司法書士による「書類作成」の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>■震災に起因する事件の以下の書類</li> <li>・訴状等の民事裁判上の書類</li> <li>・ADR手続上の書類</li> <li>・行政不服手続上の書類</li> <li>・東京電力株式会社に対する請求書等</li> </ul>	訴状等の民事裁判上の書類
弁護士・司法書士費用の返済	事件の終了時から月々1万円もしくは5千円というように分割で返済	原則として事件の開始時から月々1万円もしくは5千円というように分割で返済

## （2）法テラス震災特例法の延長

法テラス震災特例法は、当初、平成27年3月31日までの3年間の期限付きの法律であったが、平成30年3月31日までさらに3年間延長されることとなり、引き続き、制度の周知のほか、被災者の法的ニーズや被災地の実情に応じた迅速かつきめ細かな対応等が求められている。

## 6-2 業務の状況

震災法律相談援助件数は平成24年度の業務開始以降、毎年増加していたが、平成28年度は52,995件（前年度比2.9%減）と初めて減少した。しかし、過去最高の相談件数となった平成27年度と比較しての微減であり、震災相談援助のニーズは依然として高いといえる。

震災代理援助件数は、平成28年度は471件（前年度比77.8%減）、震災書類作成援助は31件（前年度比27.9%減）と大幅に減少した。

## 資料 6-2

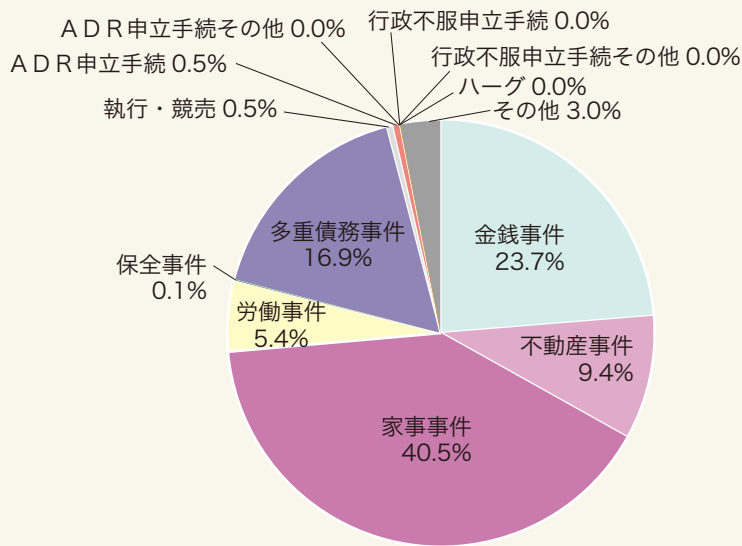
## 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助の件数の推移

(件)

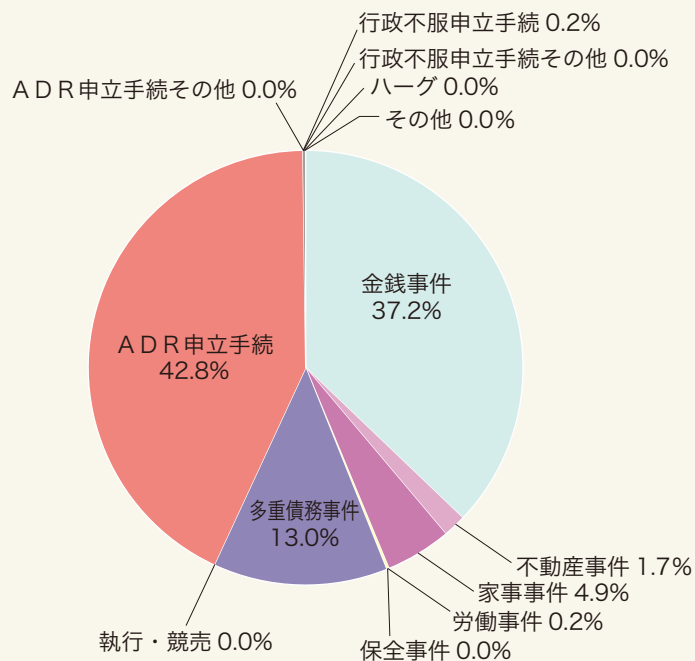
地方事務所	震災法律相談援助					震災代理援助					震災書類作成援助				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
東京	258	80	64	58	37	1,694	366	24	1,260	144	0	0	0	0	0
神奈川	60	12	4	1	6	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	44	15	12	9	6	1	10	6	2	0	0	1	0	0	0
千葉	164	310	332	380	505	7	0	1	0	0	1	0	0	0	0
茨城	4,555	5,802	6,711	7,420	8,150	45	19	10	4	6	0	0	0	0	0
栃木	1,387	1,955	2,519	2,619	2,595	3	4	3	3	2	0	1	0	0	0
群馬	1	5	4	3	0	0	4	1	3	0	0	1	0	0	0
静岡	2	3	2	2	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨	14	5	4	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
長野	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	306	248	299	220	255	1	314	329	74	20	0	0	0	0	0
大阪	14	9	1	1	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0
京都	28	6	3	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
兵庫	6	5	2	3	1	3	2	5	1	1	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	3	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛知	1	4	0	7	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0
三重	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
岐阜	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	4	2	0	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	2	0	0	4	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
富山	4	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	11	8	5	8	3	6	3	7	5	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	8	2	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
鳥取	0	7	2	2	0	0	5	1	3	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	3	1	3	0	0	18	13	4	0	1	1	0	0
佐賀	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	9	5	4	1	2	0	11	12	0	0	0	0	0	0	0
熊本	3	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島	3	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	8	5	8	1	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0
宮城	18,675	19,789	20,636	21,050	20,263	323	203	113	89	51	4	2	2	37	26
福島	9,564	10,583	11,237	12,930	11,591	390	174	279	231	106	2	6	5	5	1
山形	235	452	234	126	68	119	1,087	957	413	111	0	0	0	0	0
岩手	7,424	8,916	9,299	9,489	9,225	74	37	27	20	23	0	0	0	0	0
秋田	10	3	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	160	167	148	229	262	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0
札幌	0	2	0	3	2	1	8	0	1	0	0	0	0	0	0
函館	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	3	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
全国合計	42,981	48,418	51,542	54,575	52,995	2,699	2,267	1,802	2,126	471	8	13	9	43	31

平成28年度の震災法律相談援助の事件別内訳を見ると、家事事件が最も多く40.5%となっている。震災代理援助では、ADR申立手続が最も多く、全体の42.8%を占めている。

資料 6-3 平成28年度震災法律相談援助の事件別内訳



資料 6-4 平成28年度震災代理援助の事件別内訳



## 6-3 震災法律援助契約弁護士・司法書士数の推移

震災法律援助の担い手になる弁護士、司法書士は、民事法律扶助事業と別の新たな契約を交わす必要がある。この契約弁護士数は平成27年度に微減したが、平成28年度は前年度比3.0%増と微増した。同契約司法書士数は毎年増加しており、平成28年度は前年度比1.1%増となっている。

資料 6-5 震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助契約司法書士数の推移

地方事務所	震災法律援助契約弁護士数					震災法律援助契約司法書士数				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
東京	339	399	538	526	537	75	110	119	122	127
神奈川	49	51	55	59	61	18	21	20	18	19
埼玉	25	39	65	47	50	15	17	17	17	17
千葉	79	112	125	138	144	22	26	31	36	38
茨城	148	170	202	198	216	12	37	45	47	49
栃木	69	75	88	88	87	2	3	5	5	6
群馬	49	51	53	52	50	27	27	27	26	25
静岡	64	69	91	78	86	57	56	56	57	58
山梨	18	18	22	21	21	14	16	16	16	16
長野	2	2	5	5	8	23	24	25	25	27
新潟	93	103	111	110	115	24	25	25	25	26
大阪	11	15	30	21	24	80	80	79	81	83
京都	66	67	71	65	65	21	21	22	22	22
兵庫	11	18	23	20	25	5	5	5	5	5
奈良	10	10	16	15	15	6	6	6	6	6
滋賀	25	25	30	25	25	3	3	3	3	3
和歌山	33	41	47	45	41	8	8	8	8	8
愛知	8	11	16	13	16	57	62	74	86	85
三重	35	35	37	33	32	20	20	24	20	20
岐阜	18	30	38	29	29	5	5	5	5	5
福井	21	25	27	27	26	6	6	6	6	6
石川	39	39	40	43	41	22	24	24	24	24
富山	9	10	13	10	12	10	10	10	10	10
広島	14	29	34	29	30	40	37	35	34	33
山口	12	16	20	15	15	23	25	26	27	29
岡山	42	42	43	42	41	22	21	19	19	19
鳥取	2	2	4	2	2	1	2	1	1	1
島根	3	3	9	6	6	3	3	3	3	3
福岡	12	13	24	15	18	96	94	92	89	84
佐賀	18	18	22	21	20	1	1	1	1	1
長崎	6	6	16	7	8	5	5	5	3	3
大分	25	28	34	39	41	7	7	7	7	6
熊本	48	53	57	53	55	13	14	13	13	14
鹿児島	20	20	25	18	15	9	9	9	9	9
宮崎	4	5	8	5	5	14	13	13	13	12
沖縄	30	32	39	34	34	15	15	15	15	14
宮城	322	343	370	384	391	50	55	56	61	59
福島	151	155	170	175	180	56	63	68	70	72
山形	60	66	69	70	72	25	28	28	29	30
岩手	76	83	87	85	87	16	25	28	32	33
秋田	43	48	49	46	46	15	17	17	17	17
青森	32	38	52	45	44	9	10	12	11	11
札幌	166	180	181	191	197	36	34	34	33	33
函館	15	17	26	20	22	3	3	3	3	3
旭川	15	16	19	23	27	4	4	4	4	4
釧路	16	17	20	19	19	3	4	4	4	4
香川	6	7	12	6	7	4	4	4	4	4
徳島	20	20	21	19	19	0	4	4	4	4
高知	6	6	13	4	4	8	7	7	8	9
愛媛	2	3	6	2	3	7	8	8	8	9
全国合計	2,387	2,681	3,173	3,043	3,134	1,017	1,124	1,168	1,192	1,205

(注) いずれも各年度末現在。



## 6-4 被災地出張所における 専門士業による「よろず相談」

法テラスは、平成25年3月までに、宮城、福島、岩手の3県に合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所では、弁護士、司法書士による法律相談とともに、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士など各専門士業による「よろず相談」を実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるようにしている。平成26年度から平成28年度における各出張所での相談件数・内訳の推移は、資料6-6のとおりである。相談内容は、各地それぞれの傾向はあるが、家族、住まい・不動産の割合が高い地域が多い。

### 資料 6-6

#### 被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移

(注1) 年度ごとに、件数の割合が一番高い相談内容を赤色、次に高い相談内容を青色で示した。

(注2) 1件の相談で複数の相談内容を含む場合には、複数回カウントしている。

#### 法テラス南三陸（平成23年10月相談開始）

相談内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	63	21.4%	121	22.7%	93	24.2%
住まい・不動産	80	27.2%	104	19.5%	74	19.3%
生活上の取引	20	6.8%	53	10.0%	29	7.6%
保険	3	1.0%	6	1.1%	13	3.4%
医療・年金・福祉	34	11.6%	42	7.9%	34	8.9%
事故・損害賠償	4	1.4%	19	3.6%	8	2.1%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	10	3.4%	17	3.2%	18	4.7%
行政	50	17.0%	88	16.5%	57	14.8%
災害復興支援制度	7	2.4%	3	0.6%	2	0.5%
その他（津波・原発・その他）	23	7.8%	79	14.9%	56	14.5%
合計	294	100.0%	532	100.0%	384	100.0%

#### 法テラス山元（平成23年12月相談開始）

相談内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	66	29.1%	70	29.5%	64	29.8%
住まい・不動産	46	20.3%	34	14.3%	37	17.2%
生活上の取引	13	5.7%	15	6.3%	11	5.1%
保険	1	0.4%	0	0.0%	4	1.9%
医療・年金・福祉	31	13.7%	30	12.7%	30	14.0%
事故・損害賠償	1	0.4%	10	4.2%	5	2.3%
動産	0	0.0%	1	0.4%	1	0.5%
労働	4	1.8%	7	3.0%	9	4.2%
行政	56	24.7%	50	21.1%	32	14.9%
災害復興支援制度	1	0.4%	1	0.4%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	8	3.5%	19	8.1%	22	10.1%
合計	227	100.0%	237	100.0%	215	100.0%

#### 法テラス東松島（平成24年2月相談開始）

相談内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	160	25.8%	199	32.1%	189	28.9%
住まい・不動産	130	20.9%	98	15.8%	108	16.5%
生活上の取引	28	4.5%	58	9.4%	59	9.0%
保険	15	2.4%	11	1.8%	5	0.8%
医療・年金・福祉	79	12.7%	77	12.4%	96	14.7%
事故・損害賠償	21	3.4%	27	4.4%	29	4.4%
動産	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
労働	36	5.8%	33	5.3%	45	6.9%
行政	120	19.3%	88	14.2%	95	14.5%
災害復興支援制度	6	1.0%	5	0.8%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	26	4.2%	24	3.8%	26	4.1%
合計	621	100.0%	620	100.0%	653	100.0%

#### 法テラス二本松（平成24年10月相談開始）

相談内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	100	26.9%	155	29.9%	197	32.2%
住まい・不動産	122	32.8%	121	23.3%	137	22.4%
生活上の取引	12	3.2%	37	7.1%	54	8.8%
保険	4	1.1%	3	0.6%	0	0.0%
医療・年金・福祉	31	8.3%	43	8.3%	44	7.2%
事故・損害賠償	10	2.7%	17	3.3%	21	3.4%
動産	0	0.0%	2	0.4%	0	0.0%
労働	22	5.9%	37	7.1%	33	5.4%
行政	45	12.1%	73	14.1%	51	8.3%
災害復興支援制度	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
その他（津波・原発・その他）	26	7.0%	31	5.9%	73	12.1%
合計	372	100.0%	519	100.0%	611	100.0%

法テラスふたば（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	68	39.8%	69	39.4%	80	36.2%
住まい・不動産	24	14.0%	34	19.4%	45	20.4%
生活上の取引	8	4.7%	7	4.0%	17	7.7%
保険	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
医療・年金・福祉	5	2.9%	3	1.7%	5	2.3%
事故・損害賠償	1	0.6%	2	1.1%	4	1.8%
動産	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
労働	9	5.3%	11	6.3%	13	5.9%
行政	42	24.6%	45	25.7%	50	22.6%
災害復興支援制度	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	10	5.7%	4	2.4%	7	3.1%
合計	171	100.0%	175	100.0%	221	100.0%

法テラス大槌（平成24年3月相談開始）

相談内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	59	26.1%	47	31.1%	30	27.5%
住まい・不動産	84	37.2%	37	24.5%	40	36.7%
生活上の取引	12	5.3%	11	7.3%	9	8.3%
保険	4	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
医療・年金・福祉	9	4.0%	11	7.3%	4	3.7%
事故・損害賠償	4	1.8%	2	1.3%	1	0.9%
動産	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
労働	9	4.0%	8	5.3%	3	2.8%
行政	32	14.2%	23	15.2%	15	13.8%
災害復興支援制度	1	0.4%	0	0.0%	1	0.9%
その他（津波・原発・その他）	11	4.8%	12	8.0%	6	5.4%
合計	226	100.0%	151	100.0%	109	100.0%

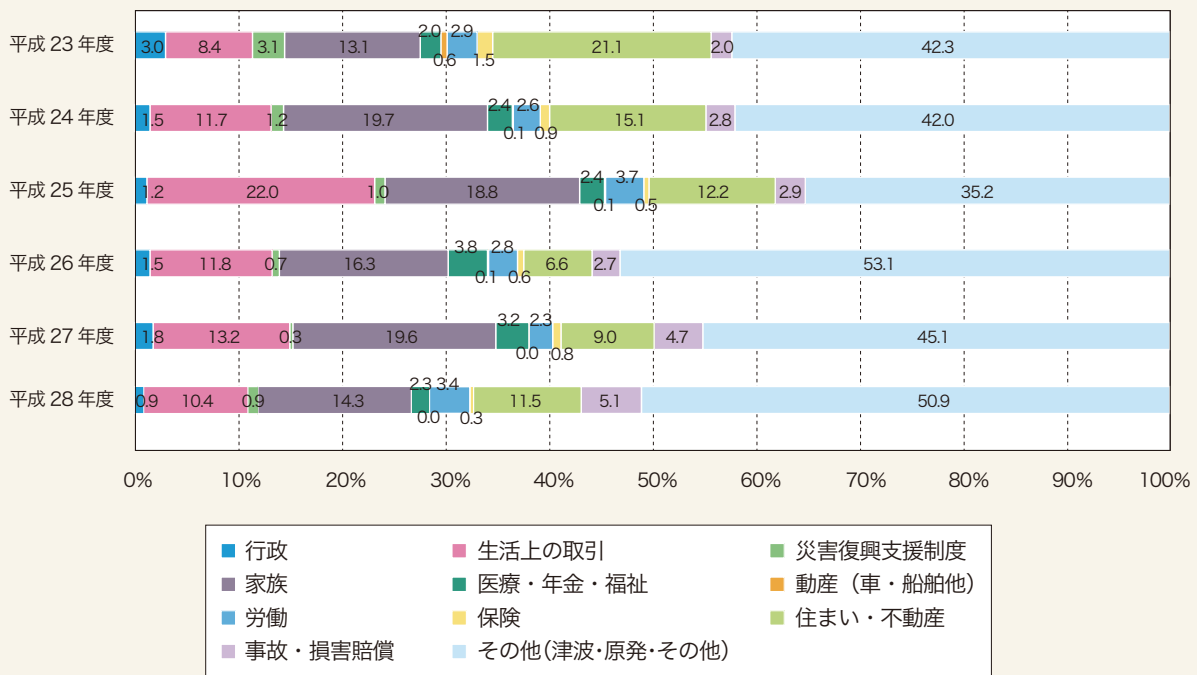
法テラス気仙（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	83	33.5%	101	37.5%	69	40.8%
住まい・不動産	69	27.8%	48	17.8%	25	14.8%
生活上の取引	6	2.4%	12	4.6%	8	4.7%
保険	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
医療・年金・福祉	12	4.9%	14	5.2%	10	5.9%
事故・損害賠償	0	0.0%	9	3.3%	0	0.0%
動産	2	0.8%	0	0.0%	1	0.6%
労働	11	4.4%	9	3.3%	8	4.7%
行政	56	22.6%	60	22.3%	41	24.3%
災害復興支援制度	4	1.6%	3	1.1%	1	0.6%
その他（津波・原発・その他）	4	1.6%	13	4.9%	6	3.6%
合計	248	100.0%	269	100.0%	169	100.0%

## 6-5 震災 法テラスダイヤル

法テラスでは、平成23年11月から震災 法テラスダイヤルを開設し、全国各地の被災者に通話料無料で法的な問題の解決に役立つ法制度などについて情報提供を行っている。資料6-7は震災 法テラスダイヤルの問合せ内容の内訳の推移である。家族、生活上の取引、住まい・不動産に関する問合せの割合が高い傾向が続いている。

資料6-7 震災 法テラスダイヤル問合せ内訳の推移



問合せ内容	行政	生活上の取引	災害復興支援制度	家族	医療・年金・福祉	動産 (車・船舶他)	労働	保険	住まい・不動産	事故・損害賠償	その他 (津波・原発・その他)	合計 (件数)
平成23年度	3.0%	8.4%	3.1%	13.1%	2.0%	0.6%	2.9%	1.5%	21.1%	2.0%	42.3%	1,143
平成24年度	1.5%	11.7%	1.2%	19.7%	2.4%	0.1%	2.6%	0.9%	15.1%	2.8%	42.0%	2,981
平成25年度	1.2%	22.0%	1.0%	18.8%	2.4%	0.1%	3.7%	0.5%	12.2%	2.9%	35.2%	4,952
平成26年度	1.5%	11.8%	0.7%	16.3%	3.8%	0.1%	2.8%	0.6%	6.6%	2.7%	53.1%	3,743
平成27年度	1.8%	13.2%	0.3%	19.6%	3.2%	0.0%	2.3%	0.8%	9.0%	4.7%	45.1%	1,897
平成28年度	0.9%	10.4%	0.9%	14.3%	2.3%	0.0%	3.4%	0.3%	11.5%	5.1%	50.9%	1,573

(注) 東日本大震災に関する問合せ件数である。

# 7. 受託業務



## 7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせるなどの業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

### (1) 中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務

#### ア 業務内容

日本に永住帰国した中国残留邦人等は、わが国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前、公益財団法人中国残留孤児援護基金では公益財団法人日本財団の助成金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について法テラスが受託している。

#### イ 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第2条の中国残留邦人等のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込みについて、法テラス本部受託業務室が援助開始決定から、弁護士への報酬の支払及び終結決定等の全ての手続を行う。援助額は1件あたり弁護士報酬300,000円及び交通費等の実費であり、弁護士報酬等について利用者には負担を求めない。

#### ウ 業務実績

平成28年度は新規の援助申込みはなかった。

本支援業務は、就籍に支障がなく弁護士援助が特段必要とされない場合は申込みがないため、年度によって援助申込件数が大きく異なっている。平成24年度から平成28年度までの年度別申込受理件数の実績は資料7-1のとおりである。

なお、援助に要する費用は全て、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、公益財団法人日本財団の助成を受けて法テラスに支払う委託経費から支出される。

資料 7-1 平成28年度申込受理件数（本部取扱い）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	5件	4件	0件	0件	0件

## (2) 日本弁護士連合会委託援助業務

### ア 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-2のとおりである。

資料 7-2 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者	難民認定申請、申請却下に対する審査請求、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

## イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②資力に乏しいこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終結により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないと見えなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることもある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

## ウ 業務実績（資料7-3、7-4、7-5 参照）

平成28年度は、22,444件の援助申込みを受理した。平成28年度は、少年保護事件付添援助が改正少年法に基づく国選付添人制度の拡大によりさらに件数の減少が進み、平成27年度実績の約80%まで減少した。また、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助も減少傾向にあるが、これら以外の援助項目は、若干の増加傾向にあるため、平成27年度と比較すると、全体で128件の増加（前年度比0.5%増）であった。

平成28年度の各地方事務所における申込受理件数の実績は資料7-3のとおりであるが、申込受理件数を援助項目ごとに見ると、刑事被疑者弁護援助が59.0%、少年保護事件付添援助が13.4%で合わせると72.4%を占めた。平成24年度から平成28年度までの援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は、資料7-4のとおりである。

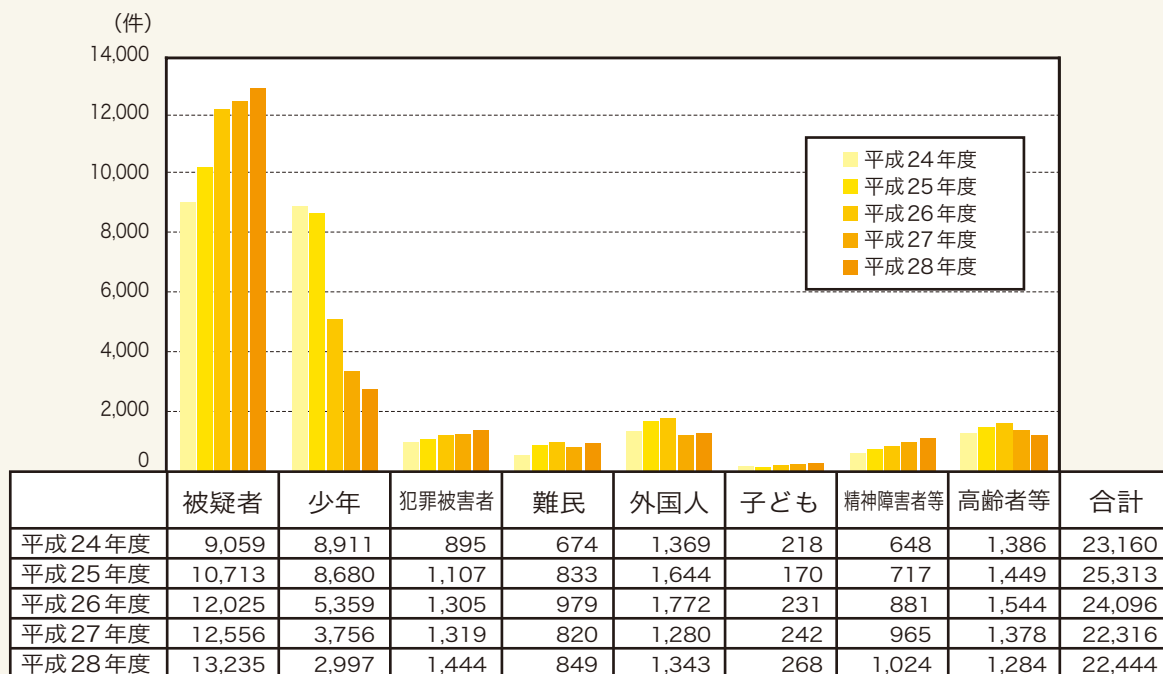
資料 7-3 平成28年度申込受理件数(地方事務所別)

(件)

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計
東京	3,957	304	219	536	49	638	23	229	5,955
神奈川	310	191	274	4	20	26	5	18	848
埼玉	678	129	70	26	2	27	25	135	1,092
千葉	763	130	50	14	8	50	0	97	1,112
茨城	47	39	12	175	3	87	0	6	369
栃木	45	46	3	1	1	1	0	5	102
群馬	101	35	3	1	1	16	0	13	170
静岡	268	66	23	0	4	10	2	19	392
山梨	43	16	4	0	0	5	2	9	79
長野	46	8	12	0	8	5	0	4	83
新潟	135	17	12	0	9	3	0	4	180
大阪	1,353	269	52	50	35	176	24	154	2,113
京都	300	73	40	2	6	8	27	24	480
兵庫	406	193	61	1	4	29	13	42	749
奈良	41	28	22	5	3	0	2	12	113
滋賀	20	51	10	0	0	2	4	16	103
和歌山	45	20	6	0	15	0	2	8	96
愛知	615	282	61	30	12	202	7	61	1,270
三重	26	40	1	0	0	4	0	2	73
岐阜	65	32	1	0	0	3	0	9	110
福井	73	18	4	0	1	3	0	7	106
石川	116	29	12	0	3	0	7	8	175
富山	39	15	1	0	1	1	1	16	74
広島	193	91	46	0	8	12	26	35	411
山口	56	30	9	0	1	0	2	1	99
岡山	248	63	31	0	18	0	1	14	375
鳥取	37	14	6	0	1	0	1	2	61
島根	23	8	10	0	0	2	1	2	46
福岡	957	260	80	2	14	9	514	119	1,955
佐賀	92	24	12	0	0	0	28	8	164
長崎	46	15	7	2	4	12	0	3	89
大分	73	20	16	0	2	1	8	6	126
熊本	62	21	20	0	0	0	45	8	156
鹿児島	56	21	14	0	1	1	61	8	162
宮崎	130	18	16	0	0	2	30	5	201
沖縄	265	75	21	0	10	2	54	3	430
宮城	377	41	30	0	0	1	3	31	483
福島	32	22	5	0	2	0	0	6	67
山形	56	16	3	0	0	0	0	3	78
岩手	91	10	9	0	1	0	5	3	119
秋田	24	3	2	0	1	0	0	3	33
青森	55	6	9	0	1	0	2	2	75
札幌	565	98	52	0	6	1	88	16	826
函館	76	3	16	0	0	0	7	2	104
旭川	43	12	5	0	0	0	0	0	60
釧路	43	4	17	0	0	0	4	3	71
香川	66	45	23	0	7	3	0	89	233
徳島	14	7	8	0	2	0	0	5	36
高知	15	11	16	0	2	0	0	5	49
愛媛	48	28	8	0	2	1	0	4	91
合計	13,235	2,997	1,444	849	268	1,343	1,024	1,284	22,444

(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4 事業種別申込受理件数の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

## エ 援助費用

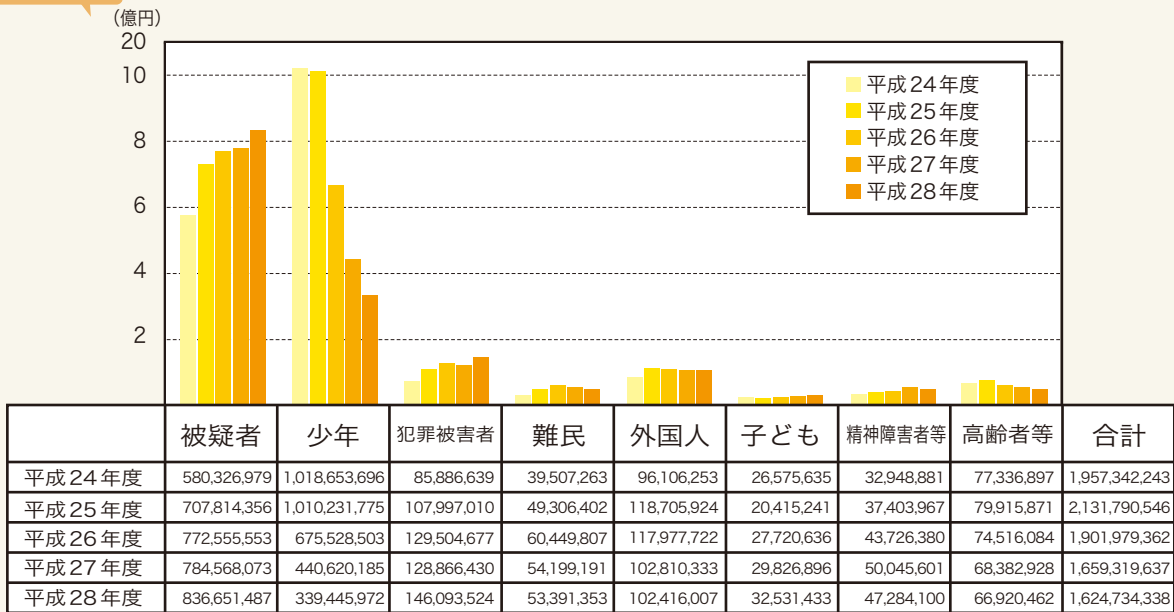
平成28年度の援助費用は全体で16億2,473万4,338円であった。少年保護事件付添援助等の減少により、平成27年度と比較すると3,458万5,299円減少（前年度比2.1%減）した。

援助費用の内訳を項目別に見ると、刑事被疑者弁護援助が51.5%、件数が減少したものの少年保護事件付添援助は20.9%を占め、この2つの援助で費用全体のほぼ4分の3を占めた。

平成24年度から平成28年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-5のとおりである。なお、援助に要する費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。



資料 7-5 年度別事業種別受託業務援助費用



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

# 8. その他



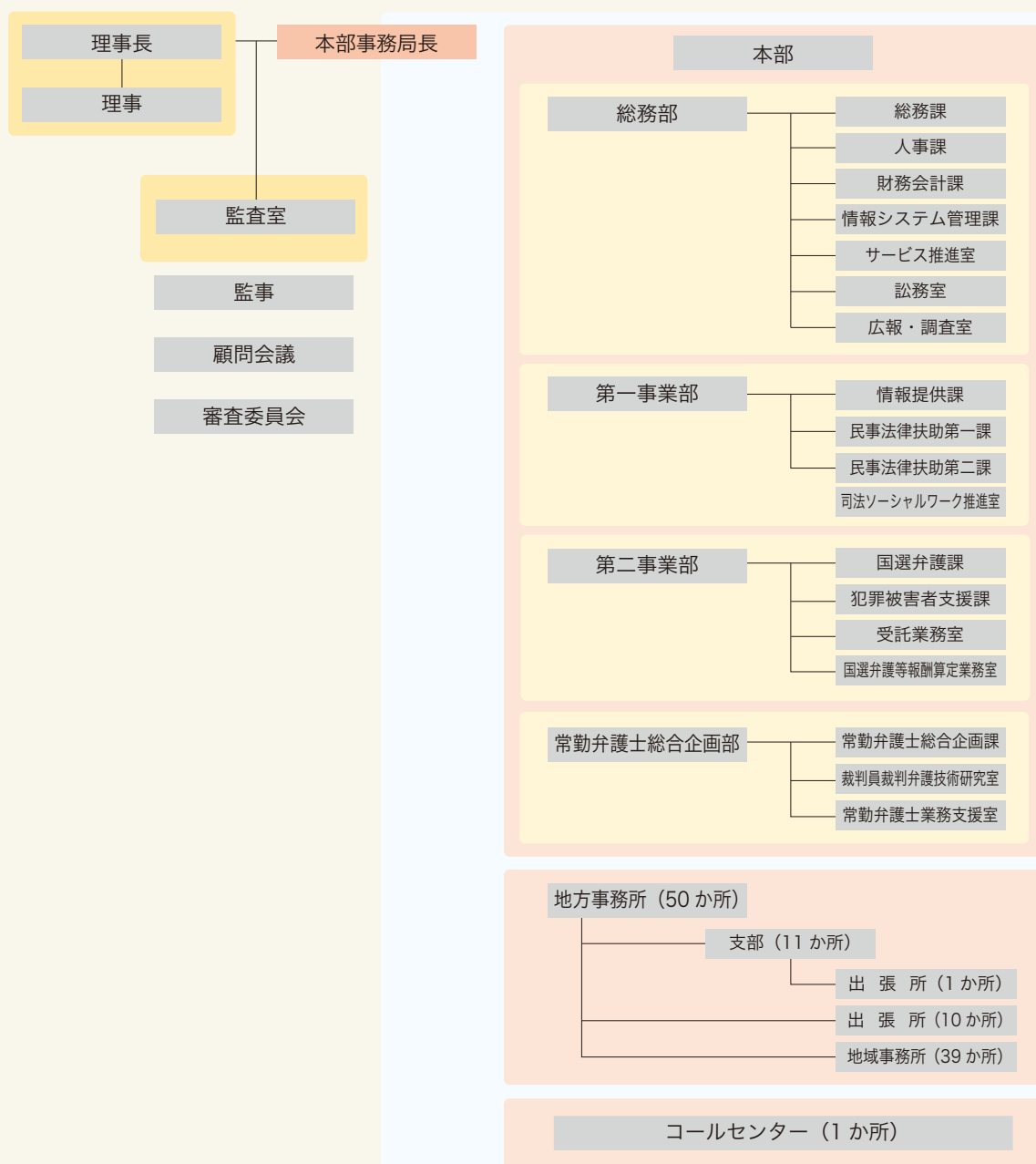
## 8-1 組織

### (1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1 本部及び地方事務所組織図

(平成29年3月31日現在)



## (2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
<b>北海道</b>			
札幌地方事務所	060-0061	北海道札幌市中央区南 1 条西 11-1 コンチネンタルビル 8F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町 6-7 三井生命函館若松町ビル 5F	0503383-5560
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町 199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	北海道二海郡八雲町富士見町 21-1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市 3 条通 9-1704-1 TK フロンティアビル 6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町 1-1-1 道東経済センタービル 1F	0503383-5567
<b>東北</b>			
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 3-6-1 一番町平和ビル 6F	0503383-5535
南三陸出張所	986-0725	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56	0503383-0210
山元出張所	989-2203	宮城県亶理郡山元町浅生原字日向 13-1	0503383-0213
東松島出張所	981-0503	宮城県東松島市矢本字大溜 1-1	0503383-0009
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町 7-5 イズム 37 ビル 4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町 5-22 フジヤ会津ビル 1F	0503383-0521
二本松出張所	964-0917	福島県二本松市本町 1-60-2	0503381-3803
ふたば出張所	979-0407	福島県双葉郡広野町広洋台 1-1-89	0503381-3805
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町 2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館 2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	岩手県宮古市栄町 3-35 キャトル宮古 5F	0503383-0518
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町 1-3	0503383-1350
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 9-5	0503383-1402
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通 5-1-51 北都ビルディング 6F	0503383-5550
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪 50 鹿角市福祉保健センター 2F	0503383-1416
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 2F	0503383-5552
八戸地域事務所	031-0086	青森県八戸市大字八日町 36 八戸第一ビル 3F	0503383-0466
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央 1-5-1	0503383-0067
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
<b>関東</b>			
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3 弁護士会館 3F	0503383-5330
上野出張所	110-0005	東京都台東区上野 2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル 6F	0503383-5320
池袋出張所	170-0013	東京都豊島区東池袋 1-35-3 池袋センタービル 6F	0503383-5321
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町 2-8-18 東京建物ファースト立川ビル 5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町 4-7-14 八王子 ON ビル 4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-1 パシフィックマークス川崎ビル 10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5F	0503383-5370
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-17-15 さいたま商工会議所会館 6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10 KJ ビル 3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 3-195 熊谷駅前ビル 7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町 11-1 サンウッド東和 2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball (きぼーる) 2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 3F	0503383-5388
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町 3-4-36 大町ビル 3F	0503383-5390

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町 1-66 JA 常総ひかり県西会館 1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央 5-20-11 牛久駅前ビル 4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町 4-15 宇都宮 NI ビル 2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ 5F	0503383-5399
静岡地方事務所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル 2F	0503383-5400
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5405
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5410
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷 1-1-10 パールビル 3F	0503383-0024
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-12-37 IRIX ビル 1・2F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4F	0503383-5415
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内 8-3 丸の内ビル 3F	0503383-5417
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通 1 番町 86-51 新潟東中通ビル 2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町 394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター 2F	0503383-5422
<b>中部</b>			
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティービル 15F	0503383-5460
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎 1F(南棟)	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5 津中央ビル	0503383-5470
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2F	0503383-5471
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見 5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 1F	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町 7-30 イシックス駅前ビル 1F	0503383-0068
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1 三井生命福井ビル 2F	0503383-5475
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内 7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館 1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂 1-12-18 魚津商工会議所ビル 5F	0503383-0030
<b>近畿</b>			
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 B1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6F	0503383-5430
京都地方事務所	604-8005	京都府京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 京都朝日会館 9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4F	0503383-0519
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワービル 13F	0503383-5440
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-5 光栄産業第 2 ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル 6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵 68-4 やすらぎビル 4F	0503383-0025
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 5F	0503383-5454
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15 九番丁 MG ビル 6F	0503383-5457
<b>中国</b>			
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口県山口市大手町 9-11 山口県自治会館 5F	0503383-5490
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311 鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根 572 サンク・ピエスビル 202 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9 NTT 隠岐ビル 1F	0503383-5326
<b>四国</b>			
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 8F	0503383-5570
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24 アミコビル 3F	0503383-5575
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2F	0503383-5577
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町 2-3-26	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町 9-20 すまいるあき 4F	0503383-0029

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町 13-15 アメニティオフィスビル 1F	0503383-0467
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11 共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5580
<b>九州</b>			
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 5F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19 バードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
壱岐地域事務所	811-5135	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5114	長崎県平戸市築地町 510	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14 雲仙市小浜総合支所 3F	0503383-5324
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 NTT 西日本高森ビル 1F	0503383-0469
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28 AIS ビルA棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1 徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7 UMK 祇園ビル 2F	0503383-0520
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1F	0503383-0201
<b>本部</b>			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F	0503383-5333
裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6F	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6F	0503383-0062

### (3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

### (4) 主務大臣

法務大臣

### (5) 資本金

3億5100万円（国の全額出資）

### (6) 役員の状況

平成29年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	宮崎 誠	平成26年4月10日就任
理事	田中 晴雄	平成25年4月10日就任
同	山崎 学	平成28年4月10日就任
同	安岡 崇志	平成23年4月10日就任
同	坂本かよみ	平成26年4月10日就任
監事	津熊 寅雄	平成27年12月21日就任
同	山下 泰子	平成24年9月3日就任

### (7) 職員の状況

平成29年3月31日現在の職員の総数は1,569名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む）である。

## 8-2 法テラスの認知状況

### (1) 認知状況の推移

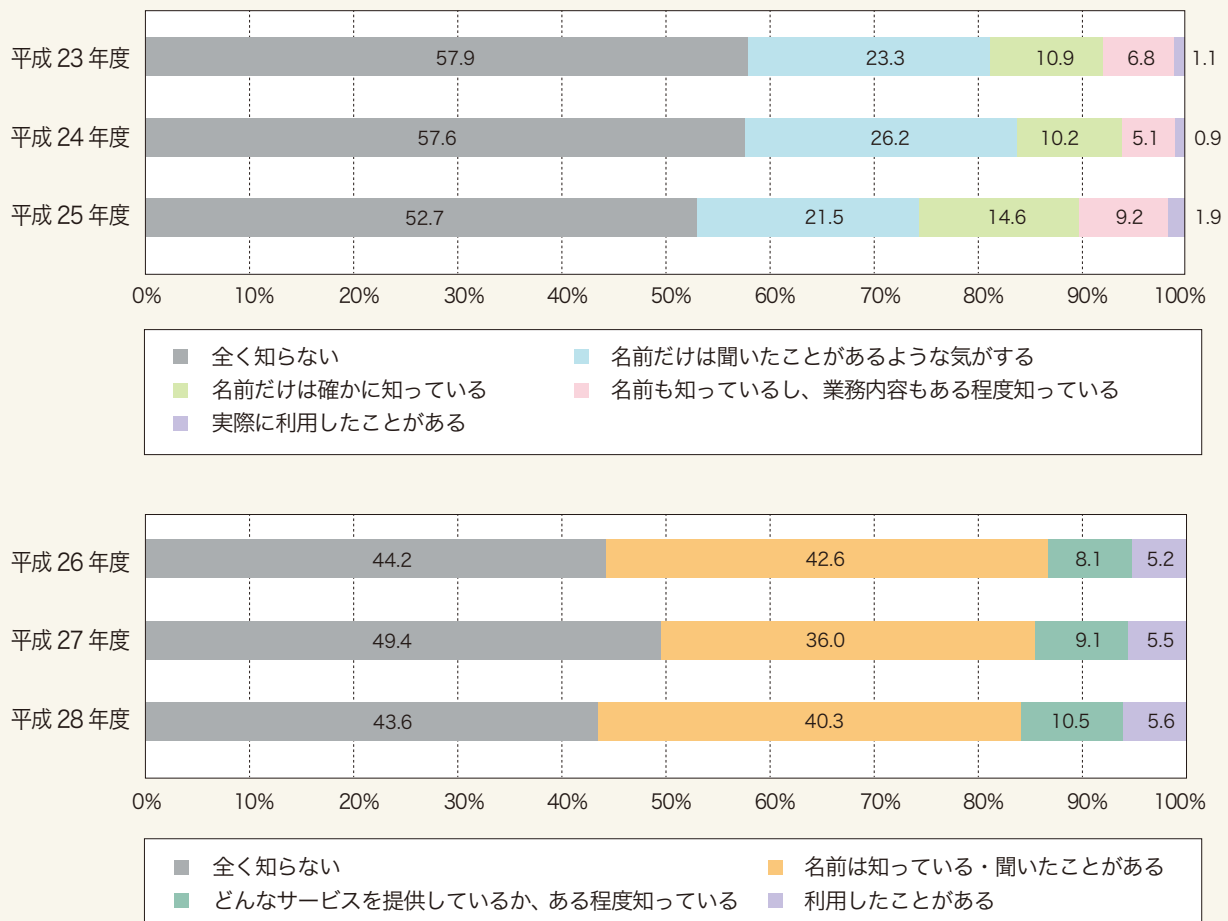
法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年「認知状況等調査」を実施している。

調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査（注1）、平成26年度以降はインターネットによる調査（注2）である。

（注1）サンプルは20代以上の男女1,100名。

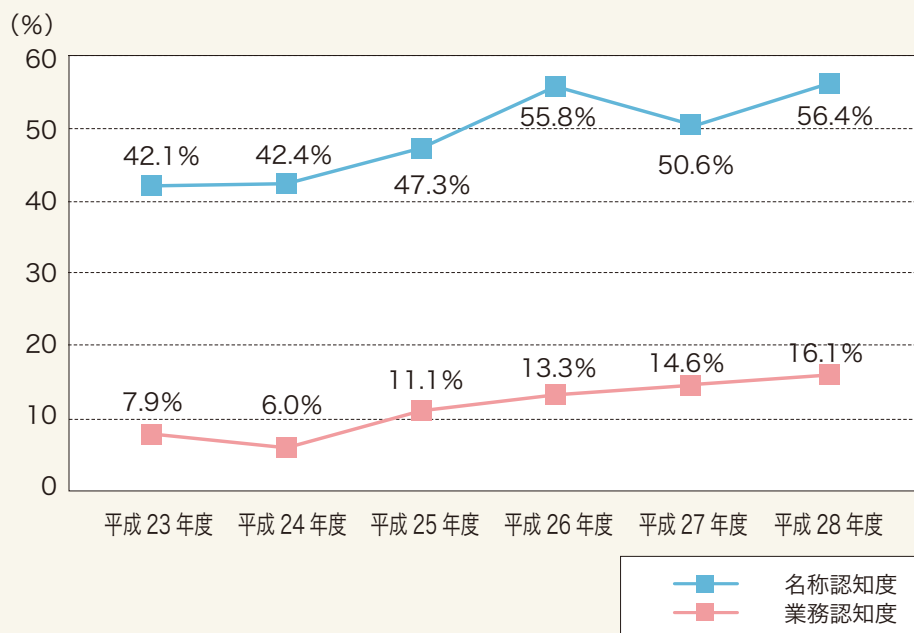
（注2）サンプルは、各都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名で100名、合計4,700名。

資料8-3 法テラスの認知度の推移



（注）割合については四捨五入しているため合計が100にならないことがある。

資料8-4 法テラスの名称認知度と業務認知度の推移



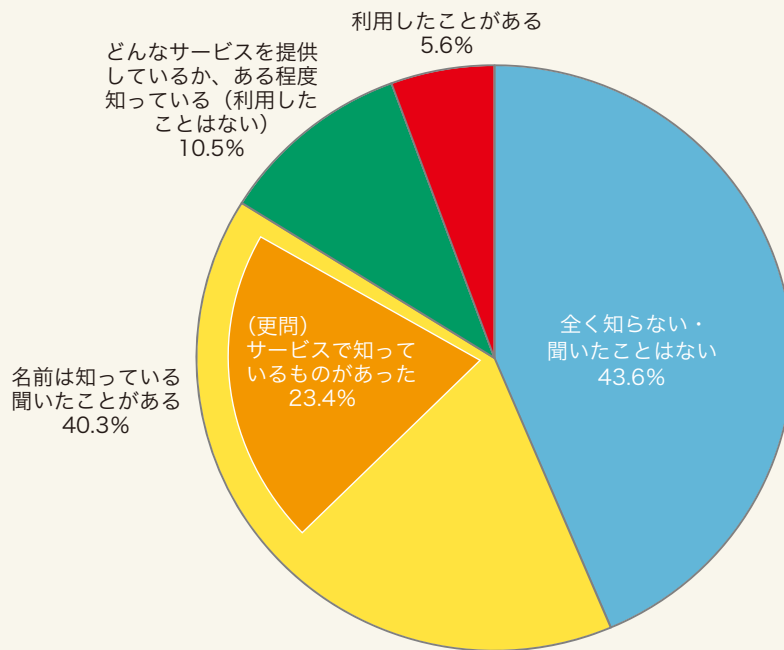
名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成19年度22.6%であったのが、年々上がり、平成26年度に55.8%と初めて5割を超えた。平成27年度は50.6%と前年度を下回ったが、平成28年度は56.4%となり前々年度を上回った。

業務認知度（注3）は、平成19年度3.9%であったのが、おおむね年を追うごとに上がっていき、平成25年度に11.1%と初めて10%台となり、平成28年度は16.1%と前年度を上回った。なお、平成27年度の調査から、より実態に近い認知度を測る試みとして、専門家の助言も得て、従前の質問・回答選択肢に加え、「名前知っている・聞いたことがある」と回答した者に対し、記憶喚起の手がかりとなる更問（「法テラスが提供している次のサービスで、知っているものがあれば全て選んでください。（複数回答）」）を設け、「知っているサービスはない」との選択肢とともに、法テラスの業務を具体的に列挙した選択肢を示す質問を設けている。具体的サービスを1つ以上選択した回答者は23.4%であった。したがって、記憶喚起の手がかりを得た者を含む業務認知者の割合は39.5%と約4割となっている。

（注3）平成23年度から平成25年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成26年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。



資料 8-5 平成 28 年度法テラスの認知状況の内訳



## (2) 性別・年代別認知度

平成19年度の調査開始から、おおむね男性の方が女性より認知度が高い傾向にあり、平成28年度の調査では、名称認知度は、男性が56.8%、女性が56.0%、業務認知度は、男性が18.3%、女性が14.1%であり、男性の方が高い結果となっている。

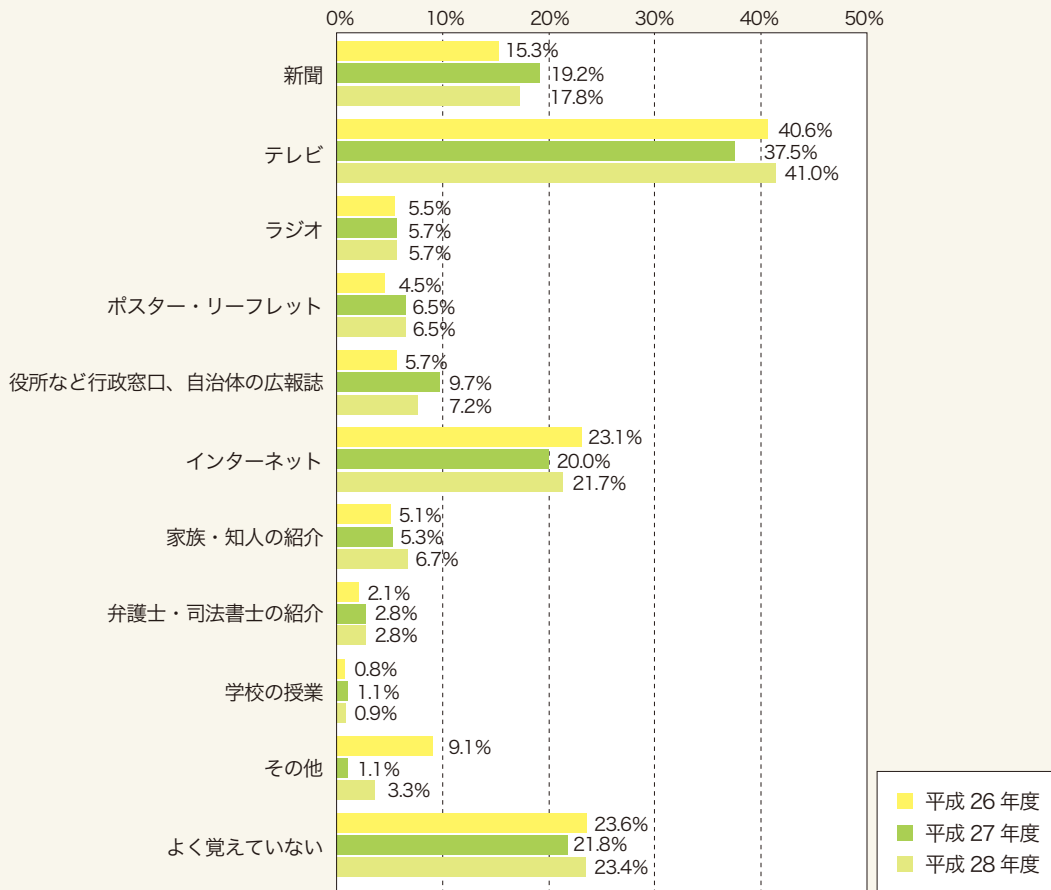
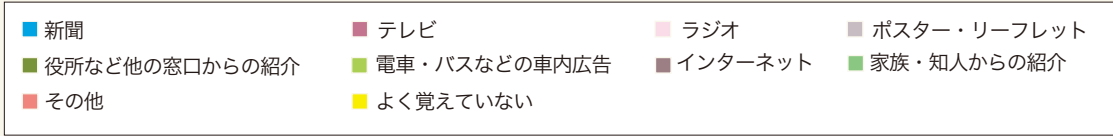
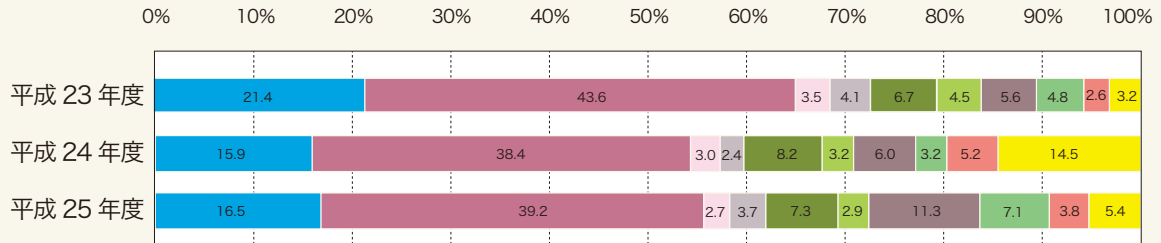
また、年代別で見ると、50歳代の認知度が高く、20歳代の認知度が低い。

## (3) 認知経路

法テラスをどのようにして知ったか（認知経路）について尋ねた結果は資料8-6のとおりである。

テレビ番組・テレビCM、インターネット、新聞記事・新聞広告などを通じて知った割合が多い。平成28年度で前年度より数字が伸びた認知経路は、テレビ番組・テレビCMや家族・知人の紹介など。

資料 8-6 認知者の認知経路の推移



(注1) 平成23年度～平成25年度は単一回答、平成26年度以降は複数回答である。  
 (注2) 平成23年度～平成25年度の割合については四捨五入しているため合計が100にならないことがある。

## 8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声

法テラスでは、総合法律支援法に基づく各種の法的サービスを提供しており、サービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者の方々から、電話や書面、メールなどで様々な苦情やご意見・ご要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

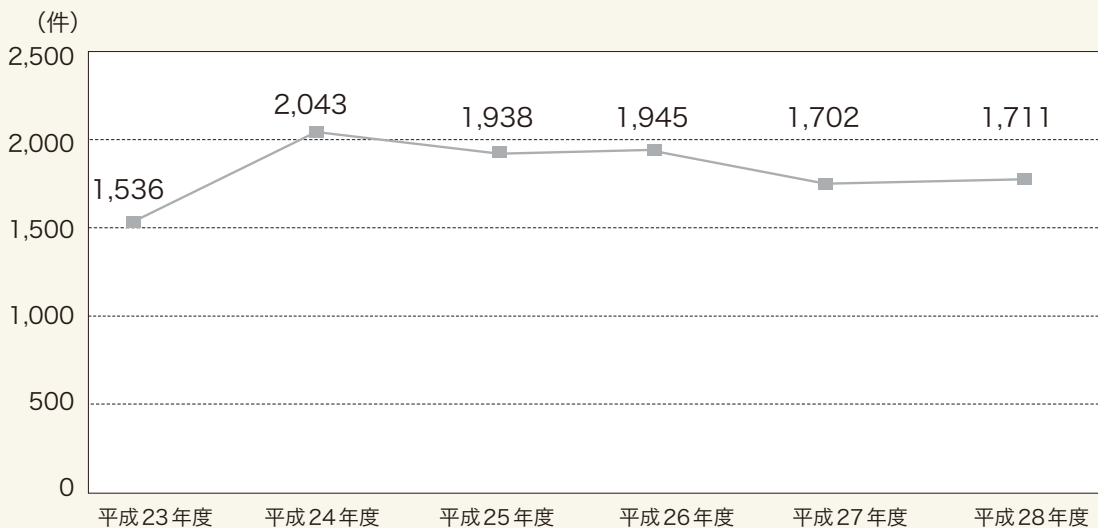
平成28年度の苦情等の受付件数は1,711件で、平成27年度の件数1,702件と比べほぼ横ばいであった。（資料8-7）

最も多く寄せられた苦情等は「地方事務所への電話が混み合っている」という苦情等だが、平成27年度の742件から5.8%（43件）減少して699件となった。これは、平成27年10月から試行を開始した地方事務所で受電しきれない入電をサポートダイヤルに転送するようにした結果と考えられる。引き続きこの取組を進め、「電話が混み合っている」との苦情が少なくなるよう努めている。

また、その他の苦情等としては、多い順に「制度・業務等に関するもの」、「契約弁護士・司法書士に関するもの」、「地方事務所の職員に関するもの」、「コールセンターのオペレーターに関するもの」、「その他（関係機関に関するご意見等）」となっている。（資料8-8、資料8-9、資料8-10）

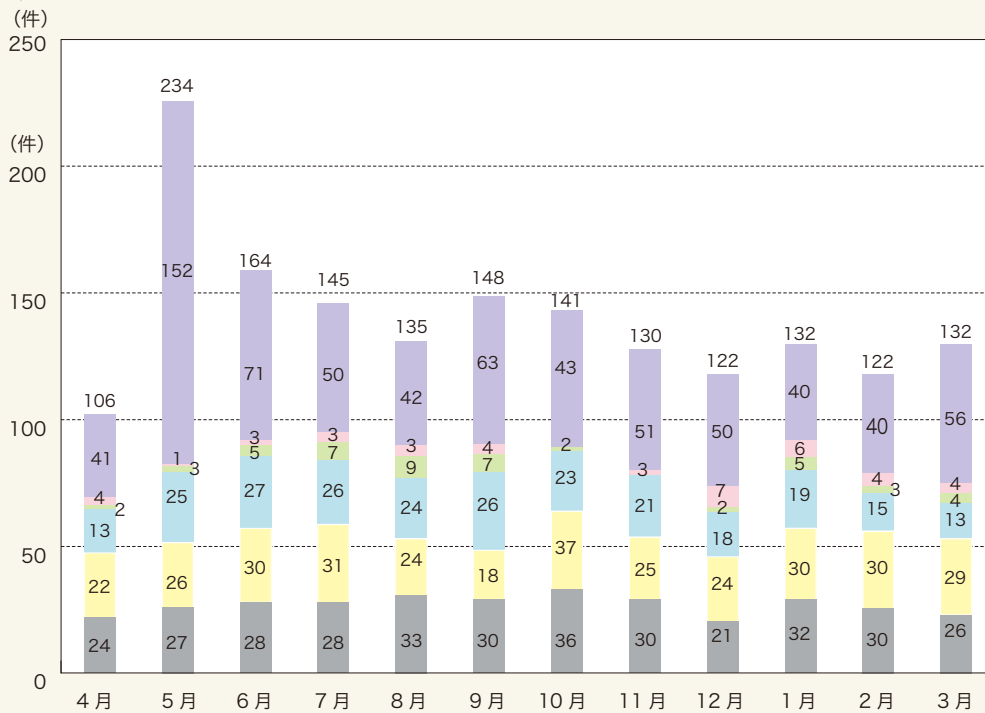
これらの苦情等に対する取扱結果は、資料8-11のとおりであり、具体的取組事例等の一部を148頁以降で紹介している。

資料 8-7 苦情等受付件数の推移



（注）平成24年3月から、地方事務所の電話が混み合っている苦情について集計を開始して加えたため、件数が増加した。

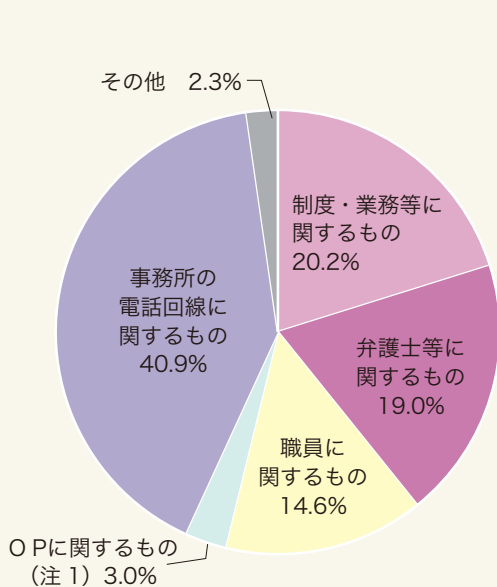
資料 8-8 平成 28 年度苦情等受付件数の推移



〈苦情等の対象別〉

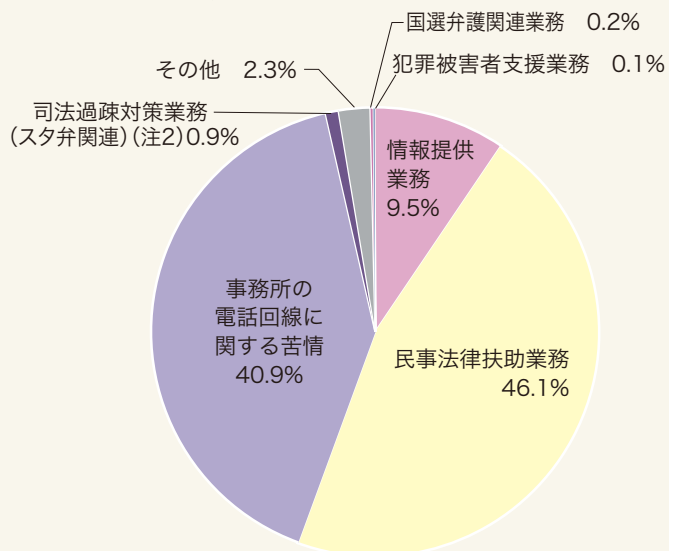
- 地方事務所への電話が混み合っているとしてコールセンターに問合せがあったもの
- その他（関係機関に関するご意見等）
- コールセンターのオペレーターに関するもの
- 地方事務所の職員に関するもの
- 契約弁護士・司法書士に関するもの
- 制度・業務等に関するもの

資料 8-9 平成 28 年度対象別苦情内訳

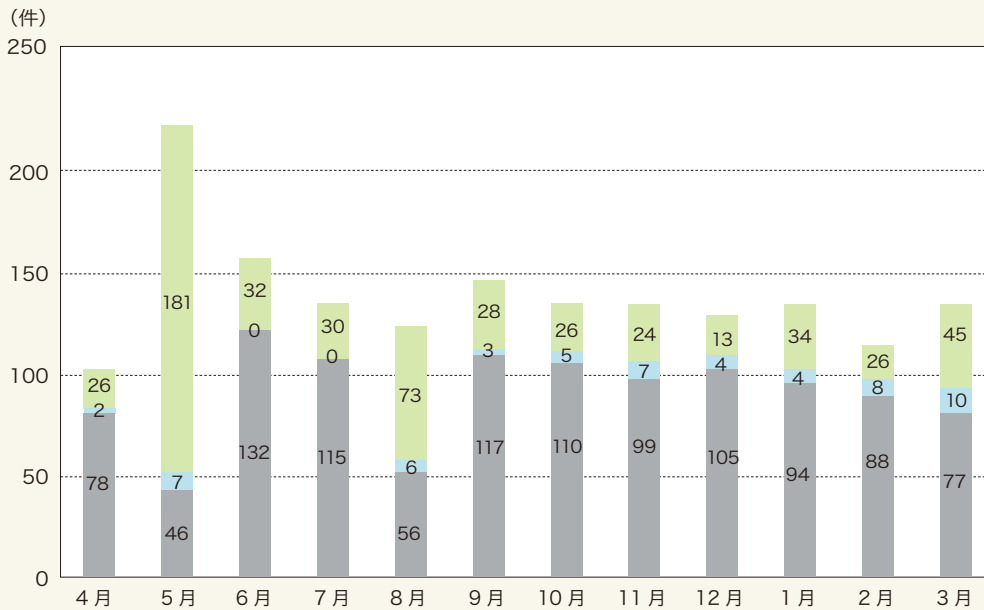


（注1）OP…コールセンターのオペレーター （注2）スタ弁…スタッフ弁護士

資料 8-10 平成 28 年度業務別苦情内訳



## 資料 8-11 平成28年度苦情等取扱結果



## 〈苦情等取扱い結果の主な内容〉

- 関係課室・事務所等に苦情内容を伝え配慮を求めたもの、対応策を実施したもの等
- 関係課室・事務所等で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者や事案の特定ができなかったもの、初期対応で申出者が納得し、以後の対応を要しないと判断されたもの等

## 平成28年度「皆様の声」に基づいた取組事例等のご紹介

## 【情報提供関連業務】

## 皆様からの声

先ほどサポートダイヤルのオペレーターから、電話での相談が可能な窓口として関係機関を案内され、電話したところ「65歳以上でないと相談できない。」と言われた。

サポートダイヤルで、最寄りの地方事務所を案内してもらったが、地方事務所へのアクセス情報の内容が古く、新しく作られた駅については案内がなかった。

## 法テラスの取組事例等

案内した窓口のデータベースを確認したところ、「65歳以上の高齢者」との記載があり、オペレーターはその記載を見落としていたことが判明した。対応したオペレーターにはデータベースの記載事項を細部まで確認するようフィードバックを実施し、データベースの記載を見やすく修正して、再発防止を図った。

地方事務所では、法テラスホームページのアクセス情報について最新の情報に更新していたが、サポートダイヤルのデータベースは更新されていなかった。最新の情報をどこでも正確に提供できるように、随時、データベースの見直しを実施するとともに、その内容については地方事務所とサポートダイヤルとで共有することを再確認した。

## 【民事法律扶助制度】

### 皆様からの声

障がい者の相談支援事業に従事しており、知的障害がある方の債務について法テラスの無料の法律相談の制度を利用して弁護士に相談した。

当事者は施設に入所する予定であったため、弁護士からは、当面は様子を見て入所後も住所を調べて督促してくるようであれば改めて連絡してほしいとの回答であった。

その後、入所施設の住所宛に督促状が届くようになったため弁護士に何度も電話をしたが、いつも不在で連絡が取れなくて困っている。

自己破産について法テラスの制度を利用した無料の法律相談を希望しているが、その際の相談を担当する弁護士を、自己破産についての相談を専門に扱っている者にしてほしい。

本日、法テラスで弁護士との無料の法律相談を受けてきた。自分には視覚障害があるため、資料を準備して相談に臨んだが、相談時間30分では短すぎた。法テラスも障がい者に対して実のある法律相談を提供できるように、相談時間を1時間にするなどの対応を検討してほしい。

法テラスの制度を利用して弁護士に自己破産の手続を依頼してから、相当期間経過しているが、自己破産の手続が終わっていない。事件の進捗状況に不安を感じるので確認したい。

### 法テラスの取組事例等

地方事務所の職員から申出者へ連絡をし、確認したところ、前回、相談を担当した弁護士以外の弁護士への相談を希望されたため、入所施設への出張相談で新たな弁護士と相談することを提案した。

出張相談を実施した後に、申出者に架電し今後について説明したところ、「出張相談の結果、事件を受任してもらうことになり、とても助かった。」と感謝の言葉をいただいた。

法テラスでは、特定の事件を専門に扱っている弁護士を、個別に紹介していないことを説明した。代替案として、弁護士会のホームページ上にある弁護士検索システムで取扱い業務を確認し、当該弁護士が法テラスと契約があれば、当該弁護士の事務所で無料の法律相談を受けることができる場合があると説明し、御理解いただいた。

法律相談は30分毎に行っており、申出者が利用された地方事務所では、次の相談枠に空きがなく、予約時点では障がいの有無について伺っていなかったこともあり、当日は相談時間に関する配慮をすることができなかった。

事前のお申し出がない場合でも、その日の予約状況に応じ、可能な範囲で障がいに応じた配慮をすることを再確認した。

地方事務所から受任者に確認したところ、申出者からの書類の提出が遅れているため、自己破産の手続が進んでいないことが判明した。

受任者から申出者へ自己破産の手続の遅れについては説明しているとのことであったが、再度申出者に説明してもらうよう依頼した。

## 【その他】

皆様からの声	法テラスの取組事例等
<p>最近の報道で、法テラスの事務所で予約をとらなくても、自分で選んだ弁護士等が法テラスと契約していれば、民事法律扶助制度を利用できる場合があることを知った。</p> <p>法テラスのホームページを何度も見ているが、そうした方法があることを記載していないため、明記するべきではないか。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、ホームページ上の「ご利用の流れ&gt;利用に際してよくあるご質問」の法律相談援助の箇所に、相談を受けられる場所に関するQ &amp; Aを掲載し、契約弁護士・司法書士の事務所等での相談に関する記載を追加した。</p>
<p>法テラスの無料法律相談を利用するため、地方事務所に予約の電話をかけた。その際に対応した職員は、こちらが言ったことに対して、上から目線の対応だった。</p>	<p>対応した職員に確認したところ、上から目線で接したつもりはなかったとのことであった。</p> <p>自身では気づかないところで苦情に発展したケースとして、職員間で情報共有し、利用者の気持ちに寄り添った、より丁寧な対応が行えるよう、積極的な意見交換の機会を設けていくこととした。</p>

## 【感謝の言葉】

皆様からの声
<p>簡易裁判所から支払督促が届き、困って法テラスの制度を利用して弁護士と相談した。</p> <p>相談の中で、異議申立書の書き方を教わり、消滅時効を主張したところ、原告から取下書が提出され、無事解決した。相談を担当した弁護士にお礼が言いたくて、メールした。</p>
<p>仕事上のトラブルでサポートダイヤルを利用した。その際に対応したオペレーターから適切な相談窓口を教えてください、問題が解決したのでお礼を言いたい。また困ったときには利用したい。</p>
<p>賃貸住宅の水漏れによる費用負担について悩み、サポートダイヤルに電話した。対応したオペレーターに案内された一般的な法制度の情報を基に、大家と交渉したところ、大家の態度が一変した。サポートダイヤルでの案内が心強く役に立った。</p>

法テラスでは、これらの苦情等に対応する姿勢を「基本方針」（以下に掲載）としてまとめ、苦情等に対する取組事例等と併せ、ホームページに公表している。

基本方針
<p>法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、さまざまな事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。</p> <p>法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。</p> <p>このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられるさまざまな声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。</p> <p>お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。</p> <p>法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。</p> <p>法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられるさまざまな声を取り扱ってまいります。</p>

## 8-4 審査委員会

### (1) 審査委員会とは

#### ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態は独立行政法人に準じた枠組みで作られており、その内部組織の構成は、独立行政法人としての自律性に基づき、自ら決定すべきものである。

一方で、法テラスは、その業務運営に当たり、業務遂行を担う契約弁護士及び司法書士等の法律専門家の職務の独立性などに配慮する必要もある。

そこで、総合法律支援法（以下、「支援法」という。）第29条は、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するため第三者機関である審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来は、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、半面、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等にはない、審査委員会という独自の組織により審議を行う制度を設けたものである。

#### イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（支援法第29条第1項）

#### ウ 構成（資料8-12参照）

最高裁推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日弁連会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名で、理事長が任命する（支援法第29条第2項）。

#### エ 委員の任期

2年（支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（支援法第29条第4項）。

#### 資料8-12 日本司法支援センター審査委員会委員名簿（平成29年8月1日現在）

委員長	高橋宏志	中央大学大学院法務研究科教授
委員	飯室勝彦	前中京大学文学部教授
委員	岡本直美	中央労働委員会委員・日本労働組合総連合会顧問
委員	加藤啓二	弁護士（山梨県弁護士会）
委員	小林利治	前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
委員	佐藤隆文	最高検察庁検事
委員	佐藤太勝	弁護士（札幌弁護士会）
委員	中里智美	東京地方裁判所判事
委員	早川清人	司法書士（静岡県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）



## (2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるとされている（支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（支援法第29条第8項第2号）。

### イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（支援法第29条第10項）。

### ウ 審査委員会の開催頻度等

平成28年度は、毎月1回程度開催した。

### エ 審査委員会議決の内訳（資料8-13参照）

### オ 公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスのホームページ上に掲載している。

#### 資料 8-13 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
平成24年度	6	15	2	3	2	10	0	6	23	44
平成25年度	6	1	0	4	0	7	0	11	22	29
平成26年度	9	1	1	4	0	13	0	15	33	43
平成27年度	3	5	1	3	1	13	0	14	32	40
平成28年度	2	1	2	3	2	11	3	13	34	37

## 8-5 顧問会議

### (1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務を運営するため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

平成28年度は下記のとおり1回開催し、平成28年度の業務実績（概況）について報告を行い、改正総合法律支援法における法律相談援助（未施行分）について意見を聴取した。

### (2) 顧問会議メンバー（平成29年3月31日現在、敬称略）

〈座長〉	竹下 守夫	国立大学法人一橋大学名誉教授
	石井 卓爾	東京商工会議所特別顧問
	高木 剛	一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会理事長
	滝鼻 卓雄	ジャーナリスト
	片山 善博	慶應義塾大学教授
	津島 雄二	弁護士
	坂東真理子	昭和女子大学理事長
	中山 弘子	元新宿区長
	村木 厚子	元厚生労働事務次官

### (3) 顧問会議の開催状況

第15回平成29年2月2日（木）

#### 【報告案件】

平成28年度業務実績（概況）について

#### 【協議案件】

改正総合法律支援法における法律相談援助（未施行分）について

## 8-6 地方協議会

### 開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第4項で、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

開催に当たっては、参加する関係機関・団体に対し、法テラスに関するアンケート調査を実施し、参加者が対応に苦慮している事例、法テラスに対する要望等を議題にするなど、法テラスの業務内容を参加者が具体的にイメージできるように工夫した。

平成28年度は改正総合法律支援法に盛り込まれた新規業務の説明や、司法ソーシャルワークの取組状況の報告などを行った地方事務所が多くあった。地方事務所ごとの主な内容は資料8-14のとおりであり、平成28年度中の延べ開催数は全国で87回となった。

資料 8-14 平成28年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
<b>北海道</b>			
札幌	平成28年11月22日	・ DVD上映による法テラスの業務説明 ・ 法テラスの活用方法に関する個別事例報告及び質疑応答	39名
札幌	平成29年2月1日	同上	52名
函館	平成28年10月12日	・ 法テラス10年のあゆみ及び総合法律支援法の改正についての説明 ・ 司法ソーシャルワークの取組についての説明 ・ 質疑応答、意見交換	40名
函館	平成28年11月1日	同上	14名
函館	平成28年11月7日	同上	12名
旭川	平成28年9月2日	・ 法テラスの業務説明 ・ 「そこにある問題を見つげるためには～見守り、気づきによるケース～」と題する声劇 ・ 関係機関、団体と法テラスとの連携をテーマとする意見交換	22名
旭川	平成28年10月11日	・ 法テラスの業務説明 ・ 常勤弁護士による権利擁護のための連携構築についての報告 ・ 関係機関、団体と法テラスとの連携をテーマとする意見交換	75名
釧路	平成28年10月25日	・ 法テラスの業務内容、業務実績についての説明 ・ 総合法律支援法の改正に伴う新規業務についての説明 ・ 弁護士によるケース会議支援制度の案内 ・ 事例検討、質疑応答、意見交換	68名
釧路	平成28年11月8日	同上	27名
釧路	平成28年11月15日	同上	24名
<b>東北</b>			
宮城	平成28年11月18日	・ 法テラスの業務説明 ・ 外部講師による「困難な相談者への対応についてパーソナリティ障害の理論から学ぶ」と題する講演	98名
福島	平成29年2月3日	・ 福祉担当者に対する法テラスの利用方法の説明 ・ 福島県弁護士会、福島県司法書士会の高齢者、障害者に対する事業の説明 ・ 質疑応答、意見交換	20名
福島	平成29年2月17日	同上	16名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
山形	平成28年10月14日	・DVD上映による法テラスの業務説明 ・弁護士による「山形県内の高齢者、障害者への法的支援」と題する講演 ・意見交換	28名
山形	平成29年2月3日	・DVD上映による法テラスの業務説明 ・出張相談、巡回相談の説明 ・弁護士による「高齢者、障害者に対する法的支援制度の概要」と題する講演 ・意見交換	39名
岩手	平成28年6月2日	・法テラスの業務説明 ・高齢者、障害者等に対する出張相談の実例報告、情報共有及び質疑応答、意見交換	40名
岩手	平成28年10月21日	・司法ソーシャルワークの説明及び高齢者、障害者に対する法的支援について協議 ・意見交換	9名
岩手	平成29年3月21日	同上	30名
秋田	平成28年10月11日	・法テラスの業務説明 ・常勤弁護士による「世界の法律扶助と日本の司法ソーシャルワーク」と題する講演 ・法テラス秋田の司法ソーシャルワークにかかる連携事例の報告	71名
青森	平成28年11月14日	・常勤弁護士の活動報告及び巡回相談等の実施状況に関する説明 ・相続についての講義 ・高齢者、障害者にかかる事例検討を基にしたグループワーク	33名
関東			
東京	平成29年2月2日	・法テラスの業務報告及び常勤弁護士の活動報告 ・新宿区福祉部高齢者支援課の方による法テラス東京との連携事業の現状と効果についての説明	33名
東京 (多摩支部)	平成28年11月4日	・法テラスの業務説明 ・常勤弁護士による福祉関係機関との具体的な連携事例についての報告 ・事前アンケート結果に基づく意見交換	53名
神奈川	平成28年11月16日	・大学教授による司法ソーシャルワークと地域連携をテーマとする基調講演及びパネルディスカッション ・事前アンケート結果に基づく意見交換	76名
神奈川 (小田原支部)	平成28年11月25日	・法テラスの業務説明 ・出張相談の活用等に向けた説明	28名
埼玉	平成28年11月2日	・法テラスの業務説明 ・関係機関と弁護士が連携した事例の発表	331名
埼玉 (川越支部)	平成28年11月28日	・法テラスの業務説明、情報提供業務の実演及び常勤弁護士による事例紹介 ・情報提供、外国人支援、高齢者、障害者及びDVストーカー被害等に関するグループ討議	56名
千葉	平成28年10月18日	・法テラスの業務説明 ・関係機関との連携に関する事例検討、意見交換	31名
千葉	平成28年11月7日	同上	18名
茨城	平成28年6月30日	・法テラスの業務説明 ・常勤弁護士による債務整理の方法や関係機関との連携事例の紹介、意見交換	18名
茨城	平成28年7月27日	・法テラスの業務説明 ・生活困窮者に対する司法ソーシャルワーク（連携強化）の取組事例紹介、意見交換	29名
茨城	平成28年10月28日	・法テラスの業務説明 ・法テラスでの情報提供の様子を寸劇で紹介 ・①女性や子どもをとりまく諸問題、②生活困窮者支援、③家族の支援が望めない高齢者、障害者支援の3分科会による討議、意見交換	147名
茨城	平成29年1月18日	・法テラスの業務説明 ・債務整理に関する事例紹介、意見交換	17名
茨城	平成29年2月14日	・法テラスの業務説明 ・「女性や子どもをとりまく問題」をテーマに事例紹介、意見交換	19名
栃木	平成29年2月24日	・法テラスの業務実績報告 ・成年後見制度の事例に基づくグループ討議	22名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
群馬	平成28年12月1日	・法テラスの業務説明 ・弁護士による無戸籍者の支援に関する基調講演、パネルディスカッション ・意見交換	92名
静岡	平成29年3月3日	・法テラス静岡の業務報告 ・静岡県弁護士会による高齢者、障害者総合支援センター制度の紹介 ・法テラス静岡法律事務所の取組事例についての報告	84名
静岡 (沼津支部)	平成29年2月27日	・法テラスの業務説明 ・「法テラス沼津における司法ソーシャルワーク活動について」をテーマにしたパネルディスカッション ・質疑応答、意見交換	35名
静岡 (浜松支部)	平成29年2月20日	・法テラスの業務報告 ・常勤弁護士による司法ソーシャルワークに関する業務説明 ・「外国人の方々の法的支援について」、「高齢者、障害者等の法的支援について」をテーマにしたパネルディスカッション	65名
山梨	平成28年4月22日	・高齢者、障害者に対する支援をテーマにした事例検討 ・質疑応答、意見交換	62名
山梨	平成28年10月22日	・司法ソーシャルワーク推進室長による「総合法律支援の現況と『司法ソーシャルワーク』の試み」と題する基調講演 ・山梨県弁護士会会長による「弁護士、日本司法支援センター、福祉関係者との連携による法律問題解決の実践」と題する基調講演 ・司法ソーシャルワークのアンケート分析結果の報告 ・パネルディスカッション	100名
長野	平成28年11月18日	・法テラスの業務説明 ・司法ソーシャルワークの概要説明 ・長野県弁護士会の高齢者、障害者総合支援センター運営委員長による「長野県弁護士会における高齢者、障害者への取り組みについて」と題する講話 ・法テラス松本法律事務所における関係機関との連携事例の紹介 ・質疑応答	24名
新潟	平成28年7月1日	・法テラスの業務説明及びDVD上映 ・新潟県弁護士会、新潟県司法書士会による活動報告 ・事例検討（成年後見、自己破産、離婚）	22名
中部			
愛知	平成29年2月1日	・法テラスの業務説明 ・高齢者、障害者への法的支援の事例報告 ・グループディスカッション	71名
愛知 (三河支部)	平成28年11月24日	・愛知県弁護士会西三河支部高齢者、障害者委員長による成年後見の改正法についての説明 ・総合法律支援法改正についての説明 ・指定相談場所での定期相談や巡回相談、ホットライン等に関するグループ討議	33名
三重	平成28年11月16日	・法テラスの業務説明及び司法ソーシャルワークの説明 ・11月から運用開始した「司法ソーシャルワーク出張相談」「司法ソーシャルワーク巡回相談」の概要の紹介 ・質疑応答、意見交換	47名
岐阜	平成28年7月15日	・教育委員会やスクールソーシャルワーカーを対象とした、学校現場で子ども達が直面する両親の離婚問題や親権等で注意すべき点等の説明 ・質疑応答、意見交換	30名
福井	平成28年8月30日	・法テラスの業務説明及び実績報告 ・司法書士後見人等の給源、扶助利用件数増加策及び出張相談の拡充する際の課題についての意見交換	5名
福井	平成29年1月18日	・総合法律支援法改正についての説明 ・関係機関からの事前アンケートに対する回答 ・質疑応答、検討事例に基づく意見交換	36名
石川	平成29年1月16日	・DVD上映による法テラスの業務説明 ・司法ソーシャルワークの概要及び出張相談の説明	76名
富山	平成28年10月4日	・法テラス富山の業務実績報告 ・常勤弁護士による「福祉と司法の連携について」と題する講演 ・パネルディスカッション「弁護士に相談する？しない？法律問題を抱える人の発見ポイント」	35名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
富山	平成29年1月19日	・法テラスの業務説明 ・常勤弁護士による法テラス魚津法律事務所の業務状況の説明 ・質疑応答、グループでの意見交換	15名
<b>近畿</b>			
大阪	平成29年2月13日	・法テラスの業務説明及び業務報告 ・司法ソーシャルワークについての説明	23名
大阪	平成29年2月17日	同上	56名
京都	平成28年10月4日	・「法テラス10年を振り返って」と題するスライド上映、業務実績報告 ・パネルディスカッション「法テラスの現状及び今後の展望」	52名
兵庫	平成28年7月13日	・民事法律扶助業務の説明 ・司法ソーシャルワークの説明	18名
奈良	平成28年10月3日	・法テラスの業務説明 ・常勤弁護士10年間の活動記録の報告	31名
滋賀	平成28年11月25日	・法テラスの業務説明 ・成年後見制度にかかる各関係機関の連携に関する協議	18名
和歌山	平成28年12月6日	・業務報告 ・常勤弁護士による「高齢者の法律問題を解決するために」と題する講演 ・意見交換	30名
和歌山	平成29年2月21日	同上	33名
<b>中国</b>			
広島	平成28年11月2日	・婦人保護施設長による実践報告 ・法テラスの業務報告 ・質疑応答、意見交換	54名
山口	平成28年9月20日	・法テラスの業務説明、常勤弁護士の活動報告 ・司法ソーシャルワークの概況説明 ・意見交換、質疑応答	18名
山口	平成28年11月18日	・法テラスの業務報告 ・弁護士ナビゲーション及び出前講座の案内	49名
岡山	平成28年6月29日	・犯罪被害者支援団体の活動紹介	65名
岡山	平成28年11月24日	・地域包括支援センターの支援員を対象とした出張相談の説明	20名
岡山	平成29年1月25日	・法テラスの業務説明 ・質疑応答	42名
岡山	平成29年2月6日	同上	38名
鳥取	平成28年12月1日	・法テラスの業務説明 ・常勤弁護士による事例紹介 ・事前アンケート及び会議内容を受けての質疑応答、意見交換	14名
島根	平成28年6月13日	・島根地方事務所が実施している「助っ人弁護士」制度の紹介 ・常勤弁護士及び松江市くらし相談支援センター所長による事例報告 ・質疑応答、意見交換	42名
島根	平成28年11月28日	・法テラスの業務説明 ・法テラス浜田の業務報告及び活動についての説明 ・「助っ人弁護士」制度の説明 ・浜田市社会福祉協議会による「助っ人弁護士」制度の現状及び今後の課題についての講演 ・質疑応答	23名
<b>四国</b>			
香川	平成29年2月21日	・法テラスの業務説明 ・常勤弁護士による司法ソーシャルワークの説明及び事例についての報告	18名
徳島	平成28年12月5日	・法テラスの業務説明 ・消費者庁審議官による「高齢者をめぐる消費者被害の実態」と題する講演 ・落語家による「3Kで高齢者の被害ゼロ」と題する落語 ・パネルディスカッション「高齢者、障害者への法的支援を考える」	220名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
高知	平成28年11月10日	・ 法テラス高知、法テラス須崎法律事務所の業務説明 ・ 法テラス須崎法律事務所の弁護士との繋がり方についての講演 ・ 質疑応答、意見交換	35名
高知	平成28年11月22日	・ 法テラスの業務説明 ・ 法テラス安芸法律事務所の業務説明 ・ 意見交換、質疑応答	23名
高知	平成28年12月13日	・ 法テラス高知の業務説明 ・ 法テラス中村法律事務所の業務説明 ・ 質疑応答、意見交換	20名
愛媛	平成28年11月16日	・ 福祉行政職員を対象としたホットラインの開設についての説明 ・ 弁護士による「弁護士と公益活動」と題する講演 ・ 法テラスの業務内容及び平成27年度業務実績等の報告 ・ 質疑応答、意見交換	72名
愛媛	平成29年3月3日	・ 法テラス愛媛における司法ソーシャルワークへの取組状況の報告 ・ 事例検討、意見交換	36名
九州			
福岡	平成28年8月18日	・ 法テラスの業務説明 ・ 法テラス福岡における司法ソーシャルワークへの取組状況の報告 ・ 高齢者、障害者等支援困難事例における適切な法律面での対応と専門職との連携についてのグループワーク	53名
福岡	平成28年11月27日	・ 弁護士による「弁護士から見たDV事件～DVの実態と自立への道すじ～」と題する基調講演 ・ パネルディスカッション「DV事件における私たちの役割、連携」	83名
福岡 (北九州支部)	平成28年11月7日	・ 法テラス理事による「利用者と法テラスについて（10周年を迎えて）」というテーマで、法テラスの基本情報や利用方法、法テラス全体の今後の展望などについての基調講演 ・ 司法ソーシャルワークをテーマに社会福祉士と常勤弁護士との対談 ・ 法テラス北九州の業務報告	89名
佐賀	平成29年2月16日	・ 法テラスの業務報告及び業務説明 ・ 障害者差別解消法の法制度の説明 ・ 法テラスの利用方法の説明 ・ 意見交換	81名
長崎	平成29年2月8日	・ 法テラスの業務報告 ・ 長崎県弁護士会労働と貧困に関する委員会による活動報告 ・ 常勤弁護士と長崎市福祉部生活福祉二課の方による福祉事務所と法テラスの連携事例についての報告	19名
大分	平成28年10月24日	・ 設例を用いた民事法律扶助業務の説明 ・ 事例検討、質疑応答	40名
大分	平成29年1月27日	・ 民事法律扶助業務及び出張相談についての説明 ・ 事前アンケートに基づく質疑応答	15名
熊本	平成29年2月28日	・ 法テラスの業務説明 ・ 熊本市南福祉事務所の方による「法テラスとの連携について」と題する基調講演 ・ グループワークや事例に関する意見交換、質疑応答	35名
鹿児島	平成29年2月17日	・ 業務報告 ・ 業務説明及び関係機関との連携対応事例の紹介 ・ 弁護士による「DV被害者への法的支援活動状況について」と題する講演	64名
宮崎	平成29年1月20日	・ 身近なトラブル事案を題材に、法テラスの業務内容や活用法をロールプレイングで説明 ・ 常勤弁護士による活動報告 ・ 司法書士による「司法書士と司法ソーシャルワーク」と題する講演 ・ 質疑応答、意見交換	42名
沖縄	平成29年2月10日	・ 法テラスの業務説明 ・ 弁護士による「高齢者の財産管理について」と題する講演 ・ 常勤弁護士による高齢者、障害者にまつわる事例紹介	43名





# 法テラスの刊行物

法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物を作成しています。各刊行物については、法テラスのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

## 法テラスを利用したい方へ

The first leaflet, titled '法テラス', features a sun logo and asks '身近な法的トラブル お気軽にお問合せください。' (For nearby legal troubles, please contact us easily). The second leaflet, '法テラス申込みの流れ', details the application process, including contact information and a QR code.

一般リーフレット

パンフレット

## 組織概要を知りたい方へ

The first leaflet, '法テラス白書 平成27年度版', shows a sun logo and the text '身近な法的トラブル お気軽にお問合せください。' The second leaflet, '法人パンフレット', features a photograph of a chair and table in a room, with the Houterasu logo and name at the bottom.

白書

法人パンフレット

## 利用対象者別パンフレット

This leaflet features a photograph of an elderly woman and the text 'トラブルにあったら、まず法テラスへ' (If you have a trouble, first go to Houterasu). It includes the phone number 0570-078374 and 0570-079714, and a QR code.

高齢者支援パンフレット

This leaflet features illustrations of a man and a woman and the text 'トラブルにあったら、まず法テラスへ' (If you have a trouble, first go to Houterasu). It includes the phone number 0570-078374 and 0570-079714, and a QR code.

知的障害者支援  
パンフレット

This leaflet is plain white with the text '日本司法支援センター 点字パンフレット' (Japan Judicial Support Center Braille Leaflet) centered on the page.

点字パンフレット

## 犯罪被害者支援リーフレット

This leaflet features a heart logo and the text '一人でも悩まないで' (Don't suffer alone). It includes the phone number 0570-079714 and a QR code.

This leaflet features a tulip illustration and the text '犯罪被害者支援 Q&A' (Crime Victim Support Q&A). It includes a QR code.

This leaflet features a flower illustration and the text 'ドメスティックバイオレンス(DV)' (Domestic Violence). It includes a QR code.

## 法律相談Q&Aシリーズ

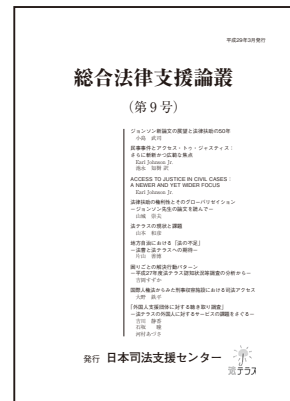
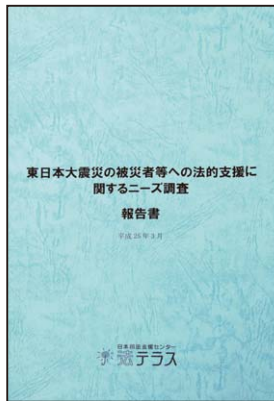
## 広報誌



シリーズ内容  
離婚、相続問題、労働問題、建物賃貸借問題、  
多重債務問題、成年後見問題、身近なトラブル、消費者トラブル、近隣トラブル

## 調査報告書

## 紀要



東日本大震災の被災者等への法的支援に関する  
ニーズ調査報告書

法律扶助のニーズ及び  
法テラス利用状況に関する  
調査報告書

総合法律支援論叢

## 法テラス白書 平成28年度版

---

平成29年10月発行

編著・発行者 日本司法支援センター  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
電話 0503383-5333  
<http://www.houterasu.or.jp/>

印刷・製本 株式会社 ブルーホップ

日本司法支援センター  
法テラス

法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し  
**0570-078374**

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ  
**0570-079714**

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

期間限定 震災 法テラスダイヤル

お な や み レスキュー  
**0120-078309**

※震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>

法テラス スマートフォンサイト

<http://www.houterasu.or.jp/sp>

法テラス 携帯サイト

<http://www.houterasu.or.jp/k>



スマートフォンサイト



携帯サイト



日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL0503383-5333(IP電話)